

三芳町地域防災計画
本編

令和7年3月
三芳町防災会議

目次

第1編 総則編.....	1
第1章 総則.....	1
第1節 基本方針.....	1
第1 目的.....	1
第2 防災計画の構成と内容.....	1
第3 防災計画の位置づけ.....	1
1. 上位計画との関係.....	1
2. 関連計画との関係.....	2
3. 防災計画の修正.....	2
4. 防災計画の周知徹底.....	2
5. 計画の用語.....	3
第2節 三芳町の概況と災害履歴.....	3
第1 町の概況.....	3
1. 地勢.....	3
2. 気候.....	3
第2 災害履歴.....	3
1. 地震災害.....	3
2. 風雪水害.....	4
3. 人口.....	4
4. 土地利用.....	4
第3節 防災の基本理念.....	4
第1 効果的な災害予防.....	4
第2 防災計画の周知徹底.....	4
第3 町の役割.....	4
1. 自助・共助の強化.....	4
2. 命を守る初期行動の重視.....	5
3. 広域受援体制の整備.....	5
4. 人的ネットワークの強化.....	5
5. デジタル化の推進.....	5
6. 計画の効果的推進に向けた取組.....	5
第4 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策.....	5
第5 防災に関しての住民の役割.....	5
第2章 防災体制.....	7
第1節 業務の大綱.....	7
1. 町.....	7
2. 指定地方行政機関.....	7
3. 自衛隊.....	8
4. 県.....	8

5.	警察.....	9
6.	消防.....	9
7.	指定公共機関.....	9
8.	指定地方公共機関.....	10
9.	公共的団体その他防災上重要な施設の管理者.....	10
第2	災害時応援協定締結団体・事業者.....	11
第3	その他の団体等の行うべき業務の内容.....	11
第4	県からの情報連絡員、情報連絡係.....	11
1.	市町村情報連絡員.....	11
2.	市町村情報連絡係.....	12
第2節	町の防災体制.....	13
第1	町の体制整備.....	13
第2	防災会議.....	13
1.	所掌事務.....	13
2.	組織機構.....	13
第3	災害対策検討会議.....	14
第4	業務継続計画.....	14
1.	業務継続計画の更新.....	15
2.	ICT-BCPに基づく訓練の実施.....	15
第5	指定管理者との防災協定の推進.....	15
第3節	町の活動体制.....	16
第1	配備体制・動員計画.....	16
1.	待機体制の場合.....	16
2.	警戒体制の場合.....	16
第2	非常体制.....	16
1.	休日・夜間等における体制.....	16
2.	災害対策本部の設置.....	17
第3	警戒本部の設置.....	18
1.	現地本部の設置.....	18
2.	三芳町議会災害対策支援本部の設置.....	19
第4節	指定行政機関等の活動体制.....	20
第1	指定地方行政機関.....	20
1.	公共的団体・防災上重要な施設の管理者等.....	20
2.	組織等の整備.....	20
3.	職員の派遣.....	20
第3章	防災教育及び訓練.....	21
第1節	町が実施する防災教育及び訓練.....	21
第1	防災教育.....	21
1.	自主防災組織（自主防災会）の必要性.....	21
2.	住民に対する教育.....	21

3.	防災上重要な施設における教育.....	21
4.	町職員及び防災に従事する職員に対する教育・研修.....	22
5.	学校における教育.....	22
6.	家庭内の三つの取組の普及.....	23
7.	事業所における教育.....	23
8.	高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進.....	23
9.	防災意識の向上.....	23
10.	防災総点検.....	23
第2	防災訓練.....	23
1.	総合防災訓練.....	23
2.	町及び防災関係機関が実施する訓練.....	24
3.	避難所開設・運営訓練.....	24
4.	非常参集訓練.....	24
5.	本部運営訓練、情報収集伝達訓練.....	24
6.	その他の訓練.....	24
7.	事業所が実施する訓練.....	25
第3	県が実施する訓練.....	25
1.	九都県市合同防災訓練.....	25
2.	図上訓練.....	26
第4	章 調査研究及び関連計画.....	28
第1	節 防災アセスメントに関する調査研究.....	28
第2	節 地区防災計画.....	28
第2	編 震災対策編.....	31
第1	章 総則.....	31
第1	節 埼玉県の地震被害想定概要.....	31
第2	節 地震被害想定.....	31
第1	想定条件.....	31
1.	想定ケース.....	31
2.	想定地震.....	31
3.	活断層による地震動について.....	33
第2	想定結果.....	33
1.	地震動.....	33
2.	液状化.....	34
第3	節 首都直下地震に係る法制度の整備.....	36
第4	節 埼玉県の災害対応の方針.....	36
第1	想定結果を受けた対応.....	36
第5	節 三芳町で予測される被害概要.....	37
第1	建築物.....	37
第2	人的被害.....	37
第3	ライフライン.....	38

1. 電力.....	38
2. 通信.....	38
3. 都市ガス.....	38
4. 上水道.....	38
5. 下水道.....	39
第4 生活支障.....	39
1. 避難者.....	39
2. 帰宅困難者.....	39
3. 応急仮設住宅等需要量.....	39
第5 震災廃棄物.....	39
第2章 施策ごとの具体的計画.....	41
第1節 自助・共助による防災力の向上.....	41
第1 予防・事前対策.....	41
1. 自助による予防対策の実施.....	42
2. 自主防災組織の整備・育成.....	43
3. 自主防災組織づくりの推進.....	44
4. 公共的団体における防災力の強化.....	44
5. 民間防火防災組織の育成強化.....	45
6. 消防団の活動体制の充実.....	45
7. 広域消防応援体制の整備.....	46
8. 入間東部地区事務組合警防対策本部の設置基準.....	46
9. 事業所の防災体制の充実.....	47
10. ボランティア活動環境の整備.....	47
第2 応急対策.....	48
1. 自助による応急対策の実施.....	48
2. 地域の活動体制.....	48
3. ボランティア、NPO、NGO 等への対応.....	50
第2節 災害に強いまちづくり.....	51
第1 予防・事前対策.....	51
1. 液状化危険地域の予防対策.....	51
2. 造成地の予防対策.....	51
3. 防火地域及び準防火地域の指定.....	51
4. 建築物の防火の推進.....	52
5. 公共土木施設の耐震補強の推進.....	52
6. 社会資本の老朽化対策の推進.....	52
7. 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進.....	52
8. 防災活動のための公共用地等の有効活用.....	52
9. まちの耐震化.....	52
10. 不燃化等の促進.....	54
11. オープンスペース等の確保.....	54

12.	土地利用の適正化と市街地の整備.....	55
13.	被災建築物応急危険度判定体制等の整備.....	56
14.	消防力の強化.....	58
15.	出火の防止と消防活動.....	58
16.	地域住民と事業所の連携.....	58
17.	消防施設の耐震化及び更新整備.....	59
18.	消防資機材等の整備.....	59
19.	消防水利の整備.....	59
20.	孤立化地域対策.....	59
第2	応急対策.....	59
1.	三芳町の公共施設が共通してとるべき措置.....	59
2.	町有施設以外の公共施設等の応急対策.....	60
3.	事業所の応急対策.....	61
第3	復旧対策.....	61
1.	災害復旧事業計画の作成.....	61
2.	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成.....	62
3.	法律に基づく財政援助措置.....	62
4.	激甚災害に係る財政援助措置.....	62
5.	災害復旧事業の実施.....	64
第3節	交通ネットワーク・ライフライン等の確保.....	65
第1	予防・事前対策.....	65
1.	交通関連施設の安全確保.....	65
2.	緊急輸送ネットワークの整備.....	66
3.	ライフラインの確保.....	69
4.	エネルギーの確保.....	70
第2	応急対策.....	70
1.	道路ネットワークの確保.....	70
2.	障害物の除去.....	70
3.	交通規制.....	71
4.	交通施設の応急対策.....	72
5.	緊急輸送計画.....	72
6.	ライフライン施設の応急対策.....	75
7.	LPガス事業者.....	78
第4節	応急対応力の強化.....	80
第1	予防・事前対策.....	80
1.	救急救助活動体制.....	80
2.	受援体制.....	80
第2	応急対策.....	80
1.	災害発生直前の未然防止活動.....	80
2.	応急活動体制の施行.....	81

3.	町の災害対応に直接関係する関係機関による応急措置	81
4.	応援要請	82
5.	自衛隊に対する災害派遣要請	82
6.	行政機関に対する支援要請	85
7.	防災関係公共機関等に対する支援要請	86
8.	防災関係民間団体に対する支援要請	87
9.	消防相互応援協定の状況	87
10.	避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援	87
11.	応援の受入れ	88
第5節	情報収集・伝達	90
第1	予防・事前対策	90
1.	情報通信設備の安全対策	90
2.	情報収集・伝達体制の整備	90
3.	情報処理・分析体制の整備	93
4.	広報計画	93
第2	応急対策	95
1.	災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達	95
2.	県による地震情報の収集・伝達	97
3.	地域防災組織（行政連絡区等）による地区内の被害情報収集	97
4.	県への報告	99
5.	広聴活動	101
第6節	医療救護活動	102
第1	予防・事前対策	102
1.	救急救助体制の整備	103
2.	傷病者搬送体制の整備	103
3.	初動医療体制の整備	103
4.	後方医療体制の整備	104
5.	医療器具及び医薬品の確保	104
6.	医療関連の有資格者の把握	104
7.	遺体の取扱い対策	104
第2	応急対策	105
1.	医療救護活動	105
2.	県による広域医療救護体制	107
3.	県による栄養指導	109
4.	防疫・保健衛生	110
5.	遺体の搜索、収容及び埋葬	111
6.	行方不明者や遺体の搜索	111
7.	遺体の処理・収容	111
8.	遺体の埋・火葬	112
第7節	帰宅困難者安全確保対策	114

第1 予防・事前対策	114
1. 帰宅困難者の定義.....	114
2. 帰宅困難者の想定.....	114
3. 基本方針.....	114
4. 現況.....	115
5. 帰宅困難者発生に伴う影響.....	115
6. 安全確保のための対策.....	116
7. 帰宅困難者支援のための広域的な連携.....	117
8. 一時滞在施設の確保.....	117
9. 企業等における対策.....	118
10. 帰宅支援施設の充実.....	118
第2 応急対策	118
1. 帰宅の可否の判断・考え方について.....	118
2. 帰宅困難者への情報提供.....	118
3. 帰宅困難者支援施設等の開設・運営.....	119
第8節 避難対策.....	121
第1 予防・事前対策	121
1. 避難計画.....	121
2. 代替避難所・代替緊急避難場所.....	121
3. 避難経路の指定と周知.....	123
4. 避難所への誘導方法.....	124
5. 防災上重要な施設の避難計画.....	124
6. 避難指示が発令された場合の避難.....	124
7. 避難に関する心得、知識の普及啓発活動.....	125
8. 防災拠点（避難所等）の指定と整備.....	125
9. 福祉避難所の確保.....	128
10. その他防災拠点の確保.....	129
11. 施設の安全性の強化及び良好な生活環境への配慮.....	130
12. 指定避難所における生活環境の確保.....	130
13. 避難所運営計画の策定.....	131
14. 住民への周知.....	131
15. 避難所管理・運営マニュアルの作成.....	131
16. 避難所運営体制の整備.....	131
17. 住民への指定避難所等の周知.....	131
18. 個別避難所運営マニュアルの作成.....	132
第2 応急対策	132
1. 警戒区域の設定.....	132
2. 避難指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方.....	132
3. 避難の指示.....	133
4. 実施責任者.....	133

5.	自主避難の行動.....	134
6.	避難行動における行政連絡区（地域防災組織）の対応.....	134
7.	避難所の運営管理.....	137
8.	指定避難所への収容対象者.....	138
9.	指定避難所の運営.....	138
10.	避難所外避難者対策.....	139
11.	広域避難.....	140
12.	避難生活での留意事項.....	140
13.	し尿処理.....	140
14.	避難所におけるペットの対応.....	141
15.	在宅被災者への支援.....	142
第9節	要配慮者対策.....	143
第1	予防・事前対策.....	143
1.	要配慮者等に係る定義.....	143
2.	要配慮者の安全確保.....	143
3.	推進体制の整備.....	144
4.	要配慮者の範囲.....	145
5.	要配慮者名簿の作成.....	145
6.	避難支援等関係者間での情報の共有.....	145
7.	個別計画の策定と避難支援者の選任.....	146
8.	避難支援者の役割と見守りネットワーク.....	146
9.	避難支援等関係者の安全確保の措置.....	146
10.	要配慮者情報の管理及び更新.....	147
11.	情報伝達体制の整備.....	147
12.	福祉避難所の活用.....	147
13.	外国人の安全確保.....	147
14.	社会福祉施設入所者の安全確保.....	148
第2	応急対策.....	150
1.	要配慮者の避難支援.....	150
2.	社会福祉施設等入所者.....	151
3.	外国人の安全確保.....	152
4.	被災者支援情報の提供及び生活相談窓口の開設.....	152
5.	避難行動要支援者等の避難支援.....	152
6.	避難所における良好な生活環境の確保.....	153
7.	要配慮者等に配慮した避難所運営体制等の整備.....	153
8.	避難生活における要配慮者支援.....	154
第10節	物資供給・輸送対策.....	155
第1	予防・事前対策.....	155
1.	広域物資拠点.....	155
2.	物流オペレーションチーム.....	155

3.	飲料水及び生活水の確保.....	155
4.	水道貯水施設の現況.....	155
5.	生活水.....	157
6.	給水設備及び資機材の整備と維持管理.....	157
7.	食料備蓄計画.....	157
8.	調達体制.....	159
9.	生活必需品の備蓄・確保.....	159
10.	防災用資機材の備蓄.....	160
第2節	応急対策.....	161
1.	食料の確保・供給.....	161
2.	給食の方法.....	162
3.	埼玉県広域受援計画の適用.....	163
4.	飲料水の確保・供給.....	163
5.	水道施設の応急復旧.....	164
6.	生活必需品の確保・供給.....	165
7.	生活必需品の調達方法.....	165
8.	生活必需品等の輸送.....	165
9.	生活必需品等の配分.....	165
10.	石油類燃料の調達・確保.....	166
第11節	住民生活の早期再建.....	167
第1節	基本方針.....	167
第2節	予防・事前対策.....	167
1.	被災者支援業務の標準化.....	167
2.	被災者台帳作成体制の整備.....	167
3.	罹災証明書発行体制の整備.....	167
4.	応急住宅対策.....	167
5.	動物愛護.....	169
6.	文教対策（学校の災害対策）.....	169
7.	文教対策（文化財の防火・防災対策）.....	171
8.	がれき処理等廃棄物対策.....	172
9.	被災中小企業支援.....	173
第3節	応急対策.....	173
1.	災害救助法の適用.....	173
2.	住家の被害認定体制の整備.....	175
3.	住家の被害認定調査の実施.....	175
4.	被災者台帳の作成.....	175
5.	台帳情報の利用及び提供.....	175
6.	罹災証明書の発行.....	175
7.	行政相談窓口の設置.....	176
8.	ごみ処理.....	177

9.	がれき処理等災害廃棄物対策.....	177
10.	し尿処理.....	178
11.	公共施設等の応急危険度判定.....	178
12.	一般建築物等の応急危険度判定.....	179
13.	被災宅地危険度判定調査.....	179
14.	応急措置に関する相談及び広報.....	180
15.	住宅復旧・応急仮設住宅.....	180
16.	住宅の応急修理.....	182
17.	住宅関係の障害物除去.....	182
18.	文教対策（学校の災害対策）.....	183
19.	応急教育の実施.....	185
20.	教材、学用品等の調達及び支給.....	185
21.	文化財の応急措置.....	186
22.	被災者の生活確保.....	186
23.	被災者への融資及び見舞金の支給.....	188
24.	災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付.....	188
25.	被災者生活再建支援制度（国／被災者生活再建支援法）.....	191
26.	被災者生活再建支援制度（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）.....	192
27.	義援金及び見舞金品の受入・配分計画.....	193
28.	被災生活の長期化への対応.....	193
第12節	広域災害応援.....	194
第1節	予防・事前対策.....	194
1.	広域応援体制の整備.....	194
2.	広域応援要員派遣体制の整備.....	194
3.	広域避難受入体制の整備.....	194
4.	浜岡地域原子力災害広域避難の受入対策.....	194
第2節	応急対策.....	195
1.	広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）.....	195
2.	応援に必要な広域災害情報の収集.....	195
3.	広域応援要員の派遣.....	195
4.	広域避難の支援.....	195
5.	避難生活への支援.....	196
6.	がれき処理支援.....	196
第3章	災害復興.....	197
第1節	復興計画.....	197
第1節	復興対策本部.....	197
1.	復興方針の策定.....	197
2.	復興計画の策定.....	197
第2節	災害復興事業の実施.....	197
1.	被災市街地復興特別措置法上の手続き.....	197

2. 災害復興事業の実施.....	198
第3章 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）.....	198
1. 遺体の埋・火葬支援.....	198
2. 仮設工場・作業場の斡旋.....	198
3. 生活支援.....	198
第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置.....	199
第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応.....	199
第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達.....	199
第2 住民、企業等へのよびかけ.....	200
1. 住民の防災対応.....	200
2. 企業等の防災対応.....	201
第2節 地震発生後の対応等.....	201
第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置.....	202
第1節 基本方針.....	202
第2節 実施計画.....	202
第1 第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応.....	202
1. 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達.....	202
2. 県民、企業等へのよびかけ.....	202
第6章 火山噴火降灰対策.....	204
第1節 基本方針.....	204
1. 富士山が噴火した場合の想定.....	204
2. その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合.....	204
第2 予防・事前対策.....	205
1. 火山噴火降灰予防.....	205
第3 応急対策.....	208
1. 応急活動体制の確立.....	208
2. 情報の収集・伝達.....	208
3. 交通規制の実施.....	209
4. 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策.....	209
5. 避難所の開設・運営.....	210
6. 医療救護.....	210
7. 飲料水の供給.....	210
8. 帰宅困難者対策.....	210
9. 農業者への支援.....	210
10. 降灰の処理.....	210
11. 広域一時滞在.....	210
12. 物価の安定、物資の安定供給.....	211
第3編 風雪水害対策編.....	213
第1章 総則.....	213
第1節 風雪水害の危険性.....	213

第2節 大雪災害の特徴.....	213
第2章 施策ごとの具体的計画.....	215
第1節 自助・共助による防災力の向上.....	215
第1 予防・事前対策.....	215
1. 地域コミュニティによる側溝等の日常点検や軽微な清掃の促進.....	215
2. 土のうの事前準備.....	215
3. 気象警報等に関する知識と情報入手方法の啓発.....	215
第2節 災害に強いまちづくり.....	216
第1 予防・事前対策.....	216
1. 水害対策.....	216
2. 風害対策.....	217
3. 土砂災害対策.....	218
4. 雪害対策.....	218
第2 応急対策.....	222
1. 水害対策.....	222
2. 風害対策.....	223
3. 雪害対策.....	223
4. 土砂災害対策.....	227
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保.....	229
第1 予防・事前対策.....	229
第2 応急対策.....	229
第4節 応急対応力の強化.....	230
第1 予防・事前対策.....	230
第2 応急対策.....	230
1. 配備・動員計画.....	230
2. 災害対策本部の設置.....	232
第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備.....	234
第1 予防・事前対策.....	234
第2 応急対策.....	234
1. 特別警報・警報・注意報等の伝達.....	234
2. 各種気象情報.....	238
3. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知.....	240
4. 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報.....	243
5. 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報.....	243
6. 気象情報及び災害情報の収集・伝達.....	243
7. 住民への気象・災害情報の伝達.....	248
8. 異常な現象発見時の通報.....	249
第6節 医療救護等対策.....	250
第1 応急対策.....	250
1. 救急救助活動の実施者.....	250

2. 救急救助の実施方法.....	250
第7節 避難対策.....	251
第1 予防・事前対策.....	251
1. 避難計画の策定.....	251
2. 発災前の避難決定及び住民への情報提供.....	252
3. 事業者による従業員等の安全確保.....	252
第2 応急対策.....	252
1. 防災気象情報と避難行動.....	252
2. 避難指示等.....	254
3. 避難指示等発令後の対応.....	259
第8節 災害時の要配慮者対策.....	261
第9節 物資供給・輸送対策.....	261
第10節 生活の早期再建.....	261
1. 防疫及び水害廃棄物処理対策.....	261
2. 生活再建等の支援.....	261
3. 被災者への融資.....	261
第11節 竜巻等突風対策.....	262
1. 竜巻等突風災害の概要.....	262
2. 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト.....	263
3. 被害予防対策.....	264
4. 竜巻等突風災害危険時及び発生時の対策.....	265
第3章 災害復興.....	266
第4編 複合災害対策編.....	267
第1節 基本方針.....	267
1. 人命救助が第一.....	267
2. 二次被害の防止.....	267
3. ライフラインの復旧.....	267
4. 対策の方向性.....	267
第2節 具体的取組.....	268
第1 予防・事前対策.....	268
1. 複合災害に関する防災知識の普及.....	268
2. 複合災害発生時の被害想定の実施.....	269
3. 防災施設の整備等.....	269
4. 非常時情報通信の整備.....	269
5. 避難対策.....	269
6. 災害医療体制の整備.....	270
7. 災害時の要配慮者対策.....	270
8. 緊急輸送体制の整備.....	270
第2 応急対策.....	270
1. 情報の収集・伝達.....	270

2.	交通規制	270
3.	道路の修復	270
4.	避難所の再配置	271
第5編	事故災害対策編	273
第1節	火災対策	273
第1	火災予防	273
1.	建築物の不燃化	273
2.	火災発生原因の制御	273
3.	耐災環境の整備	274
4.	消防力の強化	274
5.	消防計画の作成	275
第2	消防活動	276
1.	消防本部による消防活動	276
2.	他の消防機関に対する応援要請	276
3.	大規模火災への対応	277
4.	消防団による消防活動【町、消防機関】	278
第3	大規模火災予防	279
1.	留意点	279
2.	災害に強いまちの形成	279
3.	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	280
4.	防災知識の普及、訓練	282
第4	大規模火災対策	283
1.	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	283
2.	活動体制の確立	283
3.	広域的な応援体制	284
4.	消火活動	284
5.	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	284
第2節	危険物等災害対策	286
第1	危険物等災害予防	286
1.	留意点	286
第2	危険物等災害応急対策	286
1.	危険物取扱施設における応急対策	286
2.	避難誘導	286
第3	高圧ガス災害応急対策計画	287
1.	応急措置	287
第4	火薬類災害応急対策計画	287
第5	毒物・劇物災害応急対策計画	288
第6	サリン等による人身被害対策計画	288
1.	活動体制	289
2.	応急措置	289

3.	医療救護.....	289
4.	汚染除去.....	289
5.	避難収容活動への備え.....	289
6.	救出、救助.....	290
第3節	放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画.....	292
第1	基本的な考え方.....	292
1.	現況.....	292
2.	計画において尊重する指針.....	292
第2	予防対策.....	292
1.	放射性物質取扱施設に係る事故予防対策.....	292
2.	迅速かつ円滑な災害対策への備え.....	293
3.	緊急被ばく医療体制の整備.....	294
4.	防護資機材の整備.....	294
第3	応急・復旧対策.....	296
1.	核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡.....	296
2.	通信手段の確保【県、町】.....	298
3.	活動体制の確立.....	298
4.	県の活動体制.....	299
5.	町の活動体制.....	299
6.	応援要請・自衛隊災害派遣要請.....	299
7.	応援要請【県】.....	299
8.	災害応急体制の整備.....	299
9.	原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、町】.....	300
10.	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	300
11.	退避・避難収容活動など.....	301
12.	住民への的確な情報伝達活動.....	302
13.	核燃料物質等の除去等.....	302
14.	各種規制措置と解除.....	303
15.	被害状況の調査等.....	303
16.	住民の健康調査等.....	303
17.	放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策.....	304
18.	原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策.....	305
19.	他市町村からの避難住民の受入れについて.....	307
第4節	農林水産災害対策計画.....	308
第1	凍霜害予防.....	308
1.	実施計画.....	308
2.	霜注意報等の伝達.....	308
3.	生産振興課.....	308
第5節	道路災害対策計画.....	309
第1	道路災害予防.....	309

1.	道路の安全確保.....	309
2.	情報の収集・連絡.....	310
3.	災害応急体制の整備.....	310
4.	緊急輸送活動体制の整備.....	310
5.	被災者等への的確な情報伝達活動への備え.....	311
第2	道路災害応急対策.....	311
1.	災害情報の収集・連絡.....	311
2.	災害発生直後の被害情報の収集・連絡.....	311
3.	道路災害情報の収集・連絡系統.....	312
4.	応急対策活動情報の連絡.....	312
5.	町の活動体制.....	312
6.	消火活動.....	313
7.	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	313
8.	危険物の流出に対する応急対策.....	313
9.	道路施設・交通安全施設の応急復旧活動.....	314
10.	被災者等への的確な情報伝達活動.....	314
11.	道路災害からの復旧.....	314
第6	節 鉄道事故・施設災害対策計画.....	316
第1	節 鉄道事故対策計画.....	316
1.	事業者等の活動体制【鉄道事業者】.....	316
2.	町の活動体制.....	316
3.	応急措置.....	316

第1編 総則編

第1編 総則編 第1章 総則
第1節 基本方針

第1編 総則編
第1章 総則
第1節 基本方針
第1 目的

この計画は、三芳町住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、三芳町防災会議が作成する計画であって、本町における災害の予防・応急・復旧対策及び復興計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、地域の減災を目指すものとする。

第2 防災計画の構成と内容

この計画は、以下の5編をもって構成している。

- 第1編 総則編
- 第2編 震災対策編
- 第3編 風雪水害対策編
- 第4編 複合災害対策編
- 第5編 事故災害対策編

第1編 総則編は、三芳町地域防災計画作成の目的、位置づけ、基本方針及び防災関係機関等の処理すべき業務の大綱等について定めるとともに、災害の要因となる自然的、社会的背景、三芳町において想定される災害の内容等について記載するものである。

第2編 震災対策編は、地震災害による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策から復興計画の基本についてまとめたものである。

第3編 風雪水害対策編は、集中豪雨や台風、暴風、竜巻、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流といった風雪水害を対象とし、「事前・予防対策」と「応急対策」についての計画とする。

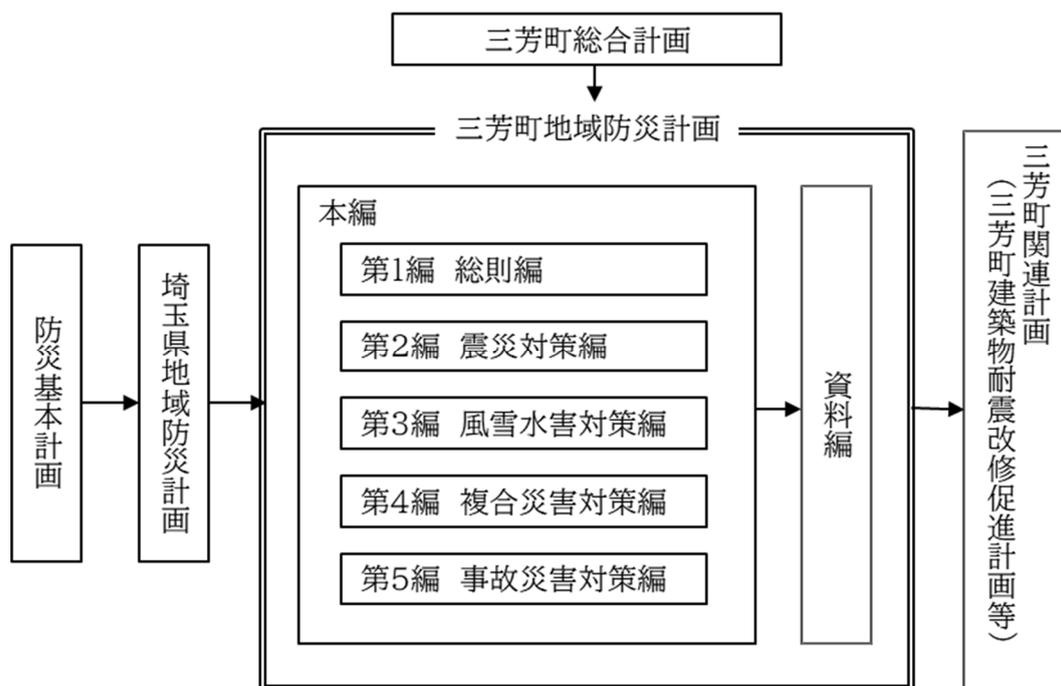
第4編 複合災害対策編は、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生した場合の対策の方向性をまとめたものである。

第5編 事故災害対策編は、火災、危険物等災害、放射性物質及び原子力発電所事故災害、鉄道事故、航空機事故などについて、それぞれ対策をまとめたものである。

第3 防災計画の位置づけ

1. 上位計画との関係

この計画は次に示すように、その直接の上位計画として埼玉県地域防災計画を基準とし、共通する計画については、県の計画を準用しその範囲内において作成したものである。



2. 関連計画との関係

この計画に示す防災業務の方針等に基づき、町は、必要な関連する計画を更新もしくは策定するものとする。主な関連計画は、次のとおりである。

- ①三芳町都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)
- ②三芳町建築物耐震改修促進計画(既存建築物の耐震診断・改修の促進プラン)
- ③三芳町災害廃棄物処理計画(災害によって生じる廃棄物の円滑な処理方針)
- ④国民保護に関する三芳町計画(武力攻撃事態等からの避難・救援プラン)
- ⑤三芳町地域防災初期行動マニュアル(震災時の地域連携・共助の手引き)
- ⑥三芳町避難行動要支援者避難支援プラン(要配慮者等の地域での見守りプラン)
- ⑦三芳町立小中学校版学校防災マニュアル(学校での災害時等対応の手引き)
- ⑧児童福祉施設等危機管理マニュアル(保育所等での災害時等対応の手引き)
- ⑨三芳町業務継続計画(災害時等での重要業務の継続、迅速な再開の為のプラン)
- ⑩ICT部門の業務継続計画(重要な情報システムの継続、復旧の為のプラン)
- ⑪災害時における保健・医療活動マニュアル(保健活動体制の対応・行動内容の手引き)
- ⑫三芳町被災建築物応急危険度判定体制整備計画(被災建築物の安全性の判定・表示)
- ⑬三芳町公共施設マネジメント基本計画

3. 防災計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められたときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

4. 防災計画の周知徹底

関係各機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町職員、関係機関職員及び住民に対し、常に周知徹底

第1編 総則編 第1章 総則
第2節 三芳町の概況と災害履歴

を図り地域防災に寄与するものとする。

5. 計画の用語

本計画において、略して標記した用語の意味は次のとおりである。

- ① 災対法 災害対策基本法
- ② 救助法 災害救助法
- ③ 防災関係機関 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等
- ④ 協定締結団体等 災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者

第2節 三芳町の概況と災害履歴

第1 町の概況

1. 地勢

三芳町は首都圏 30km に位置し、埼玉県の南部、武蔵野台地の北東部にあたり、東経 139 度 31 分、北緯 35 度 49 分。海拔は 37.5m 前後、面積は 15.33 km² で、東西は 6.9km、南北は 4.2km にわたり、東は志木市・富士見市、南東は新座市、南西は所沢市、北はふじみ野市・川越市と隣接している。

標高 37.5m 前後（役場付近）であるが、西端部では 50m、東南端で 10m、大部分は 25 m～45m 程のなだらかな起伏を有しながら西から東へ緩やかに下る勾配をもつ平坦な台地である。地質は、火山活動によってもたらされた火山灰が堆積した関東ローム層によって覆われている。河川は東南端を流れる柳瀬川以外はなく、北部には都市下水路の砂川堀、排水路として南部には唐沢堀、東部には江川がある。

2. 気候

気候は、太平洋側気候に属する。このため、夏は日中かなりの高温・多湿となるほか、しばしば雷雨に見舞われる。冬は北西の強い季節風が吹き、低湿度の晴天の日が多い。4 月～5 月頃にみられる晩霜は、時として農作物に被害をもたらすことがある。

第2 災害履歴

1. 地震災害

過去に関東地方に最大の影響を与えたものは、関東大震災である。三芳町は武蔵野台地上に位置し、地震に対する地盤が比較的良好いため被害は少なく、三芳町の震度は、震度 4～5 弱であったと推定される。埼玉県における被害地震は、資料 2-1 のとおり。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）では、三芳町においても震度 5 弱が観測され、竹間沢を中心に広範囲での停電が発生（12 日未明に復旧）、28 件以上の瓦の崩落、一部公共施設にひび割れ等が確認された。なお、三芳町においては、この地震による直接の人的被害はなかった。

2. 風雪水害

三芳町において近年発生した風雪水害の被害状況は、大災害に該当するものはなく、比較的小規模な床下浸水、畑浸水及び降雪によるカーポートや農業ハウスの被害が報告されたのみとなっている。資料 2-2 に、戦後の風雪水害による埼玉県の影響の一覧を示す。

3. 人口

令和 6 年 12 月末日現在、三芳町の人口は 37,377 人（男性 18,515 人、女性 18,862 人）、世帯数は 17,122 世帯となっている。（住民基本台帳による）

4. 土地利用

令和 6 年 1 月 1 日現在、地目別面積は、比率の高いものから、畑 36.14%、宅地 30.46%、山林 8.28%、雑種地 10.31%、その他 14.81%となっている。

市街化区域用途別面積では、全 298.6ha のうち、第一種低層住居専用地域 24.2%、第一種中高層住居専用地域 19.3%、第一種住居地域 16.5%、第二種住居地域 9.5%、近隣商業地域 0.9%、工業地域 29.6%となっている。（統計みよし 2023（令和 5 年版）による）

第3節 防災の基本理念

第1 効果的な災害予防

災害に備えるための措置について、ハード・ソフトを適切に組み合わせ、効果的な災害対策を推進する。

併せて、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図る。

第2 防災計画の周知徹底

防災関係機関は本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、町職員、関係機関職員及び住民に対し、常に周知徹底を図り地域防災に寄与するものとする。

第3 町の役割

町は、予防対策、応急対策及び復旧対策を立て、次の事項を実施するとともに、指定地方行政機関と相互連携を保ち災害に対処する。

1. 自助・共助の強化

大規模災害が発生した場合は、行政自体が被害を受け、行政機能が低下する可能性もある。また、町は休日・夜間の急な発災に備えるものの、迅速かつ万全な活動体制を確保できるとは限らない。

これらのことから、町は「公助」の役割とその限界を踏まえつつ、住民一人一人が自らの命、安全を守る「自助」、地域コミュニティや事業所、ボランティア、団体等が協働して地域の安全を守る「共助」を推進し、三芳町の地域特性を生かして、「自助」「共助」「公助」の防災行動が最大の効果を発揮できるよう、施設・設備・機器及びしくみの整備、地域防災への支援、自助の啓発を重点化する。

2. 命を守る初期行動の重視

大規模災害では、発災後の数日間程度の初期行動が、住民の生命を災害から守り、被害の拡大を防止する上で重要となる。そのため、自身の安全確保、救急・救助、初期消火、安否確認、参集・活動体制の確立、被害情報の収集・伝達、避難行動等の災害における初期行動を迅速かつ的確に実施できる体制の強化を図る。

3. 広域受援体制の整備

大規模災害では、町の防災体制のみでは、災害のすべてに対応できないことが予想される。こうした事態に備えて、県、他市町村、防災関係機関及び NGO 等災害ボランティアの支援を受け入れやすくするよう、広域受援体制の整備を進める。

4. 人的ネットワークの強化

県、防災関係機関、協定締結団体等と、発災時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係を築き、強固な協力関係の下に防災対策を進める。

5. デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（LINE、X、フェイスブック）の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

6. 計画の効果的推進に向けた取組

本計画を効果的に推進するため、次の点に留意して取組を進めるものとする。

地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限の努力をし、さらに制度等の整備、改善等について検討、実施する。

- ・計画に基づくマニュアル類の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアル類の定期的な点検や検証
- ・点検や訓練から得られた機関間の調整に必要な事項や教訓等の反映

第4 「減災」の考え方によるハード・ソフト両面での対策

災害の発生を未然に防ぐことはできないという前提に立って、ハード・ソフトの対策を効果的に組み合わせることで実施することにより、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を重視する。

第5 防災に関しての住民の役割

- ①町が提供するハザードマップ等を活用した防災に関する知識の修得
- ②自身の居住する家屋等の耐震化の推進、家具等の転倒防止対策の実施
- ③ブロック塀等の補修又は生け垣化、風雪水害への自己防衛対策

第1編 総則編 第1章 総則
第3節 防災の基本理念

- ④火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- ⑤町が提供する防災マップを活用した避難場所、避難路の確認
- ⑥飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分を最低限とし、1週間分を推奨）
- ⑦町、地域、勤務先等で行う各種防災訓練への積極的な参加
- ⑧自主防災組織への参加
- ⑨行政連絡区・自治会等コミュニティへの参加・協力
- ⑩近隣の要配慮者に対する日常からの見守り
- ⑪家族の連絡方法・集合場所等の確認
- ⑫防災の知識、災害の教訓の次世代への伝承
- ⑬その他、防災に対して個人でできる備え

第2章 防災体制

第1節 業務の大綱

1. 町

名称	事務又は業務の大綱
三芳町	<p>【予防対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 防災に関する住民への啓発及び教育に関すること 2) 防災に関する組織の整備に関すること 3) 防災に関する訓練の実施に関すること 4) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること 5) 防災に関する施設及び設備等の整備点検・更新に関すること 6) 防災に関する住民の自発的な防災活動の促進に関すること 7) 防災に関するボランティア活動の啓発、ボランティア組織との連携に関すること 8) 防災に関する各種関係団体等との協定締結等による協力体制の整備に関すること 9) 前各号のほか、災害発生時に災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善に関すること <p>【応急対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 警報の伝達並びに避難の指示に関すること 2) 消防、水防その他の応急処置に関すること 3) 被災者の救助、避難その他の保護に関すること 4) 災害を受けた児童・生徒の応急教育に関すること 5) 施設及び設備の応急復旧に関すること 6) 施設及び防疫その他の保健衛生処置に関すること 7) 緊急輸送の確保に関すること 8) 前各号のほか災害の防ぎよ又は拡大防止のための処置に関すること 9) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用後は知事の補助機関として災害救助にあたる <p>【復旧対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の新設及び改良に関すること

2. 指定地方行政機関

名称	事務又は業務の大綱
農林水産省関東農政局	1) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀を確保・供給すること
所沢労働基準監督署	1) 工場、事業所における労働災害の防止に関すること
東京管区气象台（熊谷地方气象台）	<ol style="list-style-type: none"> 1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること 2) 気象、地象（地震にあっては、地震動に限る。）及び水象の予報及び警報に関すること 3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること 4) 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関するこ

3. 自衛隊

名称	事務又は業務の大綱
自衛隊（第32普通科連隊）	<p>【災害派遣の準備】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施 <p>【災害派遣の実施】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

4. 県

名称	事務又は業務の大綱
南西部地域振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1) 災害応急対策組織の整備に関する事 2) 災害情報の収集及び報告に関する事 3) 自衛隊の災害派遣に関する事 4) 市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 5) 災害対策現地調査に関する事 6) 災害対策現地報告に関する事 7) 災害応急対策に必要な応急処置に関する事
川越農林振興センター	<ol style="list-style-type: none"> 1) 農畜林水産被害の状況の調査 2) 農作・家畜共済及び建築物等の共済に関する事 3) 農業災害融資に関する事 4) 被災者の食料等の確保及び輸送に関する事 5) 主要農作物の種子及び苗の確保に関する事 6) 農作物病虫害防除対策及び指導に関する事 7) 防除機具及び農薬の調整に関する事
川越県土整備事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1) 降水量及び水位等の観測通報に関する事 2) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関する事 3) 水こう門及び排水機場に関する事 4) 水防管理団体との連絡指導に関する事 5) 河川、道路及び橋梁等の被災状況の調査及び応急修繕に関する事
朝霞保健所	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関する事 2) 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達あっ旋に関する事 3) 感染症法に基づく消毒の指導に関する事 4) 飲料水の水質検査に関する事 5) そ族、昆虫駆除に関する事 6) 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関する事 7) 災害救助食品の衛生に関する事 8) 病院、診療所及び助産所に関する事 9) 被災者の医療・助産その他の保健衛生に関する事

第1編 総則編 第2章 防災体制
第1節 業務の大綱

名称	事務又は業務の大綱
西部教育事務所	1) 教育関係の被災状況調査に関する事 2) 公立学校及び施設の災害応急対策の指導に関する事 3) 災害給付及び災害貸付に関する事 4) 応急教育実施の予定場所の指導に関する事 5) 教育実施者の確保に関する事 6) 応急教育の方法及び指導に関する事 7) 教科書及び教材等の配給に関する事 8) 重要文化財の保護に関する事 9) 災害地学校の保護指導に関する事 10) 災害地学校の給食の指導に関する事
西部福祉事務所	1) 被害状況の情報収集に関する事 2) 災害救助の実施に関する事 3) 災害救助に関する委任事項の指導に関する事 4) 災害現地調査に関する事 5) 被災者の救難、救助その他保護に関する事 6) 日赤その他医療機関との連絡に関する事

5. 警察

名称	事務又は業務の大綱
東入間警察署	1) 情報の収集・伝達及び広報 2) 警告及び避難誘導 3) 人命の救助及び負傷者の救護 4) 交通秩序の維持 5) 犯罪の予防検挙 6) 行方不明者の捜索と検視（死体検分） 7) 漂流物の処理 8) その他治安維持に必要な措置

6. 消防

名称	事務又は業務の大綱
入間東部地区事務組合・三芳町消防団	1) 防災に関する予防普及に関する事 2) 消防・水防その他応急措置に関する事 3) 避難及び応急救助に関する事 4) 災害に関する情報の伝達及び被害調査に関する事

7. 指定公共機関

名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ	1) 電気通信設備の整備に関する事 2) 災害時における重要通信の確保に関する事 3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事
東京電力パワーグリッド(株)	1) 災害時における電力供給に関する事 2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本赤十字社	1) 義援金品の受領、配布及び募金に関する事 2) 災害時における救護班の編成及び医療・助産・救護の実施に関する事

第1編 総則編 第2章 防災体制
第1節 業務の大綱

第1編
総則編

名称	事務又は業務の大綱
東日本高速道路(株)	高速自動車道（関越自動車道）に係る 1) 災害防止に関する事 2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関する事 3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関する事 4) 災害復旧工事の施行に関する事 1 東日本高速道路の保全に関する事
日本郵便（株） 三芳郵便局	1) 郵便業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 2) 救助用物資等を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事

8. 指定地方公共機関

名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道(株)	1) 鉄道施設等の安全保安に関する事 2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関する事
大東ガス(株)	1) 災害時におけるガスの供給に関する事 2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事

9. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

名称	事務又は業務の大綱
いるま野農業協同組合	1) 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事 2) 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3) 被災農家に対する融資あっ旋に関する事 4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保・あっ旋に関する事 5) 農作物の需給調整に関する事
三芳町商工会	1) 町が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっ旋等の協力に関する事 2) 災害時における物価安定についての協力に関する事 3) 救助用物資・復旧資材の確保についての協力、あっ旋に関する事
一般社団法人東入間 医師会・三芳医会	1) 医療救護及び助産活動の協力に関する事 2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3) 災害時における医療活動の実施に関する事
病院等の管理者	1) 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2) 被災時の病人等の収容保護 3) 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
三芳町災害対策協 力会	1) 災害時における被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関する事
社会福祉施設管理 者	1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2) 災害時における収容者の保護に関する事
緊急機関	1) 被災事業等に対する資金の融資に関する事
学校法人	1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関する事 2) 被災時における教育対策に関する事 3) 被災施設の災害復旧に関する事

名称	事務又は業務の大綱
行政連絡区（自治会等）	1) 地区災害対策本部の設置に関する事 2) 地区住民の安否確認、避難支援及び避難所の開設・運営等の共助活動に関する事 3) その他、町が実施する応急対策についての協力に関する事
アマチュア無線クラブ等の団体	1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事
公共施設指定管理者	1) 町が実施する応急対策についての協力に関する事

○（参考）県における災害時応援協定締結団体・事業者等の役割

名称	事務又は業務の大綱
埼玉県建設業協会	1) 県が管理する道路、河川の被災情報の収集及び連絡、応急復旧工事 2) 流域下水道施設の応急対策業務 3) 被災建築物応急危険度判定の実施
埼玉県解体業協会	倒壊建築物等の除去
埼玉県倉庫協会	救援物資の保管
埼玉県葬祭業協同組合	棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送
物資事業者	救援物資の供給
自動車事業者	避難所の非常用電源としての次世代自動車の貸与
日本水道協会	給水車の派遣、水道施設の応急復旧、応急復旧資機材の提供、工事業者の斡旋

第2 災害時応援協定締結団体・事業者

町は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。

災害時応援協定締結団体・事業者は、災害時に協定が有効に機能するよう、町と協力して平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。災害時応援協定締結団体は資料編別冊のとおり。

第3 その他の団体等の行うべき業務の内容

その施設が被害を受けることにより、一般の他の被害を一層拡大する恐れのある事業所等の管理者は、この計画に基づきそれぞれ防災に関し施設保護を考慮するものとする。

災害により多人数の避難所となる建築物の管理者等は、この計画に基づき、防災業務を行うものとする。

第4 県からの情報連絡員、情報連絡係

1. 市町村情報連絡員

勤務時間外に大規模地震や相当規模の風雪水害等が発生等した場合、市町村に入る情報の収集及び県への報告にあたるため、市町村役場近くに居住する職員が各市町村役場に参集する。

第1編 総則編 第2章 防災体制
第1節 業務の大綱

2. 市町村情報連絡係

勤務時間内において、相当規模の災害が発生し、連絡調整のために市町村に連絡員を派遣する必要があると支部長が判断した場合、原則として支部構成員の中から支部長が指名する者を町役場に派遣する。

第1編 総則編 第2章 防災体制
第2節 町の防災体制

第2節 町の防災体制

【自治安心課、総務課、政策推進室、教育委員会、施設所管課】

第1 町の体制整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、三芳町に加え、身近な地域防災の担い手による常設型の会議や災害対策本部に準じた庁内検討会議等を整備することにより、平常時におけるきめ細かな災害対策検討や地域防災ネットワーク形成を行うものとする。

第2 防災会議

町は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、三芳町防災会議条例により防災会議を設置する。(三芳町防災会議委員については、資料1-1 三芳町防災会議条例を参照)

[資料1-1 三芳町防災会議条例]

1. 所掌事務

- ①地域防災計画の作成とその実施の推進
- ②町長の諮問に応じた町域に係る防災に関する重要事項の審議
- ③防災に関する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- ④その他法令に基づく権限に属する事項

2. 組織機構

種別		機関、職名
本部長		三芳町長
1号委員	指定地方行政機関	農林水産省関東農政局 埼玉県拠点
		所沢労働基準監督署
2号委員	県の機関	埼玉県南西部地域振興センター
		埼玉県川越農林振興センター
		埼玉県川越県土整備事務所
		埼玉県朝霞保健所
3号委員	警察の機関	東入間警察署
4号委員	町の機関	副町長 政策推進室長 総務課長 福祉課長 道路交通課長 上下水道課長
5号委員	教育機関	三芳町教育委員会
6号委員	消防機関	入間東部地区事務組合
		三芳町消防団
7号委員	指定公共機関	日本郵便株式会社 三芳郵便局
		東日本電信電話(株) 埼玉事業部 埼玉西支店
		東京電力パワーグリッド(株)志木支社
	指定地方公共機関	東武鉄道株式会社

種別		機関、職名
		大東ガス株式会社
		三芳医会
8号委員	地域防災組織学識 経験者	三芳町区長会
		三芳町地域防災検討委員会
		三芳町男女共同参画推進会議

* 防災会議の庶務は、自治安心課において処理する。

(1) 地域防災検討委員会

町の災害対策について、住民及び地域団体・機関の意見を反映させるため、行政連絡区や消防団等の身近な地域防災の担い手で構成する三芳町地域防災検討委員会を置く。検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ①三芳町地域防災計画に係る地域課題の抽出、検討及び提言に関する事項
- ②その他町の総合的な災害対策に関する事項

なお、検討委員会における検討結果は、委員長が三芳町防災会議の会長に報告し、会長はその内容を防災会議に報告するものとする。

(三芳町地域防災検討委員会規程については、資料 1-2 を参照)

[資料 1-2 三芳町地域防災検討委員会規程]

第3 災害対策検討会議

三芳町災害対策本部条例に基づき、平常時における町の災害対策を検討するため、副町長、教育長及び関係課長で構成する三芳町災害対策検討会議を設置する。検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- ①三芳町地域防災計画その他町の総合的な災害対策の見直しに係る庁内の調整に関する事項
- ②災害時における役場の組織体制に関する事項
- ③災害に係る予防対策、応急対策及び復興対策に関する事項
- ④被災地支援、避難者受入その他広域災害対応に関する事項
- ⑤その他、災害対策に関して町長から指示を受けた事項。なお、議長は検討会議の結果を町長に報告するものとする。

[資料 1-3 三芳町災害対策検討会議規程]

第4 業務継続計画

災害が発生した場合に、町の通常業務を最小化して災害対策に重点化しつつも、必要不可欠な行政事務を継続し、あるいは停止した場合でもこれを迅速に再開させ、時間の経過、災害業務の縮小とともに行政事務を復旧・正常化させるまでの方策をとりまとめた「三芳町業務継続計画 (BCP)」を策定する。また、重要な情報システムについては「ICT 部門の業務継続計画 (ICT-BCP)」に沿って、システム運用の継続または復旧を目指す。

1. 業務継続計画の更新

災害発生後の各段階（フェーズ）における非常時優先業務の各課調査を実施し、応急対策業務（災害時にのみ発生する業務）及び優先通常業務（通常業務のうち、維持、継続、再開を優先する業務）の業務内容や職員参集予測に基づく配置調整、通常業務の維持、継続に必要な場所や資機材、システム等の資源を精査することにより実効性を高め、令和6年度に三芳町業務継続計画の改訂を行った。業務継続の基本方針及び令和6年改訂の要項は次のとおりである。

- 災害対応態勢の確立による非常時優先業務を確実に実施
- 過去の災害教訓に基づく災害レベル（大規模、中規模）の設定
- 災害時に町が置かれる状況の具体化（リスクシナリオの設定）
- 災害レベル、リスクシナリオに基づく非常時優先業務の時系列目標の設定
- 実践性のある人的・物的な資源配置
- 訓練等を通じて課題の抽出・検討・改善を行い、様々なシナリオを想定して計画を更新する（BCM（業務継続マネジメント）の体制確立）。

2. ICT-BCPに基づく訓練の実施

大規模な災害等の発生時に備えて、情報システムの保全及び安全な復旧に関する対応手順をICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）として策定しており、定期的にICT-BCPに基づいた訓練を実施し、緊急対応要員の育成を推進する。

第5 指定管理者との防災協定の推進

町は、公共施設を運営する指定管理者との間で、防災に関する協定の締結を推進し、災害時において当該公共施設を町災害対策本部が行う応急対策等に活用するほか、指定管理者より、防災上の積極的協力が得られるよう体制を整えておく。

第1編 総則編 第2章 防災体制
第3節 町の活動体制

第3節 町の活動体制

第1 配備体制・動員計画

職員の配備体制は以下のとおりとする。

本部設置	体制区分		配備基準	参集する職員
情報連絡室	待機態勢		・震度4の揺れが発生した場合	災害対策本部員
警戒本部設置	警戒体制	第1配備	・震度5弱の揺れが発生した場合	下表の全班長及び班員
		第2配備	・震度5強の揺れが発生した場合	
災害対策本部設置	非常態勢		・震度6弱以上の揺れが発生した場合、又はこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合 ・町長が必要と認めた場合	職員全員

第1配備 (全10班)	庶務班・情報1班・救助総務班・救助1班・教育施設対策班・学校教育班・避難所総務班・土木班・建設班・水道給水班
第2配備 (全15班)	(上記の10班に加えて) 緊急避難対応班(休日・夜間対応)・避難所1班・避難所2班・避難所3班・衛生医療班

1. 待機体制の場合

災害対策本部員は速やかに庁舎へ参集する。

2. 警戒体制の場合

全班長及び班員は速やかに庁舎へ参集する。なお、班長は必要な班員の出勤をこれに追加して要請できるものとし、その場合部長にその旨報告するものとする。

第2 非常体制

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。

1. 休日・夜間等における体制

休日及び夜間等の勤務時間外に大規模地震が発生した場合、全職員は、あらゆる手段を尽くし、可能な限り速やかにあらかじめ定められた参集場所に参集する。

(1) 本部参集職員

本部参集職員は、参集直後は、所属班を問わず情報の収集伝達、避難誘導、救護等の緊急性の高い応急対策に従事し、状況に応じて所属班の応急対策に従事する。

①緊急避難対応班

緊急避難対応班は休日・夜間、担当している各指定避難所に直接参集し、地域の被災状

第 1 編 総則編 第 2 章 防災体制
第 3 節 町の活動体制

況、自主避難者の状況、教職員の未到着、町の行政判定士による被災建築物応急危険度判定の結果により判断して避難所開設を行う。なお、後に到着した避難所班、学校教職員、行政連絡区に運営を引き継ぐものとする。適時、避難所開設や地域の被災状況等を本部報告する。

ただし、震度 5 強の場合は、担当エリアの避難所班長の施設（公民館等）に参集・待機して避難所開設に備える。

〔資料 1-4 三芳町緊急避難対応職員の指定に関する規程〕

② 土日勤務を常態とする避難所班職員（出先機関）

土日発災のケースで、図書館・児童館等、勤務日が土日に割り振られている避難所班の職員は、利用者（子ども）の安全確保・避難誘導・引き渡し等、平日発災同様の業務終了後に、各避難所班に合流することとする。

(2) 職員の自動参集

職員は定められた配備基準に基づいて自動的に参集するものとする。なお、特に連絡を要する場合は、資料 3-1 に基づいて連絡を行う。

各部・班の長はあらかじめ職員の配置計画をたて、所属職員に徹底する。

〔資料 3-1 職員の動員連絡方法〕

2. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、原則として震度 6 弱以上の揺れが発生した場合、またはこれに準ずる揺れが発生し、相当規模の災害の発生が予想される場合等において、非常体制を発令する必要があると認めるときは、本計画及び三芳町災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める三芳町災害対策本部に関する要綱により、町災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合、以下に掲げる者に対し必要に応じて通知する。

連絡先	通知方法
職員各班	庁内放送、町防災行政無線（移動系）、（災害時優先）電話、口頭
防災関係機関	県防災行政無線（地上系・衛星系）、埼玉県災害オペレーション支援システム、電話、その他非常通信手段、口頭
報道機関	電話、FAX、口頭
隣接市	電話、文書、FAX
行政連絡区・消防団・社協等	電話、FAX、メール
一般住民	町防災行政無線、町ホームページ、SNS（LINE、X、フェイスブック）、地域コミュニティメール等

〔資料 1-5 三芳町災害対策本部条例〕

〔資料 1-6 三芳町災害対策本部に関する要綱〕

〔資料 1-7 三芳町災害対策本部職員被服貸与規程〕

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は三芳町役場3階会議室とする。

①組織構成

災害対策本部の組織構成は、資料1-8のとおりとする。なお、町の災害対策本部には、予め指定する、県、警察、消防、町議会の連絡員が参加するものとする。

[資料1-8 災害対策本部の組織編成系統図]

(3) 各事務分掌

①災害対策本部

本部長、副本部長、本部員で構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議・決定する。

②本部室及び各部

災害対策本部及び各部の組織・事務分掌は、資料1-9～1-11のとおりとする。

③指揮系統

各部班の長が不在の場合には、出勤した者のうち上席者が代わって指揮をとり各部班の長が出勤した時点でこれを引き継ぐ。

[資料1-9 災害対策本部の事務分掌]

[資料1-10 配属班と所属部署の対比表と主な業務分掌]

[資料1-11 風雪水害発生時の各部の事務分掌]

<町災害対策本部代替施設>

施設名称	住所	電話番号	延床面積(m ²)
第1順位 三芳町文化会館	藤久保 1100-1	259-3211	3,965.00
第2順位 浄水場	藤久保 1047-1	274-1014	3,772.78

第3 警戒本部の設置

震度5弱の揺れが発生した場合は「警戒体制第1配備」により、震度5強の揺れが発生した場合は「警戒体制第2配備」により、それぞれ警戒本部を設置する。職員は、本章第3節第1「配備体制・動員計画の警戒体制」に基づき参集し、その後の防災活動に対応できる体制を整える。なお、警戒本部は、地域の被害状況に鑑み、本部長が必要と認めたときは、速やかに災害対策本部に移行する。警戒本部の設置場所、組織構成、事務分掌は、災害対策本部設置時に準ずる。

1. 現地本部の設置

指定避難所を開設した場合、指定避難所に派遣した職員（避難所班、緊急避難対応班）により、指定避難所に現地本部を設置する。現地本部は、地域防災組織（行政連絡区等）と協力して地区内の被害情報を収集し、災害対策本部に報告するほか、学校と連携して地区避難者の収容、支援を行うものとする。

2. 三芳町議会災害対策支援本部の設置

災害対策本部が設置された場合、三芳町議会議長は、三芳町議会災害支援本部を設置することができる。災害支援本部は災害応急対策及び災害復旧の円滑な実施について災害対策本部に対して支援を行うものとし、本部長は災害対策本部にオブザーバーとして参加する。〔資料 1-12 三芳町議会災害対策支援本部設置要綱〕

第4節 指定行政機関等の活動体制

第1 指定地方行政機関

指定地方行政機関（農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方气象台）は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

1. 公共的団体・防災上重要な施設の管理者等

町内の公共的団体（いるま野農業協同組合、商工会、三芳医会、災害対策協力会、行政連絡区・自治会等）、防災上重要な施設の管理者（病院・社会福祉施設等の管理者、金融機関、学校法人等）、その他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、法令、防災業務計画及び町地域防災計画の定めるところにより、その分掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講ずる。

2. 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備、及びサービスの基準を定めておく。

3. 職員の派遣

町長（本部長）は、災害対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めたときは指定地方行政機関の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

大規模災害時の適切な支援要請・受援体制構築のため、町は自治体・民間団体等との応援協定締結を進めている。

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
 第1節 町が実施する防災教育及び訓練

第3章 防災教育及び訓練

第1節 町が実施する防災教育及び訓練

【自治安心課、総務課、教育委員会、福祉課、こども支援課、秘書広報室、各課、関係機関】

第1 防災教育

1. 自主防災組織（自主防災会）の必要性

災害時には、町及び警察等の防災関係機関は組織の全機能をあげて防災活動を実施するが、施設や道路等の損壊により活動能力の低下及び阻害が予想される。このような場合に、住民も行政の防災体制に協力するだけでなく、進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、地震災害発生直後の初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、住民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

2. 住民に対する教育

住民に広く防災知識を普及して防災に対する関心を深めるとともに防災思想の高揚を図り、地域防災体制の確立に資するための防災教育を計画的に実施する。

(1) 防災知識の普及内容

災害の予防及び応急対策計画並びに災害復旧に関する項目

- ①災害の種別と特性
- ②災害対策基本法及び関係法の趣旨
- ③災害時における心得
- ④防災計画の概要の周知
- ⑤被害報告及び避難方法の徹底
- ⑥災害復旧時等の生活確保に関する知識

(2) 防災知識の普及方法

防災に関する知識を普及させるため、最も効果的な広報媒体を活用して知識の普及を図る。

- ①三芳町ホームページ
- ②町や地域の防災訓練、又はその準備会議の活用
- ③町や県の主催又は地域・団体主催の各種研修、学習会、講演会、行事等の利用
- ④広報紙、回覧、パンフレット（防災マップ、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ等）
- ⑤ポスター、標識（立看板、横断幕）等の利用カ、埼玉県防災学習センター等の活用
- ⑥防災教育用設備、教材の貸出
- ⑦出前講座の実施
- ⑧マスメディアの活用
- ⑨その他の企画、広報手段

3. 防災上重要な施設における教育

病院及び社会福祉施設では、災害が発生した場合、多くの犠牲を生む危険性があるため、

平常時から、社会的な位置づけの認識、要配慮者の把握、火災発生時の初期消火要領、避難の手順・方法等の十分な教育、訓練活動を行う。また、休日・夜間の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、連携を深めるものとする。

4. 町職員及び防災に従事する職員に対する教育・研修

防災対策の実行主体となる町職員及び防災に従事する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。防災に対する意識、知識及び防災行動力の向上を図るため、「地域防災初期行動マニュアル」や各種ハザードマップ、施設ごとの避難マニュアル等の内容を周知徹底させるとともに、庁内メールを活用した知識の習得等、定期的に防災に関する講習・訓練を実施する。

町職員及び防災に従事する職員は、上記の他、防災訓練、参集訓練等の機会を通して、自らの災害時行動や事務分掌について実践的にシミュレーションすると共に、避難所連絡会議等を通じた地域防災関係者とのネットワーク構築に努めるものとする。

5. 学校における教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、学校安全全体計画に基づき、特別活動や学校行事を中心に、教育活動全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。また、児童生徒の保護や防災教育にとどまらず、学校は地域の防災拠点として指定避難所としての機能を有することから、エリアの避難住民や帰宅困難者の受入支援について、教職員の果たす役割を町防災担当や避難所担当と連携して習得しておくとともに、エリアの地域防災関係者と顔の見える関係づくりを進めておくことが肝要である。

(1) 学校行事等における防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験、AEDの利用についての学習等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

(2) 教科等における防災教育

社会科や理科、総合的な学習の時間の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてDVDやデジタル教材等を活用した学習を行う。また、地域における防災施設や設備の見学・調査等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導、負傷者の応急手当、AEDの利用、火災発生時の初期消火、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
第1節 町が実施する防災教育及び訓練

6. 家庭内の三つの取組の普及

家庭では、特に次に掲げる事項について日頃から備え、自ら震災に備える取組を家庭内で実施する。

- ①家具の配置の見直しや、転倒防止器具の取り付けなどをして家具類の転倒・落下・移動を防止する。
- ②災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段である災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)、携帯電話事業者の災害用伝言板をそれぞれ体験し、発災に備える。
- ③家庭内で備蓄を行う(最低3日間(推奨1週間)分を目標とする)。特に、飲料水や食品などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるおそれがあるため、携帯トイレの備蓄(推奨1週間分)を行う。
- ④三つの取組を中心に、日頃から発災時の行動を家族とよく話題にするよう働きかける。

7. 事業所における教育

入間東部地区事務組合の指導のもと、講習会、講演会、実演等により防災知識の向上を図る。

8. 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進

町の防災主管部局・福祉部局等が主体となって、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職(ケアマネジャー・相談支援専門員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

9. 防災意識の向上

住民は、町及びその他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の震災から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じ、自らの問題として防災対策に取り組むよう努める。

10. 防災総点検

防災意識の高揚と災害への備えを充実・強化するため、町、県、住民、事業者など主体ごとに家庭、職場、地域における防災の総点検を実施する。

第2 防災訓練

町は、下記に示す各訓練に関し、広く住民に参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚、防災行動力の強化に努めるものとする。

1. 総合防災訓練

地震その他の大規模災害に備え、地域防災組織、町立小中学校その他の地域防災関係機関が実行委員会等の実施体制を組み、相互協力のもとで、2・3の項目を含む総合防災訓練(地域連携避難訓練)を年1回実施する。なお、4年に1度開催する2市1町合同による

防災訓練についても上記総合防災訓練に関連付けて実施するものとする。

〔資料 1-13 地域連携避難訓練実行委員会構成〕

2. 町及び防災関係機関が実施する訓練

(1) 指定避難所を拠点とした避難訓練

災害時に迅速で円滑な避難行動により、かけがえのない生命を確保し、減災に貢献できるよう、町と行政連絡区、地域防災関係機関が協力し、各エリア避難所を拠点とした避難訓練を年1回以上実施する。実施主体は各避難所連絡会議とし、年1回は、町全体の1の総合防災訓練の一環としての訓練に位置づける。

なお、要配慮者の支援を含む避難行動や、避難所開設・運営における地域と協働等、実践的な訓練の実施に努めるものとする。

(2) 学校・児童福祉施設における避難訓練

児童・生徒については、あらかじめ各種の想定のもとに実施し、突発的な災害に対し、保護者や地域の協力を得て引き渡しや留め置きなどの臨機応変な処置がとれるように指導を行う。

(3) 老人福祉施設・障害者支援施設における避難訓練

高齢者・障がい者等、災害時に特別な支援を要する要配慮者については、避難確保計画等に基づき、突発的な災害及び風水害等のリードタイムのある災害又は事故を想定し、適切な避難行動を実行できるよう施設職員等に対して指導する。

3. 避難所開設・運営訓練

災害時において避難所を早期に開設し、避難者を受け入れるため、避難所連絡会議が実施主体となって避難所の開設・運営の手順・方法を確認する訓練を実施する。また、福祉避難所の開設訓練の実施に努める。単独訓練のほか、避難訓練と併せて実施するなど工夫する。

4. 非常参集訓練

災害時における迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施し、即応体制の強化に努める。また、非常参集訓練と同時に災害対策本部設置訓練、現地本部設置訓練、情報収集伝達訓練を併せて実施する。

5. 本部運営訓練、情報収集伝達訓練

災害時における的確な情報の収集、判断、指示、伝達の体制を確立させるため、被災現場から災害対策本部までの情報収集・伝達を行う訓練と、災害対策本部の設置及び運営の訓練を、非常参集訓練と併せて定期的実施する。

6. その他の訓練

このほか公助機関の訓練として、町災害対策本部が常備消防や東入間警察、医療機関や

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
第1節 町が実施する防災教育及び訓練

自衛隊等の公的災害救助組織と連携した訓練を検討する。

- ①初期消火訓練
- ②応急救護訓練
- ③炊き出し訓練
- ④一時避難場所（集会所や子ども広場）を拠点とした避難（避難誘導）訓練
- ⑤年代にあわせた防災訓練
- ⑥避難所宿泊訓練
- ⑦災害図上訓練（DIG=Disaster Imagination Game）
- ⑧避難所開設・運営訓練（HUG=Hinanzo Unei Game）
- ⑨その他、地区住民の意識高揚に資する防災学習や体験訓練

7. 事業所が実施する訓練

病院、工場、事務所、その他の防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき防災訓練を年2回以上実施する。

- ・事業所における訓練
学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
- ・自主防災組織等の訓練
市町村及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

第3 県が実施する訓練

1. 九都県市合同防災訓練

【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(1) 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけて総合的な防災訓練を実施し、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

(2) 現況

昭和55年度から市町村と共催で当該訓練を実施している。

(3) 実施計画

毎年1回、原則として9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日。

(4) 実施場所

著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定す

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
第1節 町が実施する防災教育及び訓練

る。

(5) 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

(6) 訓練の種類

災害発生の初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・ 県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・ 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・ 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・ 他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・ 緊急地震速報を取り入れた訓練
- ・ 開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

(7) 防災フェアの開設

住民が防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる防災展示及び防災体験のコーナーを設ける。

2. 図上訓練

【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(1) 大規模災害時対応図上訓練

①趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、初動体制の早期確立や、情報収集及び判断指揮の訓練を実施し、職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

②現況

平成7年度から平成13年度までは大震災対処訓練として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、図上訓練として実施している。

③実施時期

毎年1回、原則として1月17日の「防災とボランティアの日」（阪神・淡路大震災発生日）を考慮した適切な日実施場所

④訓練参加機関

県、市町村、県内消防本部、自衛隊、警察本部、防災関係機関、物流事業者（団体）とし、九都県市は隔年、政府は相互の要請により参加する。

第1編 総則編 第3章 防災教育及び訓練
第1節 町が実施する防災教育及び訓練

⑤訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・ 応急対策活動
- ・ 救助・災害医療活動
- ・ 緊急交通路の確保活動
- ・ 物資の供給活動

⑥訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

第1編 総則編 第4章 調査研究及び関連計画
第1節 防災アセスメントに関する調査研究

第4章 調査研究及び関連計画

第1節 防災アセスメントに関する調査研究

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施と地区別防災カルテの作成を検討する。

防災アセスメントでは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を検討する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性（子ども、女性、高齢者の比率などを含む）を診断した「カルテ」から構成される。

第2節 地区防災計画

地区防災計画とは、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画である（災害対策基本法第42条の2）。

住民及び町内に事業所を有する事業者は、共同して、町防災会議に対し、町地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

町防災会議は、地区防災計画の提案があった場合、町地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、内閣府では「みんなで作る地区防災計画」のWebページを作成し、地区防災計画ガイドライン等の案内を掲載している。



(内閣府：地区防災計画ガイドライン（概要）より)

災害対策全体に関わる協定及び地域の包括的な取組に関わる協定については、資料編別冊を参照

第1編 総則編 第4章 調査研究及び関連計画
第2節 地区防災計画

第1編
総則編

第2編 震災対策編

第2編 震災対策編 第1章 総則
第1節 埼玉県地震被害想定概要

第2編 震災対策編

第1章 総則

第1節 埼玉県地震被害想定概要

計画の前提となる地震と被害想定は、「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」に基づく。県の地震被害想定調査は、東日本大震災において想定を超える地震・津波が発生し、広域かつ甚大な被害が生じたことを踏まえ、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて最新の科学的知見や基礎的データを反映したもので、埼玉県に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震を想定し、震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数などの被害量を予測したものとなっている。

第2節 地震被害想定

第1 想定条件

1. 想定ケース

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって変化することから、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して予測を行った。

○季節・時刻3ケース

- ・冬 5 時－大多数の人が住宅にあり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・夏 12 時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬 18 時－火気の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

○風速2ケース

- ・3 m/s－平均的な風速のケース
- ・8 m/s－強風のケース

2. 想定地震

国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後 30 年以内に南関東地域でM7 級の地震が発生する確率:70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定(相模湾～房総沖) ※今後 30 年以内の地震発生確率:ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率(深谷断層帯):ほぼ 0%~0.1%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率:0.5%~2%

※：地震調査研究推進本部による長期評価を参照

【想定地震の断層位置図】



3. 活断層による地震動について

活断層による地震動の推計にあたっては、地震による破壊開始の始まる位置の設定により震度分布が大きく異なることを考慮し、複数のパターンを想定した。関東平野北西縁断層帯は3点(北、中央、南)、立川断層帯は2点(北、南)のパターンを設定した。



第2 想定結果

1. 地震動

○東京湾北部地震 (マグニチュード7.3)

最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境から概ね4kmの範囲に集中する。震度6弱の地域は、南東部県境から概ね10kmの範囲に集中し、概ね20kmの範囲に散在する。最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に11市区町存在し、震度6強の地域は、南東部県境付近に集中している。

○茨城県南部地震 (マグニチュード7.3)

最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に5市町存在し、震度6強の地域は、中川低地沿いに散在している。

○元禄型関東地震 (マグニチュード8.2)

最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。

○関東平野北西縁断層帯による地震 (マグニチュード8.1)

最大震度は7である。最大震度が7となる市区町村は、中部から北部を中心に18市区町(北、南パターン)、17市区町(中央パターン)存在する。また、最大震度が6強以上となる市区町村は、45市区町村(全パターン)存在する。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲に渡って存在する。

・破壊開始点：北

吉見町・川島町を中心とした地域及び本庄市、美里町を中心とした地域で震度7が分

布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

- ・破壊開始点：中央

吉見町・川島町を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

- ・破壊開始点：南

川島町・北本市を中心とした地域で震度7が分布し、断層周辺に震度6強が分布する。県内の広域に震度6弱が分布する。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在します。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

- ・破壊開始点：北

入間市に震度6強が集中して分布し、県境から10km程度に震度6弱が集中して分布する。

- ・破壊開始点：南

入間市、所沢市に震度6強が集中して分布し、その周囲10km程度に震度6弱が集中して分布する。

2. 液状化

○東京湾北部地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.6%である。

○茨城県南部地震

中川低地の広い範囲に液状化可能性の高いか、やや高い地域が存在する。液状化可能性の高い地域は主に県東部を中心に分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.5%、やや高い面積率は8.8%である。

○元禄型関東地震

県南部の荒川低地及び中川低地に液状化可能性の高いか、やや高い地域が点在する。全県で液状化可能性の高い面積率は0.1%、やや高い面積率は2.5%である。

○関東平野北西縁断層帯（破壊開始点北）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.8%、やや高い面積率は5.9%である。

○関東平野北西縁断層帯（破壊開始点中央）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.9%、やや高い面積率は5.5%である。

○関東平野北西縁断層帯（破壊開始点南）

県中央部の断層沿いに液状化可能性の高い地域が広く分布する。全県で液状化可能性の高い面積率は2.7%、やや高い面積率は5.6%である。

○立川断層帯（破壊開始点北）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高い地域はごくわずかであり、やや高い面積率は0.1%である。

第2編 震災対策編 第1章 総則
第2節 地震被害想定

○立川断層帯（破壊開始点南）

荒川低地沿いの狭い地域に液状化可能性の低い地域が分布する。全県で液状化可能性の高いか、やや高い地域はわずかである。

想定地震別被害想定結果集計表

項目	予測内容	ケース	風速	関東平野北西縁			立川断層帯				
				東京湾北部	茨城県南部	元禄型関東	(破壊開始点北)	(破壊開始点中央)	(破壊開始点南)	(破壊開始点北)	(破壊開始点南)
建物	全壊数	—	—	13,380	8,496	2,117	55,129	49,087	50,058	1,026	1,931
	半壊数	—	—	42,743	27,572	9,536	101,874	106,498	102,753	9,592	13,389
火災	焼失棟数	冬5時	3m/s	155	185	42	1,781	1,956	2,214	121	222
			8m/s	206	258	52	2,088	2,202	2,515	142	271
		夏12時	3m/s	411	437	204	2,687	2,833	3,208	324	448
			8m/s	515	573	242	3,123	3,187	3,635	380	536
		冬18時	3m/s	1,286	1,318	579	10,093	10,535	10,988	955	1,381
			8m/s	1,572	1,763	694	11,669	11,822	12,372	1,117	1,642
人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	585	143	34	3,593	3,188	3,284	75	141
			8m/s	585	143	34	3,599	3,192	3,292	75	141
		夏12時	3m/s	361	77	27	1,577	1,399	1,470	43	76
			8m/s	361	77	27	1,580	1,401	1,474	43	76
		冬18時	3m/s	442	107	31	2,498	2,207	2,340	60	106
			8m/s	442	107	31	2,518	2,221	2,364	60	106
	負傷者数(人)	冬5時	3m/s	7,211	2,777	1,252	23,570	23,144	22,849	1,607	2,307
			8m/s	7,215	2,782	1,252	23,590	23,161	22,867	1,608	2,310
		夏12時	3m/s	4,842	1,770	1,011	16,521	15,680	15,816	1,117	1,506
			8m/s	4,847	1,776	1,013	16,540	15,696	15,835	1,120	1,511
		冬18時	3m/s	5,293	2,082	1,037	17,441	16,883	16,827	1,340	1,804
			8m/s	5,309	2,104	1,042	17,509	16,939	16,887	1,348	1,817
生活支障	避難所避難者数-1日後-(人)	冬18時	3m/s	42,945	26,441	7,808	115,313	109,011	113,168	6,407	10,248
			8m/s	43,538	27,396	8,041	117,990	111,228	115,499	6,742	10,810
	避難所避難者数-1週間後-(人)		3m/s	53,690	40,932	6,507	142,808	134,222	133,944	6,006	10,943
			8m/s	54,180	41,705	6,701	144,968	136,015	135,821	6,286	11,409
	避難所避難者数-1ヶ月後-(人)		3m/s	21,472	15,577	3,904	122,102	111,525	105,847	3,203	5,124
			8m/s	21,769	16,052	4,020	123,342	112,563	106,932	3,371	5,405
帰宅困難者数(人)	夏12時	—	600,573 ~ 667,146	517,986 ~ 531,986	557,627 ~ 630,959	654,886 ~ 759,074	654,517 ~ 759,020	608,602 ~ 713,098	467,590 ~ 522,786	342,580 ~ 356,211	
電力	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	1,462	1,153	348	9,740	8,917	9,356	409	625
			8m/s	1,546	1,292	382	10,244	9,336	9,816	456	704
	停電世帯数-1日後-(世帯)		3m/s	52,576	33,791	8,757	207,158	188,702	190,331	5,126	9,116
			8m/s	52,970	34,311	8,905	208,350	189,772	191,344	5,337	9,456
通信	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	544	391	125	3,757	3,468	3,585	143	211
			8m/s	572	433	136	3,950	3,629	3,756	159	237
	不通回線数-1日後-(回線)		3m/s	2,971	1,977	764	12,848	12,355	13,694	1,089	1,646
			8m/s	3,238	2,356	864	14,103	13,415	14,876	1,237	1,907
都市ガス	供給停止件数-直後-(件)	—	—	775,111	581,221	397,910	757,513	730,378	742,345	71,668	91,625
上水道	配水管被害数(箇所)	—	—	951	1,425	46	5,577	4,730	4,403	165	269
	断水人口-1日後-(人)	—	—	549,693	579,491	21,807	1,409,266	1,305,614	1,208,646	81,393	128,799
下水道	管渠被災距離(km)	—	—	3,372	2,963	2,800	3,749	3,713	3,725	2,244	1,868
	機能支障人口-直後-(人)	—	—	1,086,792	945,427	895,205	1,168,103	1,161,931	1,163,996	714,508	593,219
その他	エレベータ閉じこめ(台)	—	—	1,495	782	518	1,759	1,759	1,795	379	387
	自力脱出困難者数(人)	冬5時	—	3,207	651	170	12,520	11,217	11,759	327	629
	災害廃棄物量(万トン)	冬18時	3m/s	299.7	195.7	59.2	1,081.6	992.6	1,031.4	36.4	58.5
			8m/s	305.7	204.0	61.5	1,114.4	1,019.3	1,060.7	39.6	63.6
中高層階支障世帯数(世帯)	冬18時	8m/s	7,069	3,533	3,386	6,389	5,940	6,308	2,456	2,260	

*ケース、風速の欄にある”—”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

第2編 震災対策編 第1章 総則
第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

第3節 首都直下地震に係る法制度の整備

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、本県全域を含む首都直下地震緊急対策区域が指定された。

なお、首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの震災対策編に含まれるため、震災対策編はこの計画を兼ねるものとする。

第4節 埼玉県の災害対応の方針

第1 想定結果を受けた対応

埼玉県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施したところである。

今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震について調査したところ、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かった。

しかし、今後30年以内の地震発生確率（深谷断層帯）は、ほぼ0%~0.1%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる「複合災害」の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。

一方、東京湾北部地震は首都圏南部、特に東京都心に大きな揺れが想定されており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたる。電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、東京湾北部地震によって大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受ける恐れもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じる。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとする。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）への対応は、東京湾北部地震への対応に包含される。

また、東京湾北部地震については、それにより引き起こされる最悪事態（シビアコンディション）を防災関係機関や住民と共有するため、第6章において対策の方向性を示すこととする。

被害想定調査の結果は、被害の推計であり、想定通りの地震の規模が同じ設定で起こるとは限らない。したがって、対策については、目標を明確にするために東京湾北部地震を対象としながらも、最大の地震である関東平野北西縁断層帯地震や、さいたま市直下地震などを意識外に置くことなく、様々な事象を想定しながら対策を検討していく。

また、被害量が前回調査より減少した要因の一つである「初期消火の向上」は、県、市町村、住民が今まで防災対策の取組を推進してきた成果である。本計画では、さらに安心・安全な埼玉県を実現させるため、引き続き県、市町村、防災関係機関、事業者及び住

第2編 震災対策編 第1章 総則
第5節 三芳町で予測される被害の概要

民が一致団結し、将来の災害に備えるため、共通の達成基準としての減災目標を定める。

第5節 三芳町で予測される被害の概要

資料 2-3 に「平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査」における三芳町において想定される被害の内容を示すとともに、以下に、本計画で前提とする切迫性が高い地震である「東京湾北部地震」と、発生確率の低いものの被害が甚大となる。「関東平野北西縁断層帯地震」について、被害の概況を示す。なお、地域防災計画の実施及び自主防災組織の活動により、この想定より被害を減らすことができる。

〔資料 2-3 想定地震別主要被害想定結果一覧〕

〔資料 2-4 東京湾北部地震による被害想定結果〕

第1 建築物

「東京湾北部地震」では、1 棟が全壊、101 棟が半壊すると想定されている。また、中高層住宅において、1 日後でもエレベーターが停止し、日常生活に支障が出る世帯数は 34 世帯と予測されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で 10 棟が全壊、242 棟が半壊すると想定されている。

「東京湾北部地震」の想定において被害が最大となる発災時刻が冬の 18 時、風速 8m/s の場合では、焼失棟数が 30 棟と想定されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で 72 棟が焼失すると想定されている。

第2 人的被害

人的被害では、発災時刻が冬の 18 時の場合、死者数 0 人、負傷者 17 人、うち重傷者 1 人と想定されている。三芳町において想定される負傷者の要因は、建物被害によるものが 14 人（うち屋内収容物の落下などによるものが 5 人）、火災によるものが 2 人、ブロック塀等被害によるものが 1 人となっており、建物被害が負傷者発生の中心的要因となっている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」では、最大で死者数 1 人、負傷者 37 人（冬 5 時）と想定されている。

第2編 震災対策編 第1章 総則
第5節 三芳町で予測される被害の概要

<人的被害 ()は埼玉県内の被害(内数)>

(人)

		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約 11,000 (約 1,300)	約 4,400 (約 400)	約 6,400 (約 700)
うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		約 1,100 (約 200)	約 500 (約 60)	約 600 (約 90)
急傾斜地崩壊による死者		約 100 (-)	約 30 (-)	約 60 (-)
地震火災による死者	風速 3m/s	約 2,100 ~約 3,800 約 200 ~約 300	約 500 ~約 900 約 20 ~約 40	約 5,700 ~約 10,000 約 900 ~約 1,700
	風速 8m/s	約 3,800 ~約 7,000 〔約 300〕 ~約 600	約 900 約 1,700 〔約 70〕 ~約 100	約 8,900 約 16,000 〔約 1,600〕 ~約 3,000
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		約 10 (-)	約 200 (約 10)	約 500 (約 20)
死者数合計	風速 3m/s	約 13,000 ~約 15,000 〔約 1,500〕 ~約 1,600	約 5,000 ~約 5,400 (約 500)	約 13,000 ~約 17,000 〔約 1,700〕 ~約 2,500
	風速 8m/s	約 15,000 ~約 18,000 〔約 1,700〕 ~約 1,900	約 5,500 ~約 6,200 〔約 500〕 ~約 600	約 16,000 ~約 23,000 〔約 2,400〕 ~約 3,800
負傷者数		約 109,000 ~約 113,000	約 87,000 ~約 90,000	約 112,000 ~約 123,000
揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)		約 72,000	約 54,000	約 58,000

第3 ライフライン

1. 電力

発災直後では、28 世帯 76 人が停電による被害を受け、1 日後では火災の影響により被害が拡大し、35 世帯 98 人で停電による被害が継続していると想定されている。

2. 通信

電話不通回線数は 17 回線(不通率 0.1%)と想定されており、被害は少ないが、通信の混雑による「輻輳(ふくそう)」が多数発生するものと考えられる。

3. 都市ガス

供給停止件数は 899 件と想定されている。

4. 上水道

配水管の被害箇所は 2 箇所(被害率 0.03 箇所/km)、1 日後で 837 世帯 2,324 人が、断水の被害を受けると想定されている。

5. 下水道

下水管渠の被害箇所は 17 箇所（被害率 19.7%）、7,110 人が、下水道の機能支障による影響を受けると想定されている。

第4 生活支障

1. 避難者

避難者数は発災から 1 日後で 125 人、1 週間後 279 人にまで増加することが想定されている。避難者数が 1 週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難を見込んでいるためである。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」における 1 週間後の避難者数は、327 人と想定されている。

2. 帰宅困難者

三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人（三芳町内で発生する帰宅困難者数）は、3,991～4,246 人と想定されている（平日 12 時発災の場合）。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、4,050 人前後と想定されている。また、三芳町住民が、県内や都内などに外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻れなくなる人（三芳町住民のうち帰宅困難者となる人）は、4,607～6,766 人と想定されている。

3. 応急仮設住宅等需要量

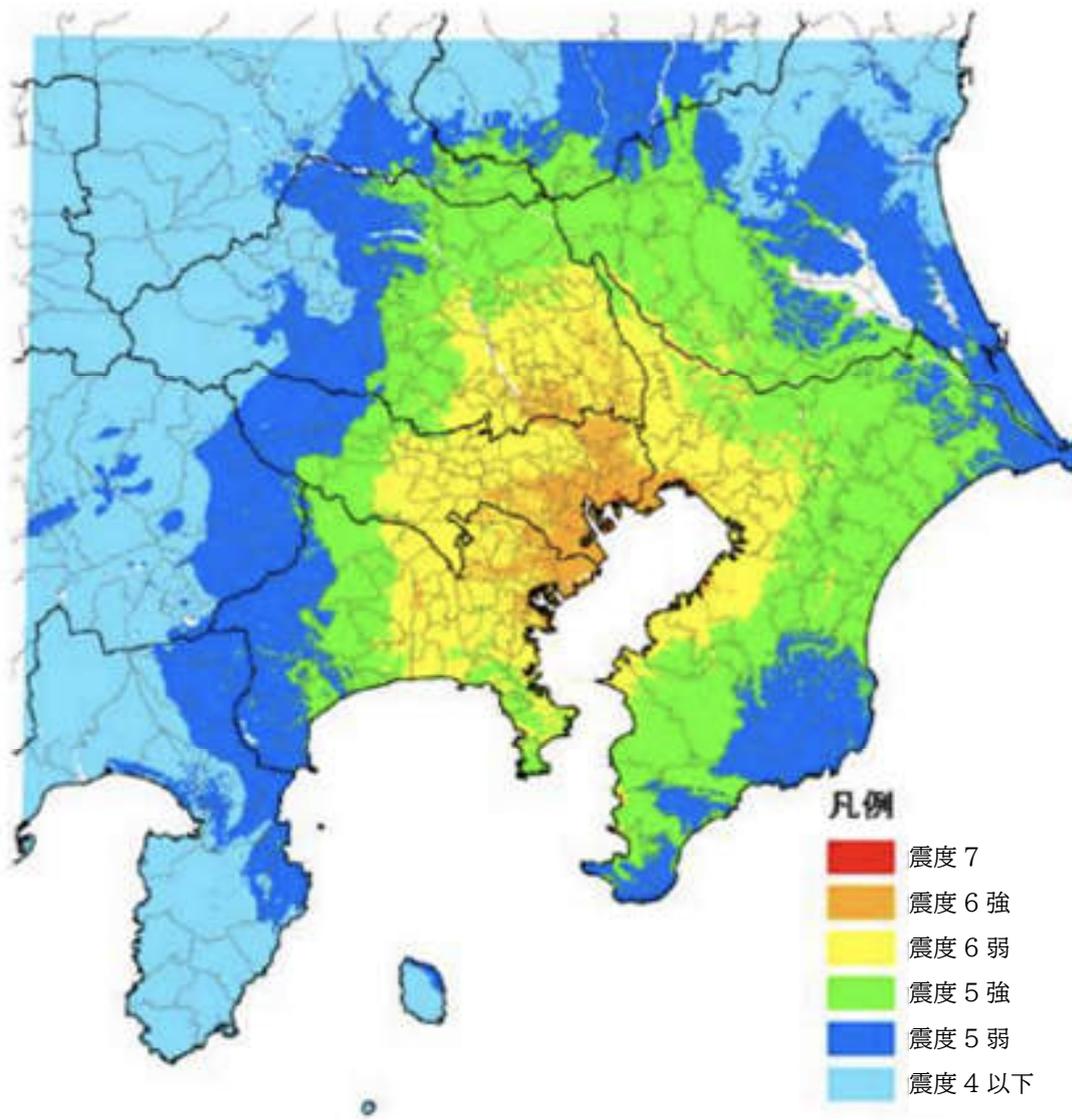
必要となる応急仮設住宅等の需要量は、13 世帯と想定されている。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、35 世帯と想定されている。

第5 震災廃棄物

建物の全壊・焼失による災害廃棄物の発生量は、0.6 万トン、0.4 万 m^3 と想定されている。

<参考：国の被害想定>

中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定（平成 25 年 12 月）地震動「首都直下地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）による。
震度分布は次図のとおり。



凡例
 震度 7
 震度 6 強
 震度 6 弱
 震度 5 強
 震度 5 弱
 震度 4 以下

震度分布（都心南部直下地震）

≪埼玉県内の建物全壊・焼失棟数想定結果≫

(棟)

項目	揺れによる全壊	液状化による全壊	急傾斜地崩壊による全壊	地震火災による焼失	全壊及び焼失棟数合計
数量	約 175,000 (約 21,000)	約 22,000 (約 4,900)	約 1,100 (約 20)	約 412,000 (約 71,000)	約 610,000 (約 97,000)

≪埼玉県内の建物全壊・焼失棟数想定結果≫

(人)

項目	建物倒壊等による死者	急傾斜地崩壊による死者	地震火災による死者	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者	死者数合計
数量	約 6,400 (約 700)	約 60 (わずか)	約 8,900 ～約 16,000 (約 1,600 ～約 3,000)	約 500 (約 20)	約 16,000 ～約 23,000 (約 2,400 ～約 3,800)

※被害のもっとも大きくなる冬の夕刻風速 8m/s での想定結果であり、()内は埼玉県内の被害数量(内数)である。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第1節 自助・共助による防災力の向上

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助・共助による防災力の向上

第1 予防・事前対策

【役割】

機関名等	役割
県（危機管理防災部、関係部局）	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会・出前講座の開催 ・防災に関する広報の実施 ・埼玉県防災学習センターの運営 ・緊急地震速報についての普及・啓発
町	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するパンフレット、防災マップ等の作成・配布 ・防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等の整備・貸出 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・防災に関する広報の実施 ・緊急地震速報についての普及・啓発 ・高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
熊谷地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する広報の実施 ・防災に関する講演会・研修会の開催 ・地震情報の普及・啓発 ・緊急地震速報についての普及・啓発
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及・啓発 ・防災用資機材の整備 ・地域の災害危険の把握 ・災害時の活動計画の作成
住民	<ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等生活必需品の備蓄（最低3日間（推奨1週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など） ・自主防災組織への参加 ・町、県、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

1. 自助による予防対策の実施

災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。町は、公助の役割を効果的に果たすためにも、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

その上で、震災時において、建築物の倒壊や火災の同時多発的な発生などから地域を守るため、県や防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。

また、住民の防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、防災教育を体系的に行うとともに、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、町民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

- ①防災に関する学習
- ②火災の予防
- ③防災設備（消火器、住宅用火災警報器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等）の設置
- ④家庭備蓄及び非常持出品の準備
 - ・食料（カップ麺やビスケット等）、携帯用飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、衛生用品等生活必需品の備蓄（非常持ち出し用に1日分、家庭内備蓄で最低3日間、できれば1週間分を目標）
 - ・救急用品、懐中電灯、ラジオ、乾電池、預金通帳、保険証・免許証、ヘルメット・頭巾、軍手、毛布、タオル、下着、使い捨てカイロ、ホイッスル等の準備
- ⑤家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策
- ⑥ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修
- ⑦震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル171など）
- ⑧三芳町コミュニティメールへの登録
- ⑨地域防災組織への参加
- ⑩県や市町村、行政連絡区（自治会）、地域防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加
- ⑪近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（行政連絡区・自治会の活動等）への参加
- ⑫近隣の要援護者への配慮
- ⑬住宅の耐震化
- ⑭地震保険への加入
- ⑮家庭における防災総点検の実施
- ⑯その他、各自の状況に応じた備え

2. 自主防災組織の整備・育成

町は住民に対し、自主防災組織に関する認識及び必要性を深めるため広報等を積極的に行うと共に、住民が防災組織をつくるために必要な資料等を提供し、活動についての助言あるいは援助等を行うことにより、自主防災活動の育成及び指導に努める。

※自主防災組織や事業所等における防災組織等

【自主防災組織】

地域の方々が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行うために結成する団体（組織）を指す。主に町内会や自治会などを単位に結成される。

【事業所等における防災組織等】

一定規模以上の事業所又は危険物を取り扱う事業所において、消防法又はその他の法令により設置が義務付けられている自衛消防組織を指す。

その他の事業所については、防災活動のために、自主的に設置した防災組織を指す。

(1) 取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

(2) 平常時の活動内容

①要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成

②日頃の備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発

例：防災イベント・講習会の実施、各種資料の回覧・配布

③情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施

④防災用資機材の購入・管理等

⑤資機材の準備

例：初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）、救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）

⑥地域の把握（例：危険箇所の把握、要配慮者）

(3) 発災時の活動内容

①初期消火の実施

②情報の収集・伝達の実施

③被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施

④集団避難の実施（特に避難行動要支援者の安全確保に留意）

⑤避難所の運営活動の実施

例：炊き出し、給水、物資の配布、安否確認

3. 自主防災組織づくりの推進

おおむね行政連絡区単位ごとの組織づくりとその組織の連合体づくりを目標とし、組織づくりに関する広報等を積極的に行う。また、地域の要請に応じ、自主防災活動に関して助言を行う。行政連絡区単位を基本に、自治会やマンション単位、さらには事業所単位での自主防災の取組についても促進する。

また、町は防災関係機関との連携を図り、自主防災組織の訓練等に参加し、適切な指導を行うとともに活動の促進を図る。

(1) 自主防災組織への助成

町は、自主防災組織の結成の促進と活動の育成を図るため、「三芳町自主防災組織育成補助金交付要綱」に基づき、行政連絡区等のコミュニティにおける結成及びその運営に対して、研修費や基本的防災資機材整備費(初期消火、救助・救護、訓練、避難誘導等に必要資機材)等の補助金を交付する。

(2) 防災リーダーの育成

町は、自主防災活動の充実を図るため、消防団と連携しつつ、地域防災のリーダーとなる人材の育成に努める。また、防災士をはじめ、防災指導者養成研修等への参加を促進するとともに、人材の発掘、活用に努める。

(3) 自主防災組織連絡協議会(仮称)の設置促進

自主防災組織による地域防災活動を推進し、各組織相互間の協力体制の確立を図る。現在、町内の行政連絡区ごとに自治会運営による自主防災会や防災部が設置されている。これらの情報交換と相互研修等を目的として、自主防災組織連絡協議会(仮称)等の設置を検討する。

(4) 地区災害対策本部

大規模地震(震度5強以上)が発生した場合は、行政連絡区ごとに地区災害対策本部を設置するものとする。このため、各行政連絡区は、自主防災会(自主防災組織)等の防災体制を母体としつつ、また、町の「地域防災初期行動マニュアル」等を参考に、地区災害対策本部の設置条件、本部組織の構成・役割分担等を定めた地区防災マニュアル等の策定を検討するものとする。また、町は、各行政連絡区と協力して、災害に関する情報伝達方法、必要な人的・物的支援の実施方法等を定め、町災害対策本部と地区災害対策本部間の連携体制の構築を推進するものとする。

4. 公共的団体における防災力の強化

町は、区長会や三芳町民生委員児童委員協議会、商工会や社会福祉協議会等の公共的団体の防災力の向上を図るため支援や助言を行い、相互の連絡を密にして災害時の応急対策

等に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

5. 民間防火防災組織の育成強化

地域社会においては、住民一人一人が常に防火・防災に関心を持ち、日頃から出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

町は、地域コミュニティ以外の枠組みで、子ども等の年代層にあわせ、又は社会福祉等の分野を中心として、防火・防災の意識高揚や知識普及、技術の向上を行おうとする団体・組織を支援し、連携を図ることで、重層的に地域防災力の向上を図る。

6. 消防団の活動体制の充実

大規模な地震発生に伴う広域複合的な災害の消防活動には、地域と密接に繋がる消防団員の活動が欠かせないものとなる。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団への参加促進、消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等を図るとともに、以下のとおり消防団の強化に向けた対策を促進する。

また、消防署と合同で訓練を行うことで団員の活動技術の向上を図る。さらに、消防団車庫は地域の活動拠点としての機能を整備し、地震による火災の延焼防止及び救出・救助等の活動に有効な資機材を計画的に増強する。

(1) 消防団の活性化と育成

若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、女性や大学生、郵便局や企業の社員の入団促進など幅広い層への働きかけや、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

(2) 公務員の消防団員との兼職

公務員が消防団員として活躍することは地域防災の推進を図る上で住民からの理解が得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の習熟につながることから、入団促進を図る。

(3) 地域防災活動への協力

消防団は、地域防災組織等が行う防災教育・訓練において、地域と協力して指導的な役割を担うものとし、これら防災教育・訓練の指導を通じて地域における防災活動の主導的や役割を果たす人材（地域防災リーダー）の育成を図る。

(4) 消防団の広域応援活動

大規模災害が発生した場合には、町の消防団のみでは災害対応が困難なため、入間東部地区事務組合管内の消防団の相互応援はもとより、事務組合の相互応援協定に準じて管外の隣接消防団による広域応援活動が円滑に行われるよう、災害時における相互応援協議を推進する。

7. 広域消防応援体制の整備

町は、埼玉県消防広域化推進計画に基づき、消防の広域化に向けた取組を推進するとともに、広域化後の消防の円滑な運営の確保を図るものとする。

(1) 広域消防相互応援協定

①隣接地域相互応援協定

周辺市の消防本部等との相互応援協定の締結により、災害時に各消防機関からの応援活動により対応力を強化する。

②埼玉県下消防相互応援協定

埼玉県下の市町村の消防本部等と相互応援協定を結び、災害時の対応力を強化するもので、町長が応援要請を行う。現在、締結されている消防相互応援協定は資料編別冊参照。

(2) 緊急消防援助隊

阪神・淡路大震災の教訓から平成16年4月に法制化された、全国の消防機関相互による援助体制により、災害時の対応力を強化するもので、原則として町長が県知事に対して応援要請を行う。

8. 入間東部地区事務組合警防対策本部の設置基準

地震発生時において、入間東部地区事務組合の警防対策本部の設置基準は「入間東部地区事務組合警防規程（以下、「警防規程」という。）並びに入間東部地区事務組合警防対策本部設置要綱（以下、「本部要綱」という。）」に基づくほか、三芳町災害対策本部の設置基準に準じて設置する。ただし、入間東部地区事務組合管内の他市の被害状況により、三芳町災害対策本部の設置の有無にかかわらず設置されるものとする。

(1) 動員配備

動員配備については、本部要綱並びに入間東部地区事務組合震災消防活動指針（以下、「消防指針」という。）、消防団震災消防活動指針（以下、「団指針」という。）によるものとする。体制は「予備体制」「警戒体制」「非常体制」とし、警戒体制と非常体制において、警防対策本部を設置する。

消防指針を資料3-2に、団指針を資料3-3に、警防対策本部の組織構成を資料4-1に、消防団組織構成を資料1-14に示す。

〔資料3-2 入間東部地区事務組合震災消防活動指針〕

〔資料3-3 消防団震災消防活動指針〕

〔資料4-1 災害警防本部構成及び事務分掌〕

〔資料1-14 消防団組織構成〕

非常体制においては、消防長が次の基準により震災配備態勢を発令する。

配備態勢	配備基準
震災非常配備態勢	管内に震度5弱以上の地震が発生した場合(自動参集)
震災緊急配備態勢	管内に震度5弱以上の地震で被害が発生した場合

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第1節 自助・共助による防災力の向上

配備人員は、次のとおりとする。

- ①震災非常配備態勢 全職員及び消防団幹部等※
- ②震災緊急配備態勢 全職員及び全消防団員

※消防団幹部等とは、正副団長・本部員・女性団員・分団長以下 5 人を指す。

9. 事業所の防災体制の充実

町は、町内の事業所が災害後速やかに事業を継続・再開できるよう、事業防災力の強化を推進するため、各事業所が設置する自衛消防隊との連携を図る等、事業所との協力体制の確保に努める。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割を認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めると共に、次に示すような防災体制の整備、防災対策の推進に努めるものとする。

- ①帰宅困難者を発生させない対策（顧客・従業員等の帰宅行動の抑制）
- ②飲食物・物資等の備蓄
- ③防災訓練
- ④事業所の耐震化
- ⑤FAX・コピー機等の什器の固定
- ⑥想定される被害からの復旧計画策定
- ⑦各計画の点検・見直しなど

10. ボランティア活動環境の整備

町は、社会福祉協議会と連携しながら、平常時から災害ボランティアセンター設置に係るボランティアの受付、登録、研修、活動への支援等活動方法の調整を行うとともに、活動拠点や通信体制を整備しておくものとする。

(1) 町内ボランティアの受付・登録

災害時において町の人的資源の活用を図るため、平常時からボランティア人材を把握しておくとともに、災害ボランティア登録に関し、広く住民に告知を行い、受付・登録ができる体制を整備する。

(2) 登録ボランティアへの研修

登録ボランティアに対し、町内で実施される各訓練への参加を呼びかけ、対応能力の向上に努める。

(3) 町外ボランティアの受入体制の整備

被災時における他市町村からの災害ボランティアの応援受入に際し、その調全体制、活動拠点について予め定めておく。

第2 応急対策

1. 自助による応急対策の実施

事前の備えに基づき、自らが防災対応にあたる。

- ・自分の身を守る（机下で頭部を保護するなど）
- ・火元（元栓）確認、初期消火の実施
- ・ドアの開放、逃げ道確保
- ・家族の安全確認
- ・テレビやラジオで正確な情報を把握
- ・避難所の電気ブレーカー遮断（通電火災の防止）、戸締り
- ・非常持ち出し品の確認
- ・近隣の要援護者等安否確認
- ・地域の自主防災活動への参加、協力
- ・避難所生活でのルール・マナーの遵守
- ・町、県、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ・風評に乗らず、風評を広めない

2. 地域の活動体制

(1) 地区災害対策本部の設置

行政連絡区等地域防災組織は、概ね震度5強以上の揺れが生じた場合を基準として、災害発生後速やかに地区災害対策本部を設置するものとする。地区災害対策本部の組織構成は、次を標準として地域防災組織ごとに定める。

<地区災害対策本部組織の構成（例）>

本部長・副本部長：地区の応急活動の指揮をとる

— **連絡・調整班**：地区内の情報収集及び、町、関係機関との連絡・調整

— **非常持出し班**：非常持出し書類等の持ち出し・保管、対応状況の記録

— **指揮・誘導班**：避難の呼びかけ、避難誘導

— **救護・支援班**：負傷者等の救助・救護活動

（初期消火は、全班を挙げて行う。）

(2) 地区災害対策本部の活動

地区災害対策本部は、「地域防災初期行動マニュアル」に基づき、救急救助、初期消火、地域の被害状況収集、避難誘導、避難所開設等所定の地域防災行動を行う。

(3) 地域による応急対策の実施

事前の備えに基づき、地域における共助による防災対応を行う。

<地域防災組織> <ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策本部の設置 ・一時避難場所としての集会所等の開放 ・地区住民（特に要配慮者）の安否確認 ・救急救助、初期消火の実施（救助隊・消防隊への協力） ・地区のパトロール、被害情報の収集 ・地区被害状況の町への伝達 ・地区住民の避難誘導（指定避難所へ） ・指定避難所の開設及び運営（開錠、受付・収容、避難所運営委員会の設置、備蓄物資の配布等 	
<消防団> <ul style="list-style-type: none"> ・地域パトロールの実施 ・情報の収集。 ・消火、救助活動の実施 ・避難誘導の実施 ・軽症者の搬送（応急仮設救護所へ） 	

(4) 地域の安全確保への協力

自主防犯団体は、地域の安全の確保のため町及び警察の活動に可能な範囲で協力する。自主防犯団体は、避難後の留守宅の空き巣対策及び避難所生活での犯罪防止に向け、現地本部や避難所運営委員会と協力して、避難者に対し防犯上の注意喚起を行う。

(5) 事業所による応急対策の実施

事前の備えに基づき、事業所がその所在する地域の一員として共助による防災対応を行う。なお、町は企業等が設置する自衛消防隊と連携し、被害の拡大防止に努めるものとする。

機関名等	役割
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、従業員等の安全確保 ・被災者等の安否確認 ・救助隊との協力 ・救出・救護の実施
町	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等が設置する自衛消防隊と連携した被害の拡大防止

3. ボランティア、NPO、NGO等への対応

(1) 受入れ窓口の設置

災害発生後、救助総務班は速やかに社会福祉協議会と連携してボランティア、NPO、NGO等の受入れ窓口(町災害ボランティアセンター)を設置する。設置場所は、原則的に町総合体育館内とする。被害により、設置場所が変更される場合には、変更内容を防災行政無線、広報車及び秘書広報班を通じて報道機関等より周知する。町災害ボランティアセンターの運営は、町社会福祉協議会が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなどボランティアのコーディネート業務を行う。

(2) ボランティア等の受付及び県への報告

ボランティア等の受付に際しては、個別に以下の各項目について調査し、記録する。配置先のリーダーからの業務内容に関する報告を受けた後、県へ速やかに報告する。

- | | |
|-------|---------|
| ①氏名 | ⑥職業 |
| ②性別 | ⑦配置先 |
| ③年齢 | ⑧業務内容 |
| ④住所 | ⑨活動予定期間 |
| ⑤電話番号 | |

ボランティア等に関する県への報告事項

(3) ボランティア等の配置

町災害ボランティアセンターはボランティア等の受付後、個々の経験、技量、活動予定期間及び各班からの応援要請の状況等を考慮し、業務の振り分けを行い、指定避難所等へ配置する。配置後は、各リーダーの指示のもと業務につくものとする。リーダーは配置されたメンバーの業務内容について速やかにセンターに報告する。

(4) 施設の提供

町は、受け入れたボランティア等の活動拠点として、以下の施設の提供を行う。ただし、これらの施設は避難所としても活用可能であるため、住民の避難状況やボランティア等の受入れ状況を考慮し、庁内で協議・調整したうえで対応するものとする。

<町災害ボランティアセンター>

施設名称	所在地	電話番号	面積(m ²)
三芳町総合体育館	藤久保 1100-1	258-0311	5,984.61
三芳町文化会館 (代替施設)	藤久保 1100-1	259-3211	3,965.00

(5) 応援の要請

ボランティアが不足する場合には、県及び県災害ボランティアセンターに対し、救助部救助総務班がボランティアの派遣の要請をする。これらの受入れに際しても(2)及び(3)と同様の手順を進めるものとする。

第2節 災害に強いまちづくり

災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを推進するとともに、都市計画を活用して市街地の整備を推進する。

【自治安心課、都市計画課、教育委員会、入間東部地区事務組合】

第1 予防・事前対策

1. 液状化危険地域の予防対策

県の地震被害想定においては、町域での大規模な液状化の発生は想定されていない。しかしながら、地盤条件によっては局所的に液状化が発生する危険性は否定できない。

町は、大学、各種研究機関での調査研究における調査結果を活用するとともに、必要に応じて危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、町内で液状化現象が予測される地域に関しては、ハザードマップ等を通じたその状況の公表を行い、予め対策を検討する。

土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を研究する。建築物を建てる際の留意点や液状化対策工法などの普及及び啓発を行う。

2. 造成地の予防対策

造成地に発生する災害の防止は、宅地開発業者などに都市計画法及び建築基準法などの宅地造成に関する基準を遵守させることが有効である。このため、各所管行政庁と連携を図りながらこれら法令の遵守を徹底させるものとする。造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する他、巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施する。また、大規模に盛土造成させた宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

3. 防火地域及び準防火地域の指定

県被害想定調査によると、町内の焼失棟数が30棟を数える結果となっており、火災防止対策が急務といえる。将来の都市機能の充実、快適で安全な生活環境の確保及び災害時

における避難所及び避難所へ至る連絡道路として重要な幹線道路の機能確保のため、防火地域及び準防火地域の指定を検討する。

4. 建築物の防火の推進

町は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

5. 公共土木施設の耐震補強の推進

公共土木施設の耐震補強工事を計画的に進める。

6. 社会資本の老朽化対策の推進

町は、老朽化の進む社会資本(橋梁、下水道等)に関して、長寿命化計画を作成して予防保全的な維持管理に転換する等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

7. 地震防災緊急事業五箇年計画の作成・事業の推進

町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災事業の着実な実施を図る。

8. 防災活動のための公共用地等の有効活用

町は、避難場所、避難所、備蓄、応急仮設住宅など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。また、住宅密集地域における災害時の緊急避難に対し、避難路や一時避難場所としての臨時的な土地利用など、周辺の事業所や地権者に理解を促す。

9. まちの耐震化

(1) 建築物の耐震化

三芳町建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震化を推進する。

①公共建築物

町が所有する防災上重要な拠点建築物(防災拠点施設)は、耐震化率100%を目標に、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた拠点建築物から優先的に耐震診断を実施し、その結果をもとに、改修・補強等の適切な処置を順次行う。また、初動時においても平常時と近い状態で使えるという機能面での耐震性も必要とするため、非常電源や耐震性貯水槽、電算関係のデータバックアップシステムの整備等設備面での対策を含めた耐震性の向上を図る。

なお、被災時に住民を収容する指定避難所となる小・中学校施設については、新耐震基準に基づき平成25年度までに、必要な耐震改修工事を終了している。町内の公共施設を、資料6-1に示す。

〔資料6-1 公共施設一覧〕

また、防災拠点施設を新たに整備する場合は、関係基準(国土交通省「官庁施設の総合

耐震・対津波計画基準」など)を参考に必要な耐震性を定めることとする。

②一般建築物

人的被害を減少させるためには、減災効果の大きな住宅の耐震化に継続的に取り組む必要があり、三芳町建築物耐震改修促進計画に基づき、引き続き耐震化を促進する。特に、不特定多数の者が使用する施設及び要配慮者に関わる一定規模以上の社会福祉施設や医療施設等について耐震性の確保に配慮する。

なお、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物や、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断とその結果の報告、公表を行うこととなっている。新築建築物については、耐震構造設計指針に基づいた設計を行うよう指導する。また、軟弱地盤対策、液状化対策、外装材の落下防止対策等の助言や指導を進める。既存建築物については、耐震診断と耐震補強の促進を図るよう、住民への町の支援制度(三芳町既存住宅耐震診断助成制度、三芳町既存住宅耐震・建替え改修助成制度)活用の啓発指導を行う。そのほか、家具等の固定、窓ガラスの飛散防止等の建築物内部の防災対策について、住民に対して広く啓発を行うものとする。

(2) 多数の者が出入する建物及び危険物施設の安全対策

町は、入間東部地区事務組合と協力し、以下に示す防火対象物及び、危険物施設への安全対策を実施する。消防法の規定に基づき、多数の者が出入し、勤務し、または居住する防火対象物等で政令に定めるもの(消防法施行令別表第1を資料1-15に示す)及び消防法で定める危険物(危険物の規制に関する政令・別表第3を資料1-16に示す)を取り扱う事業所に対し、火災予防を目的とする査察を適時実施し、これらの改善指導を行い、災害を未然に防止し、以って公共の安全確保に努めるものとする。

〔資料1-15 消防法施行令別表第1〕

〔資料1-16 危険物の規定に関する制令・別表第3〕

- ①多数の者が出入する建物について防火管理者の選任、消防計画書の作成、消防訓練の実施、消防用設備の設置促進を指導し、災害による被害を最小限に抑えるよう努める。
- ②事業所に設置される危険物施設について、消防法令等の技術上の基準に従い、位置・構造・設備を指導し、危険物災害に対する安全確保に努める。
- ③危険物施設の安全確保について、危険物取扱者・危険物保安監督者を危険物に関する自主保安のリーダーとして育成指導する。

(3) その他構造物の安全対策

①ブロック塀の生け垣化

町は、ブロック塀(石塀を含む)の生け垣化の実施に対して、助成措置を実施しており、今後とも住民に対して広く啓発・奨励の推進を行う。

②窓ガラス等の落下・脱落防止対策

町は、地震時の窓ガラス・外壁タイル・看板等の飛散・落下防止対策、天井材ほか非構造部材の脱落防止対策について、普及啓発を図る。また、緊急輸送道路、避難路等における落下対象物の地震に対する安全性の把握に努めるとともに、必要に応じて管理者に

安全対策を促す。

③自動販売機の転倒防止対策

町は、それぞれが管理する道路沿道の自動販売機について、関係団体と連携し、地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

④エレベーターにおける閉じ込め防止対策

町は、エレベーターを有する建築物の所有者又は使用者に対し、震災発生時のエレベーター閉じ込め対策（地震時管制運転装置の設置、エレベーター内備蓄等）について啓発する。

⑤防災上著しく危険な建築物（空き家ほか）の実態把握

町は、管理不全の空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

⑥危険ブロック塀の倒壊防止対策

町は、危険ブロック塀（石積塀、万年塀等を含む）の撤去と築造の実施（特に緊急輸送道路、避難路、通学路等に面している塀）に対して、助成措置を実施しており、今後とも住民に対して広く啓発・奨励の推進を行う。

10. 不燃化等の促進

(1) 取組方針

市街地が連続して木造住宅が密集している地域は延焼の危険性が高いため、こうした地域を中心に不燃化対策を推進する。

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく防火地域又は準防火地域の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等について検討する。

(2) 防火地域又は準防火地域の指定

比較的大規模な建築物が集合しているなど火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して、防火地域又は準防火地域を定めることを検討する。

(3) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特定建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

11. オープンスペース等の確保

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、市街地におけるオープンスペース（防災空間）の確保に努める。

(1) 公園の整備

町は、震災時における住民の生命、財産を守るため、地域の中核的な防災活動拠点となる公園について、耐震性貯水槽やマンホールトイレ、トイレベンチ、かまどベンチや非常電源等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる公園や広場と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する公園や広場の整備を推進する。

(2) 緑地・農地の保全

都市内の緑地及び市街化区域内農地は、火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設には重要な役割が期待されるため、県及び町は緑地等の保全を推進する。

(3) 広幅員道路の整備

町は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を計画的に整備する。

12. 土地利用の適正化と市街地の整備

(1) 防災面に配慮した適正な土地利用の推進

国土利用計画法に基づく国土利用計画や土地利用基本計画等を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な誘導を図ることにより、災害に強い安全なまちづくりを進める。

- 土地区画整理事業
- 市街地再開発事業
- 都市防災総合推進事業
- 密集市街地の改善及び拡大の防止
- 地区計画等の活用
- 地籍調査の推進

(2) 宅地造成地の防災対策

①災害防止に関する指導等

都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

②災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

③人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

全措置を講ずるよう指導する。

④軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）を促進する。

⑤盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずるよう指導する。

(3) 造成地の予防対策

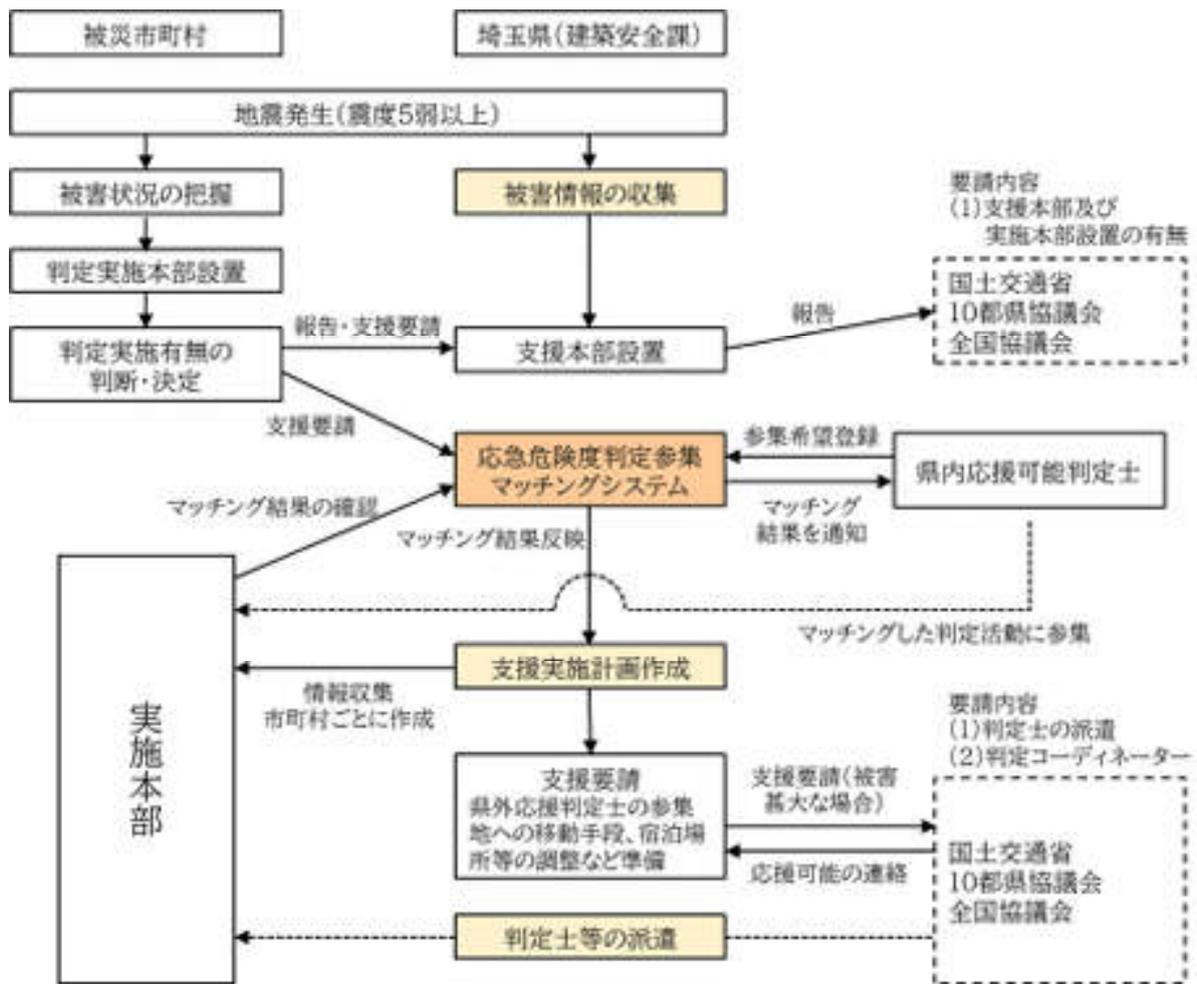
造成地に発生する災害の防止は、宅地開発業者などに都市計画法及び建築基準法などの宅地造成に関する基準を遵守させることが有効である。このため、各所管行政庁と連携を図りながらこれら法令の遵守を徹底させるものとする。造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する他、巡視等により違法開発行為の取り締まりを実施する。また、大規模に盛土造成させた宅地については、その分布状況の把握と公表を行い、耐震化を推進する。

13. 被災建築物応急危険度判定体制等の整備

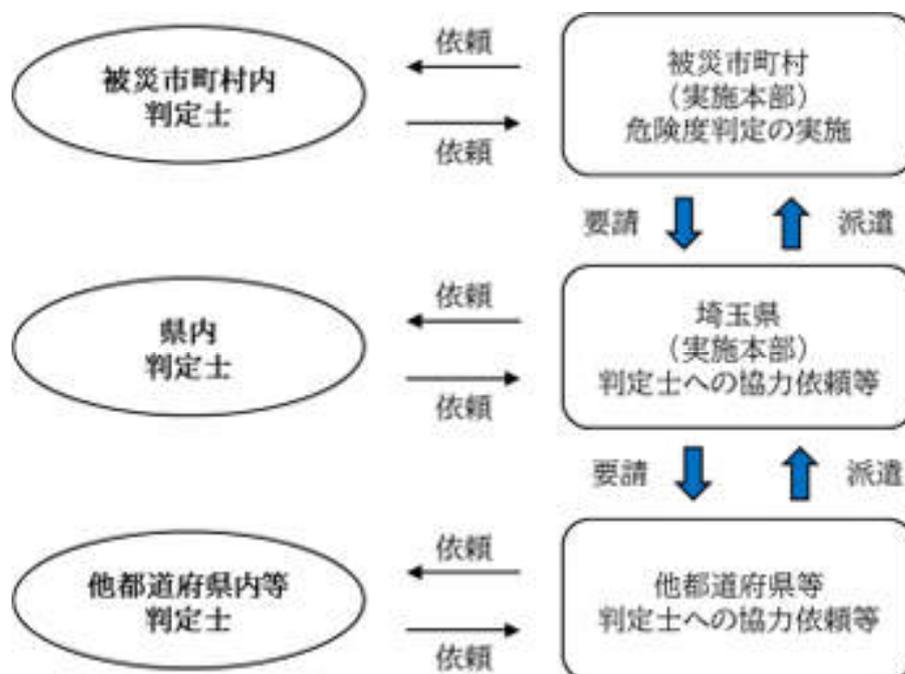
県及び町は、地震災害発生時に公共施設や民間建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が速やかに行われるように体制を整備する。県及び町は、地震災害発生時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する体制を整備する。

町は、地震発生後に判定活動が円滑に実施できるように、判定士ネットワークの構築など体制整備を促進する。

【被災建築物応急危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



【被災宅地危険度判定士派遣のおおまかな流れ】



14. 消防力の強化

大規模な地震が発生した場合、同時に数多くの火災や建築物の倒壊が発生し、住民の生命、身体及び財産に多大な危険が生じる。このため、消防機関は被害を最小限にとどめるために活動部隊の効率的運用をする体制及び施設の整備を図る必要がある。

15. 出火の防止と消防活動

県の被害想定では、町内の焼失棟数の想定が30棟と、火災焼失による被害が町の主要な被害のひとつとなっている。また、町の出火原因の多くが、「火気器具」「電熱器具」であり、感震機能を備えた器具が多くなったものの、住民自身によるブレーカー遮断確認、初期消火対策、停電復旧時の通電火災への備えといった地震火災の予防啓発を図る。

(1) 地域住民の初期消火力の強化

同時多発的な火災が発生した場合、消防力にも限界があることから地域における自主防災体制の結成・育成に努める。地域住民の共助による消火器消火やバケツリレー等の初期消火力を消火訓練等を通じて高めるものとする。

とりわけ、木造住宅密集地域を中心に共助による初期消火対策を促進する。まちかど消火器、まちかど消火栓、排水栓等の活用について、効果や安全性、維持管理も含めて、常備消防や自主防災組織等と連携しながら研究・検討する。あわせて、延焼時の避難経路の選定や消防機関への通報についても、コミュニティによる話し合いや訓練を促進する。

(2) 事業所の初期消火力の強化

事業所に設置された消防用設備等の機能を確保することにより、地域で発生した火災の初期消火にも対応できる体制を整備する。あわせて消防法に基づく自衛消防隊に対して社会情勢の変化に対応した消防力を確保できるような消防計画の作成指導と的確な消火活動ができるように訓練を実施することを推奨する。

16. 地域住民と事業所の連携

町及び県は、計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、地域防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

(1) 一般の住民に対するもの

- ①地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災啓発を積極的に推進する。また、過熱防止装置の付いたガス器具の普及に努める。
- ②対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している感震ブレーカー、対震自動消火装置の管理の徹底について周知する。
- ③電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災を防止するため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなど、通電火災に関する普及啓発を図る。
- ④住宅用防災機器の設置普及促進により、出火件数の減少に努める。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画

第2節 災害に強いまちづくり

(2) 化学薬品からの出火防止

- ①町は、学校や研究機関等で保有する化学薬品について、混合混触による出火の防止など適切な管理を促す。
- ②引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

(3) 児童生徒に対するもの

- ①防災訓練等を通じて防火に関する知識の向上と火災に関する警戒心の普及に努める。
- ②火災予防に関するポスター等の作品を募集し、防火意識の高揚及び防火に関する基礎知識の普及促進に努める。

17. 消防施設の耐震化及び更新整備

事務組合は、計画的に災害拠点となる消防施設の耐震化及び更新整備を図る。

18. 消防資機材等の整備

- ①消防本部は、災害対策、特に木造住宅の密集地域での火災に対応できるよう計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- ②消防団は、計画的に消防資機材、車両等の更新整備を図る。
- ③消防本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた消防隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ④消防本部は、地域による初期消火活動が円滑に行われるよう積極的にコミュニティ等を対象とした実技講習等を行う。

19. 消防水利の整備

火災の延焼拡大危険が高く、消防活動が困難と思われる地域、避難所周辺等を中心に地域住民の安全な生活を確保するために、耐震性貯水槽・防火水槽等の整備、ビルの保有水の活用、河川等の水利の開発や確保を計画的に進める。

20. 孤立化地域対策

大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。県は町の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。

第2 応急対策

1. 三芳町の公共施設が共通してとるべき措置

- ①各施設の責任者は、施設利用者の安全を図るため、綿密な消防計画及び避難マニュアルを策定する。

〔資料 3-4 三芳町庁舎避難誘導マニュアル〕

- ②来庁者の安全を確保するため、避難の際、施設管理責任者は階段等避難設備を利用して

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

来庁者を安全な場所に誘導する。また、庁舎及び施設内残留者の把握に努める。

③通信・放送設備の点検を行う。

④機械設備、電気設備の点検を行う。

- ・冷暖房
- ・その他必要な電気、機械の運転

なお、電気設備の復旧が必要な場合は、「埼玉県電気工事工業組合」との協定に基づき、支援を要請する。

⑤ガス器具や火気使用場所の点検・確認を行い、元栓を止めて出火防止措置を講ずる。

⑥その他管理上、注意を要する施設・設備に関しては、その固有の特性・機能について必要な点検措置をあらかじめ定める。

⑦応急危険度判定調査の実施

2. 町有施設以外の公共施設等の応急対策

(1) 取組方針

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物の機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。町は、公共施設等が被災し、使用不能となる場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替の体制を整備する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、人命の安全及び施設の機能を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧を順調に行うよう指導する。

(2) その他公共施設等

①不特定多数の人が利用する公共施設

利用者等施設を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

②畜産施設等町

本部は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり県家畜保健衛生所に報告する。

③社会福祉施設

被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

(3) 危険物等関連施設

①危険物取扱施設における応急対策

入間東部地区事務組合は、震災時には危険物取扱施設の実情に応じて、以下の応急措置を行うよう指導する。

1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等の恐れがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急措置を行う。

2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な処置を行う。

4) 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス・中和剤等を活用し、初期消火、流出防止措置を行う。

5) 防災関係機関への通報

災害を発見した場合には、速やかに消防、警察に通報し状況を報告する。

3. 事業所の応急対策

(1) 従業員及び周辺地域の住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。

第3 復旧対策

【総務部、情報部、各部】

1. 災害復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原型復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を作成し、早期復旧を目標にその実施を図る。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。災害復旧事業の種類を以下に示す。

- ・公共土木施設災害復旧事業計画
- ・農林水産業施設災害復旧事業計画
- ・都市災害復旧事業計画
- ・上下水道災害復旧事業計画
- ・住宅災害復旧事業計画
- ・社会福祉施設災害復旧事業計画
- ・公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ・学校教育施設災害復旧事業計画
- ・社会教育施設災害復旧事業計画

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

- ・復旧上必要な金融その他資金計画
- ・その他の計画

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

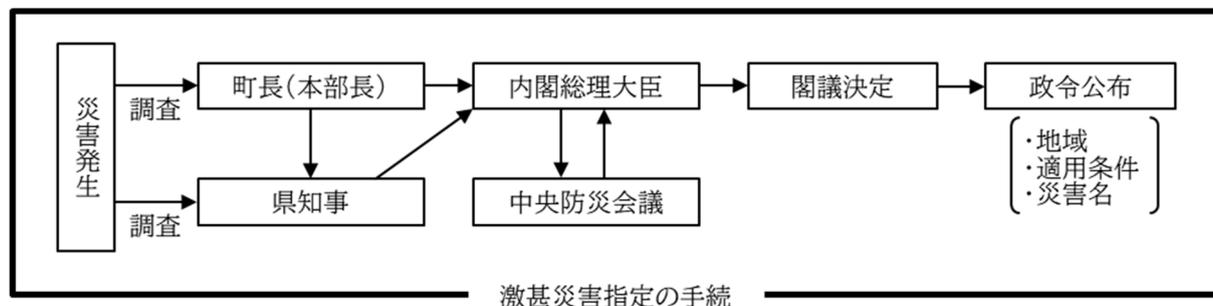
3. 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- ⑪水道法

4. 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、町は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



(1) 財政援助措置の対象

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
1) 公共土木施設災害復旧事業

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

- 2) 公共土木施設復旧事業関連事業
 - 3) 公立学校施設災害復旧事業
 - 4) 公営住宅災害復旧事業
 - 5) 生活保護施設災害復旧事業
 - 6) 児童福祉施設災害復旧事業
 - 7) 老人福祉施設災害復旧事業
 - 8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
 - 9) 障害者支援施設等災害復旧事業
 - 10) 婦人保護施設災害復旧事業
 - 11) 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - 12) 感染症予防事業
 - 13) 堆積土砂排除事業
 - 14) たん水排除事業
- ②農林水産業に関する特別の助成
- 1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
 - 2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
 - 3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - 4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - 5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - 6) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
 - 7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - 8) 森林災害復旧事業に対する補助
- ③中小企業に関する特別の助成
- 1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - 2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
 - 3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④その他の財政援助及び助成
- 1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - 2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - 3) 日本私学振興財団の業務の特例
 - 4) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
 - 5) 母子福祉資金に関する国の貸付の特例
 - 6) 水防資材費の補助の特例
 - 7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
 - 8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
 - 9) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - 10) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
 - 11) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

5. 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制に関して、必要な措置を講じる。復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

復旧事業の実施に際しては、緊急の場合であっても関係住民に対して理解を得るように努める。なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 予防・事前対策

1. 交通関連施設の安全確保

(1) 町管理道路施設

土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに、古い基準で建設された橋梁について、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。

災害時、緊急活動や救援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁の耐震化を優先的に実施する。緊急輸送道路にある橋梁の耐震補強の完了後、引続き避難経路等、緊急輸送道路以外の耐震補強が必要な橋梁の耐震化を進める。

緊急輸送道路については、県と連携し、無電柱化の促進に努める。

(2) 高速道路施設（東日本高速道路株式会社）

①適切な維持管理

高速道路の設計に当たっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺的环境及び交通実態の変化に対応した適切な処置を講じ、安全の確保に努める。

②予防のための点検及び耐震性の確保

高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補強等の災害予防措置を講ずる。橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。

③利用者に対する広報活動

地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。

④資機材等の備蓄

地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。

(3) 鉄道施設（東武鉄道株式会社）

鉄道施設は三芳町内にあるものではないが、住民の多くが利用する施設であるため、ここに以下のとおり対策方針を記載する。

【計画の基礎的事項】

①帰宅困難者対策協議会

「川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会（県、川越市、川越商工会議所、ホテル・大型店舗等駅周辺事業者、川越警察署等で構成）」等との密接な情報交換及び対策の連携を図る。

②各施設の想定被害

大部分の施設は耐震性を考慮して設計されているので、震度5程度の地震については被害は少ないと思われるが、阪神淡路大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造

物について耐震診断を行い、耐震強度の必要性のあるものについては、逐次耐震補強を行う。

【施設の点検計画】

①鉄道施設・電気関係設備等の保守点検

構造物（トンネル、橋梁、路盤等）や軌道等の鉄道施設、電気関係設備等については、定められた基準・心得に基づいて定期的に保守点検を行う。

【職員に対する防災教育訓練計画】

①地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領、心構え等について、毎年、春・秋の全国火災予防運動、防災の日（9月1日）等を実施し、その徹底を期する。

2. 緊急輸送ネットワークの整備

町内における効率的な緊急輸送を行うために、各地区拠点、輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

(1) 緊急輸送道路の指定

災害が発生した場合においても、緊急輸送が直ちに行えるよう輸送道路のネットワークを整備し、国道、県道、町道と町役場及び各地域拠点（指定避難所）を原則的に複数経路で結ぶようにする。

これらの道路に関しては、発災後、直ちに通行が可能となるように、障害物の除去等の体制を整備する。なお、町指定緊急輸送道路のなかで、町以外の道路管理者が管理する道路の場合別途協議する。

(2) 平常時からの対策

指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建物、瓦礫等の障害物の発生を最小化させる。下水道管理者は、液状化が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両等の通行を確保する。

また、道路管理者は、緊急輸送道路内で地震の影響により重大な被害の発生が心配される箇所については、関係機関と協力し、調査・検討を行う。

(3) 住民への周知

住民に対しては、指定される緊急輸送道路に関して、その位置や役割を防災マップや看板等を使って周知を行う。

(4) 物資調達・輸送に関する体制の整備

①輸送施設・拠点の確保

町は、災害発生時の緊急輸送活動に必要な輸送施設（道路を除く）及び輸送・集積拠点として以下を指定する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

臨時ヘリポート	運動公園グラウンド※（代替／唐沢小学校校庭）
輸送・集積拠点	総合体育館（代替／文化会館）

※ 運動公園グラウンドが雨水冠水した場合等、唐沢小学校校庭を代替ヘリポートとして振り替えるものとする。

②輸送手段の確保

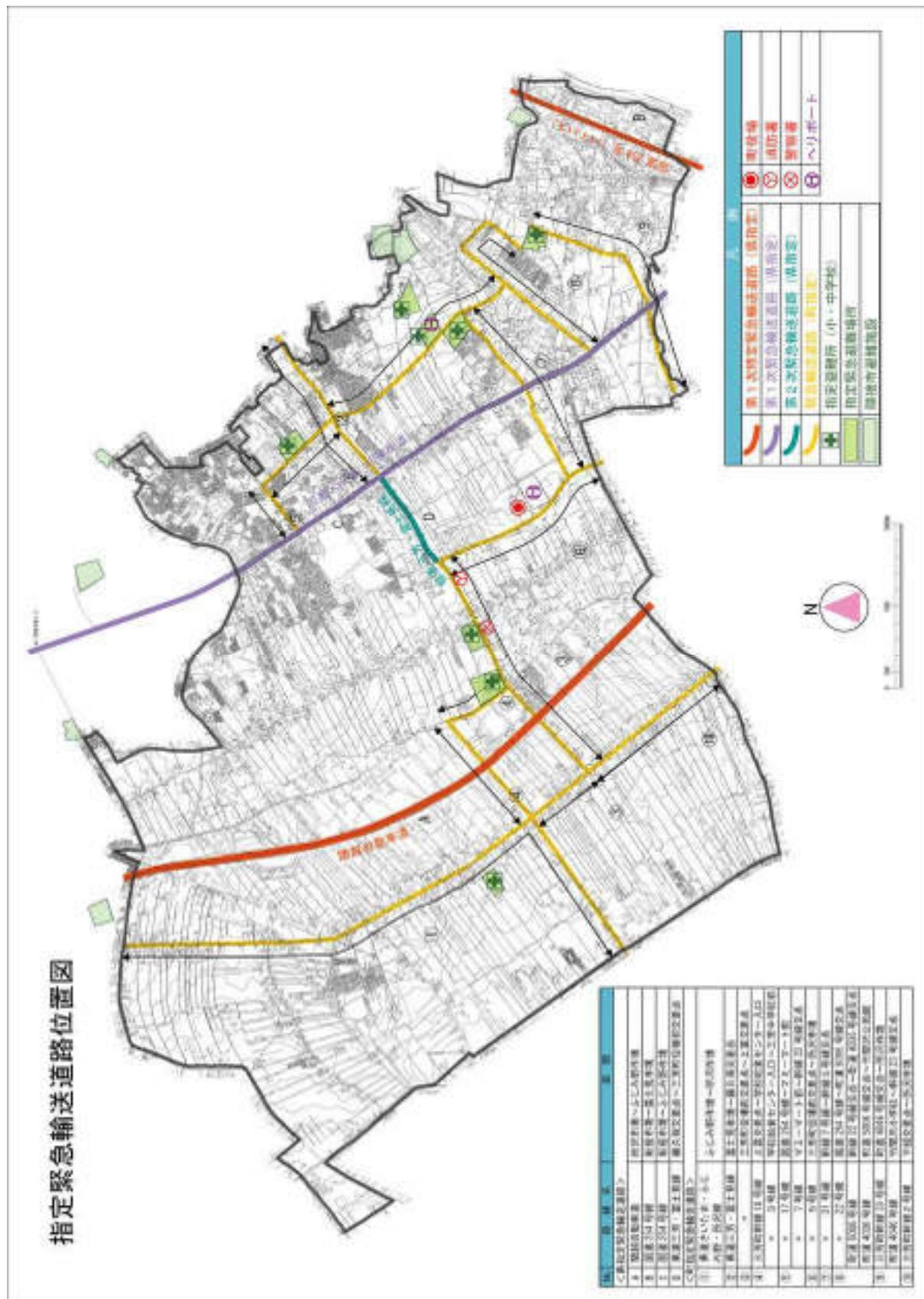
町は地域防災計画に基づき、物資・人員の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にすると共に、災害発生時に人員や救援物資等の輸送の要請に備え、協定を結ぶ埼玉県トラック協会所沢支部の車両台数、対応能力等を把握しておく。

(5) 緊急通行車両の事前審査

町所有の車両、借上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両のうち、災害応急対策業務に使用することがあらかじめ決定されている車両について、災害対策基本法施行令第33条に基づき、事前に届け出を行う。

(6) 物資輸送に関する体制の整備

県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。そのため、町は、物資集積拠点や指定避難所までの輸送方法などをあらかじめ県と調整しておく。



3. ライフラインの確保

(1) 電気施設（東京電力パワーグリッド株）

地震に対して、保有設備毎に十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果等を参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

(2) ガス施設（大東ガス株式会社）

ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のため、以下に示す諸施策の実施を継続する。

- ①導管を高・中・低圧に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上を図る。
- ②建造物の地震被害との相関が高い、SIセンサーを採用し、供給停止判断を図る。

(3) 上水道施設

水は、地震等災害が発生した場合においても、生命の維持や生活に必須であるため、施設の耐震化を図り被害を最小限化することが重要である。

耐震性の低い石綿セメント管の更新事業は平成 17 年度に終了しているが、引き続き耐震性の高い配水管の布設を進める。また、浄水場施設については平成 23 年度に着水井及び浄水池の耐震化工事を、平成 25 年度までに配水塔についても改築して耐震化が終了しているが、引き続き浄水場施設の耐震化を推進する。

さらに、非常時に備え、近隣市と相互に配水を融通し合う「緊急連絡管」の協議・整備を進める。

(4) 下水道施設

下水道の流下機能は、地震等災害が発生した場合においても、トイレ機能の確保等住民の生活環境の確保に重要な役割を担うため、次の防災・耐震化対策を推進する。中継ポンプ場に電力の供給停止を想定し、仮設自家発電装置による受電機能を備えるものとする。

管路計画にあたっては、マンホールの液状化対策工法や管路の耐震化を推進する。

下水道施設を防災施設として活用する場合を考慮し、マンホールトイレシステムを整備する。緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき、町から県へ支援要請する。

(5) 通信施設（東日本電信電話株 埼玉事業部埼玉西支店）

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合には、東日本電信電話（株）の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材、及び輸送力等を最大限利用して通信の疎通と施設の早期復旧を図るものとする。災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板（web171）のPRに努める。

防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は弱体設備の計画的な補強取替を進めている。平素から災害復旧用資材を確保しておく。災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。

- ・ 発災時初動立ち上げ訓練
- ・ 気象に関する情報伝達訓練
- ・ 災害時における通信疎通訓練
- ・ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- ・ 防及び水防の訓練
- ・ 避難および救助訓練

4. エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進などエネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組を促進する。また、災害時にも交通ネットワークを維持させるため、車両における燃料の多様化（電気、天然ガス、LPガス、水素等）に努める。

第2 応急対策

1. 道路ネットワークの確保

(1) 高速道路（東日本高速道路株式会社）

①災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社、管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害対策本部の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

②地震発生時の点検措置

地震発生時には、規模に応じ、高速道路等の損傷状況、利用者の被害状況、交通状況及び沿線の状況を把握するため、速やかに点検を実施する。

③地震発生時の交通規制

地震の規模、被災状況に応じ、県公安委員会と協議し、速度規制、入口の閉鎖、通行止め等の交通規制を実施する。措置の情報は、標識、情報板、パトロールカー、ラジオ等により提供する。

④応急復旧工事

高速道路で被害が発生した場合には、交通の確保、被害拡大の防止の観点から速やかに応急復旧工事を行う。

2. 障害物の除去

(1) 実施責任者

道路上の障害物の除去は、原則的に道路管理者が行い、町以外の道路管理者に対する連絡は、土木班が行う。

①障害物除去の方法

土木班は、被害状況の調査結果を報告し、これに基づいて具体的な対応策を策定し実施する。

②障害物を除去する道路の優先順位は以下のとおりとする。

優先順位	道路種別
1	地域住民の生命の安全を確保するために必要な道路
2	災害の拡大防止上重要な道路
3	緊急輸送を行う上で重要な道路
4	その他応急対策の活動上重要な道路

(2) 資機材の確保

- ①第一次的には三芳町保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ②労力や機械力が不足する場合には、県及び隣接市からの派遣を要請する。
- ③必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

(3) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

緊急輸送道路は、防災関係機関が効率よく活動できるように、被害・復旧状況等を考慮し、町が指定する路線から順次確保する。災害の状況により、地域によって指定確保路線が確保困難な場合には、状況に応じて代替道路を確保し、土木班の報告に基づいて本部から指示する。町が災害対策上の必要性から県の指定路線を確保する場合には、知事にその旨を通知する。

なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

3. 交通規制

(1) 交通対策の実施

町は、道路施設が災害により、危険な状態が発見された場合または通報等により承知したときは、東入間警察署その他関係機関に通報し、交通対策を実施する。

(2) 道路標識等の設置

町は町道において道路法による通行の禁止又は制限を行う場合には、東入間警察署に連絡の上、その対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した規制標識をたてる。ただし、緊急のため規定の標識が設置できない場合には、とりあえず通行を禁止し、制限したことを明示し、土木班員が、現場において指導する。

この場合において、迂回路を設置し、できる限り支障のないよう努める。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察及び消防署（団）等に協力を依頼する。国道・県道に関しては、各道路管理者が、道路の破損、決壊その他事由により通行が危険であると認められる場合には、その対象となる区間、期間及び理由を明瞭に記載した標識等により、当該道路の通行が禁止、または制限される。この場合、各道路管理者から、あらかじめ当該区域を統括する東入間警察署長及び町長に禁止または制限の対象となる区間、期間及び理由が通知される。

警察への備蓄資機材（発電機等）の貸与協力町は、停電時の信号消灯に対処するため、警察からの要請に応じ発電機等の貸与の協力を行う。

(3) 交通規制に関する情報共有

交通規制を行ったときは、県（統括部）に報告する。県（統括部）は、緊急交通路、緊急輸送道路を中心に情報を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム等により関係機関に情報を伝達する。

4. 交通施設の応急対策

交通施設の安全確保と早期復旧を図るとともに、帰宅困難者に配慮する。各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者間の調整、連携に努める。

(1) 鉄道施設の応急対策【鉄道事業者】

各事業者が策定した防災業務計画等に基づき、応急対策を実施する。応急対策の実施にあたっては、鉄道事業者（東武鉄道（株））との調整、連携に努める。

5. 緊急輸送計画

震災時の応急対策活動の中で、住民の安全確保、被害の拡大防止、並びに災害応急対策実施の円滑化を達成するため、緊急輸送活動に関する計画を定める。

(1) 輸送実施者

- 1 町で必要とする車両等は、情報部情報3班が調達及び管理を行う。物資や傷病者の輸送・搬送作業に関しては救助総務班を中心となり、衛生医療班と連携して行う。必要に応じてトラック協会、入間東部地区事務組合、社会福祉協議会（ボランティアセンター）等に対して要請を行う。
- 2 救助総務班は、交通施設の被害状況及び復旧状況に関して情報1班（状況により土木班）と連絡を取り、その状況に応じた対応方法を考慮する。

(2) 輸送対象

救命活動、災害の拡大防止、救援物資輸送を喫緊の課題として、次のものを基本的な輸送対象とする。

①人員

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

災害時に優先輸送されるべき人員は、被災者、避難者、医療（助産）救護を要する人、災害対策本部員、救助のための要員、消防機関の職員とする。

②物資

優先輸送されるべき物資は、医薬品・医療用資機材、災害復旧用資機材、車両用燃料、食料品、飲料水、生活必需品等の救援物資等とする。

③輸送の優先順位

輸送の円滑な実施を図るため、輸送順位は原則として以下のように定める。

優先順位	輸送物資
1	住民の生命の安全を確保するために必要なもの
2	災害の拡大防止のために必要なもの
3	その他必要な応急対策のために必要なもの

(3) 緊急輸送車両の確認と確保

緊急輸送車両は、次に示すような災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両及び道路交通法第 39 条に規定する緊急自動車とする。

- ①警報の発令・伝達及び避難の指示
- ②消防・水防その他の応急措置
- ③応急の救護を要すると認められる人の救護・保護
- ④施設・設備の応急復旧
- ⑤清掃・保健・防疫
- ⑥犯罪の予防・交通規制・社会秩序の維持
- ⑦緊急輸送物資の輸送
- ⑧その他災害発生・拡大防止のための措置

(4) 緊急輸送車両の確認

災害対策基本法第 76 条に基づいて交通規制が行われた場合、緊急輸送車両確認の対処方法は以下のとおりとする。

①緊急輸送車両標章及び証明書の交付（資料 3-5 参照）

- 1) 車両の使用者は、知事（南西部地域振興センター）または公安委員会（東入間警察署）に対し、当該車両が緊急輸送車両であることの確認を求めるものとする。
- 2) 上記により確認したときは、知事（南西部地域振興センター）または公安委員会（東入間警察署）は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）第 6 条に規定する標章及び証明書を交付する。
- 3) 交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい位置に標示する。

〔資料 3-5 緊急輸送車両標章及び証明書〕

(5) 輸送方法

道路被害状況、復旧見込み状況の情報収集は、土木部等の情報を情報部がとりまとめ、

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

速やかに各輸送担当者と連絡をとる。輸送ルートは、確保順位、道路の被害状況等を考慮し、適切なルートを決する。

住居周辺にあり、日常生活に著しい支障を及ぼしている輸送路上の障害物は、災害救助法施行令第8条の障害物除去に従い、土木班が行う。なお、町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行う。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

(6) 車両の確保

町有の車両を全面的に活用するとともに、町内の輸送業者及び住民に協力を依頼し、輸送力の確保に万全を期する。車両が調達不能な場合、県に対して調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送を要請する。

(7) 車両の運用

①車両の運用は、災害対策本部の情報3班が各部の要請に基づき、使用目的に合わせた配車を行う。

②災害対策本部の各部は、応急対策を実施する上で車両が必要になったときは、情報3班に対し用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を申請する。

③災害対策本部情報3班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

④燃料の調達方法

応急対策に係わる車両への燃料の調達については、町内ガソリンスタンド、取扱業者等に協力を依頼し、購入する。

(8) ヘリコプターによる輸送

①県へ要請する場合

埼玉県防災ヘリコプター応援協定に基づき要請を行う。

名称	電話番号
埼玉県防災航空センター	049-297-7810(代表)
	049-297-7905(緊急時)
	049-297-7906(FAX)

②自衛隊へ要請する場合

自衛隊に対する災害派遣要請の事項に基づき要請を行う。

〔資料3-6 埼玉県防災ヘリコプター緊急運航要領〕

③町指定ヘリポート

空路からの救助物資輸送時のヘリポート指定地は以下のとおりである。

名称	所在地	電話番号	面先
町立運動公園グラウンド	藤久保 1118-1	259-3135	25,721 m ²
唐沢小学校(代替)	藤久保 410-2	259-8900	9,939 m ²

これらのヘリポートに物資が空輸された場合には、ヘリポートから物資集積拠点（総合体育館）、各地区の防災拠点（指定避難所）までの輸送は、原則的に救助総務班がトラック協会やボランティアセンターの協力を得て行うものとする。

なお、運動公園グラウンドが雨水冠水等によって使用困難な場合においては代替として唐沢小学校を活用する。

(9) 物資の集積拠点

供給物資・救援物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって交通及び連絡に便利な他の公共施設等とする。

<物資集積拠点>

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会(指定管理者)	藤久保 1100-1

※（代替）三芳町文化会館

6. ライフライン施設の応急対策

(1) 電力施設（東京電力パワーグリッド(株)志木支社）

災害のため電力施設に災害が発生する恐れがあるとき、または発生した場合の救護措置・応急措置は、次のとおりとする。

- ①町長は、災害により電力施設に被害が生じ、または生ずる恐れがあるときは、東京電力パワーグリッド(株)志木支社に通報し、その応急措置について協力する。
- ②町長から通報があった場合には、東京電力パワーグリッド(株)志木支社の定める非常災害応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、速やかに応急対策を実施する。
- ③応急工事の基本方針
恒久復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ない場合は、応急工事を実施する。
- ④応急工事の基準
東京電力パワーグリッド(株)志木支社に定める非常災害応急対策・復旧活動マニュアルに基づき、必要に応じて定める。
- ⑤復旧目標
復旧の順位を考慮し、できる限り短日時のうちに最も適切に行う。

(2) 都市ガス施設（都市ガス事業者、LPガス事業者）

- ①都市ガス施設に被害の発生する恐れがある場合
都市ガス需要家にガス使用停止並びに必要な処置を広報し、事故防止の協力を求める。
都市ガス設備の被害が発生する恐れのある場所に必要人員を配置し監視する。
- ②災害のためガス施設に被害が発生した場合

- 1) 多量のガス漏洩の場合、状況により付近住民に火気使用の禁止を広報し、応急処置を行うとともに、必要に応じ、警察・消防の出動を要請する。また、状況により付近住民の避難誘導を行う。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。
- 2) 復旧作業を安全且つ効率的に行うため、復旧規模、復旧優先順位付け等の復旧計画を策定し実施する。
- 3) 被害範囲が甚大で、都市ガス事業者単独の復旧が困難と判断される場合は、一般社団法人日本ガス協会に応援要請し、早期復旧を図る。
- 4) 復旧に時間を要する場合は、進捗状況を逐次関係機関及び付近住民に周知し、協力をお願いする。

③災害のためガス供給不能となった場合

災害のため都市ガスが供給不能となった場合は、建物のガス導管に都市ガス発生装置を接続し、病院、避難場所、主要公共施設等を優先に、屋内ガス施設を点検し、異常がないかを確認した上で都市ガスの応急供給を行う。都市ガス事業者の応急対策の詳細については資料4-2を参照。

[資料4-2 都市ガス事業者の応急対策]

(3) 上水道

①被害状況の把握

水道給水班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。水道庶務班は、水道給水班からの報告を取りまとめ、速やかに総務部庶務班へ報告をする。

町災害対策本部は、被害状況及び復旧作業の優先順位等を考慮に入れ、復旧作業に関する対策を策定し、水道給水班へ伝達する。

②緊急処置

二次災害の発生の恐れがあると判断したときは、当該施設の運転を停止する。なお、次亜塩素酸ナトリウムなどに起因する配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民へ通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。

③施設の応急復旧

- ・ 応急復旧作業の優先順位においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。
- ・ 復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。労力が不足する場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施する。

優先順位	施設区分
1	取水・導水・浄水施設
2	配水施設
3	給水装置

④配水管路の応急復旧

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

- ・ 応急復旧作業の優先順位においては、以下の順序で優先的に作業に取りかかるものとする。
- ・ 復旧作業は、水道給水班が水道庶務班の指揮のもと行うものとする。労力が不足する場合には、三芳町災害対策協力会に協力を依頼し、作業を実施する。

優先順位	管轄区分
1	配水場及び給水拠点までの配水管
2	病院等の重要給水施設への配水管
3	その他の配水管

⑤水質検査及び監視

原水及び浄水の水質監視を強化する。

⑥応急復旧用資機材の調達

応急復旧作業用の資機材は、上下水道部が所有するもので行うが、不足する場合には総務部庶務班を通じて隣接市及び公益社団法人日本水道協会埼玉県支部へ支援の要請をする。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。

(4) 下水道

①被害状況の把握

下水道班が、被害状況の調査及び復旧作業にあたる。被害状況は、速やかに取りまとめ、総務部庶務班へ報告し、応急措置を施す。報告後、復旧作業に関する対策を策定し、速やかに着手する。

②応急対策の実施

液状化に伴う管のゆがみ等により流下機能に支障が生じた場合の応急対策として、バキュームカーによる人孔滞水の除去や仮設配管・仮設ポンプの設置による流下機能の代替等を行う。

③応急復旧要員の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき、町から県へ支援要請する。

④応急復旧用資機材の確保

下水道班が、応急復旧作業にあたるが、不足する場合には、総務部庶務班を通じて「災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」に基づき、町から県へ支援要請する。また、三芳町災害対策協力会へ協力を依頼し、調達・確保する。作業スペース等資機材の保管場所を確保する。

(5) 通信施設（東日本電信電話㈱ 埼玉事業部埼玉西支店）

①応急対策

重要回線の確保、特設公衆電話の設置、通信の利用制限、災害用伝言ダイヤル(171)等の応急措置に加え、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

②広報

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。また、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。

③災害用伝言ダイヤル(171)等を提供した場合、交換機の輻輳（ふくそう）トーキ案内（発信規制及び災害用伝言ダイヤル(171)の使用に関する災害用自動音声ガイダンス）、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

④復旧対策

被災状況の把握に努める他、移動無線機、衛星通信移動無線車及び移動電源設備等の発動とともに、通信の輻輳（ふくそう）対策を行う。復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施するものとする。通信施設の応急対策の詳細については、資料4-3を参照。

[資料4-3 通信施設の応急対策]

7. LPガス事業者

(1) ガス施設に被害の発生する恐れがある場合

構内ガス施設のバルブ閉止及び点検を実施する等、必要な措置を講じ、二次災害に備えると共に、ガス導管理設の主要道路を巡回し、ガス漏洩等発見した場合は、必要により、ガス需要家にガス使用停止並びに必要な措置等の広報活動を行う。

(2) 災害のためガス施設に被害の発生した場合

①構内の場合

被害を最小限度にとどめるとともに、関係機関に連絡をし、多量のガス漏れの場合、状況により付近の住民に広報し、避難誘導を行う。

②構外の場合

LPガス容器供給の場合は、ガスの使用を禁じ、必要事項を広報するとともに、LPガス容器バルブを閉止するよう努め、災害の程度によりLPガス容器の取り外しを行う。

③導管供給の場合

導管供給の場合は、災害の程度によりガスの使用を禁じ、元栓を閉めるよう広報し、メーターコックを止め、関係機関に連絡した上、交通規制等の処置をするとともに早期復旧に努める。

ガス管が破損しガスが漏洩している場合は、付近住民及び通行人に火気の使用禁止等広報活動を行い、応急措置を行うとともに、必要に応じガスの供給を停止する。町災害対策本部は、状況を判断し、警戒区域の設定や避難経路の決定等を行う。

(3) 災害のためガス供給不能になった場合

病院・学校・公共施設は優先してガス供給の確保に努める。LPガス事業者の応急対策の詳細については資料4-4を参照。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

〔資料 4-4 L P ガス事業者の応急対策〕

第4節 応急対応力の強化

第1 予防・事前対策

1. 救急救助活動体制

町は、県及び町内の関係医療機関、並びに消防機関等と連携し、適切かつ迅速な救急救助活動を実施する。なお、救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重症者を優先して出動する。また、救急救助における基本方針を以下に示す。

救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。

- ①延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- ②延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- ③同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。

2. 受援体制

- ①応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- ②新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。
- ③消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- ④防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- ⑤情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

【感染症対策収容施設】

名称	所在地	電話番号
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷 38	049-276-1199

第2 応急対策

1. 災害発生直前の未然防止活動

(1) 物資支援の準備

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資拠点を速やかに開設できるように、物資拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

2. 応急活動体制の施行

(1) 災害対策本部の設置

地域防災計画の定めるところにより災害対策本部を設置し、災害応急活動体制を施行する。

(2) 県に対する行政機能の確保状況の報告

震度6弱以上の地震を観測した市町村は、所定の様式により速やかに、①トップマネジメントは機能しているか、②人的体制は充足しているか、③物的環境（庁舎施設等）は整っているかについて県（統括部）に報告する（第1報は原則として発災後12時間以内、第2報以降は既に報告した内容に異動が生じた場合に速やかに報告する。）。

県は市町村からの報告を取りまとめ、原則として発災後12時間以内（遅くとも24時間以内）に総務省（自治行政局市町村課）に報告する。

県や国では、把握した情報を基に、市町村に対して応援職員の派遣などの必要な支援を行う。

(3) 初動期の人員確保

体制配備に当たっては、気象注警報の発表状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、職員参集支援システム等により迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

3. 町の災害対応に直接関係する関係機関による応急措置

(1) 町長に対する指示

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、町長に対して、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し応援すべきことを指示する。（災対法第72条第1項）

(2) 町長が実施すべき応急措置の代行

知事は、災害が発生した場合において、当該災害により町長がその全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき、次に掲げる応急措置の全部、又は一部を当該市町村長に代わって実施する。（災対法第73条、同法施行令第30条）

(3) 災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要と認められる際、市町村長又はその権限を代行する市町村の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行うことができる。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

- ①警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（第63条第2項）
- ②区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（第64条第7項）
- ③区域内の住民又は現場にある者の応急措置業務従事（第65条第2項）

(4) 警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行うことができる。

- ①その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。
- ②特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させる。
- ③その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。

4. 応援要請

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

5. 自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 災害派遣要請の基準

災害発生に際して、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。具体的には、以下の3つの要件を勘案して行う。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 緊急性の原則
差し迫った必要性があること2 公共性の原則
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること3 非代替性の原則
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと |
|--|

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

派遣要請は、次の範囲で行うものとする。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
遭難者の捜索、救助	行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）
水防活動	堤防・護岸等の決壊に対する土のうの製作、積み込み及び運搬等の水防活動
消防活動	火災に対する消防機関に協力しての消火活動
道路または水路等交通路上の障害物の除去	道路、水路等の施設の破損または障害物がある場合の啓開除去作業
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、伝染病の発生に伴う防疫活動
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援
人員・物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水支援
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令1号）による
危険物の保安及び除去	火薬類、爆発物等危険物について能力上可能な範囲での保安措置及び除去作業

(2) 災害派遣要請要領

- ①自衛隊の災害派遣は、町長（本部長）から知事を通して依頼する。
- ②災害派遣要請は文書をもって行い、次の事項を明記する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、電話等により県危機管理防災部災害対策課に依頼し、事後速やかに文書を送付する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、知事に要請する時間的余裕がないときは、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。提出する文書は、資料3-7の様式とする。

〔資料3-7 自衛隊災害派遣要請書〕

- ③提出先埼玉県危機管理防災部危機管理課
- ④提出部数3部
- ⑤記載事項
 - ・災害状況及び派遣を要請する理由
 - ・派遣を必要とする期間
 - ・派遣を希望する人員、車両等の概要
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項（作業用資材、宿舎準備状況等）

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第4節 応急対応力の強化

<要請先 1>

名称	電話番号	
	時間内	時間外
埼玉県危機管理防災部 危機管理課	048-830-8131	048-830-8111

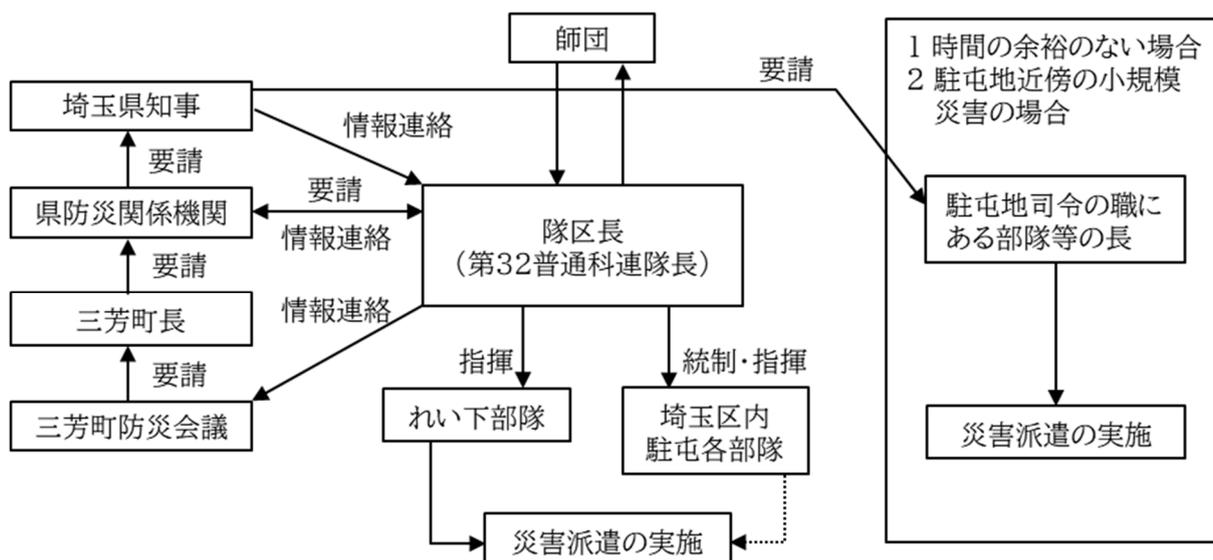
<要請先 2(緊急を要する場合)>

名称	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊第32普通科 連隊大宮駐屯地	第3科長	部隊当直 司令	さいたま 048-663-4241(大代表) 内線 202,205 FAX 時間外 302,218

自衛隊派遣が決定したときは、速やかに受け入れ態勢を以下の設置予定場所に準備し、連絡員を派遣して各班相互の連絡に当たる。

施設	設置予定場所
ア. 本部事務室	町役場庁舎401会議室 (代替：三芳町文化会館小ホール)
イ. 宿舎	庁舎敷地内
ウ. 資材置場	庁舎敷地内
エ. 駐車場	庁舎敷地内
オ. ヘリポート	町立運動公園内
	唐沢小学校

陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統



(3) 派遣部隊撤収の要請

町長（本部長）は、本節の目的を達成したとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって知事に対し、その旨報告する。ただし、文書報告に日時を要するときは口頭または電話で報告し、事後速やかに文書で報告をする。提出する文書は、資料3-8の様式とする。

〔資料3-8 自衛隊災害派遣撤収要請書〕

(4) 経費の負担区分

自衛隊の災害派遣に要する経費のうち、救援活動に伴う次の経費は、原則として町が負担する（但し、派遣部隊の人件費を除く）。

- ①派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料、及び修繕費
- ②派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ③派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ④派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものは除く）損害の補償
- ⑤その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合には、自衛隊と町長（本部長）が協議する。

6. 行政機関に対する支援要請

町長（本部長）は、県または指定地方行政機関（農林水産省関東農政局、所沢労働基準監督署、熊谷地方気象台）等の応援または応援のあつ旋を求める場合には、県（危機管理課）に対し、下記に記す事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、急を要し、文書をもってすることができない場合には、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。応援要請について、要請先及び町内各部との連絡・調整は、総務部庶務班が行う。

(1) 県に応急措置の実施または応援を求める場合

- ①災害救助法の適用を要請する場合
 - 1) 災害発生の日時、場所
 - 2) 災害の原因及び被害の概要
 - 3) 要請する理由
 - 4) 期間
 - 5) 地域
 - 6) すでにとった救助措置及び今後とる措置
 - 7) その他参考になる事項
- ②被災者の他地区への移送を要請する場合
 - 1) 移送を要請する理由
 - 2) 移送を必要とする被災者の数
 - 3) 希望する移送先

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

- 4) 他地区に収容を要する予定する期間
- 5) その他の必要事項

③県各部局への応援要請または応急措置の実施を要請する場合

- 1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- 2) 必要とする期間
- 3) 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
- 4) 必要とする場所
- 5) 必要とする活動内容
- 6) その他の必要事項

④他の市町村・県へ応援のあつ旋を求める場合

- 1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- 2) 必要とする期間
- 3) 希望する物資・資材・機械器具等の品目、数量
- 4) 必要とする場所
- 5) 必要とする活動内容
- 6) その他の必要事項

(2) 職員の派遣要請

県、他の市町村、あるいは指定地方行政機関等に対し、職員の派遣または派遣のあつ旋を要請する場合。

- ①派遣を要する理由
- ②派遣を要請する職員の職種別人員表
- ③派遣を必要とする期間
- ④派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤その他参考となる事項

(3) 消防職員の派遣要請

消防の広域的応援については、消防組織法第39条の消防相互応援、及び消防相互応援協定に基づき行う。

7. 防災関係公共機関等に対する支援要請

災害時には、各機関が各々の所掌事務または業務に従って応急対策活動を実施するが、必要に応じて他の機関の協力を求め、実施の円滑化に努める。そのため、各機関は平素から法令または本計画に従って関係機関と協議し、協力体制を確立する。

資料の提供及び交換

町、県関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策上必要な資料や調査研究の成果を相互に交換する。

(1) 応急措置の要請要領

「3. 行政機関に対する応援要請」に準じ、要請する。

(2) 他の市町村または指定公共機関への協力

県から他の市町村または指定公共機関への協力を依頼された場合には、自らの応急措置に支障がない限り協力する。

8. 防災関係民間団体に対する支援要請

(1) 公共的団体等の協力

災害時における応急活動を能率的に行うため、平常時から民間団体等に対して、防災体制をあらかじめ確立するよう依頼し、防災についての積極的な協力体制を確立する。

(2) 民間団体等との協力協定の締結の推進

町は、災害時に民間団体等から積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る必要があり、そのため協定の締結を推進する。

現在、締結されている民間団体等との協定を資料 1-3 に取りまとめている。

〔資料 1-3 災害時応援協定一覧〕

(3) 相互応援協定の状況

他の自治体との相互応援協定の締結状況は、資料編別冊参照。

相互応援協定は、次の事項について締結する。

- ① 応援の範囲、区域
- ② 応援担当業務
- ③ 応援の方法
- ④ 費用の負担方法

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、今後、県外の市町村と応援協定等を締結するよう努める。

周辺市との相互応援協定により以下の各地域で被害が発生した場合、自動的に各消防機関による応援活動が実施される。

被災地区	応援担当消防
上富・北永井	所沢市
藤久保の一部・竹間沢・竹間沢東・みよし台	新座市
上富の一部（砂川堀境）	川越市

9. 消防相互応援協定の状況

消防組織法第 39 条第 2 項による応援協定の状況は、資料編別冊参照。

10. 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として 1 対 1 で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあって

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第4節 応急対応力の強化

は区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第1段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。

第1段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第2段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組みのある業務は含まれない。

(1) 第1段階支援の要請方法

県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

(2) 第2段階支援の要請方法

第1段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第2段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合は、総務省が設置した応援職員確保調整本部に第2段階支援の必要性を連絡する。

(3) 要請方法

被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

11. 応援の受入れ

(1) 取組方針

外部からの応援の受入れに当たっては、効果的な応援が行われるよう受援ニーズを的確に把握するとともに、応援団体が円滑に活動できるよう配慮する。

国や地方公共団体等の防災関係機関による応援だけでは限界があるため、公共的機関やボランティア等とも連携する。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受入れを図る。

(2) 支援要請

町長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定による応援要求が必要と認められる災害が発生したときは、知事に対し応援を求め、または応援措置の実施を要請するものとする。

(3) 受援体制の整備

町は、県及び自衛隊、緊急消防援助隊、隣接市や公共団体等との協力体制を整備すると

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画

第4節 応急対応力の強化

ともに、応援人員の拠点施設の確保や、ボランティア、NPO、NGO等の応援受入れ窓口を設置するなど、応援人員の受入れ体制を整えることにより、必要な要員を確保し、円滑な災害応急活動の実施を図る。

救命救助やがれき撤去、医療救護や緊急輸送、被災者支援、住家被害認定ほか災害事務等に関する受援内容の整理と要請については総務部が取りまとめて実施し、受入の際の各種救援隊（連絡員、先遣隊、NPO/NGO等）の受入窓口及び活動拠点の整備は総務部、救助部が行う。なお、救援物資の受け入れについては《第2章第10節物資供給・輸送対策》に、義援金の受け入れ、配分については《第2章第11節住民生活の早期再建第2応急対策27義援金及び見舞金品の受入・配分計画》に示す。

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班（「受援班」）を設置するなど受援体制を整えるよう努める。また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

第5節 情報収集・伝達

【自治安心課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、秘書広報室、教育委員会】

第1 予防・事前対策

1. 情報通信設備の安全対策

町は、町災害対策本部を設置して、町の災害対策の総合拠点としての情報収集・発信機能を十分に発揮するとともに、保有する重要情報を厳重に管理する必要があることから、情報通信機器の安全対策に万全を期すことが求められる。

(1) 非常用電源の確保

停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源等を確保し、定期的なメンテナンスを行う。

(2) 地震動に対する備え

情報通信設備は、免震床に設置するなど、地震動に対する対策を進める。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

(3) 電子情報の保全

災害発生時に必要な電子情報が失われることがないように、重要な電子情報は、遠隔地に設置されたセキュリティ管理が厳格で堅牢なデータセンターに保管し、クラウドシステムの運用によりデータの保全に努める。

2. 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

町は、全域や町内施設に関する狭域的な被害状況の把握のために、次のような情報収集システムの整備に努めるものとする。

- ・屋上テレビカメラによる状況把握システム
- ・自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- ・既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- ・市町村防災行政無線システム

(2) 移動系の通信手段の整備

現地本部（避難所班）からの地域被害情報の収集のために、移動系防災行政無線の携帯無線機や車載型無線機の点検・整備を図り、災害時には各防災拠点施設（指定避難所等）に、可搬型無線機を設置、無線局を開設するなど、町災害対策本部との情報交換を行えるようにする。また、移動系デジタル防災行政無線や MCA 無線、衛星携帯電話や PHS 等、災害に強い移動系通信手段の導入を研究・検討し、災害時における町内各地からの情報収集体制の強化を図る。

(3) 災害時優先電話の整備・活用

災害時に、電話回線の輻輳（ふくそう）による情報伝達の遅延等を回避するため、各防災拠点施設（小中学校等）に設置された災害時優先電話（発信制限の影響を受けない）やFAXを活用して、現地本部と町災害対策本部が交信できるよう平常時から維持管理を図る。

(4) アマチュア無線、タクシー無線等の情報システム

アマチュア無線、タクシー無線及びその設置無線局の設置者に協力を求めて、災害情報等の収集を行う。現在締結されているタクシー業者との情報連絡活動に関する協定は、資料編別冊参照。

(5) 防災カメラ等の画像受信システムの導入検討

防災行政無線屋外拡声子局や防災拠点施設等に設置して、周辺の被害状況の画像データをリアルタイムに町災害対策本部に送信し、迅速かつ適切な被災地域支援対策に資するため、防災カメラ等の画像データ収集システムの導入を研究・検討する。

(6) 住民からの通報のしくみの検討

災害時における情報収集手段として、住民の協力を仰ぐ。通報体制は、行政連絡区の地区対策本部（集会所）又は現地本部（指定避難所）へ住民が通報し、町職員を通じて災害対策本部へ送るものとする。住民へは、通報時に電話をなるべく使用しないよう事前に周知の徹底を図る。

現地本部への直接伝達のほか、役場庁舎及び各公民館に設置している防災情報ステーション（公衆無線 LAN：miyoshi_free）を利用しながら、防災情報ポータルサイトやSNS（LINE、X、フェイスブック）などを活用した、画像データを含む住民からの被害情報の収集について検討を行う。

(7) 情報伝達体制の整備

町は、避難所、出先機関、防災拠点、地域住民及び事業所等に対し、被害情報等の災害情報を伝達するための体制を整備する。伝達手段は、住民の様々な環境に対応すべく、音声情報・文字情報など多様な方法により行うこととする。

町は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、報告に当たらせるものとする。

(8) 防災行政無線の整備及び関連機能の拡充

本町では昭和55年に整備された防災行政無線について、デジタル化整備による更新を推進して機能の拡充を図る。また、防災行政無線の難聴地域を調査し、調査結果に応じてスピーカ角度調整や音量調整等を行うほか、防災行政無線屋外拡声子局の増設を検討して難聴地域対策に努める。難聴対策の一環として導入済の「防災行政無線電話応答サービス」（自動音声聞き返し）の活用を住民に促すなど、住民への災害情報収集方法の普及・啓発を行うものとする。

さらに、防災行政無線の音声伝達について、住宅の防音性向上やマンション地域の残響、

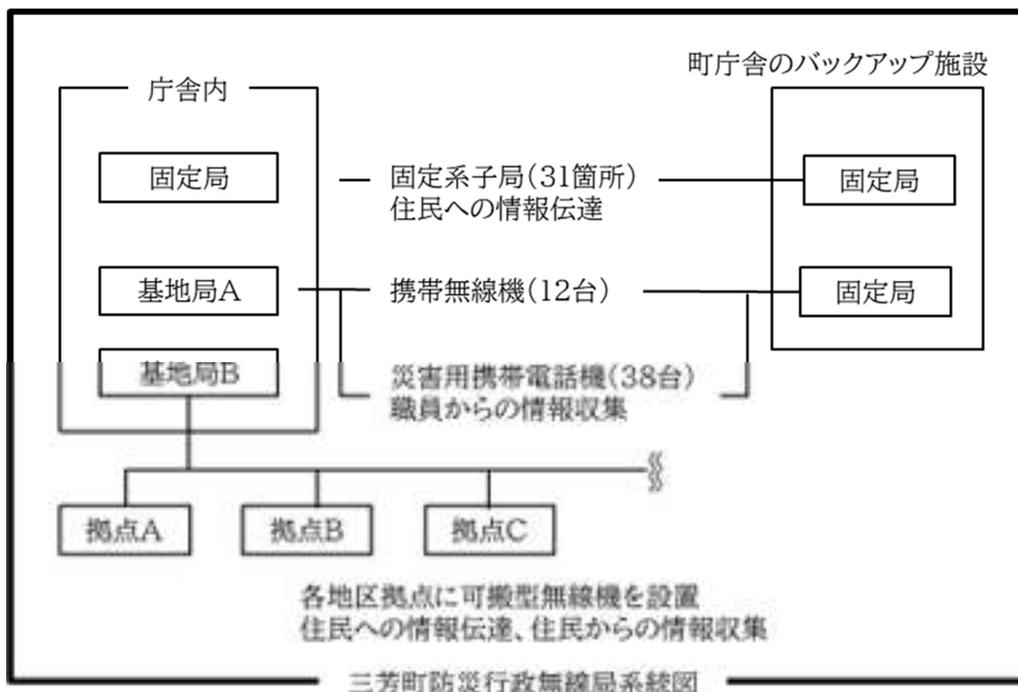
第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報収集・伝達

気象条件による影響などに対応するため、防災行政無線のデジタル移行整備に併せ、防災行政無線屋外拡声子局を補完する手段として、戸別受信機や防災ラジオ等の導入を研究・検討する。

〔資料 3-9 三芳町防災行政用無線局管理運用規程〕

〔資料 3-10 三芳町防災行政用無線局（固定局）運用細則〕

〔資料 3-11 三芳町防災行政用無線局（基地局、移動局）運用細則〕



(9) J-ALERT（ジェイ・アラート）の活用と他伝達手段との連携

J-ALERT（全国瞬時警報システム）は、武力攻撃事態等の国民保護として使われるほか、緊急地震速報などの災害でも活用される場合がある。J-ALERT によって、国が直接、町の防災行政無線を起動させた場合、町も当該緊急情報を、速やかに登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）やSNS（LINE、X、フェイスブック）等の文字情報ツールを活用して発信し、聴覚障がい者等への情報伝達に配慮する。

●J-ALERT（ジェイ・アラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を經由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

《J-ALERTで内閣府・気象庁から自動配信される情報》

- ア. ゲリラ特殊部隊情報 イ. 航空攻撃 ウ. 弾道ミサイル情報
- エ. 大規模テロ情報 オ. その他の国民保護情報 カ. 気象等の特別警報
- キ. 緊急地震速報（埼玉県南部で震度5弱以上の揺れが予想されるとき）

(10) メールその他伝達のしくみの充実と情報伝達訓練の実施

このほか、災害の切迫性等を勘案し、以下のような方法から複数を用いて災害情報を伝達する。なお、導入（契約・協定）されていないものは、積極的に研究・検討する。また、災害発生時に支障の生じないように、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

- ①広報車
- ②ホームページ
- ③登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- ④緊急速報メール（エリアメール）
- ⑤SNS（LINE、X、フェイスブック）
- ⑥Lアラート（メディアを活用した災害情報共有システム）」
- ⑦デジタルサイネージほか情報表示板
- ⑧テレビ（CATVシステム、データ放送を含む）
- ⑨ラジオ（コミュニティFM放送、FM文字多重放送を含む）
- ⑩その他

3. 情報処理・分析体制の整備

(1) 災害情報データベースの整備

町は、日頃から災害に関する情報を蓄積するとともに、災害時に活用できるよう、災害情報のデータベース化に努める。

4. 広報計画

【情報部情報1班、総務部秘書広報班、救助部救助2班】

災害時に速やかに住民の安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。なお、具体的な広報事項は、それぞれ「情報収集伝達」「避難体制」「要配慮者対策」「帰宅困難者対策」等、対策ごとの記述による。

(1) 広報内容

- ①地震（災害）に関する情報
- ②避難情報
- ③被害情報及び応急対策実施情報
- ④生活関連情報
- ⑤通信施設の復旧工事
- ⑥道路交通情報
- ⑦バス、鉄道等交通機関の運行状況
- ⑧医療機関の活動状況
- ⑨その他必要な事項

(2) 広報方法

以下の媒体を活用して広報を実施する。また、被害状況により必要と認められる場合は、

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報収集・伝達

県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとするが、コミュニティ FM やローカル CATV、エリアメール等様々な情報提供手段を検討する。

- ①防災行政無線（固定系）
- ②広報車
- ③町ホームページ
- ④ハンドマイク、地区拠点施設における館内放送、情報の掲示等
- ⑤登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)、エリアメール
- ⑥SNS（LINE、X、フェイスブック）
- ⑦ローカルテレビ（文字放送）
- ⑧コミュニティ FM
- ⑨デジタルサイネージ等

(3) 報道機関に対する情報発表

報道機関から災害に関する報道のための資料の提供等の依頼を受けた場合には、県の秘書広報班長が検討したうえで報道機関に発表する。

(4) 報道機関による広報活動（報道機関への災害警報等の放送要請）

災害対策基本法第 57 条に基づく災害警報等の放送要請については、埼玉県を通じ、NHKさいたま放送局、テレビ埼玉、エフエムナックファイブに対して行う。ただし、やむを得ない場合は町から直接要請する。

(5) 帰宅困難者・要配慮者への広報

発災時刻によっては、町外からの通勤・通学者等滞在者および、町外に滞在する住民に対して、災害用伝言ダイヤル(171)等を活用した安否の確認方法について PR を行う。また、広報を実施するにあたって、外国人に対する多言語による広報や、聴覚障がい者に対するファクシミリによる広報の実施等、その他、要配慮者に配慮した対策を行う。

(6) 町ホームページにおける情報発表

町は、町ホームページ上に「三芳町震災コーナー」を開設し、町の活動状況および町内の被害情報の広報を行う。概ねの広報内容と時期、頻度は、以下を目安として可能な限り速やかに行うものとする。

- ①発災
 - ・地震に関する情報
 - ・災害対策本部の設置状況
- ②発災から 1 時間～ 6 時間
 - ・避難情報
 - ・避難状況及び避難所開設状況
 - ・医療機関の活動状況
 - ・被害情報及び応急対策実施情報

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報収集・伝達

- ・道路交通情報
- ・バス、鉄道等交通機関の運行状況

③発災から1日後～3日後

- ・住民相談窓口の開設状況
- ・生活関連情報
- ・復旧進捗状況及び復旧目安
- ・その他必要な事項

④発災から5日後

- ・町の震災復旧事業計画
- ・罹災証明・融資等手続きに関する情報
- ・住民相談窓口の開設状況

なお、作成した広報資料については、避難所等地区拠点施設における掲示を合わせて行うものとする。

(7) 被災者の安否に関する問い合わせへの対応

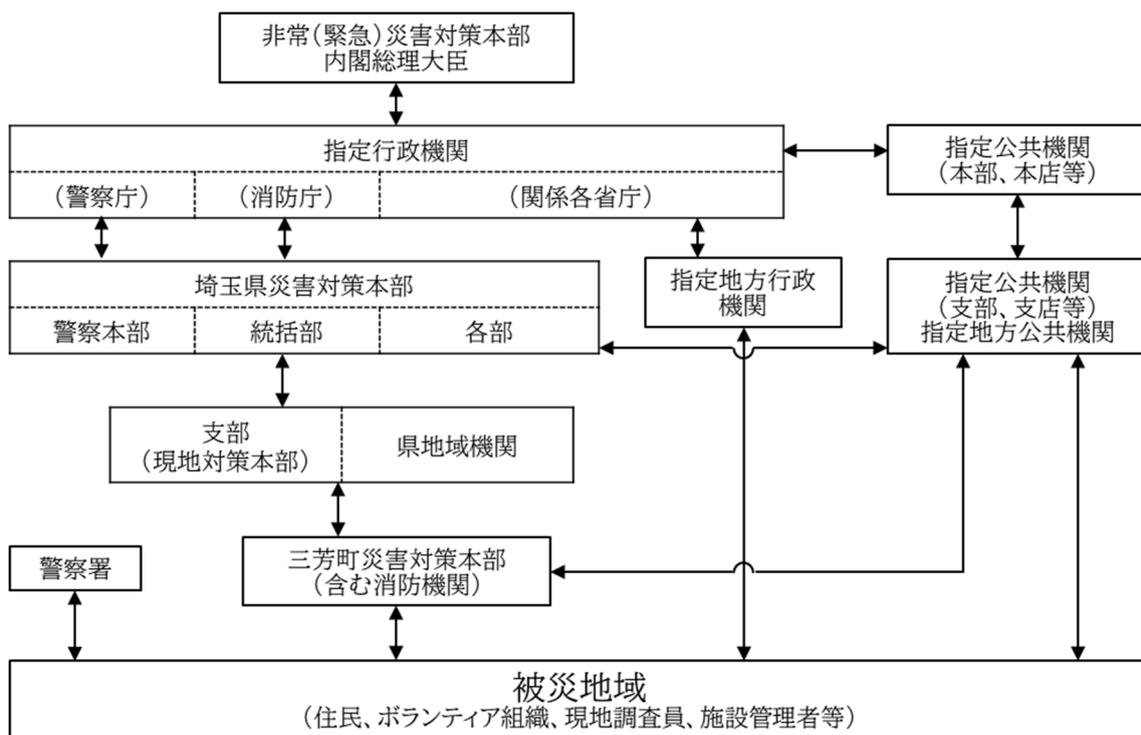
町長は、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を提供することができる。処理は救助2班が被災者台帳に基づいて行う。

第2 応急対策

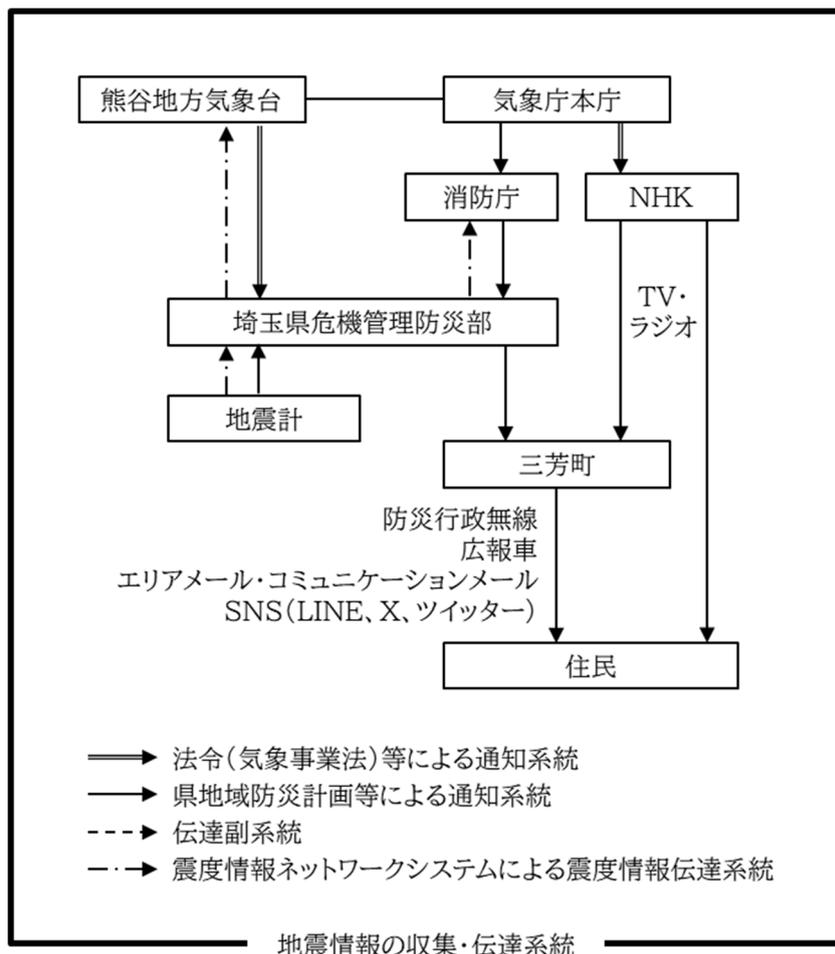
1. 災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

町及び防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達を行う。

【通信連絡系統】



【地震情報の収集・伝達系統図】



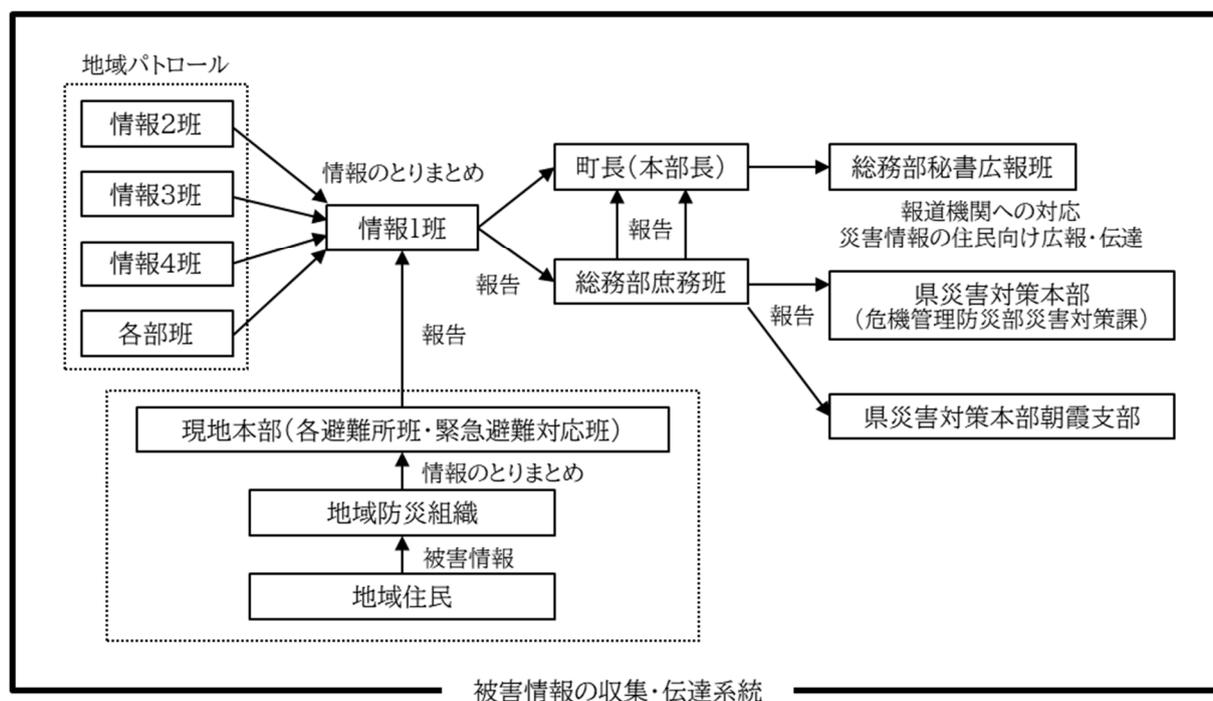
2. 県による地震情報の収集・伝達

埼玉県では、県内で震度4以上の地震が発生した場合、全市町村へ一斉に地震情報がFAXで送信される。町は、県防災行政無線（又は町の地震計）により地震情報を入手した場合、情報1班が情報に関する取りまとめを行い、秘書広報班により、町防災行政無線（固定系）や広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）等を用いて可能な限り速やかに住民に伝達する。

なお、住民への伝達について各職員は、地震発生後、テレビ、ラジオ、防災・気象情報サイト等から地震情報を各自収集し、参集に備える。

3. 地域防災組織（行政連絡区等）による地区内の被害情報収集

(1) 担当範囲（行政連絡区内）の被害情報収集



第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第5節 情報収集・伝達

<被害情報の収集担当>

被害情報区分		担当	被害情報区分		担当	
人的被害	死者(人数)	情報部 情報2,3,4 班	畑被害	流出・埋没(ha)	農林部 農政班	
	行方不明者(人数)			冠水(ha)		
	負傷者					重症(人数)
						軽症(人数)
住家被害	全壊(棟数、世帯数、 人数)	建設部 建設課	道路 被害	決壊(ha)	土木部 土木班	
	半壊(棟数、世帯数、 人数)			冠水(ha)		
	一部破損(棟数、世帯 数、人数)		その他 被害	文教施設(箇所)	避難所・教育対策 部 教育施設対策班	
	床上浸水(棟数、世帯 数、人数)			病院(箇所)	衛生部 衛生医療班	
				床下浸水(棟数、世帯 数、人数)	橋りょう(箇所)	土木部 土木班
	河川(箇所)					
砂防(箇所)	土木部 土木班					
清掃施設(箇所)	衛生部 環境対策班					
家畜及び畜産施設 (箇所)	農林部 農政班					
崖くずれ(箇所)	土木部 土木班					
非住 家 被害	公共 建物	各施設の 管理者	水道(戸)	上下水道部 水道給水班		
	その他	建設部 建設班				
火災 発生	建物(件数、棟数)	情報部 情報2,3,4 班	電話(回線)	情報部 情報2,3,4班		
	危険物(件数)		電気(戸)			
	その他		ガス(戸)			
罹災世帯数		総務部 税務班	ブロック塀等(箇所)	建設部 建設班		
罹災者数						
避難者数		避難所・教育 対策部 避難所総務班	下水道(箇所)	上下水道部 下水道班		

対策本部は、担当地区内のパトロールや区民からの通報により、地区内の被害状況を把握する。収集把握すべき被害情報の項目は次のとおりとする

- ①人的被害（死者数、重傷者数、軽傷者数、行方不明者数）
- ②建物被害（倒壊棟数、火災の発生状況）
- ③ライフラインの被害（電気、ガス、上水道、下水道、電話・通信）
- ④公共土木施設の被害（道路、橋梁、盛土、斜面）

(2) 担当範囲（行政連絡区内）の被害情報集約

パトロールにより把握した被害情報、集会所等へ避難した区民からの被害情報をとりまとめ、担当範囲の被害状況の全体像を把握・集約する。

(3) 町災害対策本部への報告

把握した被害状況は、町災害対策本部へ伝達・報告する。報告する方法は、次の通りとする。

（原則）区の「被害情報報告員」が指定避難所で現地本部の職員にとりまとめた様式「行政連絡区内被害状況報告」を渡す。

（様式がない場合）区の「被害情報報告員」又は現地本部職員が、指定避難所である学校の災害時優先電話を使用して口頭で報告する。

（延焼中など急を要するとき）消防へ通報した後、集会所等地区災害対策本部からの町災害対策本部への電話、または、パトロール中の町職員への口頭による伝達。

(4) 通信設備不能時の対応

各種通信設備が使用不能になった場合の対応を以下に示す。

- ①防災行政無線（固定系）の放送室が万が一、使用不能となった場合は、入間東部地区事務組合に設置されている遠隔制御器を使用する。
- ②災害対策本部と現地本部（指定避難所）の災害時優先電話による通信が不能となった場合は、避難所班長が移動系防災行政無線で通信するものとする。また、アナログ回線による特設電話や FAX 通信、避難所直近の公共施設（公民館、出張所、図書館）等のあらゆる通信機器を活用する。
- ③なお通信不可能の場合は、消防団分団車両と消防団本部の無線交信の協力やアマチュア無線団体の協力を本部が要請する。

(5) 職員の派遣による情報の収集

町は、すべての通信が途絶した場合など、必要に応じて各地区の防災拠点施設（指定避難所等）に情報 2 班～4 班の職員を派遣し、以下に示す被害状況に関する情報を収集し、とりまとめる。

①災害の概況

災害が発生した場所、災害が発生した日時、災害の種別・概況

②被害の状況

③応急対策の状況

④その他の事項

4. 県への報告

被害調査及びその報告は、発生・経過・確定の3種を所定の報告様式（資料 1-6 様式第 1 号～3 号）に従って調査の上、埼玉県災害オペレーション支援システム（使用できない場合は FAX 等）で県災害対策本部へ報告する。

この際、報告すべき被害の程度に関しては、住居被害、非住居被害、人的被害及び町関係

公共土木施設被害を優先して報告する。

〔資料 1-6 三芳町災害対策本部に関する要綱〕

(1) 報告内容

- ①災害の種別
- ②災害が発生した原因
- ③災害が発生した場所、地域
- ④被害の程度
- ⑤災害に対し行った措置（災害対策本部の設置状況、応急措置の状況等）
- ⑥災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦その他必要な事項

(2) 報告時期

- ①発生報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- ②経過報告・・・埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害状況の変化に伴って順次行う。特に必要がある場合のほかおおむね2時間ごとに行う。なお、埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災行政無線FAX等で報告する。
- ③確定報告・・・様式第3号の被害状況調べにより、被害が確定し、応急救助が完了した後、7日以内に行う。

(3) 報告先

- ①発生・経過報告の場合下記に従って報告する。
- ②確定報告の場合は、危機管理防災部災害対策課へ報告する。

	県が体制を施行する前	県が体制を施行したとき
勤務時間内	危機管理防災部災害対策課	危機管理防災部災害対策課
勤務時間外	電話 048-830-8181(直通) 防災行政無線 6-8181	南西部地域振興センター

(4) 報告責任者

被害情報の収集・報告責任者は下記のとおりとする。

区分	所属部名・役職
第1責任者	情報部長
第2責任者	情報部第1班 班長

①重要システムの復旧

地震や被害情報の収集・伝達等の災害時対応業務及び重要な通常を可能な限り早期に復旧するため、ICT部門の業務継続計画及び資料 4-5 に基づき、庁内の重要システムの早

期復旧を図るものとする。

〔資料 4-5 重要システムの復旧目標〕

5. 広聴活動

住民の要望に適切に対応し、効果的な応急対策を行うため、町は、被災者などの要望や苦情などの広聴活動を実施する。

(1) 広聴の実施

効果的な災害対策の実施に資するため、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動への協力を要請する。

②主な広聴実施内容

- ・町ホームページに震災情報コーナーを設置
- ・被災地区の要望聴取
- ・相談窓口の開設
- ・必要によりアンケート等調査の実施

③県、関係機関との連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

町、県及び関係団体は、震災時の被災者への対応における連携体制を強化するため、震災後早期に、県の機関である災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。

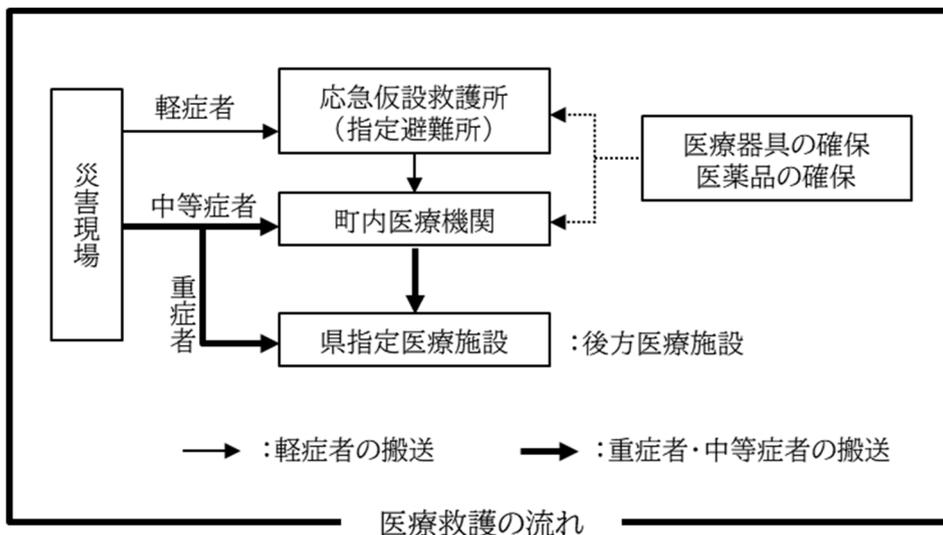
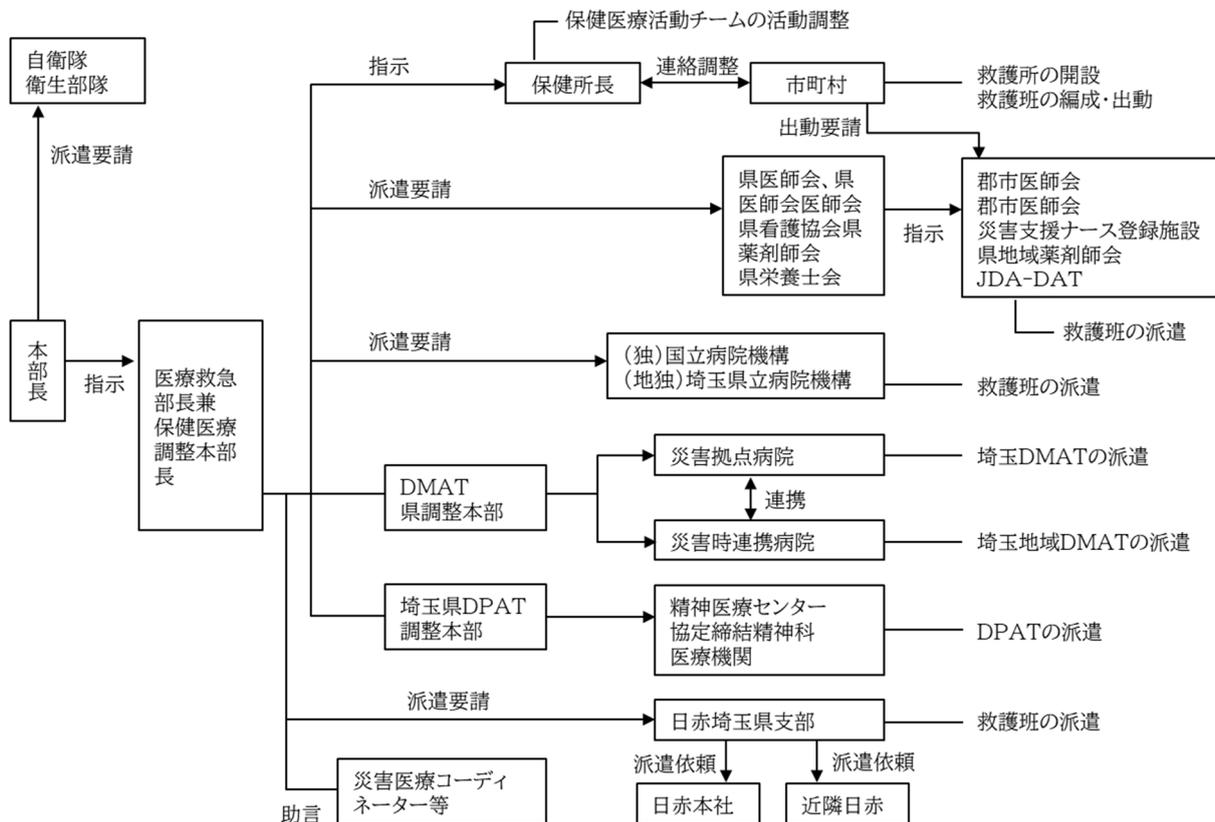
震災相談連絡会議では、町、災害情報相談センター及び関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「震災情報相談センターマニュアル」を作成する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第6節 医療救護活動

第6節 医療救護活動

第1 予防・事前対策

災害時の医療活動の実施主体と役割



1. 救急救助体制の整備

町及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び地域防災組織における救急救出救助資機材の整備に向けた支援を行い、救急救助訓練等を通して、消防団及び地域防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。

消防本部は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

2. 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離着陸箇所や離着陸スペースを考慮した受入可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。防災ヘリ、ドクターヘリ等による重症患者の搬送計画について県と予め調整しておく。

3. 初動医療体制の整備

【健康増進課、自治安心課、関係機関】

(1) 医療協力体制の整備

災害時における負傷者等の医療救護を迅速に実施するため、町は東入間医師会及び医療施設との協力体制の整備を図る。

災害時には出勤要請に対応できるように、東入間医師会との協定に基づき、迅速確実な連絡体制を確立する。

〔資料 3-12 災害時における医療救護活動に関する実施細目〕

(2) 地域防災組織による自主救護体制の整備

救護所での地域防災組織等による軽微な負傷者に対する応急救護活動等への支援体制の整備を図る。また、自主的な救護活動が実施できるよう止血・固定（三角巾）、人工呼吸、AED等の応急救護訓練等を実施し、対応力の向上に努める。

(3) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

医療救護班（東入間医師会）の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。資料6-2に三芳町内の医療施設の一覧を示す。

〔資料6-2 三芳町内の医療施設一覧〕

4. 後方医療体制の整備

災害現場及び応急仮設救護所において、救急隊や医師が町内の医療施設での治療が困難と判断される負傷者があった場合には、埼玉県が指定する後方医療機関（災害拠点病院を中核とし、県立病院、（独）国立病院機構の病院、公立病院等）に対し、その受入れを要請する。

5. 医療器具及び医薬品の確保

現在、地域の防災拠点施設（指定避難所）には多人数用救急箱が備蓄されている。また、今後の災害対策用備蓄医薬品等の配備は、地震被害想定結果に基づく人的被害の量を目安とし、各地域の指定避難所を中心に行うものとする。学校保健室等に備え付けのAEDやベッド等の物品の使用についても、予め学校長と調整しておく。

さらに、指定避難所の応急仮設救護所において、救急箱以外に備えるべき物品について予め東入間医師会と調整しておく。

6. 医療関連の有資格者の把握

(1) 有資格者の把握

町は、町内に在住している医療に関連する資格（看護師、薬剤師、保健師、助産師等）の保有者（特に、現在その職に就いていない者）を保健所及び東入間医師会と協力し把握に努める。

(2) 有資格者に対する応急活動への協力の要請

町は、有資格者に対し「応急救護協力員」として災害時における医療に関する応急活動に対する協力を要請する。依頼する際には、被災時に町内で応急救護所が設置される場所及び医療施設の場所を告知する。

7. 遺体の取扱い対策

【自治安心課、住民課、教育委員会】

被害想定では、東京湾北部地震において町内の死者は0人と想定されており、また、発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」においても死者は1人と想定されている。このように、地震に直接起因する想定死者数は決して多くないが、ここでは2次災害による死亡も考慮し、考え得る対策を検討しておくこととする。

遺体の取扱いにあたっては、町は死者への尊厳や遺族感情に配慮するものとする。

(1) 遺体収容所（安置所）の選定

遺体収容・検視・検案・死体調査・身元確認の実施場所として、次の場所を予定する。

遺体収容所（安置所）	三芳町文化会館
------------	---------

(2) 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

町は、震災時に、柩、ドライアイス等の、遺体の収容及び埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者、県、他市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。資料 6-3 に近隣の火葬場の現況を示す。

〔資料 6-3 火葬場の現況〕

第2 応急対策

1. 医療救護活動

衛生医療班は、東入間医師会及び入間東部地区事務組合の協力を得て町内各医療施設及び保健所と緊密な連絡をとり、医療・助産活動に万全を期す。

(1) 東入間医師会

東入間医師会は、「災害時における医療救護活動に関する協定書」（資料編別冊参照）に従い、医療救護活動を実施する。また、地域災害時医療救護マネジメントセンターを役場庁舎内に設置し、情報収集及び関係機関との調整等を行うとともに、資料 6-2 に示す医療機関及び避難所等に設置する応急仮設救護所等において、「埼玉県災害時医療救護基本計画（令和5年3月改定）に基づき医療救護活動を行う。

(2) 応急仮設救護所の設置

災害の規模や患者の発生状況により、指定避難所等の防災拠点に応急仮設救護所を設置するとともに、被災者及び消防機関等救護活動に従事する機関に周知する。応急仮設救護所を開設するときは、衛生部長は東入間医師会の協力要請を行う。

要請を受けた東入間医師会は医療救護班を編成し、地域災害時医療救護マネジメントセンター（役場庁舎内）を応急手当やトリアージ（傷病者の重症度の判定、患者の振り分け）活動等の出動拠点として、各指定避難所の応急仮設救護所への医師等の派遣を調整する。

(3) 医療救護の活動内容

- ①医療救護活動は原則として、医療救護班、消防隊員、衛生医療班及び応急救護協力員が連携し、応急仮設救護所において実施するものとする。又、必要に応じて日本赤十字奉仕団（三芳）に補助的な協力を要請する。
- ②実際の医療救護活動の内容としては、次のものがある。
 - 1) トリアージ（傷病者の重症度の判定、患者の振り分け）の実施
 - 2) 重症患者に対する救急蘇生術の実行
 - 3) 後方医療施設への搬送の要否、及び搬送順位の決定
 - 4) 搬送困難な患者や避難場所等における軽症な患者に対する医療

- 5) 助産活動
- 6) 死亡の確認
- 7) 負傷者等の搬送
- 8) 応急仮設救護所は負傷者に応急的な処置を施す場所であるため、それ以上の医療行為を必要とする重症患者は、東入間医師会の協力のもとに指定の後方医療施設（資料6-2）へ搬送する。
- 9) 搬送は入間東部地区事務組合に要請し、不足が生じる場合には、救助総務班又は情報3班に配車の手配を要請する。

(4) 医療機関の初期医療体制

原則として、被災地区内の診療可能な医療機関は、東入間医師会との調整の下、可能な限り被災地区からの負傷者の受入体制を整え診療を確保する。ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

町は、東入間医師会と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、「埼玉県災害時医療救護基本計画」に基づいた医療救護活動を行う。

機関名等	役割
県（統括部）	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動の指示又は要請の実施 ・県防災ヘリコプター等による傷病者搬送の手配 ・搬送用車両の手配・配車
県（救援福祉部、医療救急部）	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉DMAT、医療救護班、DPAT、埼玉DHEAT、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）） ・災害拠点病院・災害時連携病院の指定 ・医薬品等の調達、供給
町	<ul style="list-style-type: none"> ・搬送用車両の手配・配車 ・医薬品等の調達、供給 ・医療救護班の派遣要請
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護班の編成等、協定に基づく医療救護活動の実施
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救助の実施

(5) 医療器具、医薬品等の調達

医療救護活動に必要な医療器具や薬品等は、備蓄品としての多人数用救急箱のほかは衛

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第6節 医療救護活動

生医療班が業者もしくは東入間医師会から調達する。医薬品の搬送は、応急仮設救護所の設置と合わせて衛生医療班が行う。資料6-4に町内の薬局の現況を示す。

〔資料6-4 三芳町内の薬局の現況〕

(6) 避難者への対応

衛生医療班は避難所班（現地本部）と連携して住民の健康管理に留意するとともに、精神科医等により、心のケアに努めるものとする。

(7) 応援の要請

町長（本部長）は、必要に応じて、保健所長を通じて知事または関係機関に対し、要救護者人員またはその見込み人員、人員の派遣先、救助活動や介護等の対処内容等を明らかにし、応援の派遣を要請する。

2. 県による広域医療救護体制

(1) DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

①埼玉DMAT

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院等に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等が発生した際の超急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や消防機関と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院等は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

※基本的なチーム構成：医師1名、看護師2名、業務調整員1名を含む4名

②DMAT県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、県内外からのDMATの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

必要に応じ避難所等に救護所を設置するとともに、医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により町の能力をもっては十分でない認められたとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

(2) 県（医療救急部兼保健医療調整本部）

県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めるときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリ

エンターションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等)を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」(Disaster Health Emergency Assistance Team)を派遣する。埼玉DHEATは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

(3) 日赤埼玉県支部

医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

(4) 県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、救護活動を実施する。急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施する。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

(5) 県薬剤師会・地域薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長が指揮する。

(6) 埼玉県看護協会・看護協会各支部

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会長の指令で救護・保健活動に参画する。また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

(7) 災害拠点病院及び災害時連携病院における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために災害拠点病院及び災害時連携病院を定める。当該機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

(8) 精神科救急医療の確保

県は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

(9) 血液等の供給

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

- ①被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。
- ②血液が不足する場合には、国や近隣の日赤支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。
- ③血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、県防災ヘリコプター等の派遣を要請する。

(10) 埼玉DPAT（埼玉県災害派遣精神医療チーム）

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉DPAT」を、県立精神医療センター及び県とDPAT派遣に関する協定を締結した県内12の医療機関に設置する。

埼玉DPATは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DPATの派遣等を行うものとする。

(11) 埼玉県DPAT調整本部

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県DPAT調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉DPAT先遣隊や各埼玉DPATの活動調整、県外からのDPATの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※埼玉DPATのチーム構成：医師1名、看護師1名、業務調整員1名。

(12) 心のケアセンターの設置

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」を設置する。

3. 県による栄養指導

(1) 栄養指導班の編成

避難所等における要配慮者の栄養・食生活による健康状態の悪化を予防するため、疾病に応じた食事療法を継続できるよう支援活動を行う。県は、災害の状況により栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。編成班4班(班構成は、栄養士2名、運転手1名)

(2) 埼玉県栄養士会への支援要請

県は必要に応じて、協定に基づき埼玉県栄養士会に支援を要請する。埼玉県栄養士会は日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）を派遣し、嚥下困難者用食品、食物アレルギー代替食品、母乳代替食品等の特別用途食品等を調達し、被災者への栄養補給などに関する次の支援を行う。

- ①要配慮者に対する栄養・食生活支援
- ②栄養補給物資の手配や分配の指揮
- ③炊き出し、給食施設等の衛生管理等の指導

4. 防疫・保健衛生

【衛生部衛生医療班・関係機関】

(1) 保健衛生体制

衛生医療班は医師と協力し、以下の各活動を実施する。

①保健衛生指導

町は、県及び朝霞保健所の指導のもとにその他関係機関を通じて、感染症、食中毒等の発生を未然に防ぐために住民に対する衛生指導を行う。

②保健衛生活動

1) 感染症臨時サーベイランス（発生動向調査）構築

被災地区住民の健康状態を調査し、感染症患者の早期発見に努めるとともに、検体採取を行う。

2) 健康管理

感染症等の症状に応じた健康調査（検査を含む）を行い、感染症患者の早期発見に努める。また、病院等の状況を把握し、受診計画をたて、迅速に患者を医療機関等へつなげる。

3) 予防接種

災害の状況、感染症の発生状況等により予防接種が必要となった場合に実施する。

4) 健康教育

感染症の予防のための指導（手指衛生や咳エチケット、健康管理）等をポスターの掲示、チラシの配布、広報車、町ホームページ、SNS（LINE、X、フェイスブック）により行う。

(2) 防疫活動の実施

そ族・昆虫駆除、浸水家屋等の実施方法は、行政連絡区等の協力のもとに実施する。

①そ族・昆虫駆除及び浸水家屋等の消毒

害虫が発生した場所、または発生する可能性がある場所等について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」に基づき、駆除及び消毒を行う。

②防疫用薬剤・資機材の確保

防疫用薬剤及び資機材は、環境対策班が町内の取扱業者及び県から調達する。

5. 遺体の搜索、収容及び埋葬

【救助部救助総務班・救助2班、衛生部、関係機関】

救助部各班は、被災地において行方不明者の搜索や死亡者の収容を行う。死亡者に関しては、衛生部が応急埋葬等の実施を図り、警察と協力してこれにあたる。

6. 行方不明者や遺体の搜索

(1) 搜索隊の編成

行方不明者や遺体の搜索を行う場合は、救助総務班が中心となって搜索隊を編成してこれにあたる。この際、関係機関職員と協力し、作業の円滑を図る。他市町村、他機関に応援を要請する必要があるときは、次の事項を明示して行う。

- ①遺体が存在すると思われる場所
- ②遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ③応援要請人員、器具等

(2) 行方不明者に関する相談窓口の開設

町役場内に行方不明者の相談窓口を設置し、救助2班が搜索隊及び警察との連携を図り、対応を行う。

7. 遺体の処理・収容

(1) 処理・収容体制

町は、警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた遺体は、警察署の協力及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定（資料編別冊参照）に基づき、遺体収容所（安置所）に搬送、収容する。ただし、被害の規模等により対応が可能な場合は、必要により、警察に協力を依頼する。遺体の処理・収容業務は救助2班が、埋・火葬業務は環境対策班がそれぞれ対応する。

(2) 遺体収容所（安置所）の開設

町は三芳町文化会館に遺体収容所（安置所）を開設し、遺体を収容する。ただし、被害想定を上回る死亡者があったときは、災害現場付近の公共建物、公園、寺院に収容する。

(3) 遺体収容所（安置所）の管理運営

収容所の管理運営は、施設の管理責任者と救助2班で当たる。

(4) 遺体及び遺留品の管理

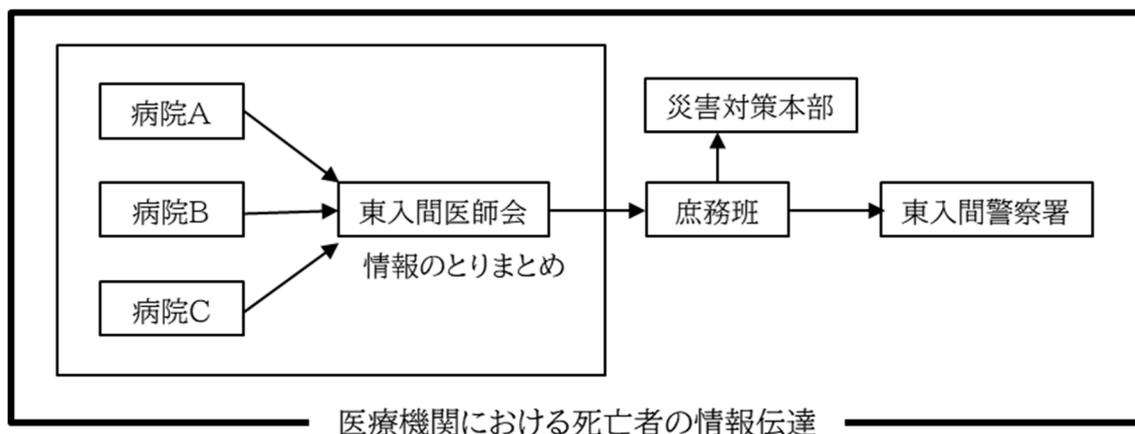
遺体及び遺留品は、処理票を作成の上、納棺し下記のような氏名と番号の書かれた「氏名札」を棺に貼付する。

< 遺体氏名札 >

三芳町災害遺体	
第	号
氏	名

(5) 医療機関における死亡者の情報管理

負傷者が医療機関へ収容された後、死亡した場合、東入間医師会は町災害対策本部情報1班、総務部庶務班を通じて、警察へ情報を伝達する。情報の伝達は、下記に示す系統により行う。ただし、町災害対策本部の状況により、東入間医師会から警察へ直接報告し、本部へは追って報告を行うものとする。



(6) 身元確認

町は警察署と協力して、身元不明遺体の引取人の調査を行う。なお、遺体の身元が判明している場合には、遺族または親族に連絡の上、遺体を引き渡す。

8. 遺体の埋・火葬

(1) 遺体の埋・火葬

身元が判明している遺体の埋・火葬は、引き渡しを受けた遺族・親族が行うものとするが、町長（本部長）が必要と認めるものについては、町が応急的に埋・火葬を行うものとする。この場合、遺体は救助2班から衛生部環境対策班に引き継ぐものとする。

遺体を火葬に付する場合、町は災害遺体送付表を作成し、遺体とともに火葬場へ送付する。また、遺骨及び遺留品には、遺骨及び遺留品処理票を付し、一時保管する。

家族、縁故者等で遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合、町は遺骨及び遺留品票（資料3-13）により整理の上、引き渡す。

〔資料3-13 遺骨及び遺留品票〕

(2) 埋・火葬実施時の留意点

埋・火葬の際には、「事故死等による遺体に関しては、警察機関から引継ぎを受けた後に埋・火葬する。」という点に留意し、実施する。

(3) 埋・火葬の調整及び斡旋

棺やドライアイスの不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、町（環境対策班）は、葬祭業者や火葬場等の調整及び斡旋を行う。なお、火葬場の損傷や火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、町本部（環境対策班）は「埼玉県広域火葬計画実施要領」に基づき、県に対し県内・県外の火葬場の応援を要請する。

〔資料 3-14 埼玉県広域火葬計画実施要領〕

(4) 身元不明遺体の仮埋葬

家族・縁故者の判明しない遺骨は、寺院に一時保管を依頼し、家族・縁故者等が判明次第引き継ぐものとする。無縁の遺骨は無縁墓地に埋葬する。

火葬または仮埋葬した遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しないときは、身元不明遺体として町が定める場所に移管する。三芳町内の寺院一覧を資料 6-5 に示す。

〔資料 6-5 町内の寺院一覧〕

第7節 帰宅困難者安全確保対策

第1 予防・事前対策

【自治安心課、こども支援課、教育委員会】

1. 帰宅困難者の定義

帰宅困難者とは、地震等の災害や事故の発生に伴う鉄道の運行停止等により、外出先で足止めされることとなり、徒歩により自宅に帰ろうとした場合に、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

県全体から東京都に通勤、通学をしている住民は、毎日100万人以上にのぼる。また、県被害想定では、三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人（町内で発生する帰宅困難者）は、3,991～4,246人と想定されている（平日12時発災の場合）。加えて、町が東京都に近接していることから、駅周辺のみならず、町内の幹線道路等を通過する帰宅困難者も多数発生すると考えられる。

地震などの大規模災害の発生に伴い、公共交通機関の運行停止など移動手段が当分の間途絶した場合には、外出先で足止めされることとなる。これらの者の内、徒歩により容易に帰宅することができない者を帰宅困難者とする。

2. 帰宅困難者の想定

三芳町内に外出している人のうち、地震の発生により鉄道が不通になる等により自宅に戻れなくなる人（三芳町内で発生する帰宅困難者数）は、3,991～4,246人と想定されている（平日12時発災の場合）。なお、「関東平野北西縁断層帯地震」においては、4,050人前後と想定されている。

また、三芳町住民が、県内や都内などに外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻れなくなる人（三芳町住民のうち帰宅困難者となる人）は、4,607～6,766人と想定されている。

3. 基本方針

大規模災害が発生し鉄道などの公共交通機関が停止した場合には、県内で約67万人の帰宅困難者が発生すると想定される。これだけ膨大な数の帰宅困難者に対応するためには、行政機関による対応だけでは限界がある。特に、発災後一定時間は、行政機関は救出・救助に重点を置くため、帰宅困難者に対する十分な対応が期待できなくなる。

このため、帰宅困難者対策を実施するに当たっては、行政機関による「公助」だけでなく、「自助」や「共助」も含めた社会全体で取り組むことが不可欠となる。

地震直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況にあり、安易に移動することは二次被害を発生させる危険性がある。さらに鉄道をはじめとする公共交通機関が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅しようとした場合、主要駅などで大きな混乱が生じ、救出・救助などの災害応急対応に支障が生じるおそれもある。

このため、「むやみに移動を開始しない」（一斉帰宅の抑制）という基本原則の周知・徹底を図る必要があり、併せて、家族等の安否確認手段の確保、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、安心して留まれるための対策を実施する。

さらに、帰宅困難者の適切な行動を促すために必要な正確な情報の提供、一定時間が経過し安全が確保された後の帰宅支援などの対策を実施する。

4. 現況

(1) 帰宅困難者数の把握

埼玉県地震被害想定調査において、帰宅困難者が最も多くなるのは関東平野北西縁断層帯地震で、埼玉県全体で、平日12時の帰宅困難者が最も多く、約65万人～約76万人に上る。

<参考>中央防災会議首都直下地震専門調査会の被害想定東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

5. 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

(1) 地域の災害対応力の低下

約122万人の住民が帰宅できず地域に戻れなくなることから、大規模地震の発生直後は、マンパワー不足となり地域の災害対応力が低下する。

(2) 県内主要駅周辺等での混乱の発生

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

(3) 被害の拡大

発災直後からの多くの徒歩帰宅者により幹線道路は混乱し、緊急車両の通行障害による救出、救助への支障の発生や二次災害などにより、被害が拡大する。

(4) 通信手段の喪失

多くの帰宅困難者が家族等の安否確認や情報収集のために、携帯電話等で通話することによって、通信網に負荷がかかりふくそうの発生や電気通信事業者による通信規制が行われる。

(5) 帰宅支援施設の周知

県の協定に基づき、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアをはじめとする沿道施設の事業者が、徒歩帰宅者の一時休憩所等として「災害時帰宅支援ステーション」を開設する場合は、町はその周知に努める。

- ・埼玉県石油業協同組合との協定
ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。
- ・フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）
コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

(6) 一時滞在施設の確保

町は、帰宅困難者一時滞在施設として、次の施設を指定し、想定を超える人員となった場合の代替施設に直近の指定避難所を充てる。なお、備蓄食料等は当該指定避難所の防災倉庫内のものを共用する。

したがって、一時滞在施設の代替施設の防災倉庫には、当該エリアで想定される避難者数とは別に、飲料水、食料等の必要物資を備蓄するものとする。なお、滞在する帰宅困難者が備蓄数を上回ることを想定し、災害対策本部備蓄倉庫にも予備を備蓄するとともに、輸送方法を検討しておくものとする。

町は、帰宅困難者の発生に備えて、帰宅困難者一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

(7) 訓練の実施

町は、帰宅困難者一時滞在施設運営マニュアルに基づき、担当職員が他の関係機関と連携して、帰宅困難者を誘導、安全確保、支援する訓練を検討する。

6. 安全確保のための対策

(1) 意識啓発（自助）

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、地震が発生した場合に適切な行動を取れるよう、防災意識の向上を図り、次の点を実行するよう啓発する。

- ①むやみに帰宅行動をとらないこと（一斉帰宅の抑制への協力）
- ②外出時の発災に備えた準備（自分の安全は自分で守る）
- ③家族との安否確認手段の確保※
- ④勤務先、通学先や当該地域における帰宅困難者対策の取組への参加

(2) 事業所・私立学校等への要請

町内の事業者や大学、幼稚園や民間保育園等は、従業員や学生、児童等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底を行うとともに、防災教育・訓練を実施するものとする。また、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う他、次の対

応を行うよう要請する。

※NTT が施行する災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の災害用伝言板等を、地震が発生した場合の連絡手段として有効に活用するものとし、町はこれら災害時に家族等の安否を確認する手段の積極的な広報を行う。

- ①一斉帰宅の抑制対策
- ②施設の安全化対策
- ③災害時対応マニュアルや帰宅困難者対策計画の作成
- ④従業員や児童のための飲料水・食料の備蓄、仮泊場所等の確保、情報入手手段の確保
- ⑤路上の要援護状態の帰宅困難者の保護や支援（飲料水、交通情報、一時休憩場所、トイレ等の提供）

(3) 町立の小中学校や児童福祉施設における対策

学校や児童施設は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、児童・生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間施設内に留め置く対策を講じる必要がある。このため、作成された「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」や「児童福祉施設等危機管理マニュアル」を常に見直すなど体制整備に努める。また、災害時における学校・児童施設と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

【情報部情報1班、救助部、避難所・教育対策部、関係機関】

(4) 企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- ・施設の安全化、・災害時のマニュアルの作成、・飲料水、食料の確保
- ・情報の入手手段の確保、・従業員等との安否確認手段の確保
- ・災害時の水、食料や情報の提供、・仮宿泊場所等の確保

7. 帰宅困難者支援のための広域的な連携

【県（危機管理防災部）】

帰宅困難者対策は首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市首脳会議等で検討を進め、以下のような普及啓発活動等を実施する。

- ・災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の災害用伝言板の啓発用リーフレットの作成、配布
- ・帰宅支援ホームページの運用
- ・帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配布
- ・鉄道事業者と連携し、利用者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

8. 一時滞在施設の確保

町及び鉄道事業者は、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 帰宅困難者安全確保対策

時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資や、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

9. 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

10. 帰宅支援施設の充実

町は、災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を設定し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

第2 応急対策

1. 帰宅の可否の判断・考え方について

公共交通機関が停止していた場合、むやみに帰宅移動を開始しないことを前提とし、勤務先等が安全であれば、帰宅経路が安全であると判断できるまで、勤務先等に留まることを優先する。（各事業所においても、従業員・顧客の帰宅困難者対応を行う）

家族との安否確認については、171（災害伝言ダイヤル）や、携帯電話の災害用伝言掲示板を用いる。

2. 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 帰宅困難者安全確保対策

実施機関	項目	対策内容
県(統括部、住民安全部)	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ・ホームページ、メールや危機管理・災害情報ブログ等による情報提供 ・緊急速報メールによる発災直後の注意喚起
町	誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布 ・ホームページ、メール、防災行政無線等による情報提供 ・駅前の大型ビジョンなどデジタルサイネージを活用した情報提供 ・緊急速報メールによる情報提供 ・駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
鉄道事業者	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道の運行、復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話(株)	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言ダイヤル(171)及び災害用伝言板(web171)のサービス提供
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用伝言板のサービス提供
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者向けの情報の提供(県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

3. 帰宅困難者支援施設等の開設・運営

町、県、鉄道事業者等が連携し、主要駅周辺等の帰宅困難者を収容する一時滞在施設を開設する。

機関名等	役割
県(統括部、各施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・県有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・一時的滞在施設の開設情報等の提供 ・路上で被災した等、行く場所がなく一時的滞在施設に収容された帰宅困難者に対する飲料水、食料等の確保
町	<ul style="list-style-type: none"> ・町有施設の一時的滞在施設の開設、運営 ・町有施設以外の一時的滞在施設の開設依頼 ・一時的滞在施設の開設情報等の収集、提供 ・駅周辺から一時的滞在施設への避難路の確保 ・路上で被災した等、行く場所がない帰宅困難者の一時的滞在施設への誘導
一時滞在施設となる施設	<ul style="list-style-type: none"> ・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供
警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺の混乱防止対策に係る支援
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者へ必要な情報を提供 ・利用者の保護、待機場所の提供 ・一時滞在施設の開設、運営 ・帰宅困難者への飲料水、食料の提供 ・市町村や関係機関等と連携し、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導又は案内

(1) 主要駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の開放

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるため、町は、近隣自治体の駅前公共施設を補完する施設として、帰宅困難者一時滞在施設を開放し、帰宅困難者を受入れる。

帰宅困難者一時滞在施設を次のとおり定める。

- ①竹間沢公民館（代替施設：竹間沢小学校体育館）
- ②藤久保公民館（代替施設：藤久保小学校体育館）

なお、鉄道事業者については、駅施設の安全性が確認でき、かつ、要員が確保できた場合において、可能な範囲で帰宅困難者を受け入れることとする。

(2) 幹線道路沿道における帰宅困難者支援場所の提供

町は、行政連絡区に対して、地域内の幹線道路等を通行する帰宅困難者への集会所等における支援の協力を要請する。行政連絡区は、町からの協力要請に基づき、集会所等を帰宅困難者支援場所として提供する。また、帰宅困難者支援施設等まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

(3) 帰宅困難者支援施設等への誘導

帰宅困難者一時滞在施設（公民館等）、帰宅困難者支援場所（集会所等）を開設した時は、滞留者や徒歩帰宅者に対し、安全な待機場所であることをわかりやすく表示する。

(4) 帰宅困難者支援施設等での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設は原則として、鉄道運行が再開されるまでの一時待機を原則とするが、再開のめどが立たず、やむをえず宿泊を要することとなった場合は、町の備蓄品から「毛布」「飲料水」「食料」等を提供する。また、交通機関の復旧情報や道路の被災、復旧に関する情報など帰宅の可否を判断できる情報を適宜提供するとともに、防災情報ステーション（公衆無線 LAN：miyoshi_free）の活用を促す。なお、帰宅困難者の宿泊は1泊を目途とする。

帰宅困難者支援場所（集会所等）における支援内容は、飲料水やトイレの提供、道路情報の提供等に限るものとする。

【帰宅困難者に伝える情報例】

- ①被害状況に関する情報
- ②鉄道等の公共交通機関に関する情報
- ③帰宅に当たって注意すべき情報（通行危険箇所等）
- ④支援情報（帰宅支援ステーションほか支援場所等）

第8節 避難対策

災害発生時に避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。

また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因でなくなる災害関連死を防ぐため、避難所避難者や避難所外避難者が良好な生活環境を確保できるよう努めるものとする。

第1 予防・事前対策

【自治安心課、都市計画課、こども支援課、教育委員会、公共施設主管課、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

1. 避難計画

町は、避難計画を作成するとともに、行政連絡区等を通じて、共助による避難体制の確立に努める。

(1) 避難地区の分割

避難時における混乱を防ぐために、事前に町域を以下のように行政連絡区と指定避難所毎に分割し、標準的な避難区域（エリア）を設定する。ただし、あくまで原則を示すものであって、来訪者も含め、指定緊急避難場所として、発災時点で最も自分の近くにある避難場所へ避難するよう啓発を図る。

なお、将来における開発行為及びこれに伴う人口の増加が発生した場合及び避難施設における収容能力の変更等があった場合には、再度、地区の分割を検討する。

※竹間沢第1区の国道254号より西地域は、254 の横断規制があった場合は、総合体育館へ一時避難する。

※藤久保小学校校庭は、令和9年9月まで利用不可。

2. 代替避難所・代替緊急避難場所

避難所の開設状況と避難者の状況に応じて代替避難所・代替緊急避難場所等を定める。

原則割り当てられた指定避難所・緊急避難場所が応急危険度判定により倒壊等の恐れがある場合や道路の崩壊、火災、浸水等により避難経路が通行不能となるなどの事態が発生している場合は、コミュニティの一体性や通学区等を勘案し、代替の避難所に振り替えるものとする。

なお、避難所等の振替指示の情報は、地震等による自主避難においては、①現地本部職員から行政連絡区被害情報報告員経由、②情報部情報班による町内巡回時、③消防団分団経由等、可能な手段により伝達を行うものとする。

また、火災や水害等に伴う避難指示等が出ている場合は、町職員、警察官、消防職員等により振り替え避難誘導するものとする。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第8節 避難対策

<各行政連絡区の一時的避難場所（集合地）と指定避難所一覧>

行政連絡区	一時避難場所(集合地)	緊急避難場所(校庭)	指定避難所(体育館)
上富第1区 (上富2297番地付近)	上富第1区集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立西原小学校 ※近隣市協定に基づく	上富小学校	上富小学校
上富第2区	農業センター(広場あり)	上富小学校	上富小学校
上富第3区 (関越より西地域)	上富第3区集会所	上富小学校	上富小学校
上富第3区 (関越より東地域)	上富第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 豊島区グラウンド※ 豊島区との協定に基づく	三芳中学校	三芳中学校
北永井第1区 (南部地域)	北永井第1区集会所(広場あり) (JA三芳駐車場)	三芳中学校	三芳中学校
北永井第2区	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳中学校	三芳中学校
北永井第3区 (羽生山住宅)	北永井第3区集会所(広場あり) 北永井第3区第二集会所 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 ふじみ野市立大井中学校 ※近隣市協定に基づく	三芳小学校	三芳小学校
藤久保第1区	藤久保第1区集会所(広場あり)	唐沢小学校	唐沢小学校
藤久保第2区	藤久保第2区集会所	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第3区	藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第4区 (254より西地域)	藤久保第4区集会所 藤久保第4区第三集会所/緑ヶ丘周辺 ※ (自然の森・レクリエーション広場一時避難可)	三芳東中学校	三芳東中学校
藤久保第4区 (254より東地域)	藤久保第4区第二集会所藤久保第4区第四集会所		
藤久保第5区 (254より西地域)	藤久保第5区第二集会所(広場あり)	三芳小学校	三芳小学校
藤久保第5区 (254より東地域)	(藤公前)みらい広場	藤久保小学校	藤久保小学校
藤久保第6区 (254より西地域)	北永井第2区集会所(広場あり)	三芳小学校	藤久保小学校
藤久保第6区 (254より東地域)	藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保小学校	
竹間沢第1区 (254より西地域)	竹間沢第1区集会所 竹間沢第1区第二集会所 竹間沢第1区第三集会所※	竹間沢小学校	竹間沢小学校
みよし台第1区 (みよし台1番地付近)	唐沢公園(みよし台第1区集会所) 【他の可能な一時避難場所(集合地)】 富士見市立西中学校※ 近隣市協定に基づく	藤久保中学校	藤久保中学校

※竹間沢第1区の国道254号より西地域は、254の横断規制があった場合は、総合体育館へ一時避難する。

※藤久保小学校校庭は、令和9年9月まで利用不可。

<代替避難所・代替緊急避難場所一覧>

行政連絡区	代替の緊急避難場所(校庭)等	代替の指定避難所(体育館)
上富第1区	三芳中学校 ふじみ野市大井中学校	三芳中学校
上富第2区	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以西)	三芳中学校	同左
上富第3区 (関越以东)	上富小学校	同左
北永井第1区	三芳小学校 ふじみ野市立大井中学校	三芳小学校
北永井第2区	三芳小学校	同左
北永井第3区	三芳中学校 ふじみ野市立大井小学校	三芳中学校
藤久保第1区	三芳東中学校	同左
藤久保第2区	藤久保中学校	同左
藤久保第3区	藤久保中学校	同左
藤久保第4区	唐沢小学校	同左
藤久保第5区 (R254以西)	藤久保小学校	同左
藤久保第5区 (R254以东)	藤久保中学校	同左
藤久保第6区 (R254以西)	三芳中学校	三芳小学校
藤久保第6区 (R254以东)	藤久保中学校	同左
竹間沢第1区	三芳東中学校	同左
みよし台第1区	竹間沢小学校	同左

3. 避難経路の指定と周知

町は事前に、避難経路を指定して、一時避難場所（行政連絡区集合地）から指定避難所までのルートや、避難行動における国道254号の横断ポイント等を定めるものとし、住民に対して防災訓練等を通じてあらかじめ避難経路の周知を図るものとする。町の指定する概略避難経路を「資料2-5 三芳町概略避難経路図」に示す。

なお、上記避難経路を標準としつつも、発災初期における道路の断裂やがれき、火災、建造物倒壊、危険物等取扱事業所の被災等、通行に危険を伴う場合を考慮し、直近の広い道路を代替経路として行政連絡区等と協議しながら検討しておくものとする。

国道254号等は緊急輸送道路に定められているため、避難経路に定めた横断ポイントを原則としつつ、警察の交通整理に従うものとする。

また、町は避難経路について、要配慮者に配慮したバリアフリー化を推進するとともに、

ブロック塀の生垣化促進、防災上著しく危険な建築物等の把握、沿道の窓ガラス等の落下・脱落防止、自動販売機の転倒防止等の対策に努めるとともに、関係者への協力を促すものとする。

〔資料 2-5 三芳町概略避難経路図〕

4. 避難所への誘導方法

(1) 誘導體制

町災害対策本部の避難措置に基づき、行政連絡区が設置する地区災害対策本部が主体となって、消防団、町職員の支援のもとに区民を避難誘導する。

ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、東入間警察署へ協力を要請する。

(2) 自動車による避難禁止の周知徹底

大地震時には、道路損壊や交通信号機の故障等により、交通機能がある程度マヒすることが避けられない。この状況下において自動車で避難することは、徒歩による避難を困難にし、緊急車両の通行、消火・救援活動の支障となる。

町は地震発生時における自動車での避難を禁止し、以下のことを住民への周知を徹底する。

「走行中の車両は左側に寄せて停車し、避難者の避難行動の円滑な実施と消防車・救急車等の緊急車両の通行の確保を図る」

5. 防災上重要な施設の避難計画

(1) 町立小中学校及び児童施設における乳幼児・児童・生徒の避難計画

学校は「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づいて、また、児童館等は「児童福祉施設等危機管理マニュアル」に基づいて、子どもの安全保護の措置、引き渡し等が円滑にできるよう職員研修や子どもを含めた避難訓練等を行う。

(2) 町内の私立の大学や幼稚園、民間保育園の避難計画

町は、私立学校等が、前項の「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。

(3) 公共施設等の避難計画

役場庁舎及び公民館、図書館、歴史民俗資料館等の公共施設は、避難計画を定め、また、文化会館、総合体育館の指定管理施設についても策定を指導する。当該避難計画には、定期的な避難訓練を位置付ける。

6. 避難指示が発令された場合の避難

地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、危険区域の住民に立ち退きのための避難指示等が発令された場合は、一時避難場所（行政連絡区集合地）を経由することなく、速やかに指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。避難指示

等発令時の避難者の誘導は、原則として町職員（避難所班）や消防職員、消防団員等が行う。

7. 避難に関する心得、知識の普及啓発活動

住民に対し以下に示す方法等を用いて、避難に関する心得、知識の普及啓発を行う。

- ①地域防災初期行動マニュアルの周知、活用
- ②防災マップやパンフレットの作成、配布
- ③町ホームページ、広報紙、掲示板への記事の掲載
- ④地域や団体の防災研修会等での啓発
- ⑤避難訓練の実施

8. 防災拠点（避難所等）の指定と整備

《予防・事前対策》

【自治安心課、福祉課、こども支援課、都市計画課、環境課、教育委員会、入間東部地区事務組合】

(1) 指定避難所の確保

災害対策基本法 49 条の 7 に基づく指定避難所として、町立小中学校を指定する。避難者収容スペースは、原則として体育館とし、その他、応急仮設救護所や運営会議等のスペースは、マルチルームや研修・集会室等の中から学校長との協議により避難所ごとに定めておく。

避難者数の想定は、発災から 1 日後で 125 人、1 週間後 279 人にまで増加することが想定されている（避難所以外への避難を含む）。避難者数が 1 週間後にピークを迎えるのは、断水等のライフライン被害に伴う生活支障を要因とした避難である。発生確率の低い「関東平野北西縁断層帯地震」のピーク時でも 327 人であり、町の指定避難所の収容能力はこれを充足している。

<指定避難所>

名称	所在地	収容人数 (体育館のみ)
上富小学校	上富1267-4	200人
三芳中学校	北永井350	200人
三芳小学校	北永井343	150人
藤久保小学校	藤久保224-2	150人
唐沢小学校	藤久保410-2	180人
三芳東中学校	藤久保610-1	210人
藤久保中学校	藤久保420-2	200人
竹間沢小学校	竹間沢550-1	170人

<要援護者優先避難所>

- ①中央公民館（上富小、三芳中、三芳小エリア）
- ②藤久保公民館（藤久保小、唐沢小、三芳東中エリア）
- ③竹間沢公民館（竹間沢小、藤久保中エリア）

[資料 6-6 指定避難所/指定緊急避難場所/一時避難場所一覧]

指定避難所については、災害対策基本法に基づき、以下の点について確認を行うとともに、必要な改善・整備を行う。

- ・避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
- ・発災後、速やかに開設し、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
- ・物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。
主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
- ・二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること。
- ・環境衛生上、問題のないこと。

なお、一般の指定避難所では気温、体力等から生活が困難な要配慮者を優先して収容する補完的な避難所（要援護者優先避難所）として次の施設を位置づける。但し、専門的な支援や施設環境が必要と判断された場合は、福祉避難所への移送を検討する。

<要援護者優先避難所>

- ①中央公民館（上富小、三芳中、三芳小エリア）
- ②藤久保公民館（藤久保小、唐沢小、三芳東中エリア）
- ③竹間沢公民館（竹間沢小、藤久保中エリア）

(2) 一時避難場所（行政連絡区集合地）の選定

各地域において指定避難所に避難する際の集合場所として、以下の一時避難場所を選定する。原則として震度 5 強以上の地震が発生した場合、行政連絡区は災害拠点として、一時避難場所（行政連絡区集合地）に「地区災害対策本部」を設置する。

<一時避難場所（行政連絡区集合地）>

一時避難場所(集合地)	所在地
上富第1区集会所	上富1909-1
農業センター(広場あり)	上富1279-3
上富第3区集会所	上富402-6
上富第3区第二集会所	上富415-5
北永井第1区集会所(広場あり)	北永井285-1
北永井第2区集会所(広場あり)	北永井761-1
北永井第3区集会所(広場あり)	北永井892-11

一時避難場所(集合地)	所在地
北永井第3区第二集会所	北永井994-1
藤久保第1区集会所(広場あり)	藤久保378-6
藤久保第2区集会所	藤久保5245
藤久保第3区集会所(広場あり)	藤久保3929-3
藤久保第4区集会所	藤久保1054-5
藤久保第4区第二集会所	藤久保595-11
藤久保第4区第三集会所/緑ヶ丘周辺	藤久保1107-43
藤久保第4区第四集会所	藤久保541-12
藤久保第5区第二集会所(広場あり)	藤久保913-1
(藤久保公民館前)みらい広場	藤久保7232-1
藤久保第6区集会所(広場あり)	藤久保8-3
北新埜中央公園	藤久保855-104
竹間沢第1区集会所	竹間沢877
竹間沢第1区第二集会所	竹間沢566
竹間沢第1区第三集会所	竹間沢1150-7
唐沢公園(みよし台第1区集会所)	みよし台4(藤久保449-6)
豊島区グラウンド(※豊島区との協定に基づく)	上富382-1
ふじみ野市立西原小学校 (※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市大井武蔵野1322-4
ふじみ野市立大井中学校(※近隣市協定に基づく)	ふじみ野市苗間24-1
富士見市立西中学校(※近隣市協定に基づく)	富士見市西みずほ台3-14-6

[資料 6-6 指定避難所/指定緊急避難場所/一時避難場所一覧]

(3) 指定緊急避難場所の確保

災害対策基本法 49 条の 4 に基づく指定緊急避難場所として、下表のとおり町立小中学校(校庭)を指定する。

なお、三芳町が指定する緊急避難場所は、災害の種別(洪水・崖崩れ・土石流・地滑り・高潮・地震・津波・大規模火災・内水浸水・噴火に伴う火山現象)によらず共通とする。

<指定緊急避難場所>

名称	所在地	グラウンド面積(m ²)
上富小学校校庭	上富1267-4	5,562
三芳中学校校庭	北永井350	10,609
三芳小学校校庭	北永井343	8,591
藤久保小学校校庭	藤久保224-2	10,555
唐沢小学校校庭	藤久保410-2	9,939
三芳東中学校校庭	藤久保610-1	9,080

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第8節 避難対策

名称	所在地	グラウンド面積(㎡)
藤久保中学校校庭	藤久保420-2	11,518
竹間沢小学校校庭	竹間沢550-1	6,734

※藤久保小学校校庭は、令和9年9月まで使用不可

また、指定緊急避難場所を補完する避難場所として、各都市公園・子供広場や豊島区立三芳グラウンド、自然の森・レクリエーション公園（旧：飯田グラウンド）等を活用する。

なお、これらの避難場所についても本計画で想定するすべての災害を対象とするが、竹間沢東公園については柳瀬川の氾濫時に浸水の恐れがあるため、洪水等の水害時の避難場所からは除外する。

9. 福祉避難所の確保

町は、以下に示す町が管理する公共施設及び民間が管理する社会福祉施設等を、在宅の要配慮者を受入れる「福祉避難所」として指定する。

<指定福祉避難所>

名称	所在地	管理者	備考
第3保育所	竹間沢566-1	町	
子育て支援センター	藤久保222-20	町	
みどり学園	竹間沢566-1	町	
精神障害者小規模地域生活支援センター	藤久保27-9	町	
三芳太陽の家	藤久保1078-3	入間東部福祉会	協定
特養老みよし園	上富1784-8	三芳厚生福祉会	協定
特養老桜荘	北永井415-1	みよしの会	協定
特養老こころ三芳	北永井946-1	蓬莱会	協定
老健施設むさしの苑	上富1784-7	三芳厚生福祉会	協定
特養老みずほ苑	竹間沢735-1	美咲会	協定
老健施設埼玉ロイヤルケアセンター	上富2181-5	明理会	協定
障害者支援施設かしの木ケアセンター	北永井381-3	めぐみ会	協定
障害者支援施設入間東部みよしの里	上富322-2	入間東部福祉会	協定
グループホーム・ケアホームすてっぷ	北永井375-5	めぐみ会	協定
多機能型就労支援施設のびる作業所	北永井381-1	めぐみ会	協定
老人デイサービスセンターけやきの家	北永井256-4	三芳町社会福祉協議会	協定
三芳グループホームそよ風	上富1553-3	株式会社SOYOKAZE	協定
放課後デイサービス青空	北永井893-1	埼玉たまみずきの会	協定
相談支援センター糸	藤久保309-3アー クメゾン301	NPO法人あおい糸	協定

<要配慮者関連施設>

名称	所在地
特養老みずほ苑	竹間沢735-1
かみとめ幼稚園	上富1567-4
小鈴幼稚園	北永井72-1
みふじ幼稚園	藤久保733-1
あずさ保育園	藤久保357-7
桑の実保育園	藤久保855-90
元氣保育園	藤久保3851

10. その他防災拠点の確保

町はその他防災拠点として、以下を指定する。

種別	施設名称	所在地
災害対策本部	三芳町役場	藤久保1100-1
	(代替施設)第1順位文化会館 第2順位浄水場	藤久保1100-1 藤久保1047-1
物資集積拠点	総合体育館	藤久保1100-1
	(代替施設)文化会館	藤久保1100-1
遺体収容所(安置所)	文化会館	藤久保1100-1
ヘリポート	運動公園グラウンド	藤久保1118-1
	(代替施設)唐沢小学校校庭	藤久保410-2
炊き出し施設	学校給食センター	北永井348-2
災害廃棄物処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
災害廃棄物仮置き場	運動公園内(グラウンド) (補完する場所)清掃工場跡地	藤久保1118-1 上富1598-3
応急仮設住宅予定地	運動公園内(多目的広場、テニス コート、弓道場)	藤久保1120-1
ボランティアセンター	総合体育館	藤久保1100-1
	(代替施設)文化会館	藤久保1100-1
帰宅困難者一時滞在施設	竹間沢公民館 (代替施設)竹間沢小学校	竹間沢555-1 竹間沢550-1
	藤久保公民館 (代替施設)藤久保小学校	藤久保7232-1 藤久保7233
広域避難者 一時滞在施設	中央公民館	北永井348-2

11. 施設の安全性の強化及び良好な生活環境への配慮

小・中学校の校舎、体育館に関しては、三芳町建築物耐震改修促進計画に基づき耐震化を進め、平成25年度末までに耐震化率100%を達成している。今後、非構造部材（天井や照明器具、吊り物、ガラス等）も含めた更なる災害対応策を進めるとともに、一般の避難所として開放する区域については、ライフラインの途絶や要援護者、負傷者の収容にも配慮し、良好な生活環境に資する設備の改善に努める。

そのほか、次の点について施設設備の改善及び検討を進める。

- ①学校の空調の燃料に一部LPガスバルク供給システムを導入するなど、非常時の炊き出しやガス発電機の燃料としての活用を推進する。
- ②小・中学校の校舎や体育館の屋上を利用した太陽光パネルによる電力の確保、ソーラー付LED街灯の設置等、系統電源以外の電源確保及び多重化を検討する。
- ③耐震性貯水槽の導入を推進する。
- ④災害時情報拠点としての機能の充実を図る。
 - ・避難者向けの災害時専用通信手段として、拠点施設への「災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置」
 - ・防災情報ステーション（公衆無線LAN：miyoshi_free）としての公衆無線LANの導入促進
 - ・デジタルサイネージの導入推進（災害機能をもつ飲料自動販売機の設置を含む）。

12. 指定避難所における生活環境の確保

- 避難所に指定する建物は、耐震性を確保するとともに換気、照明、避難者のプライバシーの確保等避難生活が良好に保たれるよう配慮するものとする。
- 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- また、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。
- 指定避難所は、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入など）を含む停電対策に努める。
- 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【避難所環境の整備・電源や燃料の多重化例】

- ・LPガス、都市ガス、石油系など多様な燃料を使用する炊出用調理器具、空調設備、給湯入浴用施設の設置
- ・停電対応型空調機器の設置
- ・ガスコージェネレーションの設置

- ・太陽光発電や蓄電池
- ・ソーラー付LED街灯

13. 避難所運営計画の策定

避難所運営計画の見直しを行い、実効性の高い計画とするよう特に以下の点に留意する。

- ・避難所の開設手順（夜間、休日等を中心に）
- ・避難所単位での物資・資機材の備蓄
- ・避難所の管理・運営体制
- ・福祉避難所の設置
- ・災害対策本部との情報連絡体制
- ・避難長期化の場合の教育活動との共存及び教職員と町職員の役割分担

14. 住民への周知

指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

- ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在。
- ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

15. 避難所管理・運営マニュアルの作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

16. 避難所運営体制の整備

町は「地域防災初期行動マニュアル」及び県「避難所の運営に関する指針」に基づき、標準的な避難所運営のガイドラインを策定し、避難所連絡会議ごとに個別運営協議を進める上での指針とする。

17. 住民への指定避難所等の周知

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、非

常持ち出し品や夜間、停電時に備えた携行品について住民に周知を図っておくものとする。

18. 個別避難所運営マニュアルの作成

行政連絡区（地域防災組織）、学校職員、消防団員、民生委員、町職員等で構成する避難所連絡会議は、町が策定した「避難所運営ガイドライン」に基づき、避難所の施設状況や行政連絡区の実情に応じた避難所毎の「〇〇（学校名）エリア避難所運営マニュアル」を作成する。

要配慮者や女性に配慮した設備や備蓄品について、次のとおり対策を推進する。発災後に速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

- ①男女別更衣室（更衣テント）
- ②男女別トイレ
- ③授乳スペース
- ④物干し場所
- ⑤クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）
- ⑥オストメイトトイレ（ストーマ（人工肛門・人工膀胱）装具利用者用トイレ）、身障者用トイレ
- ⑦車いす
- ⑧エアーマット
- ⑨成人用、幼児用おむつ、衛生用品、授乳用品
- ⑩アレルギー対応食品

なお、身障者用トイレやオストメイトトイレは、当該トイレが完備された公民館等の公共施設から離れた位置にある指定避難所に優先的に備蓄を進める。

第2 応急対策

【総務部、情報部、救助部、避難所・教育対策部、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

1. 警戒区域の設定

町長は、地震に伴う火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命または身体に対する危険を及ぼすと認める時は、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合、避難指示等と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

2. 避難指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方

避難指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方を以下に示す。

- ①住家が倒壊した（あるいは余震で倒壊する危険性がある）、火災が発生している等で、留まり続けることに危険が生じる場合
- ②ライフラインが複数途絶して生活が困難な場合
- ③その他、住民自身の避難が必要と判断した場合

なお、住家の被害が軽微等の場合は、在宅被災者として、食料等の支援を受けることも可能であることに留意して、避難の要・不要を判断する。

3. 避難の指示

地震に伴って火災、がけ崩れ等の災害が発生し、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行うものとする。

なお、立ち退きの避難指示が発令された区域の住民は、一時避難場所（行政連絡区集落地）を経由することなく、速やかに指定緊急避難場所である小中学校の校庭へ避難することを原則とする。

4. 実施責任者

避難指示等、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、下表に示す各者が行う。

避難情報	実施者	対象災害	根拠法令
高齢者等避難	・町長(本部長)	災害全般	
避難指示 緊急安全確保	・町長(本部長)	災害全般	災害対策基本法第60条
	・知事 ・知事の名を受けた県職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	・水防管理者(町長)	洪水	水防法第29条
	・警察官	災害全般	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
	・派遣自衛隊(その場に警察官がいらない場合に限る)	災害全般	自衛隊法第94条

なお、町が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

避難指示等の伝達方法

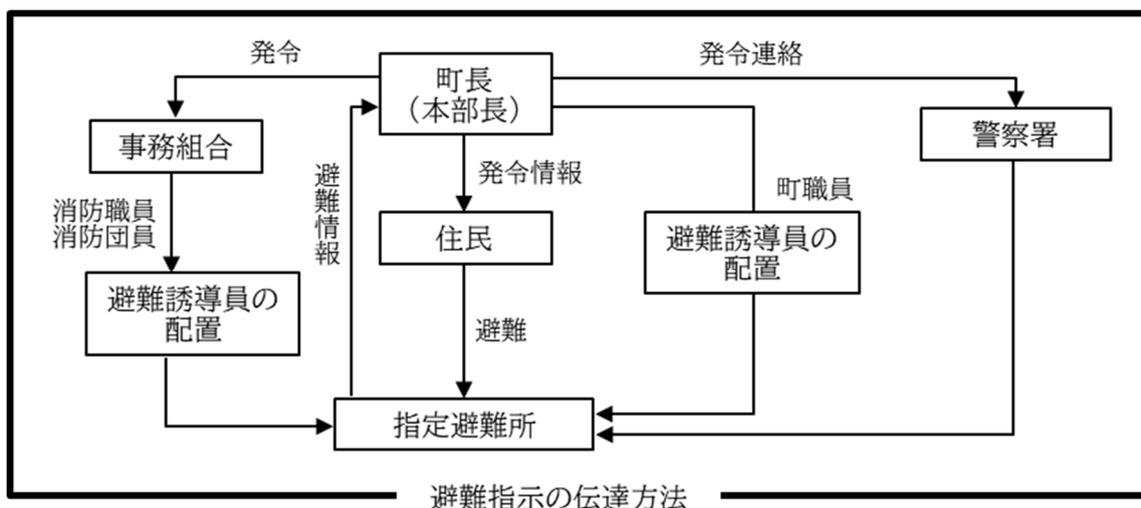
以下に示すようなあらゆる手段を尽くして迅速な伝達を行う。また、できるだけ住民を恐怖状態に陥れないようにするとともに、通電火災等、地震に伴う火災の予防について警告する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、要配慮者に対する支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ①防災行政無線
- ②エリアメール（緊急速報メール）
- ③広報車・消防団車両
- ④町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達（避難対象世帯）
- ⑤コミュニティ FM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑥地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- ⑦町ホームページ
- ⑧登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）
- ⑨SNS（LINE、X、フェイスブック）
- ⑩その他取りうる全ての方法

(1) 伝達事項

避難指示等の内容は、次のような事項に関して住民に伝達する。この時、住民が混乱し、戸惑わないように配慮する。

- ①避難指示等の発令者
- ②避難の理由
- ③避難の方法（立ち退き避難、又は屋内退避）
- ④対象地域
- ⑤避難場所
- ⑥避難の誘導者
- ⑦避難経路
- ⑧注意事項（戸締まり、携行品、服装、火気等）



5. 自主避難の行動

(1) 避難時の携帯品

避難にあたっての携帯品は、円滑な立ち退きに支障をきたさないよう必要最小限度のものとし、次の下記事項について指導を行う。

- ①避難に際しては、必ず自宅や事務所の火気危険物の始末を完全に行う。
- ②避難者は氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記載したもの）を携行する。
- ③避難者は3食分程度の食料や飲料水のほか、携帯トイレ、救急薬品、ラジオ、懐中電灯、電池、貴重品、タオルや洗面用具、トイレットペーパー等の日用品等を携行する。（家庭内飲食料の備蓄は1週間分を推奨）
- ④服装は軽装とするが、素足を避け、帽子（又はヘルメット、頭巾等）、軍手、雨具、最小限の肌着等の着替えや必要に応じて防寒具を携行する。
- ⑤上記の非常持出品は、平素から用意し、迅速に持ち出せるようにしておく。

6. 避難行動における行政連絡区（地域防災組織）の対応

行政連絡区（地域防災組織）は、町から避難指示等が発令されていない場合であっても、「避難指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方」及び区民の被害状況に

鑑み、「地域防災初期行動マニュアル」に基づいて、区民の自主的な避難行動を支援するものとする。

(1) 地域の被害状況の把握

行政連絡区（地域防災組織）は、災害発生後（原則震度5強以上）、速やかに地区災害対策本部体制を取り、その組織、役割分担に応じて担当地区内のパトロールを行い、また、区民からの被害情報に基づいて救助や避難支援を必要とする人がいないか搜索する。

(2) 避難の呼びかけ・避難者の確認・点呼(必要に応じて集会所の開放)

- ①避難が必要な区民に対しての避難の呼びかけを行う。
- ②一時避難場所（行政連絡区集合地）への集合は、各自で行うことを基本とするが、必要に応じて誘導・援助を行う。
- ③一時避難場所において、避難者の確認・点呼を行う。
- ④必要に応じて集会所等を開放し、避難者を一時収容する。
- ⑤行政連絡区長は、区民の中から予め選任した「被害情報報告員」を先行して指定避難所に向かわせるものとする。その際、取りまとめた行政連絡区内被害状況報告様式及び指定避難所の鍵を持参させるものとする。

(3) 指定避難所への誘導・移動

- ①できるだけ集団となって避難する。
- ②一時避難場所（行政連絡区集合地）に集合した住民を各区の指定避難所へ誘導する。
- ③指定の避難経路の通行が困難又は危険と判断した場合は、事前に取り決めた代替経路に切り替えるものとする。
- ④余震に注意し、壁、被害を受けた家屋にはなるべく近づかない。
- ⑤なお、避難は徒歩によるものとし、自家用車による避難は原則認めない。
- ⑥立ち退きの避難指示が発令された区域の住民は、速やかに直接、指定緊急避難場所（小中学校校庭）に向かうことを原則とする。

(4) 避難誘導時の留意点

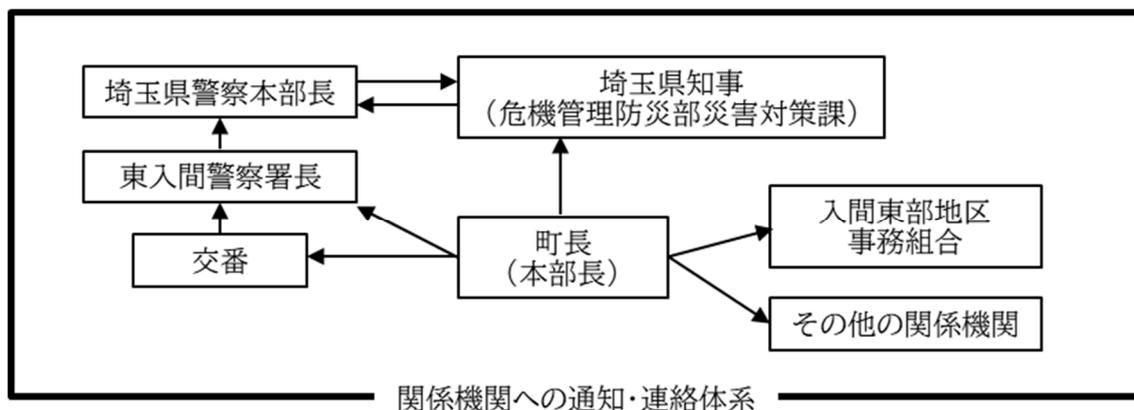
- ①避難指示発令時の避難者の誘導は、町職員（避難所1班～3班）が行う。ただし、被害の規模等により対応が困難な場合は、必要により、警察官及び消防職員、行政連絡区長等に協力を要請する。誘導に当たっては、安全と統制を図り、次頁に示す点に留意する。
- ②避難は要配慮者を優先し、病弱者・傷病者・障がい者・高齢者・妊産婦・乳幼児・児童とし、一般の人を次順位とする。
- ③避難経路は、避難開始前にその安全を検討確認し、交通安全協会の協力を要請するなどして、要所に誘導員を配置し事故防止に努める。特に、夜間は照明を確保する。
- ④避難は基本的に各自が自力で行うものとするが、状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、町又は支援機関が車両等による輸送を行う。

<避難誘導時の留意点>

ア. 避難誘導員は毅然たる態度で、避難路及び避難地を明確に指示する
住民は恐怖心や不安感など心理的に動揺している状況下にあるので、特に避難行動の立ち上がりの際は、危機感をあおらず、相手の心理を動揺させないよう、冷静・沈着な音声と語調で、確固たる信念のもとに、誘導員の指示に従って行動すれば絶対に安心である旨を納得させる。その際、避難行動に移る前に集団の人員配置（男性を前後に配置する等）を指示することも忘れない。
イ. 避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないこと
誘導員は、自制心を旺盛にし、群衆に迎合してパニック状態に巻き込まれないよう毅然たる態度を保持し、避難者のパニックが予想される時は、まず警笛等により、群衆の注意を喚起し、群衆が押し合わないで冷静に秩序正しく避難するよう呼びかける。
ウ. 避難行動の際は住民の協力も得ること
自立歩行不能者に対しては、輸送対策計画による車両が到着するまで簡易担架の活用により、付添人や住民の協力を得て避難行動をとらせる。
エ. 住民を決して走らせないこと
避難する大勢の住民のうち、1人でも走る者が出るとパニックを誘発することとなるので、住民を走らせることなく、整然と行動させる。
オ. 住民の携行品は必要最小限にとどめること
携行品は、他の災害の場合と同様に貴重品や最小限度の着替え、日曜の身の回り品程度にとどめ、円滑な避難行動に支障を来さないようにするとともに、荷物による避難所の占有場所を少なくする配慮が必要であることを呼びかける。
カ. 避難等をしないものは説得すること
避難指示があっても、指示に従わない住民も出てくることが予想される。そのような場合は「ここには危険である」ことを説明して、行動をともにするよう説得する。

①関係機関への通知・連絡

避難のため立ち退きの指示を発令したときは、関係各機関に通知または連絡するものとする。



(5) 広域一時滞在

町は、災害から被災住民を避難させることが町内では困難と判断した場合、県及び他の市町村の協力を得て、町外に被災住民を避難させることがある。

なお、避難者の移送については、県が受入れ県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

7. 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、行政連絡区（自主防災組織）等の協力が得られるよう、避難所運営委員会の形成を支援して、現地本部及び学校施設管理者との協働による円滑な管理運営を図るものとする。

(1) 指定避難所の開設

「指定避難所」「一時避難場所（行政連絡区集合地）」「指定緊急避難場所」「要援護者優先避難所（公民館）」「福祉避難所」のとおりとする。この項では、このうち「指定避難所」の開設及び運営について記述する。

指定避難所の開設手順

避難所教育対策部（休日・夜間は緊急避難対応班）は、指定避難所を以下の手順により開設する。

(2) 開設する指定避難所の選定

本部の指示又は避難所班長（緊急避難対応班）の判断により、被害が甚大で避難者の発生が見込まれる地区の指定避難所を開設する。開設の判断にあたっては、区長等の地区災害対策本部からの被害情報を考慮する。

(3) 指定避難所（体育館）の開設

以下の順位で行う。

- ①施設管理者（学校長）
- ②休日・夜間等で施設管理者が不在の場合、町職員（緊急避難対応班員）
- ③町職員も不在の場合、行政連絡区長等又は被害情報報告員

※なお、休日・夜間における緊急避難対応班の業務は、原則として開設のみとし、その後参集する避難所班職員や行政連絡区、学校教職員に管理・運営を引き継ぎ、町対策本部の本来の所属班の業務に戻るものとする。

(4) 施設の安全性の確認

開設者は、避難者を指定緊急避難場所である校庭に一時待機させ、収容前に施設の安全点検と、町の行政判定士による被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する。

危険箇所がある場合は避難者を近づけないよう縄張り等を行う。被災建築物応急危険度判定の結果、倒壊等のおそれがある場合は、避難所としての使用を中止し、町本部に代替避難所等の指示を仰ぐ。

(5) 避難者の収容

避難者の収容の際には、避難所ごとに行政連絡区・現地本部・教職員が協力して「避難者情報カード」に記入させ、これに基づいて現地本部は避難者名簿を作成する。作成した名簿は、避難者の入退出管理に使用するほか、救助2班に伝達し、被災者台帳の作成にも活用する。

(6) 指定避難所の開設報告

現地本部長は、速やかに本部へ開設の報告をする。総務部庶務班は、これを県及び関係機関へ報告する。

(7) 居住スペースの区画

地域防災組織（行政連絡区）は、学校管理者が許可した収容スペースを区画し、避難者に割り振る。その際、要援護者等の居住環境に配慮する。

8. 指定避難所への収容対象者

収容対象者は、避難指示等が発令されていない場合における自主避難の考え方に基づくほか、次の事項に該当する者とする。

(1) 災害によって現に被害を受けた者

- ①住居が被害を受け、居住の場を失った者（全壊（焼）・流出半壊（焼）・床上浸水等の被害を受け、日常生活の場を失った者）
- ②被害を受けた者（自己の住居の被害に直接関係はないが、現実に被害に遭遇し速やかに避難しなければならない一般家庭の来訪者、通行人等）

(2) 災害によって現に被害を受ける恐れがある者

- ①避難指示が発令された地域の居住者
- ②避難指示は発令されていないが、緊急避難の必要がある地域の居住者
上記には該当しないものの、ライフラインが複数途絶し、自宅での生活が困難な者

9. 指定避難所の運営

(1) 指定避難所の管理責任者

避難所の管理は、現地本部長（避難所班長等）が、学校施設管理者から一部委任を受けて行う。

町長（町本部長）は、現地本部長ほか各部からの報告による地区の被害状況に鑑み避難所開設の指示をしたとき、又は現地本部長から避難所開設の事後報告を受けたときは、以下の各項目に関して県及び警察署等関係機関へ直ちに報告する。

- ①開設の日時、場所、施設名
- ②収容人員と避難者名簿
- ③飲料水や食料、生活必需品の不足有無

④開設期間の見込み

(2) 避難所の運営責任者

避難所の運営は、避難所運営委員会が行う。避難所運営委員会は常設の避難所連絡会議を母体として、地区災害対策本部や各自治会等が機能しやすいよう組織し、運営委員長は関係区長の中から選出する。

避難所運営委員会は、避難生活上のルールづくりや避難者支援等を担う。また、女性に配慮した運営を行うため、女性運営委員の参画に配慮するとともに、ボランティアの支援が円滑に受けられるよう、受入れ環境を整える。

避難所運営委員会に対する公的な支援は、現地本部（避難所班）と学校災害対策本部が行う。

※詳細は、避難所ごとの「避難所運営マニュアル」に定める。

(3) 通信手段の確保

町本部及び現地本部は、避難所の開設や運営状況などを伝達、把握するため通信連絡手段の確保に努める。

(4) 備蓄食料等の給付

現地本部長は、飲料水・食料や毛布等の生活必需品の給付を開始する旨を、避難所総務班を通じて救助総務班へ報告する。

現地本部職員は、収容の際に作成した避難者情報カード及び避難者名簿から、必要な量を把握し、避難所運営委員会の協力を得て、防災倉庫から調達し、避難者へ給付する。備蓄品が不足する場合は、現地本部長が避難所総務班を通して町災害対策本部に給付の要請を行う。

避難所総務班は各避難所の要請をとりまとめ、救助部救助総務班に本部の予備備蓄品や救援物資の支給を要請する。予備備蓄品が不足する場合は、救助総務班は農林部物資供給班に対して、町内取扱業者又は県からの救援物資調達を要請する。

(5) 運営状況の報告・記録

現地本部長は、避難所運営委員会等から報告される地区の被害状況や収容者の健康状態、生活の様子、必要とする支援等を本部長に伝達するものとする。避難所には避難所開設日誌を備え、管理状況その他必要事項を記録する。

10. 避難所外避難者対策

町は、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師・管理栄養士等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、エコノミークラス症候群の予防のため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。

11. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

12. 避難生活での留意事項

(1) 生活相談窓口の開設

現地本部は、避難者の生活相談に対応するため、避難所運営委員会（三芳町民生委員・児童委員協議会等）や要援護者避難支援等関係者、ボランティアの協力を得て、相談窓口を開設する。

生活相談窓口では、災害ケースマネジメントの考え方を踏まえて、被災者の要望等の聴取及び解決を図るほか、必要に応じて、関係機関と連携して対応するとともに、アウトリーチ型の支援（要請の有無によらず、支援者による直接的な支援）に配慮した体制構築の必要性について、関係機関で検討する。

(2) 避難者の健康管理

避難生活が長期化すると、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、現地本部と避難所運営委員会は協力して、避難所を良好な衛生状態に保つよう配慮するとともに、避難者の健康状態を十分把握するように努める。

現地本部は、必要に応じて町本部に巡回相談・巡回サービスを要請する。

(3) 巡回相談・巡回サービスの実施

町は、避難所で生活する住民に対し、保健師・管理栄養士・精神保健福祉士等による巡回相談体制の整備を行い実施する。なお相談体制の整備にあたっては、東入間医師会、社会福祉協議会、民生・児童委員を、女性に対する相談員の配置にあたっては、県男女共同参画推進センター、民間団体を積極的に活用する。

また、高齢者や障がい者等の要援護者の健康状態や生活状態において、特段の配慮が必要な場合は、適切な施設への移送や介護サービス等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の活用

町（救助総務班）は、指定避難所での生活が困難である要援護者については、必要に応じて、「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」等に基づき、専門スタッフや施設環境が整った福祉避難所である民間の社会福祉施設等に移送する手続きを行うものとする。

13. し尿処理

(1) 収集・処理の実施

①し尿の処理・収集については、避難所及びその他収容施設を優先して行うものとする。

- ②被害の状況等に応じて、当面の措置として、貯留槽等の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(2) 容器への溜め置き の要請

最悪の事態には、町の収集処理体制が整うまでの期間については、容器等への溜め置きを住民に要請する。

この場合の住民への広報に関しては、秘書広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、次に示す対策を推進する。

- ①避難所における飲料、食料等の適切な備蓄と管理
- ②間仕切りの配備等によるプライバシー対策
- ③フロアマット、冷暖房機器等の暑さ寒さ対策
- ④簡易トイレの備蓄、仮設トイレ・マンホールトイレほか総合的なトイレ対策
- ⑤簡易シャワー、洗濯機等の衛生対策
- ⑥災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災情報ステーション（公衆無線 LAN：miyoshi_free）、デジタルサイネージの設置推進等、避難者の情報収集・伝達手段の確保対策

14. 避難所におけるペットの対応

飼い主とともに避難した動物に関して、飼い主に適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、一般の避難者とのトラブル防止に努める。

避難者の飼養するペットについて、同伴での避難を可能とするが、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、盲導犬、聴導犬、介助犬を除くペットは屋外を原則として飼養専用スペースを設置し避難者とすみ分け、同伴者の責任で飼養する。

例外として、避難所運営委員会と管理者の協議により、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもと、居室以外の屋内スペースを設けることも可能とする。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者全員が責任を負うものとする。また、撤去後の原状復帰もペット同伴者の責任で行う。

現地本部は、町本部を通して、民間団体による一時預かり措置や県・動物救護ボランティア登録制度など、被災者同伴動物に関する有益情報を積極的に入手し、同伴者に伝える。

このほか、ペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が決定する。

なお、町は、平時より飼い主に対して、しつけはもとより、災害時に備えたペット同行の避難訓練やペットフード等の備蓄、避難所生活への対応等について啓発に努める。

15. 在宅被災者への支援

在宅被災者とは、居宅は災害後も継続的に居住可能であるが、交通手段・ライフラインの途絶等により、自助努力での食料調達等が困難で、生活の維持に公的援助を要するものを言う。

町は、在宅被災者に対しても、指定避難所を拠点として、避難所運営委員会との協力のもと、避難者と同様に以下の支援活動を行う。

- ①町内の在宅被災者の人数把握
- ②在宅被災者のニーズ集約・把握
- ③食料・物資等の確保
- ④食料・物資等の給付(原則として、各避難所分をまとめて給付)

町は、防災拠点である指定避難所での物資等の支援を原則とし、個別の居宅での支援は行わないが、在宅被災の要配慮者等に対し、地区災害対策本部（行政連絡区・民生委員等）やボランティアが配食等の支援を行う場合は、これに協力するものとする。

第9節 要配慮者対策

【自治安心課、福祉課、健康増進課、こども支援課、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、東入間警察署、入間東部地区事務組合】

第1 予防・事前対策

1. 要配慮者等に係る定義

(1) 要配慮者・避難行動要支援者

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者、また、災害時の避難所生活等にあたり大きな支障があり、特段の手助けが必要な者など、防災施策において特に配慮を要する者について、平成25年8月の災害対策基本法改正以降、それまでの「災害時要援護者」から「要配慮者」に改称された（第8条第2項第15号）。

同法の改正では、「要配慮者のうち、災害時が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」として、避難行動要支援者が新たに規程された（49条10第1項）。

なお、次の用語については、三芳町災害時要援護者避難支援プラン推進会議設置要綱の規程及び既に運用されている名簿の登載者との関係から踏襲する。

- ・三芳町要援護者避難支援プラン
- ・災害時要援護者名簿

(2) 避難支援等関係者・避難支援機関

要配慮者（避難行動要支援者を含む）の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、三芳町民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援等関係者を決めることとしている。特に行政連絡区や消防署等の公共的団体・公的機関を指す場合は、「避難支援機関」と呼ぶ。

2. 要配慮者の安全確保

町では、災害が発生した際や災害のおそれがあるときに、家族等の援助が困難で、自力で避難することができない住民の避難を地域で支援する仕組みとして「三芳町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を策定している。

町は、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」を災害時に備えて行政内部情報として整備しておくとともに、要配慮者全般についても、「三芳町避難行動要支援者避難支援プラン」として推進することとし、本人の登録申請及び情報共有同意に基づき避難支援等関係者による支援が可能となるよう、本計画にその対策の重要事項を定める。

なお、町は「避難行動要支援者名簿」登載者に対しても、情報共有同意への理解が進むよう、「避難行動要支援者避難支援プラン」への登録申請を促進するものとする。

3. 推進体制の整備

町は、要援護者避難支援プランを推進するため、避難支援機関（区長会、三芳町民生委員・児童委員協議会、消防団、社会福祉協議会、東入間警察署、入間東部地区事務組合等）で構成する「三芳町要援護者避難支援プラン推進会議」を設置する。

また、同会議の幹事として防災施策担当課、福祉施策担当課及び介護施策担当課等が庁内横断的にプロジェクトチームを編成して取組むものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲の設定

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を避難行動要支援者と定義し、詳細の範囲設定を自治体に委ねている。

町では、避難行動要支援者の範囲を、「次のいずれか一以上に該当する者であって、かつ、自力避難（家族等の同居者の支援による避難を含む）が困難な在宅者」と定める。

- ①要介護度3～5の認定を受けている者
- ②身体障がい者福祉手帳1級又は2級を所持する者
- ③療育手帳④又はAを所持する者
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者
- ⑤町の支援を受けている難病患者
- ⑥その他特に支援が必要と町長が認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、法令に基づき、原則として災害時にのみ活用する行政保有情報として、「避難行動要支援者名簿」を作成する。名簿に登載する情報は次のとおりとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

名簿作成は、原則として福祉担当課（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者等を所掌）及び介護保険担当課（介護認定・支援を所掌）が行う。各担当課は、要介護認定情報や障害者手帳情報等に基づき、避難行動要支援者の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者名簿の作成上、必要があれば担当課は住民基本台帳をその目的内で活用できる（「災対法等一部改正法改正後の災対法等の運用について」（平成25年6月21日府政防559号内閣府他通知））

難病患者に係る情報等、町が把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を求め、取得する。

各担当課は、それぞれの保有する福祉・介護認定情報を基に名簿を作成し、一元的に管

理するとともに、防災担当部門とも情報共有を行う。

4. 要配慮者の範囲

災害時に自力避難や家族等同居者による援助も困難であり、又、避難所運営等の防災施策で特に配慮を要する在宅の者であって、避難支援等関係者が事前に情報共有することに同意する以下のいずれかに該当する者を対象とする。

- ①3. (1)に定める避難行動要支援者
- ②70歳以上の独居高齢者
- ③70歳以上の高齢者のみ世帯
- ④日本語理解が不十分な在住外国人
- ⑤その他災害時に支援が必要な者（妊産婦や乳幼児を含む）

5. 要配慮者名簿の作成

4. を対象として「要配慮者名簿」を、本人の申請・同意に基づき作成する。

3. (2)の避難行動要支援者名簿が災害時のみに活用できる行政保有情報であるのに対し、要配慮者名簿は、避難支援等関係者が予め情報共有することに同意した者の名簿（共有同意情報）である。この名簿は、6. に掲げる避難支援等関係者に必要最小限の範囲で事前に名簿情報の提供を行う。

要配慮者名簿に掲載する情報は、基本的には(2)同様であるが、プランに基づき「個別計画」を策定した者に関しては、これに避難支援者情報や避難方法等を加えたものとし、詳細は別途定める。

名簿の作成は、行政窓口での申請、民生委員・行政連絡区等支援機関が預かった申請書に基づき、同プランプロジェクトチーム（福祉・介護担当課、行政連絡区・消防防災担当課等）が行う。

6. 避難支援等関係者間での情報の共有

要配慮者名簿に関して、避難行動要支援者避難支援プランの申請・同意に基づき、名簿情報を共有するのは、次の機関とする。

<要配慮者避難支援機関>

- ①行政連絡区（自治会・地域防災組織を含む）
- ②三芳町民生委員児童委員協議会
- ③三芳町消防団（各分団を含む）
- ④三芳町社会福祉協議会
- ⑤東入間警察署
- ⑥入間東部地区事務組合
- ⑦その他町長が認めたもの

共有する情報は、各機関の管轄エリアに居住する要援護者情報のみとする。各支援機関の代表者を「情報管理責任者」とし、責任者が選任した「取扱者」に対して、守秘誓約書を提出させた上で該当する名簿を提供することとする。なお、当該役職を退任する際は、名簿を町に返却する。

その他、要配慮者名簿の登録・更新・管理に関することは、支援機関の代表で構成する「避難行動要支援者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

7. 個別計画の策定と避難支援者の選任

「避難行動要支援者名簿」登載者で、かつ、「要配慮者名簿」への掲載に申請・同意した者は、重点支援対象として、個別計画の作成を促進し、本人の居住地区周辺から避難支援者を選任するなど、日常からの見守り体制を構築するとともに、本人と避難支援者がともに安全で最適な避難方法・経路を確認するための個別訓練の実施に努める。

個別計画における避難支援者の選任は、本人の希望を最優先するが、特に希望がない場合、行政連絡区及び社会福祉協議会の推薦に基づき、要援護者居住地域直近の以下の者を原則とし、民生委員や行政連絡区役員がこれを補完する。

①小コミュニティ…例：自治会（組、班又はブロック）等

②地域福祉関係者…例：福祉委員、福祉協力員等

その他、個別計画の策定・更新・管理に関することは、支援機関の代表で構成する「避難行動要支援者避難支援プラン推進会議」の協議に基づき、町が別途定める。

8. 避難支援者の役割と見守りネットワーク

個別計画に定める避難支援者の基本的な役割は次のとおりとする。ただし、ア、イ及び力を基本とし、支援者自身の被災や危険も考慮する。

①安否確認、又は避難済の確認

②救助連絡

③応急処置

④避難誘導

⑤避難所における支援

⑥平常時の見守りや避難訓練

⑦その他、必要な支援

避難支援者が、近隣住民、地区の民生委員、行政連絡区（地域防災組織）、消防団分団、ボランティアら他の避難支援等関係者と連携して避難支援に対応できるよう、日頃から見守りネットワーク体制の構築を促進する。

また、避難支援に関する研修や訓練、情報交換の機会の創出を図る。なお、こうした体制づくりについては、女性の視点を反映させるよう努める。

9. 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者自身又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮した対策を進める。

また、要配慮者に対しても、「避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

10. 要配慮者情報の管理及び更新

要援護者情報の管理にあたっては、情報の持ち出しや担当課以外の閲覧を禁止するなど、名簿情報の漏洩に万全を期すものとし、一方で災害発生時の使用に支障をきたさないよう留意する。電子情報での保管にあたっては、パスワード等で管理し、紙媒体での保管にあたっては、施錠付保管庫に保管する。

避難行動要支援者情報（行政保有情報名簿）の更新については、福祉・介護の各担当課が、死亡、転出入等の異動情報に基づき随時行うものとし、要配慮者情報（共有同意名簿）については、避難行動要支援者避難支援プラン推進会議の調整に基づき、行政連絡区、民生委員等の支援機関の協力を得て、年1回の登録促進・更新を行うなど、名簿情報の最新化に努めるものとする。

11. 情報伝達体制の整備

要配慮者への災害情報の伝達を確実にを行うため、通信網の整備などを行い、文字情報（FAX、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、SNS、メディア）・音声情報（防災無線の電話応答サービス）、デジタルサイネージ、支援者を通じた直接伝達等の複数手段を活用した災害情報の伝達や高齢者等避難の発令に努める。

また、聴覚障がい者に対する「災害時援助用バンダナ」の活用と啓発、避難所におけるタブレット端末を活用した遠隔手話通訳の実用化について検討する。

救急医療キット・ヘルプカード（防災カード）の活用

救急医療情報キットは、高齢者などが適切で迅速な処置を受けられるよう、持病などの医療情報や、薬剤情報、緊急連絡先等の情報を専用の容器に入れ、自宅に保管するものであるが、町は作成したカードの活用及び主旨の理解を促進する

また、ヘルプカード（防災カード）は、障がい者などが援助してほしい内容を提示するもので、町は作成したカードの活用及び主旨の理解を促進する。

12. 福祉避難所の活用

町は、三芳町福祉施設連絡協議会と「災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結しており、社会福祉施設等に対して、在宅の要配慮者を受入れる福祉避難所として活用するものとしている。

本協定に基づき、社会福祉施設等に対して、避難所として活用するために必要な調整を予め行うとともに、施設管理者は、要配慮者の受入れ体制及び必要な資機材の備蓄を検討するものとする。

13. 外国人の安全確保

(1) 外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平時から外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 防災基盤の整備

町は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進

め、外国人にも分かりやすい案内板の設置及び案内板のデザインの統一化について検討を進める。

(3) 防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

(4) 誘導案内表示

避難所や避難路等を表示する案内板における外国語又はピクトグラム（絵文字）の併記表示を進める。

(5) 防災知識の普及・啓発

NPO 法人ふじみの国際交流センターとの連携により、町ホームページや防災マップ等の防災関連情報の多言語表記を進め、「外国人緊急カード」の普及、防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 防災訓練への参加

平常時から外国人の防災への行動意識を高めるため、外国人への防災訓練への参加を呼びかける。

(7) 通訳・翻訳ボランティアの整備

災害時においても外国人との円滑なコミュニケーションが図れるように NPO 法人ふじみの国際交流センターと連携しながら外国語通訳や翻訳ができる人材を把握し、確保するよう努める。また、避難所におけるタブレット端末等を活用した遠隔通訳についても検討する。

14. 社会福祉施設入所者の安全確保

(1) 施設管理者

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」のみならず、大規模災害を想定した「防災計画」及び緊急時の初期対応や指揮命令系統を定めた「防災マニュアル」等の策定を促進し、職員、入所者への周知を図るとともに、近隣住民との連携協力による防災訓練・避難訓練を推奨する。

(2) 施設の安全性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全確保を図るため、施設の設備の点検を常に行い、必要な設備の整備・充実に努める。

また、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、施設が危険な状態と判断された場合は、入所者を所定の避難所へ誘導したり、他施設への移送するための体制を予め検討しておくこととする。

(3) 施設の耐震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(4) 災害対策を網羅した計画の策定

施設管理者は、大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令システムを定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。

(5) 緊急連絡体制の整備

①職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いた一斉メール等を整備し、職員の確保に努める。

②安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

(6) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

(7) 被災した在宅の要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の、介護度の高い高齢者等の要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(8) 食料、防災資機材等の備蓄

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

【備蓄物資（例示）】

- ・非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分以上）
- ・飲料水（3日分以上）
- ・常備薬（3日分以上）
- ・介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分以上）
- ・照明器具
- ・熱源

(9) 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するものとし、町はこれを促進する。特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、町はこれを促進する。

(10) 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平時から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に行えるよう、町との連携を図っておく。

(11) 地域住民との連携

施設管理者は、平常時から施設入所者と地域住民との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう、必要な体制づくりを進める。

また、町と施設管理者との間で、災害ボランティアの派遣要請等の手続が円滑に進むよう連携を図っておく。

(12) 情報伝達体制の整備

施設管理者は、災害発生時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡が取れるよう、緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

町は、社会福祉施設等を支援するため、気象情報等の情報伝達に努めるものとする。

第2 応急対策

【救助部、避難所・教育施設部、関係機関】

1. 要配慮者の避難支援

避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難支援等関係者（近隣自治会や地域福祉関係者）が安否確認や救助を行い、自宅での生活が困難と判断された者は、地域防災組織によって指定避難所へ避難誘導する。

指定避難所においては、要援護者に配慮した環境づくりに努めるものの、体力的に体育館での生活が困難な者や避難所まで避難できなかった者については、最寄りの公民館又は福祉避難所に搬送するものとし、状況によっては、入所、入院の措置を検討するものとする。

(1) 安否確認、救助活動

避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域の避難支援等関係者が要援護者名簿（共有同意名簿）を活用し、速やかに安否確認を行い、状況に応じて救助、救援、救急通

報等を行う。

このほか、救助部救助総務班は行政保有名簿にのみ掲載された避難行動要支援者の情報を、必要に応じて地区の民生委員等に提供し、安否確認を行い、同様の措置を行う。

(2) 避難所へ搬送体制の確保

要配慮者の搬送手段として、近隣住民（行政連絡区・自治会、地域防災組織等）の協力を得るとともに、社会福祉協議会や社会福祉施設所有の自動車により指定避難所、福祉避難所（社会福祉施設等）への搬送を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員ほか避難支援等関係者の協力を得て、在宅や避難所等で生活する要配慮者の状況調査を行う。

2. 社会福祉施設等入所者

災害時の社会施設入所者の安全は、各施設において確保する。

(1) 救助及び避難誘導

- ①施設管理者は、当該施設の避難誘導計画に基づき、入所者を速やかに救護及び避難誘導する。
- ②町は、施設管理者の要請に基づき、救護及び避難誘導を援助するため、救助総務班又は避難所班を中心とした職員を派遣する。
- ③施設管理者は災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先を確保する。
- ④町は、施設管理者の要請に基づき、情報3班により救護用自動車を確保するとともに、入所者等の受入先を確保する。

(2) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

- ①施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等について必要量を把握し供給する。また、不足が生じた時は、町に対して応援を要請する。
- ②町は、施設管理者の要請に基づき、救助総務班、水道給水班により食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(3) 介護職員等の確保

- ①施設管理者は、人員が不足する場合には介護職員を確保するため、他の社会福祉施設及び町に対して応援を要請する。
- ②町は、施設管理者の要請に基づき、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請し、介護職員の確保をする。

(4) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先的に復旧に努める。

3. 外国人の安全確保

災害時に弱者となりやすい外国人に対しては、次の対策により、安全確保を行う。

(1) 外国人の避難誘導

救助部は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、外国人の安全な避難誘導に努める。

(2) 安否確認・救護活動

救助部は、行政連絡区（地域防災組織）、ボランティア、警察等の協力を得て、区域内に居住する外国人の安否確認や救助活動を行う。

4. 被災者支援情報の提供及び生活相談窓口の開設

救助部、避難所総務班は、NPO法人ふじみの国際交流センター等の協力を得て、避難所及び在宅外国人に対し、被災者支援等の情報提供や生活相談窓口の設置を行う。

5. 避難行動要支援者等の避難支援

(1) 避難のための情報伝達

町は、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難指示等の発令等の判断基準を定めた上で、災害時において適時適切に発令する。

また、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、特に配慮する。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

町は、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動要支援者が地域の支援者等によって安全に避難できるよう措置する。

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。

避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に名簿情報を提供できる。

町は、発災時に本人同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を外部提供する場合、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

避難行動要支援者及び名簿情報は、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継ぎ、避難所生活後の生活支援に活用する。

(3) 避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を活用し、避難行動要支援者等の安否確認及び救助活動を実施する。職員による調査のほか、避難支援等関係者等の協力を得て、

各居宅に取り残された避難行動要支援者等の安否確認を実施する。

町は、救助活動の実施及び受入先への移送について、次のとおり対応する。

- ・住民の協力を得ながら避難行動要支援者等の救助を行う。
- ・避難行動要支援者等を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

(4) 名簿に掲載されていない要配慮者の避難支援・安全確保

妊産婦や乳幼児は永続的な状態ではなく、人の入れ替わりが頻繁であるため、事前の把握が困難である。そのため、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられる。

町は、妊産婦や乳幼児の事前把握の方法を検討するとともに、妊産婦や乳幼児は、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等を実施するなど安全を確保する。

一方、外国人や旅行者等は、日本語や地理の理解に困難を伴うため、主に情報発信に係る支援を実施する

6. 避難所における良好な生活環境の確保

町は、避難所における良好な生活環境の確保のため、次に示す対策を推進する。

- ①避難所における飲料、食料等の適切な備蓄と管理
- ②間仕切りの配備等によるプライバシー対策
- ③フロアマット、冷暖房機器等の暑さ寒さ対策
- ④簡易トイレの備蓄、仮設トイレ・マンホールトイレほか総合的なトイレ対策
- ⑤簡易シャワー、洗濯機等の衛生対策
- ⑥災害時用公衆電話（特設公衆電話）、防災情報ステーション（公衆無線 LAN : miyoshi_free）、デジタルサイネージの設置推進等、避難者の情報収集・伝達手段の確保対策

7. 要配慮者等に配慮した避難所運営体制等の整備

(1) 設備・備蓄品の整備

要配慮者や女性に配慮した設備や備蓄品について、次のとおり対策を推進する。発災後に速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

- ①男女別更衣室（更衣テント）
- ②男女別トイレ
- ③授乳スペース
- ④物干し場所
- ⑤クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）
- ⑥オストメイトトイレ、身障者用トイレ
- ⑦車いす
- ⑧エアーマット
- ⑨成人用、幼児用おむつ、衛生用品、授乳用品
- ⑩アレルギー対応食品

なお、身障者用トイレやオストメイトトイレは、当該トイレが完備された公民館等の公

共施設から離れた位置にある指定避難所に優先的に備蓄を進める。

運営上の配慮

要配慮者への情報伝達を確実にを行うため、音声情報と文字情報双方の伝達手段に配慮する。また、日本語に不慣れな在住外国人に対し、仮名文字や絵文字による案内板の表記などに配慮する。

女性や子どもに対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室やトイレ、入浴施設等の設置場所に配慮し、女性や子どもの安全・安心の確保に努める。

8. 避難生活における要配慮者支援

(1) 生活支援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

(2) 避難所における要配慮者への配慮

①区画の確保

避難所内に、要配慮者のために区画された場所を提供するなど配慮する。

②物資調達における配慮

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

③巡回サービスの実施

町は、職員、三芳町民生委員・児童委員協議会、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。また、性犯罪や配偶者間暴力等を防ぐため、避難所には女性職員の配置に努める。

④福祉避難所の活用

町は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。併せて、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

⑤災害派遣福祉チーム（DWA T）の活動

県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。

(3) 応急仮設住宅提供に係る配慮

町は、入居者の選定にあたって、要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第10節 物資供給・輸送対策

災害が発生すると、平常時の市場流通は混乱したり途絶することが予想される。県、町及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するとともに、住民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達、供給の体制を整備する。また、応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。さらに物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

第1 予防・事前対策

1. 広域物資拠点

広域物資拠点とは、国等からの物資を受け入れ、一時保管、市町村の地域内輸送拠点へ輸送を行うために設置する拠点で、別に定める「埼玉県広域受援計画」で規定する広域物資拠点候補地の中から選定する。

2. 物流オペレーションチーム

災害対策本部統括部内に、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部及び物流事業者（団体）で構成する「物流オペレーションチーム」を編成し、一元的に救援物資の要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等に対応する。

3. 飲料水及び生活用水の確保

県被害想定調査によれば、東京湾北部地震による町内の断水人口は2,324人（837世帯）が見込まれており、埼玉県全体として復旧には30日を要するとされている。町では、避難住民や在宅被災者の飲料水や生活用水の確保について定める。

4. 水道貯水施設の現況

(1) 飲料水備蓄計画

地震災害により、配水機能に支障を生じた場合に備え、飲料水備蓄計画を定める。飲料水は、調理用水としても使用するが、災害時は、生活用水と分けて考えるものとする。

なお、本備蓄については、荒川・利根川水系や地下水に係る汚染事故等に対する危機管理として、上水道を一時的に代替する緊急対策（特に乳児飲料用）にも使用することができるものとする。

①備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助者（ボランティア等）に対し、生命維持のためにひとり一日3ℓとして3日分を確保することを基本とする。

このうち、ペットボトルによる備蓄は2日分（6ℓ）を確保することとして、2ℓペットボトル換算で1,800本、帰宅困難者に対する飲料水を概ね0.5日分（1.5ℓ）確保することとして1,200本、その他調整分として600本、あわせて3,600本が必要となる。

これにより、飲料水備蓄の目標値として予備分200本をプラスし、2ℓペットボトル3,800本と定め、計画的に増強を図るものとする。（平成27年4月1日現在の備蓄量

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第10節 物資供給・輸送対策

1,548本)

断水人口 2,324人、復旧日数 30日間の被害想定を充足する備蓄は、現実的ではないことから、家屋を失うなど極めて生活が困難な避難者等に対する備蓄を基本とし、これに不足する分は、給水車や災害用井戸、住民自身の備蓄等に対応することとする。また、備蓄飲料水は、乳児（ミルク）ほか、要配慮者、傷病者への対応を優先する。

②備蓄方法

町は、ペットボトルを発災当初の基本的な飲料水（調理用水を含む）として、各エリアで想定される避難者数を基に各指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄し、保存年限に応じた計画的に更新を図る。

③家庭内備蓄

断水人口（2,324人）の被害想定を考慮し、住民自身も、飲料水として最低1日分（3ℓ）、できれば3日～1週間の備蓄を推奨する。マンションの受水槽は飲料水として使用し、トイレ等の生活用水（風呂や洗濯機への貯め置き水の活用等）と分けるなどの工夫をする。

④事業所内備蓄

各事業所では、従業員や顧客が帰宅困難になることを想定し、1を参考にして、事業継続計画の一環として事業所内備蓄を行うものとする。飲料水や生活必需品についても同様とする。

なお、役場や出先機関、学校や保育所、幼稚園等においても、職員や児童が当面自給できるよう、業務継続計画として食料備蓄を検討することとする。

<水道貯水施設の現況>

名称	管理者	貯水能力	電話番号	所在地
三芳町浄水場	町長	12,410m ³	274-1014	藤久保1047-1

<飲料水の備蓄必要量>

	想定人数	1人当たりの量	必要量	2ℓPET換算
避難者分	300人	6ℓ(2日分)	1,800ℓ	900本
在宅被災者・災害救助者	300人	6ℓ(2日分)	1,800ℓ	900本
帰宅困難者(4,246人)	1,500人 (3割)	1.5ℓ(0.5日分)	2,250ℓ	1,200本
その他調整分	300人	4ℓ	1,200ℓ	600本
合計	-	-	7,050ℓ	3,600本

5. 生活用水

発災当初で水の供給が困難な状況では、飲料水備蓄計画の飲料水（調理用水を含む）としての使用を優先する。生活用水は1日当たり約20ℓが必要とされるが、災害用井戸のほか、浄水器で浄化したものを活用する。

生活用水とは、手洗い、洗顔、洗髪、歯磨き、食器洗浄、入浴、トイレ、洗濯等に使用するための水を指す。

生活用水の家庭内の備えとして、風呂や洗濯機に水を貯めておき、災害時にトイレ用水に活用するなどの啓発をする。

6. 給水設備及び資機材の整備と維持管理

(1) 給水用資機材の整備

断水世帯想定に基づく必要数量等に基づき、給水拠点の整備及び応急給水資機材の備蓄、輸送方法調達体制を整備する。

なお、災害時における給水拠点は、指定避難所等の防災拠点とする。

応急給水用の資機材として町が備蓄しているものを、資料6-7に示す。

[資料6-7 給水用資機材の備蓄状況]

(2) 耐震性貯水槽の整備

飲料水の確保のため、指定避難所や公園等避難場所などに計画的に耐震性貯水槽の設置を進めていくものとする。

(3) 災害用井戸（指定避難所）及び非常用井戸（民間所有）の活用

各指定避難所（8小中学校）には災害用井戸が設置されている。災害用井戸については、避難所エリアの地域防災関係者による使用訓練（発電機と組み合わせた停電時使用訓練を含む）を実施する。

また、町内には多くの民家に井戸があり、飲料可能な井戸に関しては所有者の協力を得て「非常用井戸」として指定する。災害時にこれらを活用するために平常時から実態を把握し、水質検査を年に1回行うとともに、一般に開放できるようにする。

町内の非常用井戸（生活用）指定箇所の一覧を資料6-8に示す。

[資料6-8 民間非常用井戸（生活用）指定箇所一覧]

(4) 検水体制の整備

町は、災害用井戸、民間非常用井戸のほか、耐震性貯水槽、池や河川などの水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

7. 食料備蓄計画

県被害想定調査より、東京湾北部地震による町内の被災棟数は全半壊・焼失合わせて132棟、発災から1週間後の避難者数は279人となることが想定されている（尚、発生確

率は極めて低いとされるが、関東平野北西縁断層帯地震では、全半壊・焼失数あわせて324棟、1週間後の避難者数は327人と想定されている。)

その他にも、停電、ガスの供給停止等ライフラインの途絶、交通機能の被災及び混乱による流通の停滞等により、多数の食料を求める被災者が発生するものと考えられる。なお、備蓄品目は、保存期間が長く調理不要で、要配慮者や乳幼児、食物アレルギーを持つ者等、多様なニーズに配慮したものとする。

(1) 備蓄量

町は、県被害想定に応じて、避難者（集会所・公園等避難者を含む）、在宅被災者及び災害救助者（ボランティア等）に対する食料をあわせて5日分（15食）確保することとして約15,000食、帰宅困難者に対する食料を概ね1泊分（2食）確保することとして約3,500食、その他調整分として約4,500食、合計で約23,000食が必要になる。これにより、町では主食アルファ米と副食スナックを合わせた食料の備蓄目標を、25,000食と定める。（平成27年4月1日現在の備蓄量約3万食）

<食料の備蓄必要量>

	主食(アルファ米)			副食(ビスケット等)	合計
	想定人数	1人当たり食数	計		
避難者分 ^{※1}	300人	15食(5日分)	4,500食	3,000食	7,500食
在宅被災者・災害救助者 ^{※2}	300人	15食(5日分)	4,500食	3,000食	7,500食
帰宅困難者 (4,246人)	1,500人 (3割) ^{※3}	2食(0.5日分)	3,000食	500食	3,500食
その他調整分	300人	10食	3,000食	1,500食	4,500食
合計	—	—	15,000食	8,000食	23,000食

※1：避難者数（300人）は、東京湾北部地震（想定279人）と関東平野北西縁断層帯地震（想定327人）のほぼ中間値とした。

※2：在宅被災者向けの備蓄は、阪神淡路大震災の供給例（避難者数の2割）を参考とした。災害救助者は自らの飲食料持参を原則として最小限の備蓄を見込む。

※3：帰宅困難者向けの備蓄は、東日本大震災の際の町の最寄駅における周辺公共施設滞在者数の実績を参考とした。

(2) 備蓄方法

発災直後は町内輸送が困難で、地域が孤立化することも想定し、備蓄食料は、各エリアで想定される避難者数を基に、指定避難所の防災倉庫に振り分けて備蓄することとする。保存年限に応じて計画的に更新を図る。飲料水や生活必需品についても同様とする。

現在の町に備蓄されている食料・生活必需品の品目、備蓄場所、数量等を資料6-9～6-10に示す。

[資料6-9 食料の備蓄状況]

[資料6-10 生活必需品の備蓄状況]

(3) 家庭内備蓄

町は5日分の食料備蓄を行うが、外部からの救援物資が遅延することも予想される。また、確率は低いものの、関東平野北西縁断層帯地震の場合は、3～4日で町の備蓄が底をつくことが予想される。

これらのことから、発災後1週間は、町内で自給できるよう、公助のみならず自助による備蓄の重要性について啓発し、住民自身でも、最低3日分、できるだけ1週間分を目標に家庭内で備蓄することを推奨することとする（うち、1日分は非常持ち出し用）。飲料水や生活必需品についても同様とする。

(4) 事業所内備蓄

各事業所では、従業員や顧客が帰宅困難になることを想定し、①を参考にして、事業継続計画の一環として事業所内備蓄を行うものとする。飲料水や生活必需品についても同様とする。

なお、役場や出先機関、学校や保育所、幼稚園等においても、職員や児童が当面自給できるよう、業務継続計画として食料備蓄を検討することとする。

8. 調達体制

(1) 町内外の業者からの調達

避難生活が長期化して備蓄食料が不足した場合、町内外の米穀業者、製パン工場、スーパー、商店等から食料を調達するものとし、食料調達に関して、町内外の食料取扱業者との協定を進め、災害時の食料調達先を確保するよう努める。また、協定を締結した企業、団体等との平常時における継続的な連携を図る。

(2) 県への調達要請

県知事へ対し、米穀等の供給について要請できる体制を整備する。

(3) 物資集積拠点の整備

町内の業者及び県からの供給食料を保存・管理が可能な施設を整備する。関係業者及び県からの供給物資は総合体育館において、農林部物資供給班が受付・管理する。

9. 生活必需品の備蓄・確保

寝具（毛布）、下着、タオル、食器、衛生用品、応急処置用の薬品、その他生活必需品の迅速かつ的確な給与（貸与）を行うため、必要な量の備蓄物資を確保するものとする。その際、要援護者、女性ほか、多様な避難者に配慮した生活必需品の確保に努めるものとする。

生活必需品の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定すると共に、各種企業との協定を踏まえ、備蓄している生活必需品に不足が生じた場合の調達先や輸送方法等を事前に検討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、関係業者との協力体制を整備する。

(1) 備蓄品

「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」に基づき、特に要援護者や女性に配慮した生活用品の備蓄に努めることとする。

10. 防災用資機材の備蓄

町は、防災用資機材の備蓄数量、品目、場所等を定めた備蓄計画を策定する。備えるべき基本的な資機材は次のものがある。

- ①簡易トイレ
- ②発電機
- ③投光器
- ④浄水器
- ⑤担架
- ⑥リヤカー
- ⑦ポリタンク
- ⑧ラジオ
- ⑨シート
- ⑩工具類
- ⑪その他

備蓄数量は、東京湾北部地震の被害想定に基づく必要量とし、指定避難所等の防災倉庫に保管する。

このほか、避難所の停電対策として、従来のガソリン以外の燃料による発電機（LPガス等）や太陽光パネルなど自然エネルギーによる発電設備の導入、災害時の通信環境の整備を検討するほか、間仕切りや床マット、着替えテントや暖房器具、煮炊きセット（鍋釜、コンロ、かまど）等を計画的に導入する。こうした避難所の資器材整備にあたっては、各避難所連絡会議や地域防災検討委員会等における多様な意見を踏まえて充実を図るものとする。

災害対策協力会や各種企業との協定を踏まえ、備蓄している防災用資機材に不足が生じた場合の人材協力を含めた調達や輸送方法などを事前に検討しておく。

また、災害発生後、直ちに確保できるように、平常時から関係事業所との継続的な連携を図る。関係業者との協力体制を整備する。

現在、備蓄している資機材を資料 6-11 に、避難所用テントの設置支援に関する協定、仮設トイレに関する協定、石油類燃料の確保及び供給に関する協定については、資料編別冊を参照。

〔資料 6-11 防災用資機材の備蓄状況〕

第2 応急対策

1. 食料の確保・供給

(1) 配給対象者

被災により食料を得る手段がない下記の者とする。

- ①避難者
- ②在宅被災者
- ③帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し食事の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受けられる者を除く。

(2) 応急食料の種類

①一次調達品（直後）

防災倉庫内のアルファ米、缶入りパン、粉ミルク等備蓄倉庫における備蓄食料を、資料6-9に示す。

②二次調達品

炊き出し給食、業者から調達した弁当やパン、救援物資等

(3) 食料の調達方法

米穀等の主食の確保については、町内の取扱業者に協力を依頼しあらかじめ協議の上、以下により調達するものとする。

- ①町長は、町内取扱業者から米穀を購入する。
- ②町の調達食料に不足が生じたり調達不可能な時は、町長（本部長）は県に米穀等の供給を要請する。
- ③交通、通信の途絶等、被災地の孤立等、災害救助法が発動され、応急食料が必要と認められた場合は、町長はあらかじめ知事から指示されている範囲内で農林水産省農産局に対し、「米穀の買入・販売等基本要領」（平成21年5月29日付総合食料局長通知）に基づき災害救助用米穀の引渡しを要請し供給するものとする。

[資料3-15 災害救助用米穀の引渡要請書]

(4) 食料の輸送と集積拠点

①輸送方法

町が調達した食品及び県より給付を受けた食品は、指定の物資集積拠点に集め、救助総務班は要請のあった地区の拠点施設（指定避難所）へ輸送等を行う。

なお、災害の状況によっては、調達先より直接各地区の拠点施設（指定避難所）等へ輸送し、また調達先の業者に輸送させることも考慮する。

②物資集積拠点

供給物資の集積拠点は原則として、以下の場所とする。災害の状況によって交通及び連絡に便利な他の公共施設等とする。

<物資集積拠点>

施設名称	管理者	所在地
三芳町総合体育館	教育委員会 (指定管理者)	藤久保1100-1

※(代替)三芳町文化会館

2. 給食の方法

①配給の順序

原則として米穀とするが、状況等によってビスケット類等の非常食品とする。また、乳児食として生後1年未満の乳児には、粉ミルクを配給する。軽微な湯沸し等は、避難所運営委員会が行う。

②炊き出しの方法

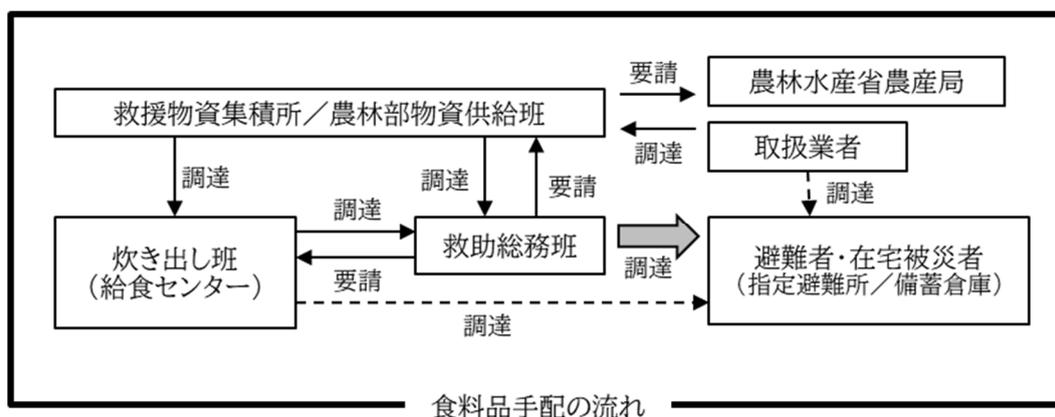
炊き出しは、学校給食センターで行う。炊き出し能力は以下に示すとおりである。不足する場合や学校給食センターが使用不能等の場合には、避難所運営委員会、三芳町赤十字奉仕団、PTA等が協力して、避難所内等で炊き出しを実施するほか、町内の飲食店等に対して協力を依頼する。

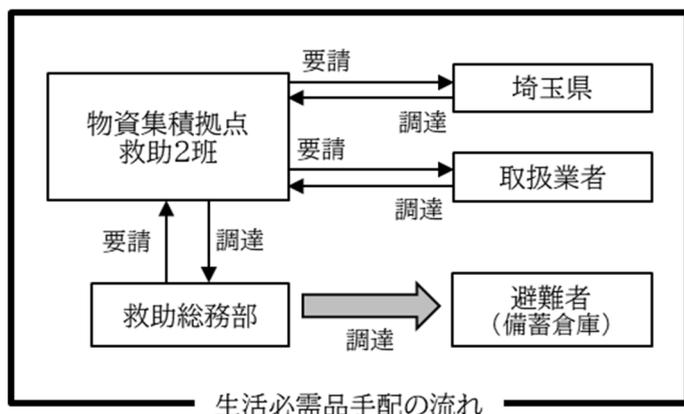
施設名称	所在地	電話番号	炊出能力
町立学校給食センター	北永井348-2	049-258-3550	2,500食

③食料の配分方法

救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、食料配給対象者の把握に努めるとともに、配給場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政連絡区の協力により、被災者に公平に交付する。





3. 埼玉県広域受援計画の適用

東京23区で震度6強を観測する程度の首都直下地震が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された場合、国の「首都直下地震応急対策活動要領」が適用され「同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」に基づき、国の応急対策活動が実施される。

その場合は、大量の救援物資を迅速かつ円滑に県広域物資拠点で受け入れ、被災市町村へ輸送する必要があるため、町は県が定める「埼玉県広域受援計画」に基づいて対応するものとする。

4. 飲料水の確保・供給

(1) 給水対象者

給水対象者は、災害のため水道施設等に被害を受け、飲料用に適する水を得られない下記の者とする。

- ①避難者
- ②在宅被災者
- ③帰宅困難者

ただし、親戚・知人宅等へ寄留し水の提供を受けられる者、勤務先等での救済措置を受けられる者を除く。

なお、備蓄飲料水（ペットボトル）は、乳児（ミルク）等の要配慮者や傷病者への対応を優先する。

(2) 需要範囲把握

町の一部の地域で給水が停止した場合は、上下水道部が需要を把握する。町内全域の状況を把握後、災害対策本部へ報告する。

(3) 給水拠点の設置

医療施設、福祉施設等を除く一般住民向けの給水は、各戸への個別給水ではなく、指定した給水拠点とする。給水拠点は原則として各地区の指定避難所（小中学校）とする。給水拠点の変更、新たな拠点の設置等の場合には、事前に災害対策本部へ場所を報告する。

給水拠点には、それが明確に分かる表示をする。

(4) 給水用資機材の調達

応急給水用として、町が備蓄している給水用資機材（給水タンク・給水袋等）は、資料6-11のとおりである。不足する場合には、総務部庶務班を通じて隣接市及び公益社団法人日本水道協会埼玉県支部へ応援を依頼する。

(5) 給水の実施方法

①給水目標

災害発生直後の生命維持は、各指定避難所の備蓄保存水（ペットボトル）によりまかなわれるが、断水想定人口（2,324人）や生活用水も考慮して、速やかに複数の給水手段を講じなければならない。

応急給水に要する給水量は、下表に示すように飲料水を得られない者に対し、地震発生から3日間は1日3リットルを目標とした給水を行い、4日目以降1人1日20リットルを目標に増量する。また、地震発生21日までに生活可能な必要水量である1人1日100リットルを目標とし、28日までに250リットルを目標とする。

最低必要量が確保できない場合には、総務部庶務班を通じて、隣接市または県に速やかに応援を依頼する。

期間	1人1日あたりの水量(リットル)	水量の用途内訳
地震発生から3日間	3	生命維持のため最低限必要量 (備蓄保存水・給水車・災害用井戸)
4日～10日まで	20	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 (給水車・災害用井戸等)
地震発生から21日まで	100	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
地震発生から28日まで	250	ほぼ通常の生活に必要な水量

②給水順位

給水は原則として防災拠点のみとし、医療施設、福祉施設、指定避難所の順で優先し、それ以外での給水は災害の状況により本部が指定する。

なお、指定避難所における給水でも、乳児等の要援護者や傷病者を優先する。

③給水方法

水道管等の施設が災害により被害を受け、断水した場合には、町で備蓄している資機材により給水する。同時に県、隣接市に供給の協力依頼を行う。なお、埼玉県拠点給水地（上赤坂中継ポンプ所）、町内の指定された県営水道送水管空気弁及び富士見市との水道緊急連絡管において給水車両等への給水を受けることができる。このような災害時における応急給水は、上下水道部が担当する。

5. 水道施設の応急復旧

災害のため、上水道施設に被害の発生のおそれがある場合または発生した場合において、

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第10節 物資供給・輸送対策

町長（本部長）は、三芳町災害対策協力会の協力を得る必要があると認められた時は、工事店の出動を要請し、上水道施設の防護措置・応急措置を講ずるものとする。三芳町災害対策協力会に関する資料は資料編別冊参照。

一般住民に対しては、不良箇所を発見した場合、速やかに上下水道部へ連絡するよう周知する。

6. 生活必需品の確保・供給

①給（貸）与の対象者

住居の全壊（焼）、流失、半壊または床上浸水等で、生活上必要な家財等が喪失または、き損し、しかも資力の有無に係わらず、物資の販売機構の混乱により生活必需品等を直ちに入手できない状態にある者を対象者とする。

②給（貸）与品目

給与または貸与の品目は、災害救助法の基準に準じて、原則として以下のものとする。

- | | |
|--------|---------------|
| 1)寝具 | 7)日用品 |
| 2)外衣 | 8)光熱材料 |
| 3)肌着 | 9)簡易トイレ |
| 4)身回り品 | 10)（情報機器） |
| 5)炊事用品 | 11)（要配慮者向け用品） |
| 6)食器 | |

7. 生活必需品の調達方法

①生活必需品は、町の備蓄倉庫から調達する。備蓄状況を資料6-10に示す。

②備蓄分で不足する場合には、町内の取扱業者より必要な品目を購入する。

③寝具・衣類等、予定されていない品目に関しては、その都度業者を選定し、必要に応じて購入する。

④町の調達数量に不足を生じたとき、または調達不能な時は、町長（本部長）は県に調達を要請する。

8. 生活必需品等の輸送

①救助部救助総務班は、調達した物資や県から給付された物資を下記の指定の集積拠点から各避難所に輸送する。

②災害の状況によっては、調達先から直接避難所等に輸送し、また調達先の業者に輸送させるなど考慮する。

9. 生活必需品等の配分

①給（貸）与する生活必需品の品目等の決定

町長（本部長）は、被災者に給（貸）与する生活必需品の品目、数量等について、災害の状況に応じて、原則として災害救助法に定める限度額の範囲内で、その都度定める。災害救助法適用後は、町長（本部長）の指示により被災者に配布後、直ちに県へ報告する。

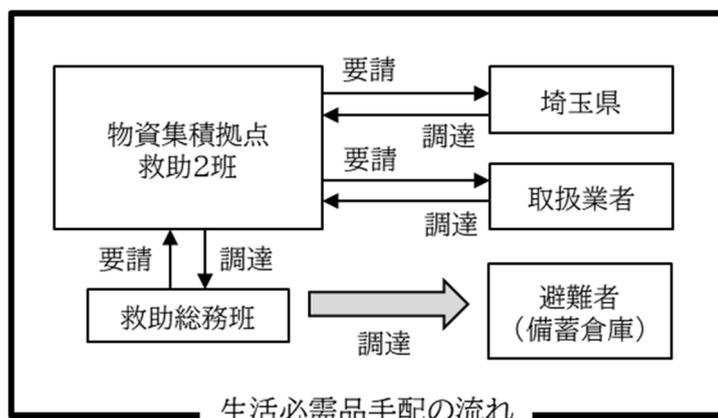
②生活必需品の給（貸）与の範囲

住家の全壊、全焼、流失、半壊もしくは床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になった者を含む。）等により、生活に必要な被服、寝具その他日用品等を喪失し、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して実施する。

③生活必需品の配分

救助総務班長は、避難所総務班長と協力して、給（貸）与対象者の把握に努めるとともに、物資の給（貸）与場所、方法、従事者の確保その他必要な配分計画を立てる。

避難所総務班長は上記の配分計画に基づき、現地本部を通じて避難所運営委員会及び行政連絡区の協力により、被災者に公平に交付する。



10. 石油類燃料の調達・確保

地震による停電の長期化や、発電所等の地震被害に伴う計画停電に対応するため、町は、町の防災拠点となる施設における発電機の配備及び燃料（ガソリン及び LP ガス）調達計画を検討するものとする。

災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料や LP ガス等の調達体制について、平時から町内燃料取扱事業所及び県、関係事業所組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

第11節 住民生活の早期再建

第1 基本方針

震災発生時は、罹災証明書の発行手続や、災害廃棄物への対応等を迅速かつ的確に実施し、被災者の生活再建に必要な情報等を的確に提供していく。

また、災害ケースマネジメントの考え方にに基づき、支援を必要とする被災者に対し、関係機関が連携して被災者自らの意思決定によって生活再建に取り組むことができるよう、様々な支援制度を活用し、アウトリーチ型の支援（要請の有無によらず、支援者による直接的な支援）に配慮した取組を図る。

第2 予防・事前対策

1. 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

2. 被災者台帳作成体制の整備

災害が発生した場合に備え、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に向けた体制の事前整備に努める。支援事務の合理化及び迅速化を図るため、被災者情報管理システムの導入を検討する。

3. 罹災証明書発行体制の整備

町は、多数の被災者が発生した場合に備えた、罹災証明書の発行体制の事前整備に努める。

①町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

②町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

③町は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影することについて普及啓発を図るものとする。

4. 応急住宅対策

災害時の建築物の応急危険度判定等の体制の整備のほか、住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。

(1) 応急措置等の指導、相談

【県（都市整備部）、町】

①県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定に関し、町の実施を支援するための体制整備を行う。

②県は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、町と

連携して、被災建築物応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図る。

- ③町は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うため、判定可能な職員の育成等の体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動体制を整備する。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

(2) 応急仮設住宅の事前計画

【町、県（都市整備部、危機管理防災部）】

①事前の用地選定の考え方

町は応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、町有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

②適地調査

町は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

③設置事前計画

県及び町は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置事前計画を作成しておくことが望ましい。

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理基準
- ・ 要配慮者に対する配慮

(3) 応急仮設住宅の用地確保

【自治安心課、都市計画課】

応急仮設住宅の用地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から、原則として「町立運動公園内」とする。なお、グラウンドは集中豪雨の際に冠水することから、令和の森公園せせらぎ水辺広場、テニスコート駐車場、弓道場を予定する。

なお、被害状況等により、やむを得ない場合にはその他公園等の空き地の利用を検討するものとする。

< 応急仮設住宅予定地 >

名称	所在地	面積
三芳町運動公園内(令和の森公園せせらぎ水辺広場、テニスコート駐車場、弓道場)	藤久保 1120 の一部	約 3,400 m ²

対象者：
 (1)住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
 (2)自らの資力では、住家を得ることのできないもの
 1戸当たりの規模：応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
 設置費用：6,775,000 円以内
 着工時期：災害発生の日から 20 日以内

————— 応急仮設住宅設置要領（埼玉県地域防災計画より） —————

応急仮設住宅 1 戸あたりの敷地面積を 90 m²とした場合
 全壊建物 31 棟・・・県被害想定調査(東京湾北部地震)より
 仮設住宅 1 件の敷地面積・・・90 m²
 全仮設住宅の敷地面積・・・90×31=2,790 m²
 設置可能な戸数・・・約 3,400÷90=約 37 戸
 町立運動公園内に建設する場合

————— 町立運動公園内の設置する場合 —————

上記のように、県被害想定による応急仮設住宅等の需要量の 13 世帯※（全壊・焼失棟数の合計 31 棟）に対して、応急仮設住宅の設置可能戸数は 37 戸であることから、災害発生時に置いても必要棟数を充足するものと考えられる。

※応急仮設住宅等の需要量（13）は、全壊・焼失棟数（31）から親戚宅や賃貸等に移住する世帯等を除いた推計である。

5. 動物愛護

震災時には、負傷または逸走状態の動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

町は、埼玉県動物救援本部、獣医師会、災害時動物救護活動ボランティア等と協力し、これら動物の保護に努める。

6. 文教対策（学校の災害対策）

(1) 町

①所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。

- ②教材用品の調達及び配給の方法については、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- ③私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

(2) 校長等

- ①学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- ②校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

(3) 学校防災マニュアルの作成・見直し

学校長は、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、次に示す予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災マニュアルを策定するとともに、随時、内容の見直しを検討するものとする。

なお、マニュアルの作成に当たっては、町立小・中学校管理規則に従って計画される学校の防火及び警備の計画との整合を図る。

①予防対策

- 1) 学校防災組織の編成
- 2) 避難計画
- 3) 施設・設備等の点検・整備
- 4) 防災用具等の整備
- 5) 防災教育の実施
- 6) 教職員の緊急出勤体制、家庭との連絡体制等
- 7) 児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の備蓄

②応急対策計画

- 1) 地震発生直後の児童・生徒の安全確保
- 2) 避難誘導
- 3) 児童・生徒の安全確認
- 4) 地震情報の収集、被害状況等の報告
- 5) 下校措置、又は留置き措置
- 6) 避難所の開設・運営への協力
- 7) 教育活動の再開等

(4) 学校防災マニュアル策定における留意する点

学校防災組織の編成等に当たっての留意点は、次のとおりである。

①学校防災組織の編成

地震発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定める。
また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にする。

②避難計画

児童・生徒を安全に避難させるため、地震の状況に応じた避難場所、避難経路及び避難方法に関しての計画を作成する。

③施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は定期的に安全確認を行い、危険箇所、補修箇所等の補修を行う。

④防災用具等の整備

1) 救急用品、携帯ラジオ、ロープ、ヘルメット、メガホン等の必要な物品は、一定の場所に整備する。

2) 実験用劇物等の保管対策を整備する。

⑤連絡・協力体制の確立

児童・生徒名簿、教職員名簿等を整備し、人員把握を可能とするとともに、保護者との緊急連絡体制（登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）等）を整備する。

また、教育委員会、警察署、消防署（団）への連絡や協力体制を確立する。

⑥勤務時間外における所属職員への連絡・参集体制の整備

校長は、勤務時間外の地震発生に備え、事前に教職員の出勤体制を定める。勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

⑦児童生徒及び学校教職員用の最小限の備蓄

保護者の帰宅困難による児童生徒の留め置き措置に備え、児童生徒及び学校教職員用の飲料水、食料、毛布等の最小限の確保を行う。なお、留め置き人数が想定を上回る場合は、防災倉庫内の避難者用備蓄品を活用する。

(5) 防火管理

災害に伴う二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

①日常点検の実施

職員室、理科室及び家庭科室等の火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

②定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

7. 文教対策（文化財の防火・防災対策）

(1) 火災予防体制

①防火管理体制の整備

②文化財に対する環境の整備

③火気使用の制限

④火気の厳重警戒と早期発見

⑤自衛消防と訓練の実施

⑥火災発生時における措置の徹底

(2) 防火施設の整備強化

①自動火災報知設備及び非常警報設備等の整備促進

②消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー等の充実

③避雷装置、防火用水、防火扉、防火壁等の整備促進

(3) その他

- ①文化財に対する防火思想の普及、広報活動
- ②所有者・管理者に対する啓発、助言及び支援

8. がれき処理等廃棄物対策

衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備する。

また、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

(1) 災害廃棄物の仮置場候補地の選定

- ①町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発生後、災害廃棄物の発生量又はその見込み量等に応じて仮置場を開設する。
- ②仮置場として利用可能なオープンスペースを把握し、候補地の選定や利用方法の検討等により、直ちに仮置場が開設できるように準備をしておく。
- ③仮置場の確保は平時に選定した仮置場が基本となるが、落橋、がけ崩れ、水没等による仮置場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努める。

<災害廃棄物処理施設>

	名称	所在地
処理施設	ふじみ野市・三芳町環境センター	ふじみ野市駒林 1093-3
仮置き場	町立運動公園内グラウンド (補完する場所)清掃工場跡地	藤久保 1120-1 上富 1598-3

(2) 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

- ①仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
- ②仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
- ③応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

(3) 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

- ①避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。
- ②生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

(4) 広域連携による廃棄物処理

町は、大規模水害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶ等、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。また、災害廃棄物の分別排出・収集・運搬・中間処理・最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

加えて、ボランティア、NPO法人等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と協議し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

9. 被災中小企業支援

町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3 応急対策

1. 災害救助法の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、町における具体的な適用基準は以下のとおりである。

指標となる被害項目	適用の基準	該当事項
・三芳町内の住居が滅失した世帯数	60世帯以上	第1項第1号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県) 2,500世帯以上 (町) 30世帯以上	第1項第2号
・埼玉県内の住居が滅失した世帯数、そのうち三芳町内の住居が滅失した世帯数	(県)12,000世帯以上 (町) 多数	第1項第3号 前段
・災害が隔絶した地域で発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること		第1項第3号 後段
・多数の生命または身体に被害を受けまたは受ける恐れが生じた場合		第1項第4号

(1) 災害救助法の適用手続

- ①町における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長（本部長）は直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- ②埼玉県災害救助法施行細則(昭和35年埼玉県規則第26号)の規定により、災害救助法第23条の救助については、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、町長（本部長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

(2) 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始する。具体的な実施方法は、本計画に定めるところ

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 住民生活の早期再建

ろによる。

知事は救助事務の内容、期間等を町長に通知し、通知を受けた町長は応急救助を実施する。救助の種類ごとの実施者区分は下表のとおりとする。

期間については、すべて災害救助法の適用日から起算する。ただし、厚生労働大臣の承認を得て、実施期間を延長すること（特別基準の設定）ができる。

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置および収容、	7日	市町村
炊き出しおよび食品の給与	7日	市町村
飲料水の供給	7日	市町村
被服・寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日	市町村
医療および助産	14日(但し、助産分娩した日から7日間)	医療班派遣＝県及び日赤埼玉県支部(但し、委任したときは市町村)
学用品の給与	教科書1ヶ月、文房具15日	市町村
災害にかかった者の救出	3日	市町村
埋葬	10日	市町村
生業資金の貸与	現在運用されていない	
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工	対象者、設置箇所の選定＝市町村設置＝県(但し、委任したときは市町村)
住宅応急修繕	1ヶ月以内に完了	市町村
死体の搜索	10日	市町村
死体の処理	10日	市町村
障害物の除去	10日	市町村

○被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 2,500 世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が基準1号の1/2に達したとき（基準2号）

○被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が 12,000 世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）

○被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）

○多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき（基準4号）

○災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する

「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」、又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、

救助を行うことができる。（救助法第2条第2項）

2. 住家の被害認定体制の整備

町は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の被害認定基準に関して国から示されている「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の習熟に努めるものとする。

また、被害が多数に及び応援が必要な場合に備えた応援確保方策を検討する。

【総務部税務班、救助部救助2班、建設部建設班】

3. 住家の被害認定調査の実施

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査する。なお、被災者から再調査の依頼があった場合は、依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施するものとする。

被害認定の調査は税務班が行うものとし、必要に応じて建設班に協力を要請する。また、「埼玉県・市町村被災者安心支援制度」に基づき、県及び県内他市町村に応援を要請する。

4. 被災者台帳の作成

町は、現地本部から提出させた「避難者名簿」や被害認定調査等に基づき、被災者の被害程度や支援の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳の作成に努める。被災者台帳は、住家被害報告や避難者名簿を基に救助2班が取りまとめる。

被災者台帳の記載内容は次の通りとする。

<被災者台帳の記載（記録）内容>

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・援護の実施の状況
- ・要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・その他（内閣府令で定める事項）

5. 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

6. 罹災証明書の発行

被災世帯が、各種生活支援や、災害復興のための各種施策を受けるための手続きには、

被災したことを示す証明書が必要である。

町は被災者の申請に基づき、被災者台帳を活用して、災害後可能な限り速やかに罹災証明書を発行する。

必要な手続きを以下に、証明書の様式を資料 5-2～5-4 に示す。

[資料 5-2 罹災証明申請書]

[資料 5-3 罹災証明書]

[資料 5-4 罹災者原票]

(1) 発行手続

罹災証明書の発行手続は、救助2班が行うものとする。各部班から入手した被災者情報（人的被害・物的被害）をもとに、被災者台帳を作成する。罹災証明書は、被災者からの申請に基づき、被災者台帳との確認により発行する。台帳で確認できない場合は、申請者の資料をもとに再審査の上、判断する。

証明の範囲

罹災証明書で証明する範囲は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害で以下のような被害の場合とする。

①人的被害：死亡、行方不明、負傷

②物的被害：全壊または全焼、流失、半壊または半焼、床上浸水、床下浸水、一部損壊、その他の物的被害

(2) 証明手数料

罹災証明書作成の手数料は、無料とする。

7. 行政相談窓口の設置

町は、被災者の生活や経済に関する精神的な不安を和らげ、課題解決の支援をするため、庁舎内救助部に行政相談窓口を設置する。相談が多岐にわたることが想定されるため、総務部庶務班（住民相談、女性・人権相談）等、他の関係部署との相談体制を構築するものとし、特に保健・福祉等の巡回相談・巡回サービスとの連携を図る。また、県が設置する「災害情報相談センター」との連携を図る。

(1) 相談窓口における対応

災害発生直後から、相談窓口には、死亡届、印鑑登録・証明、退職による国保・国民年金加入、身分証明としての保険証再交付申請、医療費無料受診に関する問い合わせ等、各種問合せが多数発生する。町は、問合せの内容に応じて来庁者を適切に誘導する体制を確保するとともに、混雑により過度に待たせることが無いよう、窓口には十分な職員を配置できるよう配慮する。

①住民ニーズの把握

災害後におけるそれぞれの時期での住民のニーズをきめ細かく聴取するため、様々な広聴手段を活用し情報収集を図るとともに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題などの把握に努めることとする。

②心の悩み相談

震災による悲しみや恐れ、不安などを和らげるとともに、震災によって生じた人間関係の変化に伴って生じるストレスや心の悩みなどを受け止め、問題解決の一助とするため、カウンセラー等による心の悩み相談を実施する（電話・面接）。

③女性のための相談

震災によって生じた夫婦や親子関係などの心の悩みやからだの相談、ドメスティックバイオレンスなどについての相談に対応する（電話・面接）。

8. ごみ処理

(1) 推定排出量

災害時には、平常時に排出されるごみの他に、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋等の残骸、建築物の破損窓ガラス類、看板等の落下破損物が廃棄物として排出される。

県の想定では、東京湾北部地震において、約6,000トンの災害廃棄物が排出されると想定されている。

(2) 収集処理

①収集順位

保健衛生上の点から、次のものを優先的に収集する。

- 1) 腐敗性の高い生ごみ、応急対策活動上または生活上重大な支障を与えるごみ
- 2) 避難所から排出されるごみ

②収集処理方法

- 1) 災害廃棄物の処理の方法や手順については、あらかじめ共同処理するふじみ野市と調整しておくものとする。（被災者自身による持ち込み等）
- 2) 平常時に使用している施設での処分が不可能な場合には、周辺地域の施設に応援を依頼する。
- 3) 排出される廃棄物が大量で、その処理が困難と思われる場合、焼却処分を早急に必要としないものについては、暫定的に運搬上及び保健衛生上適切と思われる町有地（町立運動公園グラウンド、補完する場所として清掃工場跡地）に一時的に保管する。
〔資料 6-12 清掃能力の現況〕

(3) 応援要請

町の委託業者による処理が困難な場合は、協定に基づき、県及び県内市町村へ応援の要請をする。

9. がれき処理等災害廃棄物対策

災害廃棄物は一時的に大量に排出されることから、「三芳町災害廃棄物処理計画」に従い、災害廃棄物処理を行う。

なお、災害廃棄物の搬入に際しては、事前に木材、コンクリート、金属等の破砕・分別を徹底的に行い、これらのリサイクルを図るものとする。

また、石綿等の有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に努めるものとする。

10. し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

環境対策班長は、大規模な災害が発生したときは、本部長の指示により、町備蓄品から調達し、仮設トイレを設置する。備蓄分で不足する場合には、県及び隣接市に応援を要請する。簡易トイレの備蓄状況を資料6-11内に示す。

設置の箇所は、汲み取り処理地域及び下水道使用不可能地域にある次の施設から優先的に設置する。設置期間は、下水道及び水道施設の機能が復旧するなど、町長（本部長）がその必要性がないと認めるときまでとする。

優先順位	設置場所
1	指定避難所
2	要配慮者施設
3	住宅密集地域の公園・広場等

(2) 収集・処理の実施

貯留したし尿の収集・処理は、環境対策班長が計画を策定し行うが、原則として最終処分は処理場への搬送によるものとして、以下のとおり処理すべき量、処理場の被害状況等を考慮し適切な判断により行う。し尿処理施設及び処理能力について、以下に示す。

名称	所管	所在地	電話番号	計画処理能力
浄化センター	入間東部地区事務組合 富士見市、ふじみ野市、 三芳町	ふじみ野市 駒林1066	049-261-4891	26kL/日

- ①し尿の処理・収集については、避難所及びその他収容施設を優先して行うものとする。
- ②被害の状況等に応じて、当面の措置として、貯留槽等の2～3割程度の汲み取りとし、各戸の当面の使用を可能にする方法をとる。

(3) 容器への溜め置き要請

最悪の事態には、町の収集処理体制が整うまでの期間については、容器等への溜め置きを住民に要請する。

この場合の住民への広報に関しては、秘書広報班に要請して行う。

また、容器、消毒薬剤、回収処理方法について、状況に応じた適切な措置を講ずるものとする。

11. 公共施設等の応急危険度判定

応急対策活動を行う上で、防災拠点としての活用や被災者の収容等、重要な役割を果たす公共建築物に対して大規模な地震災害が発生した場合は、直ちに被災状況を調査し防災拠点として利用できるよう施設の機能回復を図る。

(1) 被災公共施設応急危険度判定調査

応急危険度判定士（町の行政判定士）は、被災した公共施設の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ①地震災害により被災した施設に対して、余震等により倒壊する危険性の有無、外壁等の脱落や屋外取付物の落下等の危険性の有無を調査し、引き続き安全に使用できるか、二次災害等に対して安全性が確保できるかの判定を行う。なお、応急危険度判定士は、被災状況が甚大である場合は、必要に応じて県へ派遣を要請する。
- ②応急危険度判定の結果は、色分けした判定ステッカーにより「調査済」「要注意」「危険」を建物の周囲に掲示するとともに判定結果を集計し、災害対策本部及び県に報告する。

(2) 被災度区分判定調査

被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。

被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。

町は、各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

(3) 応急措置

被災建築物に対して詳細調査を行い、適切な応急措置を実施する。

12. 一般建築物等の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物は、余震等による倒壊、あるいは部材の転倒・落下等の二次災害を生ずる恐れがある。このため、速やかに住宅等の一般建築物に対する応急危険度判定調査を実施し、住民の安全を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定調査

応急危険度判定士は、被災建築物の応急危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ①地震災害により被災した建築物が引き続き安全に居住できるか、余震等による二次災害に対して安全が確保できるかの判定を行う。なお、応急危険度判定士は、被災状況が甚大である場合は、必要に応じて県へ派遣を要請する。
- ②応急危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、建物の玄関付近に掲示するとともに判定結果を集計し、災害対策本部及び県に報告する。

13. 被災宅地危険度判定調査

応急危険度判定士は、被災宅地の危険度判定調査を以下の要領で実施する。

- ①擁壁、宅盤、法面等の変状等について客観的評価により危険度の判定を行う。なお、被災宅地危険度判定士は、被災状況が甚大である場合は、必要に応じて県へ派遣を要請す

る。

- ②宅地危険度判定の結果は、判定ステッカーに記入の上、宅地等の見やすい場所に掲示するとともに、判定結果を集計し、災害対策本部及び県に報告する。

14. 応急措置に関する相談及び広報

建設部建設班は、秘書広報班と連携し、応急措置に関する相談及び広報を実施する。

- ①倒壊のおそれのある建築物、外壁等の脱落、屋外取付物等の落下などの危険防止に関する相談を実施する。
②建築物の倒壊、落下物等による事故防止のために住民に対する広報を実施する。

15. 住宅復旧・応急仮設住宅

【建設部建設班、避難所・教育対策部、関係機関】

災害により住居が焼失、流失または倒壊し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では早急に住宅を得ることができない者を収容するため、県と町の連携のもとに応急住宅を供給するとともに、自らの資力では応急修理できない者に対し、応急修理を実施して居住の安定を図る。そのために、災害救助法の基準に基づいて計画する。

(1) 実施責任者

町長（本部長）が実施責任者となり、建設班が実施に当たる。災害救助法が適用された場合には、三芳町立運動公園内（多目的広場、テニスコート、弓道場）を第1候補地として用地確保を行うとともに、入居候補者の選定を行う。

応急住宅の供給については県が行う。ただし、県が直接実施することができない場合には、町長（本部長）が委任を受け、町が実施する。町は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(2) 入居者の選定基準

被災者の状況を調査の上、次のすべてに該当する者から入居者を選定する。

- ・住居が全壊又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資力では住宅を確保することができない者

※選定に当たっては、福祉業務担当者、三芳町民生委員・児童委員協議会等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成も考慮する。また、ひとり親世帯等の優先を原則とし、生活条件等を考慮する。

(3) 応急仮設住宅の設置戸数・規模

必要な設置戸数を町が調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-1参照）

[資料5-1 災害救助法による救助の基準]

(4) 応急仮設住宅の維持管理

町長は、県から委託された応急仮設住宅維持管理について、県営住宅における維持管理の基準に準じて行うものとする。

(5) 建設予定地の選定・基準

建設予定地は、被災者が相当期間居住することを考慮し、交通、水道、教育、保健衛生等から知事または町長が決めるが、原則として「町立運動公園内（多目的広場、テニスコート、弓道場）」とする。ただし、災害廃棄物の仮置き場（グラウンド等）としての活用も考えられることから、必要に応じて庁内で協議・調整を行うものとする。また、被害状況等により、やむを得ない場合には公園等の空き地を利用して建設する。なお私有地については所有者と十分協議の上、町と所有者の間に賃貸借契約を締結した上で建設する。

(6) 建設資材と建設業者の確保

応急仮設住宅の建設は、三芳町災害対策協力会の協力を得て建設する。建築資材が入手困難になることが予想されることから、関東地方整備局と近県の建設業協会との協定や災害対策協力会における業種ごとの広域応援などの実情を調査しておくものとする。

災害救助法が適用された場合には、応急仮設住宅の設置は原則として知事が行う。なお、知事の職権の一部が委任された場合、または知事の実施を待つことができない場合は町長（本部長）が行う。

(7) 既存住宅の利用

県や他の自治体等に公営住宅等の提供を依頼し、空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

(8) 民間住宅の利用（みなし仮設住宅）

以下の協定に基づき、被災者に対して民間賃貸住宅の借り上げまたは斡旋を行う。各教程については、資料編別冊を参照。

○災害時における民間賃貸住宅の支援に関する覚書

（平成18年6月16日締結）

○災害時における民間賃貸住宅の支援に関する協定書

（平成18年6月16日締結）

上記で不足が生じる場合、町は必要戸数を調査し、県へ要請する。規模等は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。

(9) 入居者管理

町が入居者管理を行う。

16. 住宅の応急修理

町長（本部長）は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について必要最小限度の修理を行い、その結果を県（住宅対策部）へ報告する。

(1) 応急修理を受ける者の選定基準

応急仮設住宅入居者の選定基準に準じる。

(2) 応急修理の対象数

修理戸数は半焼または半壊戸数の3割以内とし、応急修理は災害発生時から1ヶ月以内に完成するものとする。

○一戸当たりの修理費基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-1参照）

(3) 応急修理の方法

資材及び応急修理は三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。資材が不足する場合には、県（住宅対策部）に要請し、調達の協力を求める。

17. 住宅関係の障害物除去

障害物の除去は、町長（本部長）が行うものとし、災害救助法が適用された場合においても、町長（本部長）が実施する。

(1) 対象住居

住居に運び込まれた土石、木材等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住居を対象に実施する。

- ①障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状況にあるもの。
- ②障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたもの。
- ③自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④住居が半壊または床上浸水したものであること。
- ⑤原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

(2) 障害物の除去

災害救助法が適用されない場合は、町長（本部長）が特に必要と認めたものについて障害物の除去を行う。災害救助法が適用される場合は、町長（本部長）は庶務班の報告に基づき「障害物除去予定者名簿」を作成し、(2)の基準を満たす者を選定、障害物の除去を実施する。なお、応援が必要な場合には、県へ要請する。

(3) 除去作業に必要な資機材の確保

- ①町保有の器具及び機械を使用して実施する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 住民生活の早期再建

- ②労力や機械力が不足する場合には、隣接市からの派遣を要請する。
- ③必要に応じて、三芳町災害対策協力会に協力を依頼する。

(4) 障害物の集積場所

土砂等の一次集積場所は、交通や住民生活に支障がない公有地を原則とする。私有地の場合は、所有者と協議の上、選定する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用及び実施期間

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成13年埼玉県告示第393号）によるものとする。（資料5-1参照）

18. 文教対策（学校の災害対策）

【避難所・教育対策部】

三芳町の各小・中学校は、指定避難場所であると同時に各地区の拠点施設として位置づけている。施設内に児童・生徒がいる時に災害が発生した場合には、「三芳町立小中学校版学校防災マニュアル」に基づき、以下のような対応をとるものとする。

(1) 【第1段階】児童・生徒の安全確保と保護者連絡

- ①児童生徒の安全確保
- ②一時避難（校舎外へ）
- ③施設ごとの災害対策本部の設置
- ④校舎施設の安全性の確認

施設が被災し、児童・生徒を留め置くことが危険と判断される場合は、町災害対策本部に報告・協議して、他の避難・収容先を決定し、児童・生徒を誘導する。

なお、他の避難所等に移動する場合、保護者等への情報伝達のため、校門等に移動先を掲示しておくか、可能であれば連絡要員を施設に留め置くものとする。

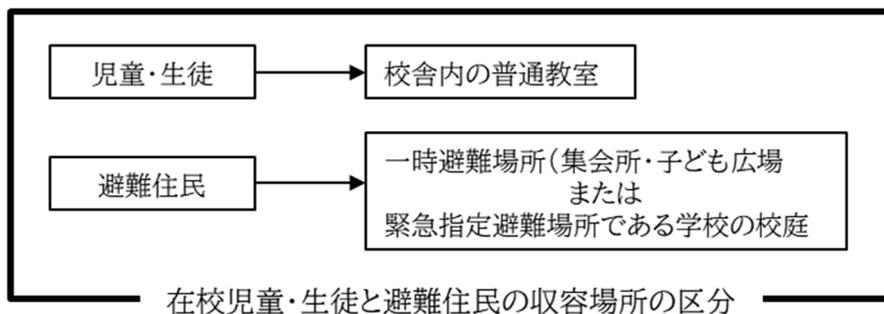
⑤校舎内での保護及び保護者等への連絡

緊急メール配信システム等を活用して保護者等へ連絡する。

⑥学校等での児童生徒の留め置き

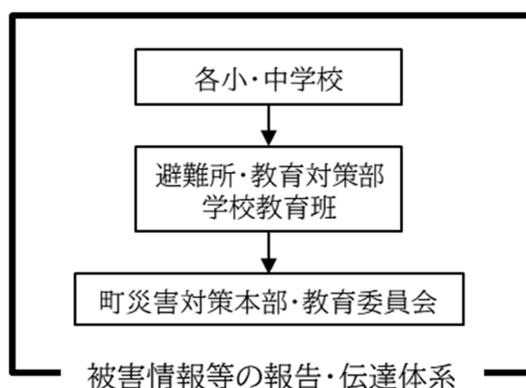
校舎施設の安全性が確認できた場合は、校舎内に児童・生徒を留め置く。その際は、在校児童・生徒と外部からの避難してくる住民の収容場所を区別し、混乱が起こらないようにする。

なお、地区の避難住民は、第1段階においては、地区災害対策本部の誘導で、地区が指定した一時避難場所（集会所・子供広場）、又は緊急指定避難場所である学校の校庭に避難する。



⑦災害対策本部・教育委員会への報告

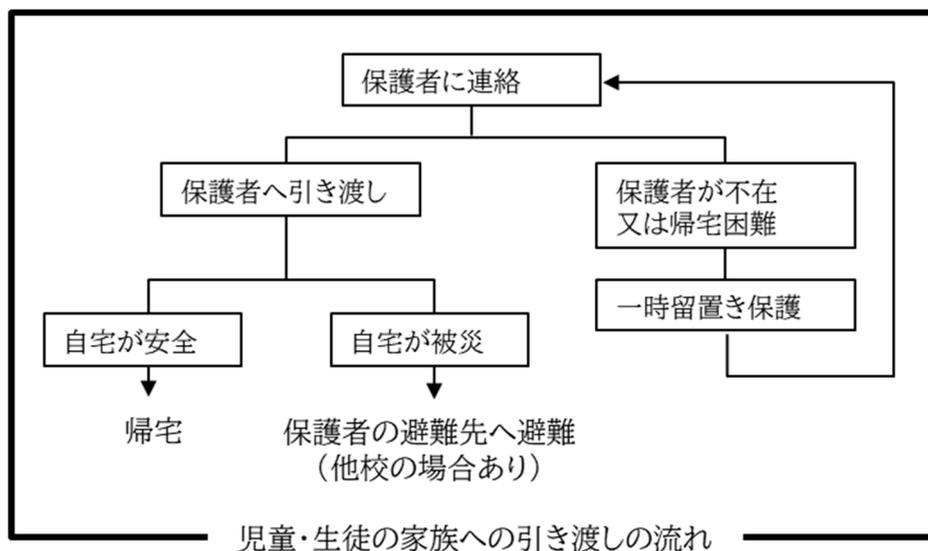
担当教職員（各担任の教員）が児童・生徒の安否を確認し、施設設備の被害状況を含めて学校ごとに取りまとめ、学校長が災害対策本部（学校教育班）及び教育委員会へ報告する。



(2) 【第2段階】児童・生徒の家族への引き渡し

保護者への引き渡しに先立ち、可能な限り保護者に対して、自宅等の引き渡し先が安全であることを確認するものとする。

引き渡し先の安全性が確認できない場合は、必要に応じて保護者とともに児童・生徒を学校内に留め置くものとする。自宅が被災して生活困難な場合は、保護者とともに避難先へ避難させる。



19. 応急教育の実施

(1) 文教施設の応急復旧対策

災害の種類・規模により、その対策はそれぞれ異なるが、被害の程度を迅速に把握し応急修理が可能な場合は、速やかに補修し、教育実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部または大部分が被害を受け、教育の実施が困難な場合には、早急に校舎の再建、仮校舎の建設計画を立て、この具体化を図る。

(2) 応急教育実施の場所

災害により、校舎の全部または一部の使用が困難となった場合には、当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている小中学校で応急教育が実施される場合には、なるべく応急教育を優先するものとし、応急教育の実施のための場所を最低限確保する。

(3) 教育実施者の確保

災害のため、教育実施者に欠員が生じた場合には、県教育委員会に連絡し、不足職員の緊急派遣を求め、学校教育の正常な運営に支障のないようにする。各小中学校が避難場所及び地域の防災拠点施設として利用されている間に、

応急教育が実施される場合には、教育実施者は応急教育の実施に専念し、避難場所の管理・運営は現地本部及び避難所運営委員会が行うこととする。

(4) 応急教育の方法

①学校施設が災害により、その全部の用途に供しえない場合には、近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。余裕のある学校が不足し、被災学校の児童・生徒を収容しきれない場合には、学校としての用途に対応可能な公民館・集会所の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

②当該学校以外の場所において教育を実施する場合には、教育環境が異なり、通常の教育の実施が困難になることが予想される。これに関しては、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

③学校施設が災害により、その一部を用途に供しえないものの、応急危険度判定において使用に支障がない場合は、学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所に関して応急修理または補強を実施し、学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講ずる。休校はできるだけさける。

④被害の程度により、臨時休校の措置も予想されるので、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

20. 教材、学用品等の調達及び支給

(1) 教材、学用品等の調達及び支給

被災した児童・生徒が、学用品（文房具、通学用品）を喪失、または毀損し、就学上支障があると判断した場合は、三芳町教育委員会が調達する。

第2編 震災対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 住民生活の早期再建

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

(2) 教材、学用品等の調達及び支給

被災した児童・生徒が、学用品（文房具、通学用品）を喪失、または毀損し、就学上支障のあると判断した場合は、三芳町教育委員会が調達する。

教科書については、県が町教育委員会からの報告に基づき、教科書供給所から一括調達し、その支給の方途を講じる。

(3) 給食等の措置

①学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが、速やかに応急修理を行い、給食実施に努める。

②保管中の給食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

③学校が地域住民の避難場所として使用される場合は、当該学校給食及び炊き出しの調達に留意する。

④衛生管理に注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

(4) 学校の衛生対策

児童・生徒が被害を受ける事態が発生した場合には、医療機関への連絡、応急の救助及び手当を行うなどその万全を期する。

学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化等を実施し、感染症の予防に万全を期する。

21. 文化財の応急措置

建造物が被災した場合には、応急的な修理を施し、防護柵等を設けて現状の保存を図るとともに、周囲の安全を確保して被害の拡大を防止する。

古文書・美術工芸品等の保管場所が被害を受けた場合は、管理体制及び設備の整った公共施設に、一時的に保管する措置を講ずる。

石造物は、被害の程度によっては復旧が可能であることから、崩壊に留意しつつ保存の処置を講ずる。

22. 被災者の生活確保

(1) 職業のあっ旋

災害により、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっ旋については、県（産業労働部）、埼玉労働局が、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設、又は巡回職業相談の実施等により、早期再就職の促進を図ることになっている（資料 5-5）。

町は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、県（産業労働部）、埼玉労働局に報告する。

[資料 5-5 被災者に対する職業斡旋等]

(2) 租税等の徴収猶予及び減免

国、県及び町は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 町税の納税緩和措置

①期限の延長

災害により納税義務者が期限内に申告その他書類の提出、または町税を納付若しくは納入できないと認めるときは、次の方法により災害がおさまった後、2ヶ月以内（特別徴収義務者は30日以内）に限り、当該期限を延長することができる。

災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域、及び期限の延長を指定することができる。

その他の場合、災害がおさまったあと、速やかに被災納税義務者等による申請があったときは、町長が納期限を延長することができる。

②徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納付し、または納入することができないと認められる場合には、その者の申請に基づき徴収を猶予することができる。

③滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価に猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずることができる。

④減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について次により減免を行うことができる。

(4) 町民税・固定資産税・都市計画税

納税義務者本人、または住宅家財の被災程度に応じて減免を行うことができる。

固定資産（土地、家屋、償却資産）の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

(5) 特別土地保有税

土地の被災の程度に応じて減免を行うことができる。

(6) 国民健康保険税

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて減免することができる。

(7) 保育料の免除

災害により損失を受けた場合は、その損失に応じて減額し、または免除する。

(8) 罹災証明の発行

6. 罹災証明書の発行を準用する。

(9) 郵便物に関する特別措置

日本郵便株式会社においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

23. 被災者への融資及び見舞金の支給

(1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町の社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく条件等について、災害援護資金貸付に関する事項を資料5-6に、住宅資金貸付に関する事項を資料5-7に示す。

[資料5-6 生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付]

[資料5-7 生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付]

(2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

同融資に基づく災害復興住宅の資金貸付における条件等について、建設に関わる事項を資料5-8に、補修に関わる事項を資料5-9に示す。

[資料5-8 災害復興住宅建設資金に基づく資金貸付]

[資料5-9 災害復興住宅補修資金に基づく資金貸付]

24. 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

国、県及び町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金及び、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金を支給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対しての災害援護資金の貸付を、町が実施主体となり、実施する。

災害弔慰金の支給における条件等を資料5-10に示す。

災害障害見舞金の支給における条件等を資料5-11に示す。災害援護資金の貸付における条件等を資料5-12に示す。

[資料5-10 災害弔慰金の支給]

[資料5-11 災害障害見舞金の支給]

[資料5-12 災害援護資金の貸付]

<災害弔慰金の支給>

対象災害	①県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ②当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。 ③県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。 ④自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県(県内全市町村)の同一災害による被害が対象になる。
支給対象	①上記の災害による死亡者(3ヶ月以上の行方不明者を含む) ②住居地以外の市町村の区域内(県外も含む)で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者(事実婚を含む)子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。
支給額	①生計維持者が死亡した場合 500万円 ②①以外の場合 250万円
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4

<災害障害見舞金の支給>

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	①生計維持者 250万円 ②①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

<災害援護資金の貸付>

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。	
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ①世帯員が1人 220万円 ② // 2人 430万円 ③ // 3人 620万円 ④ // 4人 730万円 ⑤ // 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	
貸付対象となる被害	①療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ②住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害	
貸付金額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷	限度額 150万円
	②家財の1/3以上の損害	// 150万円
	③住居の半壊	// 170(250)万円
	④住居の全壊	// 250(350)万円
	⑤住居の全体が滅失若しくは流失	// 350万円
	⑥①と②が重複	// 250万円
	⑦①と③が重複	// 270(350)万円
	⑧①と④が重複	// 350万円
	※()は、特別の事情がある場合の額	
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間	
利率	年3%以内で市町村の条例により設定。ただし据置期間中は無利子	
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。	

(1) 三芳町災害見舞金支給条例に基づく見舞金の支給

町は、「三芳町災害見舞金支給条例」に基づき、災害により死亡した住民の遺族又は災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害見舞金を支給し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

三芳町災害見舞金の支給における条件等を資料5-13に示す。

[資料5-13 三芳町災害見舞金の支給における条件等]

(2) 中小企業への融資

被災中小企業者に対する資金融資制度は資料5-14に示す。

[資料5-14 経営安定資金(災害復旧関連)]

(3) 農林関係従事者への融資

農林業関係従事者への資金融資制度については、資料5-15～5-18に示す。

[資料5-15 天災融資法に基づく資金融資]

[資料5-16 災害によって被害を受けた農業者が利用可能な主な制度資金]

[資料 5-17 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資]

[資料 5-18 農業災害補償]

25. 被災者生活再建支援制度（国／被災者生活再建支援法）

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 対象災害の規模

政令で定める自然災害

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害
- ②市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ③県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害
- ④①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑤5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

(2) 支援対象世帯

住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ③災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯
- ④大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯

(3) 支援金の額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

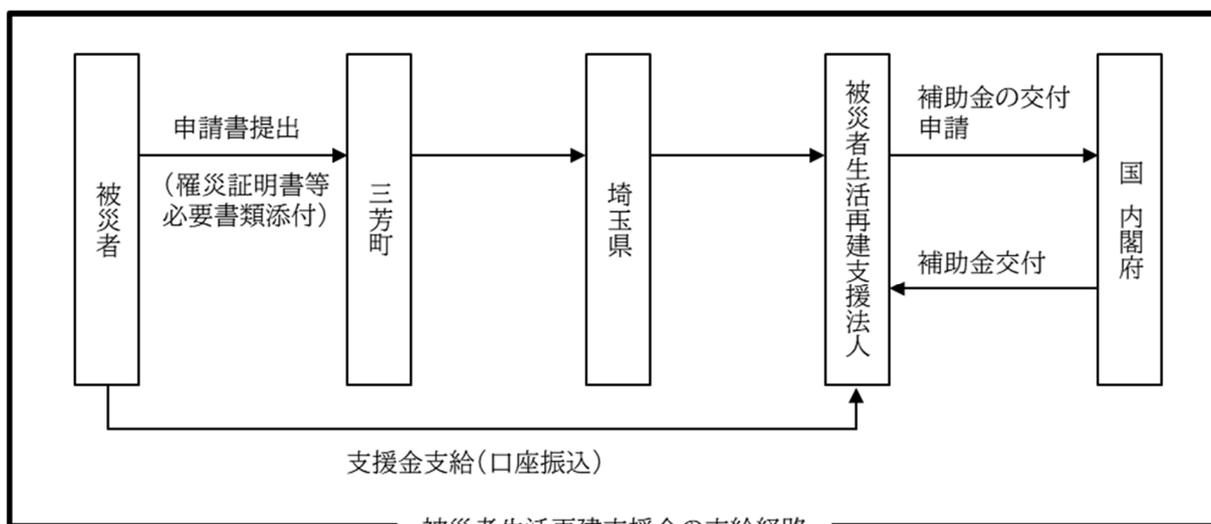
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計

200（又は100）万円

(4) 町が行うこと

- ①住宅の被害認定
- ②罹災証明書等必要書類の発行
- ③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- ④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付



※埼玉県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

26. 被災者生活再建支援制度（埼玉県・市町村被災者安心支援制度）

(1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

【目的】被災者生活再建支援法が適用されない全壊世帯等に対しても、法と同様の支援金を支給する。

【制度の骨子】

①支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊又は大規模半壊した世帯（やむを得ず解体した半壊世帯を含む）

②支援金の額

全壊最大 300 万円

大規模半壊最大 250 万円

（住宅の被害程度、再建方法に応じて支援金を支給）

(2) 埼玉県・市町村家賃給付金

【目的】公営住宅に入居困難な事由がある等、特別な理由がある住宅全壊世帯が、民間賃貸住宅にも入居できるよう家賃給付金を支給する。

【制度の骨子】

①支援の対象となる被災世帯

自然災害で住宅が全壊した世帯で、「特別な理由」(※)により民間賃貸住宅に入居した世帯(※)通院が遠くなり困難、子供の転校を迫られるなど

②給付金の額

1世帯当たり月6万円（5人以上の世帯は月9万円）を限度に最長12か月の金額

27. 義援金及び見舞金品の受入・配分計画

(1) 義援金品の受付

①一般から町に寄託されたり、県・日赤支部から送付された義援金等については、町役場において会計班が受け付ける。また、救援物資については総合体育館において救助2班が受け付け、ボランティアの協力を得て配分する。ただし、災害の状況等によっては、臨時にその他の場所においても受け付けるものとする。

②①の義援金や救援物資の受領に際しては、寄託者に受領書（資料5-19）を発行する。
〔資料5-19 義援金品受領書〕

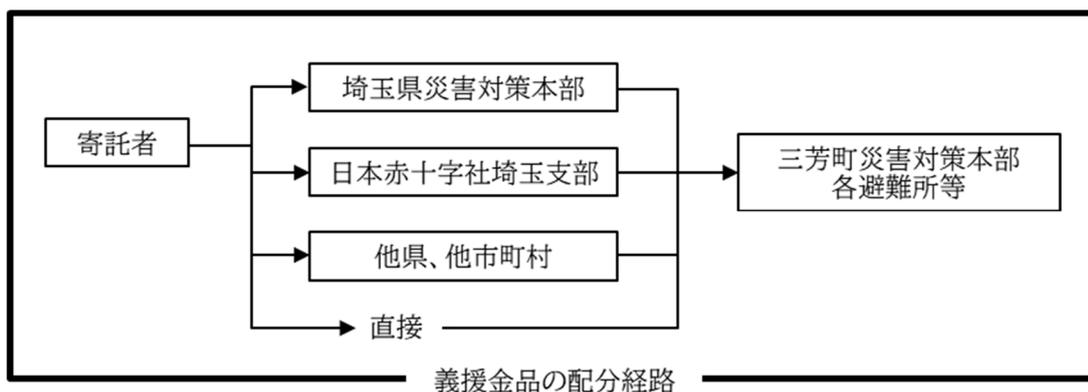
(2) 義援金の配分

①義援金の配分は、被害状況確定後町長の決定に基づき、会計班長が被災地区の状況等を考慮し、配分計画を立て配分する。

②被災者に対する配分の際には、必要に応じ他班やボランティアの協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

(3) 義援金品の保管

寄託または送付された義援金品のうち、義援金は会計課において、救援物資は総合体育館において一時保管する。



28. 被災生活の長期化への対応

町は、生活再建等の財政面の支援に加え、東入間医師会、民生委員等の協力に基づき、相談窓口の開設、個別訪問等により、被災生活の長期化に対する心のケアに努めるものとする。

第12節 広域災害応援

第1 予防・事前対策

【総務課、自治安心課、教育委員会、都市計画課】

1. 広域応援体制の整備

町は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受け入れる施設の事前確保に努める。

また、町は、応急仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握、社会福祉施設や病院における収容能力等の把握を行う。また、みなし仮設住宅としての民間賃貸住宅については、迅速な提供体制を検討・構築する。

2. 広域応援要員派遣体制の整備

被災市町村が実施する応急措置について、知事から応援の指示を受けた場合は、町は、県の要請に応じて、派遣体制の事前整備への協力を行い、速やかに担当業務に応ずる応援部隊を組織し、派遣する。

県は、市町村とともに、多岐にわたる被災地のニーズに対応するため、職種混成の応援要員によるチームを事前に編成し、広域応援の発生の際に迅速に派遣する体制を整える。

応援要員は、総合調整を行う県危機管理防災部職員のほか、保健、土木等の専門分野の職員や、市町村業務を熟知する市町村職員により編成する。

3. 広域避難受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都県から本町に避難場所を求めることが想定される。こうした事態に備え、避難所の選定、確保等、事前に広域一時滞在のために必要な体制を整備する。

本町における広域避難者受入施設（一時滞在施設）を次のとおり定める。

<広域避難者一時滞在施設>

施設名称	住所	電話番号	延床面積
中央公民館	北永井 348-2	049-258-0050	1,402.51 m ²

広域避難が中長期となることを見込まれる場合は、被災者の住宅対策として県営住宅や不動産関係団体との協定に基づく民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）の活用を検討する。

（宅地建物取引業協会埼玉西部支部との協定）

4. 浜岡地域原子力災害広域避難の受入対策

（静岡県）浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該地域の避難者を受け入れることとなった場合は、前項に関わらず、その避難規模（1,200～1,300人想定）を考慮し、次のとおり受入施設を指定避難所に拡大して広域避難者一時滞在施設に定める。

なお、当該施設の運営については、避難元自治体との協議に基づき別途定めるものとする。

<浜岡地域原子力災害避難計画に基づく広域避難者一時滞在施設>

施設名称	住所	電話番号	収容人員	備考
中央公民館※	北永井 348-2	258-0050	50人	要援護者優先
上豊小学校	上豊 1267-4	258-6808	200人	体育館
三芳中学校	北永井 350	258-0675	200人	体育館
三芳小学校	北永井 343	258-0674	150人	体育館
藤久保小学校	藤久保 224-2	258-0555	150人	体育館
唐沢小学校	藤久保 410-2	258-8900	180人	体育館
三芳東中学校	藤久保 610-1	258-5188	210人	体育館
藤久保中学校	藤久保 420-2	258-3232	200人	体育館
竹間沢小学校	竹間沢 550-1	258-3235	170人	体育館

※要援護者数に応じ、要援護者優先一時滞在施設として、藤久保公民館（258-0690）及び竹間沢公民館（259-8311）を追加指定することができる。

第2 応急対策

【総務部、情報部、避難所・教育対策部、救助部、衛生部】

1. 広域応援調整（後方応援本部（仮称）の設置）

首都圏広域災害が発生した場合、県は広域応援調整のための後方応援本部（仮称）を設置し、応援活動を行う。町は、県や町村会の調整・要請に基づき、県が実施する後方支援について協調して対応するものとする。

2. 応援に必要な広域災害情報の収集

首都圏広域災害が発生した場合、県は首都圏の被災状況を把握するための情報収集を実施し、必要に応じて情報連絡員を被災地へ派遣する。町は、広域応援にあたって県への協力を行う。

3. 広域応援要員の派遣

町は、県とともに編成した職種混成の応援要員のチームを被災地に派遣し、情報収集や応急対策を実施する。

被災都県からの応援要員の派遣要請に基づき、町は広域応援要員（職種混成の応援要員のチーム）の派遣への協力を行う。

4. 広域避難の支援

大規模災害発生時に、県は、災害対策基本法第86条の9の規定に基づき、県内の避難者発生状況を踏まえつつ、他都道府県からの避難者を市町村の協力を得て受け入れる。

協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。

なお、町は広域避難者の受入施設（一時滞在施設）として、中央公民館を指定する。また、避難が中長期に渡ることが見込まれる場合、県営住宅や民間賃貸住宅（みなし仮設住

宅)の活用も検討する。

(静岡県)浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づき、町が当該避難者を受け入れることとなった場合は、町役場及び周辺公共施設を「避難経由所」に指定するものとする。避難経由所において、町は避難元自治体と連携し、避難者を「予防・事前対策」4.に掲げる広域避難者一時滞在施設に振り分け調整し、誘導することとする。

5. 避難生活への支援

町長は、広域避難者を受け入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。

なお、透析患者など医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。

避難者を受け入れた町は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師等による健康状態の把握など、支援の充実に努める。また、地域防災組織や災害ボランティアは、被災した他の都県からの避難者（広域一時滞在者）を町が受け入れた場合は、避難所の運営を支援する。

また、町は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者（親戚・知人宅、賃貸住宅等）に対しても支援に努めるものとし、総務省の全国避難者情報システム等を活用して、被災都県が行う支援情報の伝達等、町内の広域避難者の支援を図る。

6. がれき処理支援

膨大な量の発生が見込まれる被災都県のがれきについて、その処理の支援を検討する。

7. 環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援

被災都県で発生する膨大なし尿及びごみの処理について、支援を検討する。

第3章 災害復興

第1節 復興計画

【政策推進室、総務課、財政デジタル推進課、施設マネジメント課、都市計画課、観光産業課、住民課、福祉課、各課】

大規模災害により地域が大きく被災し、住民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をよりよいものに改変する中長期的な復興計画を作成し、町及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。また、ジェンダー主流化の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。併せて、子ども・障がい者等あらゆる住民が住みやすい共生社会を実現する。

大規模災害により地域が大きく被災し、生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

第1 復興対策本部

被害状況の把握後、震災復興の必要性を確認した場合には、町長を本部長とする復興対策本部を設置する。なお、災害対策が同時並行で行われていることや災害からの復興が新たなまちづくりの形成であることに鑑み、復興対策本部の庶務は、政策推進部門が担うこととする。

1. 復興方針の策定

町は、復興対策本部を設置した後、学識経験者、住民代表者、行政関係職員等により構成される震災復興検討委員会を設置する。

同委員会により復興計画が策定された場合には、速やかにその内容を住民に公表する。

2. 復興計画の策定

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、県の復興方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施し、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

第2 災害復興事業の実施

1. 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2. 災害復興事業の実施

(1) 専管部署の設置

町は、震災復興に関する専管部署を設置し、都市計画や産業振興、財政等の災害復興事業の根幹となる部門の職員を配置し、政策推進部門が復興本部事務局としてこれを推進する。当該部署を中心に復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

(2) 復興手続の検討

町は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続について検討を行う。

(3) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

第3 広域復旧復興支援（職員派遣、業務代行）

首都圏広域災害を想定し、首都圏の復旧・復興のため、必要となる職員の派遣や業務の代行を実施する。

○主な応援業務

①復興計画の策定

被災都県の復興計画等を策定するため、応援職員の派遣を行う。

②インフラ施設の復旧・復興

県道、市町村道や河川等の復旧のため、応援職員の派遣や必要資材の調達を実施する。

③まちづくりの復旧・復興

土地区画整理事業、市街地再開発事業等を実施するため、応援職員の派遣を行う。

④恒久住宅への移行支援

災害公営住宅整備・供給支援を行うため、応援職員の派遣を行う。

⑤その他、復旧・復興に係る業務支援

応援職員の派遣をはじめ、必要業務の支援を行う。

1. 遺体の埋・火葬支援

大規模災害発生時、本町における死者の発生状況を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合は、他都県の埋・火葬支援を行い、速やかな復旧・復興につなげる。

2. 仮設工場・作業場の斡旋

事業の継続を希望する被災者に対応するため、空き工場・作業場を仮設工場・作業場として斡旋する。

3. 生活支援

県が行う長期避難者への生活支援に対して協力を行う。

第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、平成26年3月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。

南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

〔資料2-6 南海トラフ地震防災対策推進地域〕

<参考：「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」について>

本県域は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発表に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本計画に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

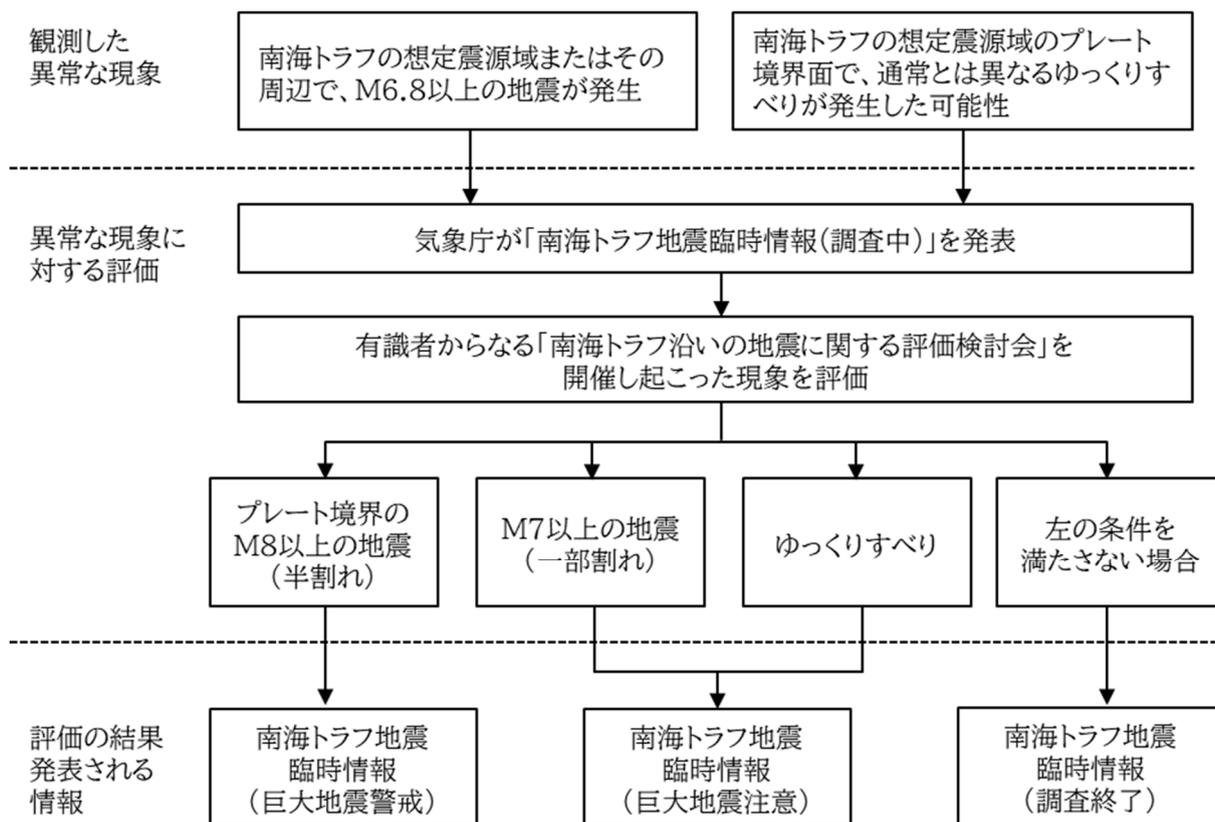
平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。このため、警戒宣言が発表される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載することとする。

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

県は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。情報を受けた町及び防災関係機関は、庁内、機関内及び防災関係機関に情報を伝達する。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



第2 住民、企業等へのよびかけ

県及び町は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）」の連絡を受けた場合は、住民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、一定期間、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

ケース	気象庁発表情報	警戒、注意をする期間
半割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	2週間 （警戒：1週間） （注意：1週間）
一部割れ	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	1週間
ゆっくりすべり	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間

1. 住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

（例）家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

（例）高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難でき

第2編 震災対策編 第4章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置
第2節 地震発生後の対応等

る準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等

2. 企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

（例）安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第2節 地震発生後の対応等

異常な現象が発生した後に、実際に南海トラフ地震（後発地震）が発生した場合は、町及び防災関係機関は、本編に基づき災害対応を行うものとする。

第5章 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表に伴う対応措置

第1節 基本方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年6月施行）は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の策定など、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。

同法に基づき、令和4年9月30日現在で、北海道から千葉県にかけての1道7県の272市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、情報発信に伴う社会的混乱が懸念される。

このため、「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。

第2節 実施計画

第1 第1 北海道・三陸沖後発地震情報発表に伴う対応

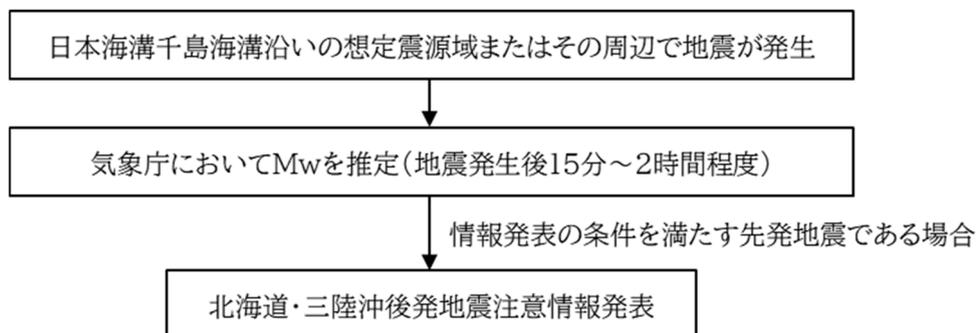
【県（統括部、関係部局）、町】

1. 北海道・三陸沖後発地震情報の関係機関への伝達

県は、北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、気象庁と内閣府が発表する「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、防災関係機関に伝達する。

町では、情報を受けた場合、庁内及び関係機関に情報を伝達する。

【北海道・三陸沖後発地震注意情報発表までの流れ】



2. 県民、企業等へのよびかけ

県及び町は、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の連絡を受けた場合は、住民に対して、地震への備えの再確認をするとともに、先発地震の発生から1週間は、できるだけ安全な行動をとるなど、適切に対応するよう呼びかける。

また、企業等に対しても適切な防災対応をとるよう呼びかける。

(1) 住民の防災対応

○日常生活を行いつつ、地震への備えの再確認等、一定期間地震発生に注意した行動をとる。

(例) 家具の固定状況の確認、非常用持ち出し袋の確認、避難場所や避難経路の確認、家族との安否確認方法の確認 等

○日常生活を行いつつ、一定期間できるだけ安全な行動をとる。

(例) 高いところに物を置かない、屋内のできるだけ安全な場所で生活、すぐに避難できる準備（非常用持出品等）、危険なところにできるだけ近づかない等

(2) 企業等の防災対応

○地震への備えの再確認等、警戒レベルを上げることを中心とした防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

(例) 安否確認手段の確認、什器の固定・落下防止対策の確認、食料や燃料等の備蓄の確認、災害物資の集積場所等の災害拠点の確認、発災時の職員の役割分担の確認等

第6章 火山噴火降灰対策

県内で想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性があることが示されている。

また、浅間山については、近年の大規模な噴火である天明3年（1783年）の大噴火において、本庄～深谷にかけて軽石、火山灰の降下、堆積が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節 基本方針

富士山及び浅間山の噴火が住民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

1. 富士山が噴火した場合の想定

中央防災会議が主催する大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが公表した富士山噴火をモデルケースとした降灰対策の報告書（令和2年）によれば、埼玉県への降灰量が最も多くなるケースでは、県庁周辺を含む県南部では場所により2～4 cm、三郷市、八潮市等南東部の一部では8～16 cm、北部の大部分及び秩父地域全体は0.5 cm以下の降灰量と想定され、埼玉県全域で降灰の可能性がある。



（出典：大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「降灰シミュレーションのパラメータと計算結果」より抜粋）

2. その他の近隣の火山（浅間山、草津白根山など）が噴火した場合
県内で数 cm の降灰堆積の可能性はある。

第2 予防・事前対策

1. 火山噴火降灰予防

(1) 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

①噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)・噴火警報(周辺海域)

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

②噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。

<噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル>

名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺 警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	レベル1 (活火山であることを留意)

<噴火警戒レベルが運用されていない火山の場合>

名称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
噴火警報(居住地域)又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域嚴重警戒
噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	活火山であることに留意

③噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

④火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑤噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合には「噴火予報」を発表する。

<降灰予報で使用する降灰量階級表>

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

⑥降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

1. 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

2. 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。
※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

3. 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。
※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

⑦火山ガス予報

気象庁が、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

⑧火山現象に関する情報等

気象庁が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

1. 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解

第2編 震災対策編 第6章 火山噴火降灰対策
第1節 基本方針

説するため、臨時及び定期的に発表する。

2. 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

3. 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(2) 事前対策の検討

町は、降灰によって生じることが想定される災害について、次に示す事前・予防対策を検討する。

- ・住民の安全、健康管理等
- ・降灰による空調機器等への影響
- ・視界不良時の交通安全確保
- ・農産物等への被害軽減対策
- ・上下水道施設への影響の軽減対策
- ・降灰処理

(3) 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定される。町は、第2章 第10節「物資供給・輸送対策」を準用した、食料・飲料水の備蓄を行うとともに、発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨）を促進する。

(4) 火山噴火に備えた準備

- ・気象庁が発表する火山の噴火警報の理解
- ・地域の降灰の予測状況の把握
- ・マスク、ゴーグル、飲料水、食料、衣料品、携帯ラジオ等非常持出し用品の準備

第3 応急対策

1. 応急活動体制の確立

第2章 第4節 第2「2. 応急活動体制の施行」に準ずる。

2. 情報の収集・伝達

(1) 降灰に関する情報の発信

気象庁が町内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは町内に降灰があったとき、町は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方气象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

【埼玉県災害オペレーション支援システムで取得する情報】

- ・噴火警報、予報

- ・火山の状況に関する開設情報
- ・噴火に関する火山観測報
- ・火山に関するお知らせ

(2) 降灰に関する被害情報の伝達

町は、降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、埼玉県災害オペレーション支援システム等により県に伝達する。

【降灰調査項目】

- ・降灰の有無・堆積の状況
- ・時刻・降灰の強さ
- ・構成粒子の大きさ
- ・構成粒子の種類・特徴等
- ・堆積物の採取
- ・写真撮影
- ・降灰量・降灰の厚さ
- ・構成粒子の大きさ

(3) 降灰に伴う取るべき行動の周知

町及び県は、次に例示する降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。

- ・外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- ・家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- ・自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

3. 交通規制の実施

第2章 第3節 第2「5. 緊急輸送計画」に準ずる。

4. 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

第2章 第3節 第2「6. ライフライン施設の応急対策」を準用した対応を行う。

なお、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じるものとする。既往災害では以下のような事例が報告されている。

- ・電気設備：降灰の荷重により、電線が切れる。雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。
- ・上水道：水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。
- ・道路：降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

5. 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、町は、第2章 第8節 第2「6. 避難所の運営」準用し、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

6. 医療救護

第2章 第6節 第2「1. 医療救護活動」に準ずるほか、降灰被害による呼吸器系、目及び皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断を実施する。

7. 飲料水の供給

第2章 第10節 第2「4. 飲料水の確保・供給」に準ずる。

8. 帰宅困難者対策

第2章 第7節 「第2 応急対策」に準ずる。

9. 農業者への支援

第2章 第11節 「第3 応急対策」に準ずるほか、火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壌への土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

10. 降灰の処理

①火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

②道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。

③宅地など各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。

④町は、一般家庭が集めた灰を詰めて指定の場所に出すためのポリ袋（克灰袋）を配布する。用意が間に合わない場合は、レジ袋等を二重にして出す等、指定の場所への出し方を周知する。

⑤町は、火山灰の一時的仮置き場の設置、火山灰の利用、処分、上下水道施設における降灰の除去など、必要な降灰の処理対策を行う。

11. 広域一時滞在

他市町村において火山の噴火により広域避難を余儀なくされた場合の避難民の受入れについては、第2章 第12節「広域災害応援」に準ずる。

12. 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、町は、住民や事業者
に冷静な行動を求める。

また、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による
買い占め、売り惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第3編 風雪水害対策編

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則
第1節 風雪水害の危険性

第3編 風雪水害対策編

第1章 総則

第1節 風雪水害の危険性

計画の前提となる風水害の被害想定は、埼玉県による「荒川水系新河岸川・柳瀬川浸水想定区域図」に基づき作成した、「三芳町洪水ハザードマップ」（資料 2-7）に基づくものとする。これは、概ね 100 年に 1 回程度起こる大雨が降った時に、新河岸川・柳瀬川の水位が上昇し、堤防が決壊又は堤防から越流した場合及び、流域内の地形条件などにより内水氾濫した場合を想定したもので、想定における 2 日間の総雨量は 332.6mm となっている。

三芳町においては、竹間沢東地区を中心に、浸水した場合に想定される水深が最大で 2.0m 程度となるような浸水被害の危険性がある。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「集中豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少などにより、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生している。このような内水氾濫被害については、「三芳町内水ハザードマップ」（資料 2-8）に基づくものとする。三芳町において浸水実績のあった箇所をもとに作成したものである。

その他、多種多様な災害については、前提とする災害とその被害の程度を具体的に想定することは困難ではあるが、近年各地で発生している竜巻の発生、大雪による交通機関の不通や建築物・農作物等の被害、その他、大規模火災や危険物の漏洩事故、幹線道路等における大規模事故、原子力発電所の事故のような放射性物質漏洩事故による健康被害の発生等、様々な災害、大規模事故の危険性が三芳町内にもあることは否定できない。

第2節 大雪災害の特徴

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。平成 26 年 2 月 8 日から 9 日、同月 14 日から 15 日にかけて大量の雪が降り、県内では、15 日に秩父で 98cm、熊谷で 62cm と、観測史上最大の積雪となった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶、孤立集落）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車））が、住民生活等に与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

<平成 26 年 2 月の大雪の状況>

2 月 13 日 21 時に南西諸島で低気圧が発生した。次第に発達しながら本州の南海上を北東に進み、15 日明け方から昼頃にかけて関東地方沿岸に接近した後、関東の東を北東に進んだ。また、関東地方の上空約 1,500メートル付近は -6℃以下の寒気に覆われていた。

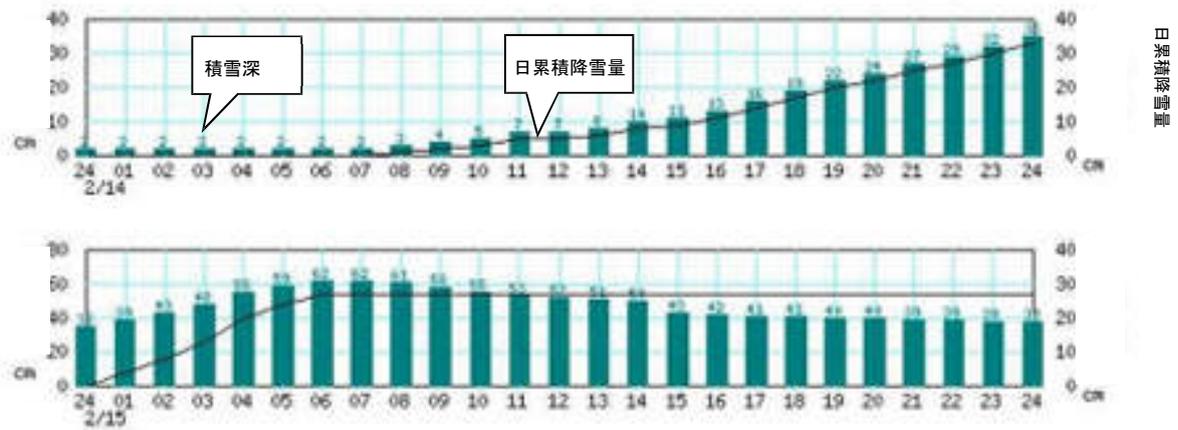
この低気圧と上空の寒気の影響により、14 日早朝から雪が降り続き、埼玉県では 1 週間前（2 月 8 日から 9 日）に引き続き大雪となり、最深積雪は熊谷で 62cm、秩父で 98cm となった。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治 29 年以降の最深積雪である。

第3編 風雪水害対策編 第1章 総則
 第1節 風雪水害の危険性

<積雪の深さの推移>

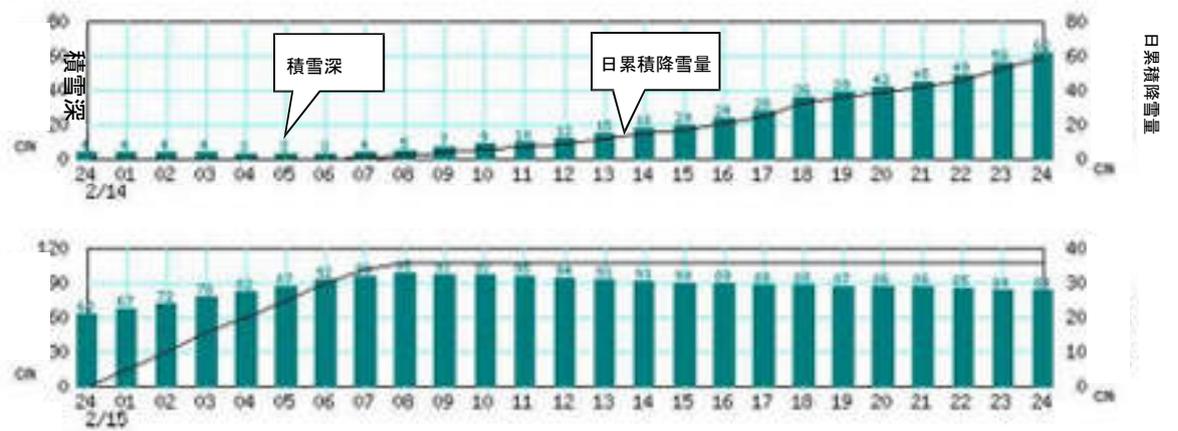
(1) 熊谷 (cm)

熊谷：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



(2) 秩父 (cm)

秩父：2月14日00時から2月15日24時にかけての毎時積雪深 (cm)



第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第1節 自助・共助による防災力の向上

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助・共助による防災力の向上

第1 予防・事前対策

第2編 第2章 「第1節 自助・共助による防災力の向上」に準ずる他は、次のとおりとする。

1. 地域コミュニティによる側溝等の日常点検や軽微な清掃の促進

道路側溝等の雨水排水施設の日常的な点検、落ち葉などの軽微な清掃及び町への通報など、個人や地域コミュニティにより、降雨時の地域の排水能力を確保するためにできる対策を促進する。雨水ます上のブロックや花壇などの撤去、側溝等にごみを流さないこと等についても啓発する。

2. 土のうの事前準備

地形が低い場合や地下施設等、雨が流れ込みやすい場所での浸水被害を予防するため、個人や地域による事前の土のうの確保を促進する。

町は、公助としての土のうの備蓄を推進する一方で、予測困難な集中豪雨等による家屋の浸水被害を住民が自主的に警戒及び緊急防御又は防止できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

3. 気象警報等に関する知識と情報入手方法の啓発

風雪水害は、地震災害等と比較して災害発生の予見性が高く、正確な情報を入手し、正しい知識に基づいて判断し行動することで、被害を防ぐことが可能な場合も多い。そのため、町は、ハザードマップ、広報紙、町内各種イベントにおける広報活動等、様々な機会を通じて、住民、地域、事業所等に対して、風雪水害に関する気象警報等に関する知識、避難指示等が発令された場合等災害の危険性が高まった場合の取るべき行動、気象庁や県・町、報道機関から各種情報入手方法（各ホームページ、登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)等）を啓発することで、自助・共助による風雪水害に対する防災力の向上を図る。

第2節 災害に強いまちづくり

第1 予防・事前対策

1. 水害対策

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨等の発生により、町内でも浸水被害が頻発している。雨水排水施設の整備が進展したことで、浸水が頻発する地域に一定の効果をもたらしたところだが、想定を上回る短時間雨量や新たな開発を背景に、更なる対策が必要になってきている。

(1) 施設等の整備・維持・補修

災害に際し、応急対策に必要な施設や資機材等を整備するとともに、有効適切に使用できるよう、点検・修理などの施設の維持管理に努めるものとする。

- ① 下水道の雨水管渠や貯留施設の整備推進による内水氾濫の抑止策の推進
- ② 雨水排水施設の高圧洗浄
- ③ コミュニティによる雨水排水溝等の日常点検、軽微な清掃及び通報の促進

(2) 保水機能の保全

内水に関しては、土地利用を計画的に規制するなど、水害対策に重要な保水機能を保全すべき農地・空地等の市街化の抑制を行う。また、遊水池や調整池を設けることにより、降水をできるだけ流域内に保水・遊水させ、一度に河道に流出させない対策を立てる。

(3) 浸水想定区域の周知（洪水ハザード、内水ハザード）

河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川において、水防法第14条に基づき、河川整備の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）を作成し、公表している。

町は、浸水想定地域の指定に基づき、河川の氾濫により想定される浸水区域や避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路など、災害時に避難する住民にとって必要な情報をわかりやすくまとめた「洪水ハザードマップ」を作成し、住民に配布している。町はこの活用を促し、住民に対し浸水予想地域を周知させ、洪水に関する知識の普及、水防活動の啓発等を行うとともに、地域防災組織の育成を図る。

また、近年、雨が局地的に短時間で大量に降る「集中豪雨」が多く発生し、都市化による地下浸透量の減少等により、雨水を排水しきれない「内水氾濫」が発生しており、町は、浸水実績のあった箇所を元に、この内水ハザードマップを作成している。町はこれを活用することで、内水氾濫の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を住民に周知し、公助のみならず自助・共助による減災の一助とする。

(4) 浸水想定区域内事業所等の対策

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に「地下街」、「要配慮者利用施設」、「大規模な工場その他の施設（申し出があったものに限る）」（以下「事業所等」という）がある場合、所有者等に対し、洪水予報等を直接伝達する必要がある。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第2節 災害に強いまちづくり

また、これらの事業所等について、水防法及び水防法施行規則により、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、水防訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されている。

町では、「大規模工場その他施設」の用途及び規模について、水防法施行規則第3条に基づき、次のとおりとする。

- ①用途 工場、作業場又は倉庫
- ②規模 延べ面積 10,000 m²以上

町内では竹間沢東地区が河川氾濫による浸水想定区域とされているが、該当する事業所等は現時点で存在していない。しかしながら、当該区域内事業所の従業員等の安全確保のため、歴史民俗資料館（代替：竹間沢第1区集会所）を水害のための一時避難場所とし、事態に応じて当該エリアの指定緊急避難場所兼指定避難所である竹間沢小学校へ、避難所3班、当該行政連絡区役員、又は消防団等が誘導するものとする。今後は、柳瀬川の氾濫を想定し、竹間沢東地区への防災行政無線エリアの拡充ほか避難情報の伝達手段を検討する。

(5) 地盤沈下対策

急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したことにより、本町でも地盤沈下が危惧されている。

三芳町は、「埼玉県生活環境保全条例」の第1種指定地域に指定されており、井戸揚水設備の揚水機の吐出口の断面積が6 cm²を超える動力付きのものを対象に地下水の採取が規制されている。町は、本条例と規制内容の周知及び、制度の適切な運用を図ることにより地下水利用の適正化を図る。

(6) 下水道の整備

集中豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、下水道事業による雨水対策として、排水施設や資機材等の計画的な整備を推進する。なお、整備にあたっては、過去の浸水履歴のある地域から優先的に整備するとともに、必要に応じて県や隣接自治体との調整を行う。

(7) 止水板等の設置の促進

地形が低く、雨水が集まりやすい地域や、地下施設等に対して、止水板の設置等の浸水防止対策を促進する。

(8) 土のうステーションの設置

町は、予測困難な集中豪雨等から地域住民が自主的に家屋の浸水被害を警戒し、抑制できるよう、町内の各所に、住民が自由に使える簡易土のう置場（土のうステーション）の設置を検討する。

2. 風害対策

(1) 暴風・強風による被害の予防

町は、台風等による暴風・強風による被害を予防・軽減するため、次の対策を行うものとする。

- ①建築物、街路樹、標柱、看板等の転倒・落下防止策の推進及び促進
- ②電力施設における強風による停電防止対策の促進
- ③警報発表等時に住民、事業所が自身でできる予防策の啓発

(2) 台風等の接近に伴う住民、事業所の対策の啓発

前項③に関して、具体的には次のような内容を啓発する（気象庁HP等より）。

- ①テレビやラジオの台風情報に気をつける。
- ②トタン、物干し竿、鉢植え、ごみ箱など、風で飛ばされそうなものを固定又は格納する。
- ③窓や雨戸の戸締りをする。飛来物対策をする。
- ④断水や停電に備えて、懐中電灯や飲料水、非常持ち出し品などを準備・確認しておく。
- ⑤避難場所を確認しておく。
- ⑥不要不急の外出を避け、危険な場所には近づかない。
- ⑦町が発令する避難情報に注意し、また地区や近隣の対策に協力する。

3. 土砂災害対策

(1) 土砂災害危険区域の把握

三芳町は、なだらかな起伏をもつ平坦な台地であるため、町内に「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」として指定された地域はない。

しかし、町は、町内の巡視等により、これらの危険区域の条件に満たない地域であっても、土砂災害の危険性があると考えられる地域の把握に努めるとともに、条件を満たす未指定の危険箇所が発見された場合、県等に対して指定の促進を図るものとする。

土砂災害の危険性があると考えられる地域については、周辺住民への周知を図るとともに、県等により危険区域の指定が行われた場合等の対応を協議する。

4. 雪害対策

(1) 住民による雪害対策と町との協力体制確立

①住民が行う雪害対策

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、地域コミュニティの共助による雪処理活動や近隣の要援護者に対する見守り・支援、その他町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

町及び県は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

②住民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには住民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。町及び県は、除雪や車両運転時の注意、

積雪に備えた備蓄、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、次のような視点から普及啓発及び広報に努めるものとする。

- 1) 点検など自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。
- 2) 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。
- 3) 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。
- 4) 町及び県は、住民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。
- 5) 大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。
- 6) 除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、住民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、住民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

(2) 除雪及び凍結防止体制の整備

道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。また、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を実施する。

降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、町及び県、道路管理者等、関係機関との連絡体制をあらかじめ確立する。

異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（緊急輸送道路、避難路及び防災拠点施設・警察署・消防署・医療機関へのアクセス道路等）をあらかじめ選定し、関係機関で共有しておくものとする。併せて、公園・広場・駐車場など、雪捨て場の選定を行っておく。

(3) 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設等、不特定多数の者が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。また、管理不全の空き家等については、近隣への影響を考慮し、所有者に対して雪害予防対策を促すこととする。

①新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

②老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

(4) 大雪によるライフライン停止対策の促進

ライフライン施設の管理者及び事業者は、大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、住民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

- ①ライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- ②大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図る。

(5) 農作物被害の被害軽減対策

町及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

また、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

(6) 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、住民の適切な対処を促す。

①気象情報等の収集・伝達体制の整備

【県（危機管理防災部）、町、熊谷地方気象台】

町及び県は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、町や県に伝達する体制整備に努める。

②住民への伝達及び事前の周知

【県（危機管理防災部）、町、熊谷地方気象台、住民】

町、県及び熊谷地方気象台は、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を住民に伝達する体制を整えとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ住民への周知に努める。

住民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

③被災市町村や防災関係機関との情報共有

【県（危機管理防災部、県土整備部）、町、関係機関】

県及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

(7) 雪害における応急対応力の強化

町及び県、防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

- ①大雪対応事前行動計画（埼玉版タイムライン）の作成・共有

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

【県（危機管理防災部、警察本部）、町、防災関係機関】

大雪災害に対応するため、事前行動計画（埼玉版タイムライン）を作成し、関係機関と共有する。なお、計画は、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮したものとする。

②防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【県（関係部局、警察本部）、市町村、消防機関、防災関係機関】

救助活動等を実施する警察本部及び消防機関、防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

(8) 避難所の確保

町は、地域の人口、地形、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

(9) 孤立予防対策

町は、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（行政連絡区長や消防団員等）等の把握を行う。また、積雪等により交通が困難又は不能になり孤立するおそれのある地区について、事前に地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行い、同地区について、日常生活の維持を図るため、通信の確保、食料備蓄の奨励等、事前措置を講ずる。

①孤立集落が必要とする支援の想定

孤立集落が必要とする支援について、種類や要請手段、調達方法等をあらかじめ想定し、必要に応じて関係団体と協議を行うものとする。

②孤立のおそれがある地区の状況把握

町は、大雪で孤立しやすい地区を選定し、あらかじめ地区の世帯数や連絡者（地区代表者等）の把握を行うものとする。

【孤立のおそれがある地区】

- ・平成26年2月の大雪で孤立した地区
- ・集落につながる道路等において迂回路がない
- ・集落につながる道路において、落石、土砂崩れの発生が予測され道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い

(10) 救援実施に必要な体制整備

集落内に学校や駐在所等の公共機関及び防災関係機関がある場合には、それらの持つ連絡手段について事前に確認するとともに、災害時における活用について調整しておく。

孤立するおそれのある地区においては、衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置を検討する。また、救助や物資輸送の際に必要なヘリコプター離着陸のための適地を確保しておく。

また、気象警報等を基に、被災前に避難所を開設するなど、孤立集落を生まない取組を検討する。

①地域コミュニティによる支援機能の強化

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画 第2節 災害に強いまちづくり

地区が孤立化した際は、安否確認や救援物資の受け渡し、高齢者世帯等の見回りなど地域での助け合いが重要になる。地域コミュニティの支援機能の強化に取り組む。

②長期孤立を想定した食料備蓄の奨励

町及び県は、孤立するおそれのある地区については、最低7日間は外部からの補給がない場合でも自活できるよう、住民に対し、飲料水や食料の備蓄を奨励する。

(11) 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、広く住民に周知する。

(12) 農林水産業に係る雪害予防

町及び県は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行い、積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第2 応急対策

1. 水害対策

町は、水害発生危険性が高まった場合、風水害危険度に準じた配備体制をとるほか、次の場合を基準として、消防機関に出動の要請をするものとする。

- ①水防警報によって消防機関に出動が要請された場合
- ②知事から出動要請の指示があった場合
- ③本部長（町長）が必要と認めた場合

(1) 河川の巡視・警戒

土木部は、河川堤防について随時巡視、警戒をするとともに、異常を発見した場合には直ちに町長（本部長）を通じ、緊急を要する場合には直接川越県土整備事務所と東入間警察署長に連絡して、必要な措置を求める。

(2) 水防措置の実施

水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と情報連絡をとりつつ、協力して河川施設等に対する水防活動を行う。

(3) 避難指示

町長（本部長）は、河川の氾濫等により著しい危険が切迫していると認められるとき、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、その状況に応じて予め定めた基準に基づき、高齢者等避難、避難指示を発令する。

2. 風害対策

(1) 地域パトロールの実施

町は、台風等による暴風・強風が発生した場合、建築物・構造物の破損・倒壊、街路樹の倒壊や看板の落下による道路交通機能の障害等、風害の状況を把握するため、道路パトロールを実施する。

(2) 風害発生時の対応

町は、台風等による暴風・強風による街路樹の倒壊、被害が発生した場合、速やかに、倒木処理、看板撤去など道路障害物除去、被害拡大の防止措置等を行う。また、必要に応じて、災害対策協力会へ協力要請を行う。

3. 雪害対策

町及び県は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量などの情報のほか、積雪深についても考慮する。

(1) 地域パトロールの実施

町は、凍結等のため特に危険な箇所はないか、道路パトロールを実施しその把握に努め、道路交通の安全を期する。

(2) 降雪時の注意喚起の実施

町は、大量の積雪が見込まれる時には、次に示すとるべき行動を、住民に周知する。

- ①不要不急の外出は極力避ける。
- ②外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(3) 路面の除雪及び凍結防止措置

町及び道路管理者は、道路上の積雪及び路面凍結が予想される場合において、道路上の除雪及び危険箇所における融雪剤の散布等の凍結防止措置を行う。

- ①異常な積雪時には、あらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- ②降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- ③緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、東入間警察署と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必

要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

④町は、除雪作業等の実施において必要に応じて災害対策協力会への協力要請を行う。

⑤町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

⑥防災関係機関は、町から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力するものとする。

⑦除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

(4) 緊急輸送道路の確保と放置車両対策

町及び道路管理者は、放置車両や立ち往生の車両等が発生した場合で、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、国、県及び東入間警察署と連携の上、災害対策基本法第76条の6に基づいて区間を指定し、運転者等に車両の移動等の命令を行う。

また、運転者の不在時等は、町及び道路管理者は、自らホイールローダー等により車両の移動等を行うことができる。その際に生じたやむを得ない限度での破損に係る損失補償（法第82条）や車両保管に伴う民有地の土地の一時使用、竹木その他障害物の処分については法令に準拠して行うものとする。

(5) 避難指示等

町長（本部長）は、記録的な降雪により住民の生命にかかわる雪害発生の危険が切迫していると認められるときは、あるいは今後危険性が高まる可能性が高いと認めるときは、必要と認める区域の居住者に対し、予め定めた基準に基づき、地域の状況や気象状況等を総合的に勘案して、高齢者等避難あるいは避難指示を発令する。

(6) 孤立世帯の把握と支援

【県（統括部、医療救急部、関係各部）、町、道路管理者、交通事業者】

積雪等により交通が困難又は不能になり孤立した地区の住民の人命及び財産を保護するため、町及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

孤立者、孤立世帯を把握するとともに、優先的な除雪による生活道路の確保や救援物資の輸送、急病人の搬送・救援、透析患者の支援等、必要な支援を実施する。

①状況の調査等

町は、孤立地区が発生した場合は直ちに地区名、孤立世帯数、人数を知事に報告するとともに、地区代表者と連絡を取るなどして病人の発生の有無、食料保有の状況等を調査するものとする。

②救援の要請

町は、孤立地区の状況について、食料及び飲料水、灯油、医薬品、緊急搬送要請について、必要数量や品目、緊急度（品目残量・残日数等）がわかるように、県に要請するものとする。県は、町が負担なく要請ができるよう様式等を示すとともに、要請があった案件に速やかに対応する。

③医師の派遣・物資の輸送等

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

町及び県は、ヘリコプター等による医師、保健師等の派遣、医薬品・食料・生活必需品等の輸送及び地区住民全員の避難救助等必要な対策を講ずるものとする。

④交通の確保

道路管理者は、孤立地区に通じる道路の除雪等を実施し、交通の早期回復を図るものとする。

(7) 地域における除雪協力

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯など自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域コミュニティやボランティアの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

(8) 被災農家の支援

町は、県（川越農林振興センター）と協力し、降雪により農業施設及び農作物に被害を受けた農家に対する支援を行う。

(9) 住民への周知

町は、大量の積雪が見込まれる時には、次に示すとるべき行動を、住民に周知する。

- ①不要不急の外出は極力避ける。
- ②外出の際は、滑りにくい靴を着用するなど歩行中の転倒に注意する。
- ③道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- ④交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- ⑤自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- ⑥除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

(10) 情報の収集・伝達・広報

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

①積雪に関する被害情報の伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

②住民への情報発信

気象庁が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、町及び県は、降雪状況及び積雪の予報等について住民等へ周知する。

異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、緊急速報メール、データ放送など住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

を逸しない伝達方法を選択する。

報道機関への情報提供に当たっては、記者会見やブリーフィング等を定期的に開催する等、計画的に実施する。

(11) 除雪の応援

異常な積雪により集落の孤立解消等に大きな遅れが生じることが予測される場合、県は、県建設業協会による他の管内への応援や、他の都道府県、国土交通省のTEC-FORCEの応援を速やかに要請する。

町は、自らの除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。

防災関係機関は、市町村又は県から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。

除雪応援の受入れに当たっては、現場での情報共有、連絡体制などの受援体制を整えるとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

(12) 救出・救助現場への支援の実施

【国、県（統括部）、町、道路管理者】

危険地帯における救助要請及び孤立地区の救援要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

①異常な積雪により立ち往生した自動車や建物内閉じ込めなど

②滞留車両の乗員保護

大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

(13) 避難所の開設・運営

大量の積雪による建築物の倒壊により、住家を失った住民や、交通途絶により孤立した地域の住民を収容するため、町は避難所を開設・運営する。気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

(14) 医療救護

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化などに対処するため、医療救護活動を実施する。また、透析患者などの要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

(15) 農業復旧支援

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

4. 土砂災害対策

(1) 土砂災害の危険性に関する情報の収集・伝達

「第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備」に準じて情報伝達を行う。特に、土砂災害の危険性に関し、国、県等より伝達される主な情報は次の通りである。

①土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害（土石流、がけ崩れ）の危険度が高まったとき、市町村が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用してもらうことを目的として、埼玉県と熊谷地方気象台が共同で発表する防災情報である。

②土砂災害緊急情報

国は、河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、また、県は、地すべりについて重大な土砂災害の急迫した危険が認められる場合、土砂災害の想定区域及び時期について緊急調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、調査結果を提供する。

(2) 土砂災害の前兆現象及び被害情報の早期把握及び伝達

町は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。

①町は、土砂災害の発生が予想される場合は、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は適切な避難指示を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努めるものとする。

②町は、警戒区域の設定を行った場合、該当地区内の区長や要援護者施設管理者等に対し、土砂災害警戒情報及び補足情報（雨量等）を伝達する。

③町は、提供した情報が避難行動に反映されるよう、土砂災害警戒情報や各種情報について、適時適切なタイミングで情報提供を行う。

(3) 二次災害の防止

二次災害の発生に対処するため、次の事項に留意して必要な措置を講ずるものとする。

①降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

②安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。

③降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

④人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

⑤発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所（令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更）の点検を行う。その結果、危険性が高い

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第2節 災害に強いまちづくり

と判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

- ⑥気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等被害者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第2編 第2章 「3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に準ずる。以下、防災関係機関の対策。

第1 予防・事前対策

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第2 応急対策

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第4節 応急対応力の強化

第4節 応急対応力の強化

第1 予防・事前対策

第2編 第2章 「第4節 応急対応力の強化」に準ずる。

第2 応急対策

1. 配備・動員計画

風雪水害が発生し、または発生する危険がある場合の職員の配備体制は、以下のとおりとする。

本部設置		体制区分	配備基準
(第1次防災体制)	待機体制	災害対策グループ員待機・所属課管理職参集	・大雨・洪水・強風・大雪・竜巻・雷等の注意報が発表されており、今後さらに気象の悪化、若しくは警報への移行の可能性がある場合
(第2次防災体制) 災害対策グループ設置	警戒体制	第1配備 災害対策グループ員 ⁱ 参集 (他本部員待機)	・大雨・洪水・暴風・大雪等の警報が発表された場合 ・道路冠水が発生した場合 ・床下浸水の恐れが高まった場合 ・予測値で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 ・関係河川の氾濫注意情報が発表された場合、又は氾濫注意水位を超えることが確実な場合 ⁱⁱⁱ ・高齢者等避難の発令を判断する段階
(第3次防災体制) 警戒本部設置		第2配備 第1配備+地震警戒第2配備 ⁱⁱ	・災害が発生した場合、又は災害の発生が予測される場合 ・県内に特別警報が発表された場合 ^{iv} ・床上浸水被害があった場合、又はその恐れがある場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位を超えることが確実な場合 ⁱⁱⁱ ・避難指示の発令(避難所の開設)を判断する段階、又は自主避難が見込まれる場合
(第4次防災体制) 災害対策本部設置		非常体制(全職員参集)	・災害が全町的に拡大した場合、又はその恐れがある場合 ・三芳町に特別警報が発表された場合 ^{iv} ・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・実況で土砂災害警戒情報基準を超過した場合 ・土砂災害緊急情報が発表された場合 ・関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位を超えることが確実な場合、若しくは氾濫発生情報が発表された場合、又は堤防決壊の恐れが高まった場合 ⁱⁱⁱ ・緊急安全確保を判断する段階、その他避難所を開設した場合 ・町長が必要と認めた場合

i) 災害対策グループ：常設の災害出動体制。自治安心課、道路交通課、上下水道課、都市計画課、環境課、観光産業課及び町長が指定した職員。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画

第4節 応急対応力の強化

- ii) 地震警戒第2配備：災害対策本部員、各班長のほか、庶務班、情報1班、救助総務班、救助1班、教育施設対策班、学校教育班、避難所総務班、衛生医療班、土木班、建設班、水道給水班及び避難所1班～3班（緊急避難対応班は、地震・集中豪雨・竜巻・雷等による予測不能な突発的災害が休日・夜間に発生した場合のみ出動）
- iii) 河川水位による基準
 - ①氾濫注意水位：柳瀬川清柳橋 AP19.65m、新河岸川宮戸橋 AP6.00m、荒川治水橋 AP7.50m
 - ②避難判断水位：柳瀬川清柳橋 AP20.53m、新河岸川宮戸橋 AP7.12m、荒川治水橋 AP12.10m
 - ③氾濫危険水位：柳瀬川清柳橋 AP20.87m、新河岸川宮戸橋 AP7.48m、荒川治水橋 AP12.60m
- iv) 職員は特別警報の情報に注意し、発表の場合、本部連絡を待つことなく、各体制の自動参集を行う。
- v) 本表のほか各体制配備の判断基準を補足する気象情報等については、「三芳町風雪水害配備体制及び避難情報マニュアル」に定める。

(1) 動員・参集計画

①連絡体制の場合

災害対策グループの職員は、待機体制をとり、気象情報等に注意を払うとともに、いつでも参集できるよう準備をしておく。

○災害対策グループ：三芳町課室設置条例（平成21年条例第35号）第1条及び第2条に定める常設の災害応急体制。予め定められた課の職員が、交代制により災害現場対応を行う。

②警戒体制第1配備の場合

災害対策グループ員の班体制のうち、グループ長の命により1の班若しくは複数班が庁舎へ参集する。

③警戒体制第2配備の場合

第1配備に加えて、地震警戒体制第2配備に準じた職員が庁舎へ参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発表の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

④非常体制の場合

町職員全員があらゆる手段を尽くし、速やかに参集する。職員は特別警報等の町内気象情報に注意し、発表の場合、本部連絡を待つことなく自動参集を行う。

(2) 休日・夜間等における体制

休日及び夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合、定められた職員は、あらゆる手段を尽くし、可能な限り速やかに本部に参集する。参集直後は、所属班を問わず情報の収集伝達、避難誘導、救護等の緊急性の高い応急対策に従事し、状況に応じて所属班の応急対策に従事する。

(3) 職員への連絡方法

勤務時間内における警戒体制及び非常体制の動員方法と、勤務時間外の動員連絡方法は、資料1-9のとおりである。各部・班の長はあらかじめ職員の配置計画をたて、所属職員に徹底する。

なお、第1配備（災害対策グループ）の参集連絡については、別途定める。

(4) 特別警報発表時の参集

職員は特別警報の情報に注意し、発表の場合、本部連絡を待つことなく、各体制（警戒体制第2 配備又は非常体制）の自動参集を行う。

2. 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、町域に相当規模の災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、非常体制を発令する必要があると認めたときは、本計画及び三芳町災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める三芳町災害対策本部に関する要綱により、町災害対策本部を設置する。災害対策本部を設置した場合の連絡先は、第1編 第2章 「第3節 町の活動体制」の表を準用する。

(2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は三芳町役場3階会議室とする。

(3) 組織編成

災害対策本部の組織構成は、震災時と同様に、資料1-13のとおりとする。

なお、町の災害対策本部には、予め指定する、県、警察、消防、町議会の情報連絡員が参加するものとする。

(4) 各事務分掌

①災害対策本部

本部長、副本部長、本部員で構成し、災害応急対策に関する基本方針を審議・決定する。

②本部室及び各部

災害対策本部及び各部の事務分掌は、資料1-9、1-11のとおりとする。

③指揮系統

各部班の長が不在の場合には、出動した者のうち上席者が代わって指揮をとり各部班の長が出動した時点でこれを引き継ぐ。

(5) 災害対策本部の廃止

町長（本部長）は、町域で災害の発生する危険が解消したと認めたとき、または応急対策がおおむね完了したと認めたときは災害対策本部を廃止する。本部を廃止した際には、直ちに職員及び関係機関等に通知する。

(6) 警戒本部の設置

警戒体制第2 配備時には、警戒本部を設置し、その後の防災活動に対応できる体制を整える。本部の設置場所、組織構成、事務分掌は、災害対策本部設置時に準ずる。

(7) 現地本部の設置

指定避難所を開設した場合、指定避難所に派遣した職員（避難所班）により、指定避難所に現地本部を設置する。現地本部は、地域防災組織（行政連絡区等）と協力して地区内の被害情報を収集し、災害対策本部に報告するものとする。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

第1 予防・事前対策

気象情報や土砂災害警戒情報など災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

第2 応急対策

1. 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(2) 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。天気予報は一次細分区域（3区域）に区分して発表する。

【予報、特別警報・警報・注意報の細分区域】

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、 三芳町 、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	(秩父地方)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

【特別警報・警報・注意報の概要】

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類と概要】

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

特別警報・警報・注意報の種類	概要
注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

第3編
風雪水害対策編

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類		発表基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風節	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
警報	大雨	区域内の市町村で、発表基準(資料 6-13 参照)に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で、発表基準(資料 6-13 参照)に到達することが予想される場合
	暴風(平均風速)	20m/s(秩父地方は 15m/s)
	暴風雪(平均風速)	20m/s 雪を伴う(秩父地方は 15m/s 雪を伴う)
	大雪	12 時間降雪の深さ 10cm(秩父地方は 30cm)
注意報	大雨	区域内の市町村で、発表基準(資料 6-13 参照)に到達することが予想される場合
	洪水	区域内の市町村で、発表基準(資料 6-13 参照)に到達することが予想される場合
	強風(平均風速)	11m/s(秩父地方は 10m/s)
	風雪(平均風速)	11m/s 雪を伴う(秩父地方は 10m/s 雪を伴う)
	大雪	12 時間降雪の深さ 5cm(秩父地方は 10cm)
	雷	落雷等で被害が予想される場合
	濃霧(視程)	100m
	乾燥	最小湿度 25%実効湿度 55%
低温	夏期:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合冬期:最低気温-6℃以下※1	

第3編
風雪水害対策編

種類	発表基準
	秩父地方は 夏季:低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季:最低気温-6℃以下※2
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下
着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
融雪	
なだれ	
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量 100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合

※1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※2 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報(洪水を除く。)についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

2. 各種気象情報

(1) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

(2) キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫):危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤):高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時 10 分ごとに更新している。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県など）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁か

ら発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(6) その他の気象情報

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラートなどがある。

3. 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

(1) 指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 国が管理する河川の洪水予報

荒川に関する洪水予報は、国土交通省と気象庁が共同で行い、通知を受けた県知事は町長（本部長）に通知する。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難指示等の処置を行う。

荒川における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	荒川	
基準水位観測所	治水橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字中老袋宇田島 301番1地先 至 東京都板橋区三園町2丁目	自 上尾市大字平方横町 433番5地先 至 戸田市大字早瀬1丁目 4335番
地先名	埼玉県さいたま市西区飯田新田	
氾濫危険水位 (危険水位)	A.P. 13.30m	
避難判断水位	A.P. 12.80m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A.P. 7.50m	
水防団待機水位 (指定水位)	A.P. 7.00m	

水位のA.P.とは隅田川の水位を測るため、現在の中央区新川2丁目地先の河岸に設けられた霊源島量水票の目盛による基準面(Arakawa.peil)の略称

(3) 県知事が管理する河川の洪水予報

新河岸川に関する洪水予報は、県と気象庁が共同で行う。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難指示等の処置を行う。

新河岸川における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	新河岸川	
基準水位観測所	宮古橋	
区域	右岸	左岸
	自 川越市大字扇河岸243-2地先(不老川合流点) 至 和光市下新倉6丁目 4198-1地先	自 川越市大字大仙渡1259-1地先 至 和光市下新倉4197地先
延長	18,880(m)	
地先名	朝霞市宮古	
氾濫危険水位 (危険水位)	A.P. 7.48m	
避難判断水位	A.P. 7.12m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A.P. 6.00m	
水防団待機水位 (指定水位)	A.P. 4.50m	

(4) 水防法に基づく水位周知

柳瀬川に関する水位周知は、県知事が行う。水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「氾濫危険水位」に達した情報が通知される。これを受け、町長（本部長）は当該洪水情報に関して、住民に周知するとともに、避難指示等の処置を行う。

柳瀬川水位周知における基準水位は、下記のとおりである。

河川名	柳瀬川	
基準水位観測所	清柳橋	
区域	右岸	左岸
	自 所沢市大字城字矢崎 53 地先 柳瀬川橋下流域 至 志木市中宗岡 5 丁目 7037 地先 新河岸川合流点	自 新座市大字 3 丁目 97 地先 都県境 至 志木市本町 5 丁目 1650 -1 地先 新河岸川合流点
延長	6,200(m)	
水位標名	清柳橋	
地先名	所沢市坂の下 265	
氾濫危険水位 (危険水位)	A.P. 20.87m	
避難判断水位	A.P. 20.53m	
氾濫注意水位 (警戒水位)	A.P. 19.65m	
水防団待機水位 (指定水位)	A.P. 19.15m	

(5) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

なお、三芳町における対象河川、柳瀬川の観測所は清柳橋であり、水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫注意情報等により、または既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

4. 気象業務法、災害対策基本法に基づく土砂災害警戒情報

県と熊谷地方气象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表されるものである。

5. 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

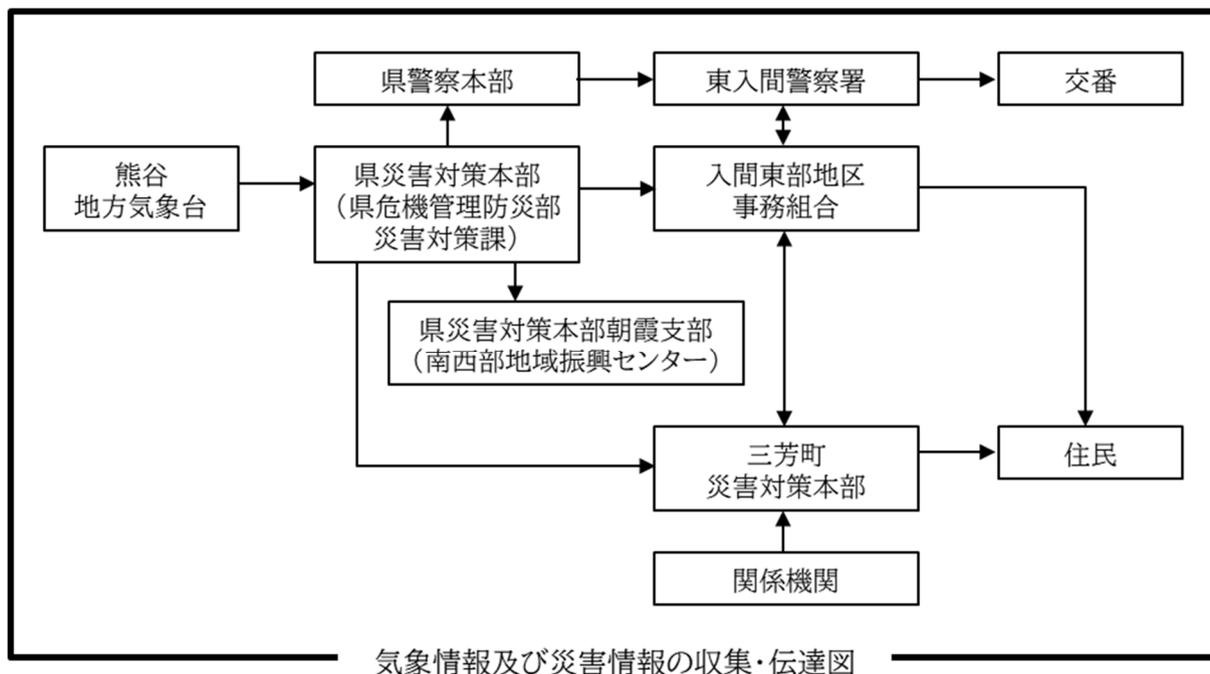
国及び県は、重大な土砂災害（河道閉塞による湛水を原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流、地すべり）が急迫している場合、土砂災害防止法第31条に基づき、土砂災害緊急情報を発表する。

6. 気象情報及び災害情報の収集・伝達

(1) 気象情報及び災害情報

町は、熊谷气象台からの気象情報の伝達、各防災関係機関からの通報のほか、町職員、消防職員、消防団員による警戒活動（災害が予想される場所の警戒巡視）を行い、地域の気象情報及び災害危険に関する情報を収集し、伝達する。

気象情報及び災害情報の収集・伝達システムを下記に示す。



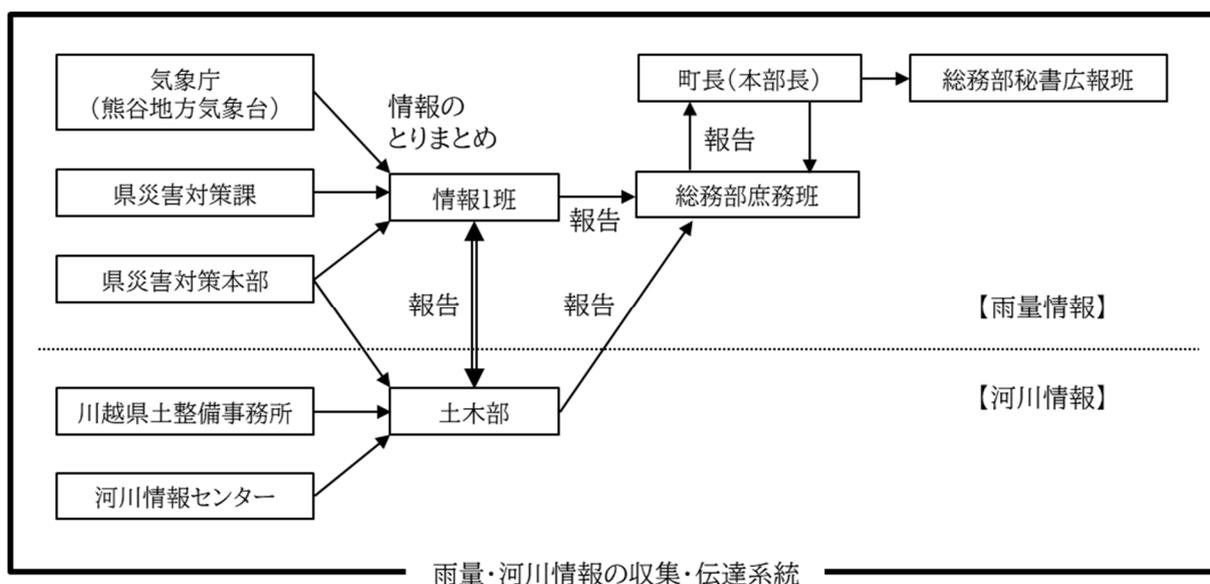
(2) 雨量情報

情報部情報1班は、気象・雨量情報に関する情報収集を行い、本部員に対し、警戒本部、あるいは災害対策本部設置のための情報を提供する。

雨量情報は、気象官署（熊谷地方気象台）、県災害対策課、県災害対策本部等から迅速・確実に入手する。

(3) 河川水位情報

土木班は、河川水位に関する情報を埼玉県災害対策本部、川越県土整備事務所及び河川情報センターから収集する。雨量及び河川水位の伝達系統を下記に示す。



(4) 災害危険箇所に関する情報

風水害時に災害の危険性が高い地区は、内水ハザードマップや洪水ハザードマップにより事前に把握しておき、その地域の住民及び現地に派遣した町職員等より情報を収集する。

(5) 熊谷地方気象台とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、県又は町（自治安心課）等へ電話連絡する。

①既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合

②特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合

1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合

2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替えをした場合

3) 特別警報を解除した場合

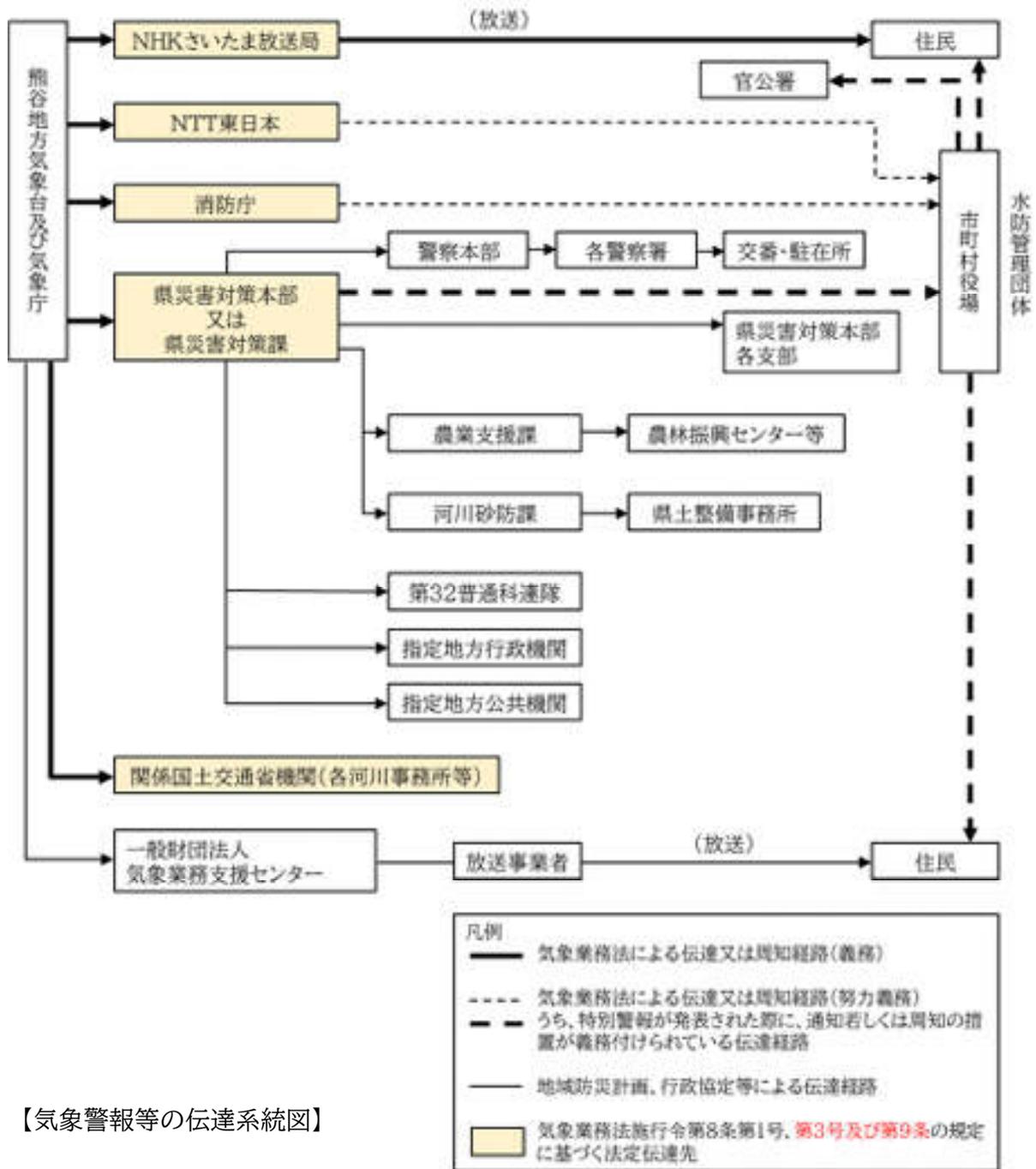
※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合などには、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。また、町及び県が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

(6) 地域防災組織（行政連絡区等）による地区内の被害情報収集

第2編 第2章「第5節 情報収集・伝達」に準ずる。

(7) 情報伝達又は周知の系統



【気象警報等の伝達系統図】

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
 第5節 情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム(気象庁) ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所(県水防情報システム等) ・各雨量観測実施機関 ・市町村、消防独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随時	・県河川砂防課・県土整備事務所(県水防情報システム等) ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所(令和6年度から「土砂災害警戒区域等」に変更)における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊)の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象	異常の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等) ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	・河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等)浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 ・がけ崩れ、地すべり等の土砂災害の発生状況(発災箇所、時期、種類、規模等) ・発災による物的・人的被害に関する情報 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市町村、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に〕	・災害オペレーション支援システム ・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話(TZ41等) ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況応急対策の障害となる各道路、橋りょう、鉄道、電気、水道、ガス、電話、通信施設等の被災状況	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話
(イ) 住民の動向	・発災段階の避難実施状況(避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市町村防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

第3編
風雪水害対策編

7. 住民への気象・災害情報の伝達

災害時に速やかに住民の精神的な安定を図るため、被害状況及び救護活動状況を重点とした広報活動を実施する。

(1) 伝達内容

①警戒段階

- ア. 警報等の気象情報
- イ. 雨量に関する情報
- ウ. 河川水位に関する情報
- エ. 土砂災害に関する情報
- オ. その他被害が予想される事象に関する情報（大雪、台風、降雹、雷、竜巻）

②避難段階

- ア. 避難指示等の対象地域
- イ. 避難場所
- ウ. 避難経路
- エ. 避難の理由
- オ. 注意事項（携行品、服装等）

③救援段階

- ア. 上水道の飲用の適否、建造物倒壊の危険、垂れ下がった電線等への注意
- イ. 安否情報
- ウ. 交通渋滞解消への協力
- エ. 電話混雑解消への協力
- オ. 道路、水道、電気、ガス等のライフラインの被害と復旧見込み
- カ. その他（給食、給水、生活必需品等の配布状況、廃棄物の収集、運搬状況等）

(2) 伝達手段

待機体制又は警戒体制第1配備においては、情報1班の職員は、警戒すべき気象情報として主に次の手段により住民に情報を伝達する。

- ①町ホームページ
- ②登録制メール(三芳町地域コミュニティメール)
- ③SNS（LINE、X、フェイスブック）
- ④警戒体制第2配備以上においては、秘書広報班の職員を中心に、災害情報（避難指示等）とあわせ、次の手段を加えて住民への情報伝達を拡充する。
- ⑤防災行政無線
- ⑥広報車・消防団車両
- ⑦町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達
- ⑧コミュニティFM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑨エリアメール（緊急速報メール）
- ⑩地区拠点施設における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等

(3) 気象情報・災害情報の収集・伝達責任者

気象情報、災害情報等の収集・伝達責任者は下記のとおりとする。

待機体制 及び 第1配備	気象情報の 収集・伝達	第1責任者	災害対策グループ長
		第2責任者	災害対策グループ副グループ長
第2配備 及び 非常体制	災害情報の 収集	第1責任者	情報部長
		第2責任者	情報1班班長
	災害情報の 伝達	第1責任者	総務部長
		第2責任者	秘書広報班長

(4) 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

8. 異常な現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。災対法第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

(1) 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察官に通報しなければならない。(災対法第54条)

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。(同条第2項)

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。(同条第3項)

(2) 市町村長の通報及びその方法

前項の通報を受けた町長は、この計画(県地域防災計画)の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【資料3-16】気象予警報伝達系統表

【気象庁(熊谷地方気象台)に伝達する事項】

○気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻等突風現象

○地震・火山に関する事項

・火山関係：噴火現象及び噴火以外の火山性異常現象

・地震関係：数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

※気象庁機関の通報先：熊谷地方気象台

第6節 医療救護等対策

震災対策編に準ずる他、次の対策を実施する。

第1 応急対策

1. 救急救助活動の実施者

救急救助活動は、入間東部地区事務組合が東入間警察署及び救助部と連携して実施する。

2. 救急救助の実施方法

(1) 救急救助の対象者

- ① 流失家屋及び孤立したところに取り残された場合
- ② 増水した河川に転落したような場合
- ③ 行方不明の者で、情勢から判断して生存していると推定される場合
- ④ 行方は分かっているが、生存しているか否か明らかでない場合

(2) 救急救助の方法

- ① 救急救助活動の災害対策が大規模にわたる場合には、事態に応じて消防職員・団員等の非常招集を行い、救出活動を行う。
- ② 救急救助活動を行う場合は、常に災害現場で被害状況を正確に把握する。
- ③ 災害現場の状況その他により特殊な救助作業を必要とする際には、特別救助隊を編成し救急救助活動を行う。
- ④ 火災を伴う救急救助活動は、消防隊が消火活動と併せて行う。

(3) 関係機関への応援要請

災害により火災が同時に発生して、消防本部による救助が困難な場合には、状況に応じ下記の各機関に協力を求める。

- ① 消防相互応援協定により、隣接市に協力要請をする。
- ② 東入間警察署に協力要請をする。
- ③ 自衛隊に協力要請する。

第7節 避難対策

第1 予防・事前対策

避難経路、地域防災組織対応等について、震災対策編の該当箇所を準用するほかは、次のとおりとする。

1. 避難計画の策定

町は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

(1) 洪水等に対する住民の警戒避難体制

町は、洪水予報河川等及び水位周知に河川について、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(2) 土砂災害に対する住民の警戒避難体制

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。国及び県は、市町村に対し、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しのほか、警戒避難体制の整備・強化に必要な助言等を行うものとする。

(3) 局地的短時間豪雨

町は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

2. 発災前の避難決定及び住民への情報提供

【県（危機管理防災部、県土整備部）、町】

台風、豪雪、洪水、土砂災害等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。町及び県は、熊谷地方気象台など専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得る。

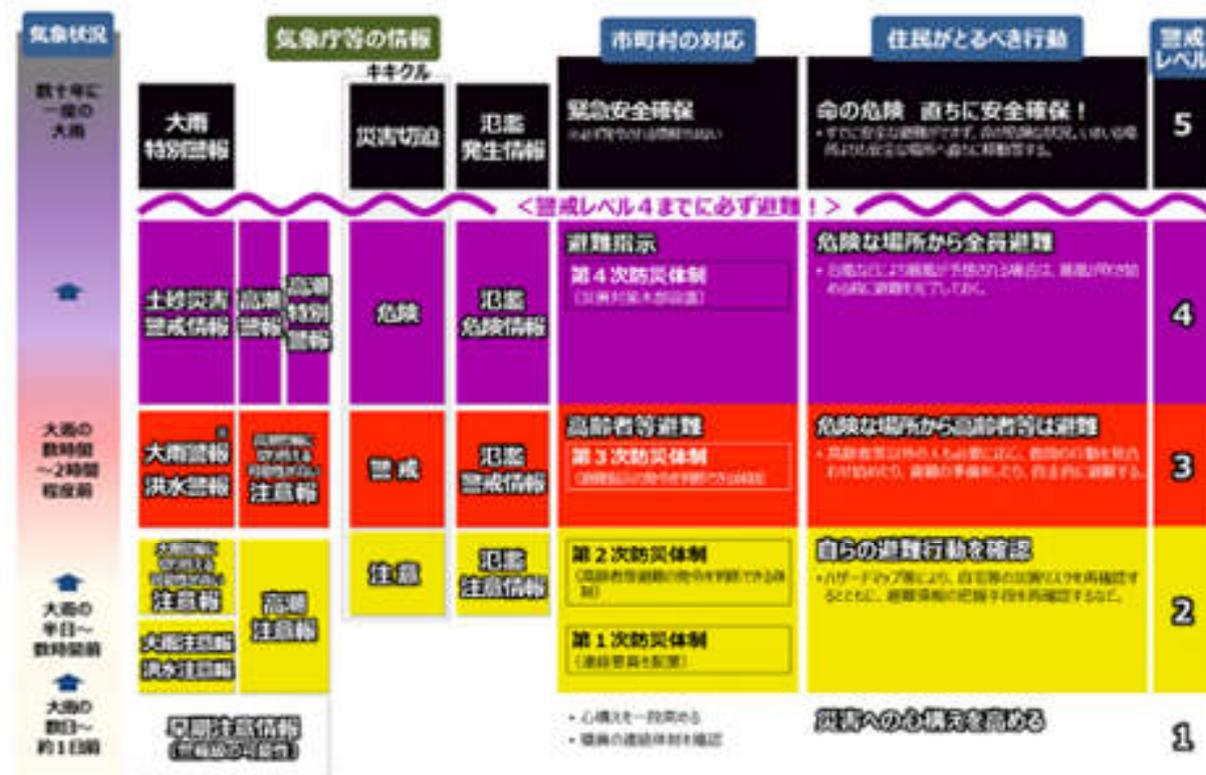
3. 事業者による従業員等の安全確保

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 応急対策

1. 防災気象情報と避難行動

【段階的に発表される防災気象情報と対応する避難行動】



※気象庁：防災気象情報と警戒レベルとの対応について

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/alertlevel.html>

(1) 用語の定義

①高齢者等避難（警戒レベル3）

避難行動に時間を要する要配慮者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求め、その他の住民等に、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備の開始を促す行為であり、災害が発生する危険性が高まった状況において、町長（本部長）が発令する。

②避難指示（警戒レベル4）

人的被害の発生する危険性が非常に高まったとき、若しくは、人的被害が発生した状況で、町長（本部長）は避難のための立ち退き、又は屋内での待避等の安全確保措置に対する指示を行う。あわせて立ち退き先（避難所）の指示も行う。この段階までに避難行動を完了することが原則。

③緊急安全確保（警戒レベル5）

既に何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、避難のためのリードタイムがほとんどない命の危険が迫っている状況での発令。生命を守る最低限の行動をとるよう段階。屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保を行う。

【水害リスクに応じたとるべき避難行動】

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイムの確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
緊急安全確保	・安全とは限らない自宅・施設等 ・近隣の建物 (適切な建物が近隣にあると限らない)	・上階に移動 ・上層階に留まる ・崖から離れた部屋に移動 ・近隣に高く堅牢な建物があり、かつ自宅・施設等よりも相対的に安全だと自ら判断する場合に移動等	・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を確認等	リードタイムを確保できないと考えられる時にとらざるを得ない行動	警戒レベル5 緊急安全確保	洪水 土砂災害
警戒レベル4までに必ず避難						
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所 ・安全な自主避難先 (親戚・知人宅、ホテル・旅館等)	・避難経路が安全かを確認 ・自主避難先が安全かを確認 ・避難先への持参品を確認 ・地区防災計画や個別避難計画等の作成・確認等	リードタイムを確保可能な時にとるべき行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水 土砂災害

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

避難行動	避難先	(詳細)	居住者等が平時にあらかじめ確認・準備すべきことの例	リードタイムの確保の有無	当該行動をとる避難情報	当該行動が関係する災害種別
屋内安全確保	安全な自宅・施設等	・安全な上階へ移動 ・安全な上階層に留まる	・ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で身の安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認 ・孤立に備え備蓄等を準備 等	リードタイムを確保可能な時にとり得る行動	警戒レベル3 高齢者等避難 警戒レベル4 避難指示	洪水等 (土砂災害は立退き避難が原則)

※内閣補(防災担当)：避難情報等について、令和3年5月

https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/pdf/220616_hinan_guideline_2.pdf

2. 避難指示等

(1) 避難指示の実施者

避難情報	実施者	対象災害	根拠法令
高齢者等避難	・町長(本部長)	災害全般	
避難指示 緊急安全確保	・町長(本部長)	災害全般	災害対策基本法第60条
	・知事 ・知事の名を受けた県職員	洪水 地すべり	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
	・水防管理者(町長)	洪水	水防法第29条
	・警察官	災害全般	災害対策基本法第61条
	・派遣自衛隊(その場に警察官がいない場合に限る)	災害全般	自衛隊法第94条

①町長(水防管理者)

町長(水防管理者)は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

②知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

知事又はその委任を受けた職員は、地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立退きを指示するものとする。

③警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長もしくはその権限を代行する市町村の吏員が指示できないと認めるとき、

又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

④自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(2) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して行う。

- ・ 要避難対象地域
- ・ 立退き先
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難理由
- ・ 避難時の留意事項

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努める。

(3) 防災気象情報と避難指示等の発令基準

防災気象情報と警戒レベル及び町の体制	発令判断基準(以下の項目を総合的に勘案して判断する)
高齢者等避難 レベル3 災害対策グループ 体制(第1配備)	大雨警報または洪水警報が発表され、一部地区又は町域において次に示す状況となったとき <ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の開設を検討する段階 ● 道路冠水が発生し、床下浸水の恐れが高まった場合 ● 災害の可能性が高まり、要配慮者の避難を促す必要が生じた場合 ● 関係河川の氾濫警戒情報が発表された場合、又は避難判断水位に達した場合 ● 線状降水帯が発生する可能性があるという情報が発表された場合
避難指示 レベル4 警戒本部体制 (第2配備)	災害の発生が予測される場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の生命の危険が危惧される災害、集落の孤立、若しくは床上浸水その他生活に著しい支障をきたす被害が発生し、又はその恐れが高まった場合 ● 一部の避難所を開設する必要がある場合 ● 記録的短時間大雨情報が発表された場合 ● 関係河川の氾濫危険情報が発表された場合、又は氾濫危険水位を超過しさらに降雨が見込まれる場合 ● 線状降水帯が発生する危険性が高まっているという情報が発表された場合

防災気象情報と警戒レベル及び町の体制	発令判断基準(以下の項目を総合的に勘案して判断する)
緊急安全確保 災害対策本部体制 (非常体制)	<p>災害が全町的に拡大する恐れがある場合、若しくは一部地区又は町域において次に示す状況となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 直ちに住民に命を守る行動をとらせる必要が生じたとき ● 複数の避難所を開設する必要がある場合 ● 三芳町に大雨特別警報が発表された場合 ● 河川の決壊・越水・溢水の発生、又は氾濫発生情報が発表された場合 ● 町長が必要と認めた場合

(4) 警戒レベルと住民に求める行動

町長は、あらかじめ定めた避難計画に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。又はザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難(指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保)をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	・災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生 堤防の決壊により河川の氾濫発生や集中的な土砂災害の発生 ※2 災害の切迫 水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある場合や、集中的な土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い気象状況	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市町村が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取るべき行動を検討する。

(5) 町長への助言

【県(統括部、応急復旧部)、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、町から求めがあった場合には、避難情報の

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。さらに、町は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(6) 警戒区域の設定

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

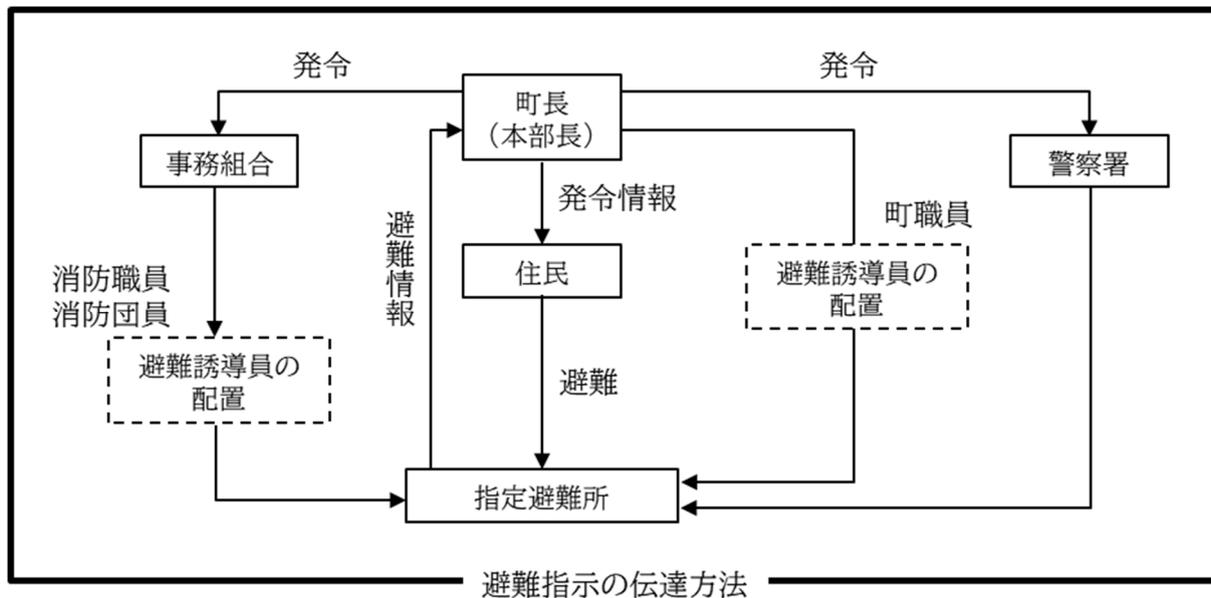
状況	措置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63、73条)	(ア)立入制限 (イ)立入禁止 (ウ)退去命令	(ア)町長 (イ)警察官(注1) (ウ)自衛官(注3) (エ)知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア)立入禁止 (イ)立入制限 (ウ)退去命令	(ア)水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ)警察官(注2)	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア)退去命令 (イ)出入の禁止 (ウ)出入の制限	(ア)消防吏員又は消防団員 (イ)警察官(注2)	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア)引き留め (イ)避難 (ウ)必要な措置命令	(ア)警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

- (注1) 町長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う町の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)および(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。
- (注4) 知事は災害によって町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、町長に代って実施しなければならない。

(7) 避難指示等の住民等への伝達方法

避難指示等は、次の事項に留意して、あらゆる手段を尽くして迅速に伝達する。その際、聴覚障がい者に対する FAX による伝達や、要配慮者に対する避難支援者を通じた伝達等により、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。

- ①サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。
- ②できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

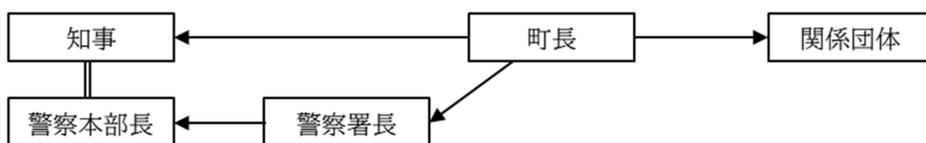


- ①防災行政無線
- ②エリアメール（緊急速報メール）
- ③広報車・消防団車両
- ④町職員、消防職員、消防団員等による口頭伝達（避難対象世帯）
- ⑤コミュニティFM、ローカルテレビ（文字放送）
- ⑥地区防災拠点における館内放送、情報の掲示、デジタルサイネージ等
- ⑦町ホームページ
- ⑧登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）
- ⑨SNS（LINE、X、フェイスブック）
- ⑩その他取りうる全ての方法

(8) 関係機関相互の通知及び連絡

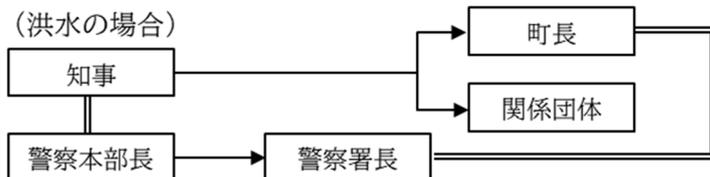
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・町長



・知事又はその命を受けた職員

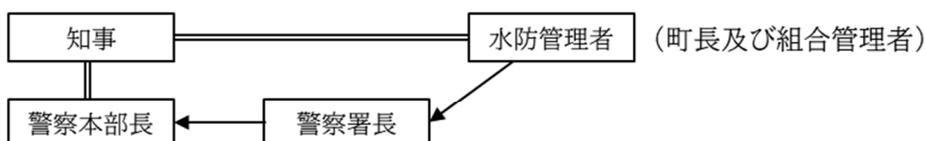
(洪水の場合)



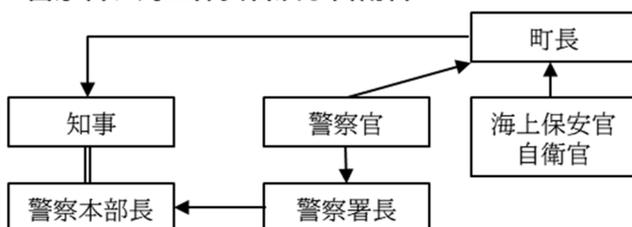
(地すべりの場合)

洪水の場合に準ずる。ただし水防管理者に対する通知、連絡を除くものとする。

・水防管理者



・警察官、海上保安官及び自衛官



3. 避難指示等発令後の対応

(1) 町の役割

①避難指示又は高齢者等避難の伝達

住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

<災害の発生状況に関する情報>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻などの具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第7節 避難対策

- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと

<留意点>

- ・町内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。
- ・避難にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児などの自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。
- ・安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関して熟知しておくものとする。

②警察機関の任務

警察官が避難誘導を行う場合は、市町村、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。

住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第8節 災害時の要配慮者対策

第8節 災害時の要配慮者対策

震災対策編に準ずる

第9節 物資供給・輸送対策

震災対策編に準ずる

第10節 生活の早期再建

震災対策編に準ずる。

1. 防疫及び水害廃棄物処理対策

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発生直後から継続又は再構築する体制を整備する。

2. 生活再建等の支援

《第2部震災対策編第2章第2節生活再建等の支援》を準用する。

3. 被災者への融資

町は、「三芳町風水害資金融資条例」に基づき、風水害を受けた建物等の復旧及び水害予防のための建物等の保全に必要な資金を融資し、もって住民の生活の安定と福祉の増進に寄与する。

「三芳町風水害資金融資条例」を資料 5-20 に、「三芳町風水害資金融資条例施行規則」を資料 5-21 に示す。

第11節 竜巻等突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、住民への注意喚起を行うとともに住民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

1. 竜巻等突風災害の概要

(1) 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2022年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

(2) 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

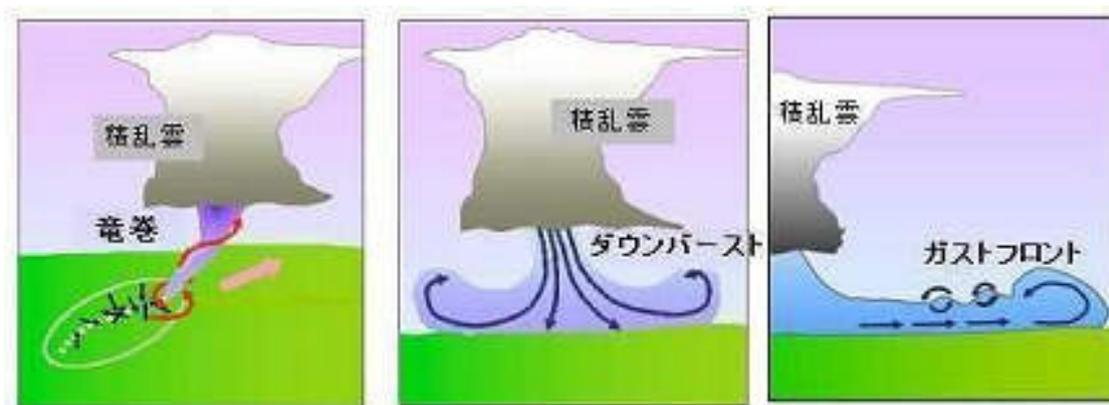
(3) その他の突風

・ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がりや数は数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形など面的に広がる特徴がある。

・ガストフロント

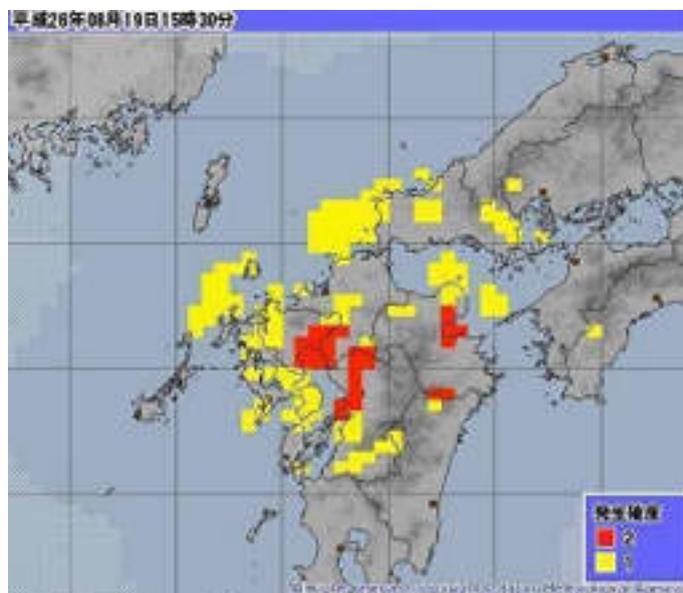
ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がりや数は竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



2. 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻などの激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻などの激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。



(1) 課題

竜巻などの激しい突風は局地的な気象現象であり、予測が難しいことから、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの適中率及び予測精度は低い。

(2) 参考：竜巻注意情報の概要

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

(3) 竜巻注意情報等気象情報の普及

【県（危機管理防災部）、町、熊谷地方気象台】

熊谷地方気象台は町及び県と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、住民への普及啓発を行う。

（参考）住民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る!」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう!」等）

3. 被害予防対策

物的被害を軽減させるための方策として以下を行う。

- ①重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を促進する。
- ②低コスト耐候性ハウス※等の導入など、農業被害の軽減を検討する。
※低コスト耐候性ハウス：強風や積雪に耐えられるように十分な強度を確保したハウス。県の補助対象。

(1) 竜巻等突風対処体制の確立

町は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

- ①竜巻注意情報の収集・伝達については、気象庁等からの情報入手方法を普及啓発し、自助による減災を図る。

- ②目撃情報の活用

町職員や行政連絡区の地域防災関係住民から竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集できる体制を整備する。また、SNS（LINE、X、フェイスブック）による住民からの竜巻発生情報、災害情報の収集手段を検討する。

- ③適切な対処法の普及・啓発

住民が竜巻等突風の危険が高まった際において、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとれるよう、町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(3) 住民への伝達体制

三芳町地域コミュニティメールの防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。

防災行政無線、三芳町地域コミュニティメールなど住民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を検討する。

(4) 適切な対処法の普及

竜巻等突風への具体的な対処法を住民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

住民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

町は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難

第3編 風雪水害対策編 第2章 施策ごとの具体的計画
第11節 竜巻等突風対策

- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A)竜巻注意情報発表時、(B)積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C)竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。
【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
(A)竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化(積乱雲が近づく兆し)に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ(5~10分程度ごと)に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合(人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業)は万々に備え、早めの避難開始を心がける。
(B)積乱雲が近づく兆しを察知したとき(積乱雲が近づく兆し)空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外的場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C)竜巻の接近を認知したとき(竜巻接近時の特徴) ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴(ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等)を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p>(屋内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>(屋外)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

出典:気象庁資料をもとに作成

第3編
風雪水害対策編

4. 竜巻等突風災害危険時及び発生時の対策

(1) 目撃情報の活用

【県（危機管理防災部）、町、熊谷地方気象台、学校】

町及び県や防災関係機関の職員から、竜巻等突風の目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

(2) 竜巻等突風に関する対処行動の支援

【県（統括部）、町】

町及び県は、住民が竜巻等突風から身の安全を守るため、住民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。

町は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。その際は、可能な範囲で、住民が対処行動をとりやすいよう町単位の情報の付加等を行う。

(3) 情報伝達

多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メール、同報ファックスを用いて情報伝達を行う。

気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

○気象の変化(「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し)が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。

○情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起(竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等)、及び住民の対処行動の2点がある。

(例文) 現在、竜巻注意情報が発表され、竜巻などの突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変するなど、積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

(4) 竜巻が発生したときにおける対応

竜巻が発生したことを確認した場合は、防災行政無線や三芳町地域コミュニティメール等を用いて住民へ情報伝達を行う。

情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

(例文) 先ほど、竜巻が発生したもようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変するなど積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守るなど、安全確保に努めてください。(竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事などです。)

第3章 災害復興

震災対策編に準ずる。

第4編 複合災害対策編

第4編 複合災害対策編

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、県及び町、防災関係機関は、地震及び風雪水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

第1節 基本方針

県及び町、防災関係機関が複合災害に対応するにあたっての基本的な方針を次に示す。

1. 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

2. 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町が行う災害応急対策を支援し、被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

3. ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

4. 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、県内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、県外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、県内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、国や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 本県内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

第2節 具体的取組

第1 予防・事前対策

1. 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

○複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風雪水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故）など

○複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる

パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化する。

パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性がある。

○パターンごとの具体的なシナリオ例

パターン1	
先発災害	巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川氾濫が発生、荒川、利根川決壊など

パターン2	
先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

パターン3	
地震A'	県内A地区で巨大地震発生
地震B'	県内B地区で巨大地震がさらに発生
影響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

2. 複合災害発生時の被害想定の実施

県及び町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

3. 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、県及び町、防災関係機関は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

4. 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討する。

5. 避難対策

震災対策編に準ずる。

なお、町は、避難所の選定に当たっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

6. 災害医療体制の整備

震災対策編に準ずる。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとする。

7. 災害時の要配慮者対策

震災対策編に準ずる。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

8. 緊急輸送体制の整備

震災対策編に準ずる。

なお、県及び町、防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

第2 応急対策

1. 情報の収集・伝達

【県（統括部）、町】

震災対策編に準ずる。

なお、県及び町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

2. 交通規制

【道路管理者、警察署】

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

3. 道路の修復

【県（応急復旧部）、町】

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、県及び町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路

の応急補修を実施する。

4. 避難所の再配置

【県（統括部、関係部）、町】

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとする。

第5編 事故災害対策編

第5編 事故災害対策編

第1節 火災対策

町及び入間東部地区事務組合は、火災予防及び応急活動について、県及び関係機関と連携して次の対策を講ずるものとする。

第1 火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、町、消防機関】

火災の実態及び防火対象物等の状況からみて、予防対策は建築物の不燃化を図ること、失火防止対策及び消火力の強化等の対策が考えられる。

1. 建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。

- ①都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大
- ②市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施及び防火帯道路の整備
- ③消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
〔資料 4-6 防火地域及び準防火地域の指定状況〕
〔資料 4-7 都市防災不燃化促進事業制度フロー〕

2. 火災発生原因の制御

(1) 防火管理者制度の効果的な運用

- ①学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底を図るものとする。
- ②防火管理者を育成するため、防火管理講習の開催について、市町村を指導し、防火管理能力の向上を図る。

(2) 予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期するよう指導する。また、消防法令違反の防火対象物については、早急に違反の是正を図り、防火安全体制を確立するよう指導するものとする。

(3) 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

(4) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回

春季と秋季に火災予防運動を実施する。

(5) 火災防御検討会の開催

大火災又は特殊な原因による火災については、他の市町村の協力を得て発生地消防団幹部及びその他の関係者による火災防御検討会を開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とする。

3. 耐災環境の整備

(1) 消防団員の確保対策

消防団員の減少は最近の経済情勢から全国的な傾向であるが、殊に本県は東京都に隣接し、社会環境の変化が激しいため団員確保に困難をきたしている。

このため、これらの打開策として次のことがあげられる。

- ①消防団装備の機械化、軽量化
- ②消防ポンプ自動車等の重点配置
- ③消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- ④中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- ⑤団員の処遇改善
- ⑥女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

(2) 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防火思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

①民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、婦人防火クラブ、幼少年消防クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

②大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

③消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

4. 消防力の強化

消防組織の整備、消防施設の充実、消防職団員の教育訓練等を通じて、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の成果をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

5. 消防計画の作成

(1) 組織

入間東部地区事務組合警防規程及び同警防対策本部設置要綱に定める。

(2) 消防団の育成・強化

消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への啓発・広報等に配慮する。

(3) 消防施設整備計画

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり町の社会構造の変化に対処できるよう消防施設整備計画を策定する。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

(4) 調査計画

災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、管内の消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するとともに、調査を基に、構成市町と連携して管内の被害想定図の作成に取り組む。

(5) 教育訓練計画

消防組織が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要がある。教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

(6) 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の変化によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

(7) 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、入間東部地区事務組合火災警報規則等に基づき、火災警報の発令及び解除の伝達・周知方法を熟知し、徹底する。

なお、町長（本部長）は、県知事あるいは気象官署より火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められた場合、火災警報を発令し、周知徹底を図る。火災気象通報がなされる条件を以下に示す。

①最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合

②平均風速が11m/s以上、ただし、降雨・降雪中を除く

(8) 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論

と経験に基づく防御技術が高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

(9) 風雪水害等警防計画

風雪水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等について、調整しておく。

(10) 避難計画

震災対策編に準ずる。

(11) 救急救助計画

震災対策編に準ずる。

(12) 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、入間東部地区事務組合のみでこれに対処することができない場合等に、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。詳細は、震災対策編に準ずる。

第2 消防活動

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消防活動について定める。

1. 消防本部による消防活動

(1) 情報収集、伝達

① 災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

② 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

2. 他の消防機関に対する応援要請

【危機管理防災部、町、消防機関】

(1) 消防相互応援協定に基づく応援要請

町長は、町が被災した場合、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ締結した消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示等

被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は埼玉県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指

示を行うことができる。

町長は、町が被災した場合、町の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が困難と認められた時は、消防組織法第44条により、緊急消防援助隊の応援を要請するものとする。この場合、緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画による。

(4) 要請上の留意事項

①要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- 1) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- 2) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- 3) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- 4) 町への進入経路
- 5) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

②応援隊の受入体制

応援隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受入体制を整える。なお、緊急消防援助隊については、消防応援活動調整本部が受入体制を整える。

- 1) 応援隊の誘導方法
- 2) 応援隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- 3) 応援隊の活動拠点の確保

3. 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。その際、以下の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

- ①出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
- ②火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- ③火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。詳細については、震災対策編に準ずる。

4. 消防団による消防活動【町、消防機関】

(1) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(5) 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

(6) 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

第3 大規模火災予防

【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、町、消防機関、道路管理者】

密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。

1. 留意点

大規模火災の予防については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、更には、発生したときの迅速な消火活動のための体制整備など関係する機関が数多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

2. 災害に強いまちの形成

震災対策編に準ずるほか、次の対策を実施する。

町は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の指定の検討等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、(耐震性)貯水槽、水路等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

町は、県と協力し、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

(1) 火災に対する建築物の安全化

【危機管理防災部、都市整備部、町、消防機関、事業者】

①消防用設備等の整備、維持管理

町及び県は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進するものとする。

また事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

②建築物の不燃化

建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進するものとする。

- 1) 都市計画法第8条第1項第5号の規定による防火地域又は準防火地域の指定拡大
- 2) 市街地再開発事業、優良建築物等整備促進事業、都市防災不燃化促進事業等の実施

及び防火帯道路の整備

- 3) 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用
- 4) 高層建築物等に係る防災計画指導

(2) 火災発生原因の制御

【危機管理防災部、消防機関、事業者】

①建築物の防火管理体制

消防法施行令第1条の2の規定により学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるものとする。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の整備点検等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

また、消防機関は、防火管理者を育成するため、防火管理講習を開催し、防火管理能力の向上を図るものとする。

②予防査察指導の強化

消防機関は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の関係者に対して指導するものとする。

③高層建築物等の火災予防対策

県及び消防機関は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図るものとする。

④火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、県及び消防機関は、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施するものとする。

⑤火災防御検討会の開催

県は、大規模火災又は特殊な原因による火災について、町の協力を得て発生地の消防関係者等による火災防御検討会を定期的で開催し、防御活動の細部にわたって検討を加え、将来の消防活動並びに教養の資料とするものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

①情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

②情報の分析整理

県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。

③通信手段の確保

町及び県は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

なお、町及び県の整備する情報連絡システムについては、第2編 第2章「第5節 情報収集・伝達」に準ずるものとする。

(2) 災害応急体制の整備

①職員の体制

町、消防機関及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

②防災関係機関相互の連携体制

入間東部地区事務組合は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

(3) 消火活動体制の整備

町は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、水路についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、町及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

(5) 施設、設備の応急復旧活動

町、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

(6) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ定めておくものとする。

(7) 防災関係機関等の防災訓練の実施

①訓練の実施

町及び事業者は、大規模火災を想定し、実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

②実践的な訓練の実施と事後評価

町及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(8) 避難所

町は、指定緊急避難場所、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、あらかじめ、指定避難所の管理運営に向けて、行政連絡区との調整や住民に対する必要な知識の普及に努めるものとする。

なお、避難所の指定については、第2編 第2章「第8節 避難対策」に定める。

4. 防災知識の普及、訓練

(1) 防災知識の普及

入間東部地区事務組合は、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知を図るものとする。

町は、行政連絡区（自主防災組織）と連携して、木造密集地域等における初期消火や通報、避難行動等の防災知識について、リーフレットの配布や研修等を通して普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対し、火災報知器や消火器、避難用補助具等の住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

(3) 防災知識の普及、訓練における要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に

十分配慮し、地域において要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

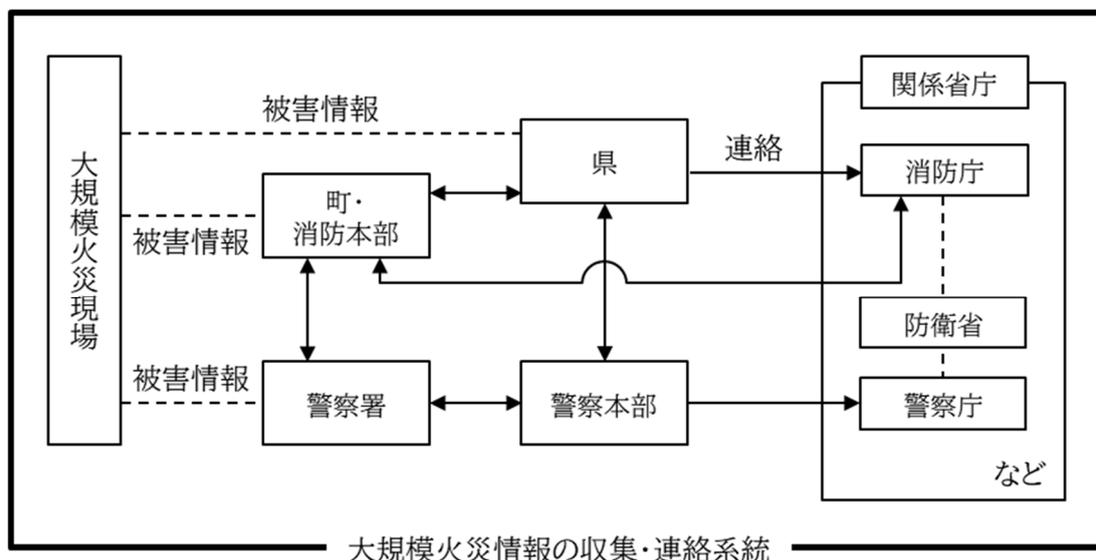
第4 大規模火災対策

1. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

①大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



②応急対策活動情報の連絡

町及び入間東部地区事務組合は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

町、入間東部地区事務組合、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

(2) 通信手段の確保

町及び消防・防災関係機関は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また電気通信事業者は、消防・防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

2. 活動体制の確立

(1) 町の活動体制

町は、大規模な火災が発生した場合には、速やかに職員の非常参集を行って災害対策本部を設置し、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

町は県に対し、災害対策本部の設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、

災害応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(2) 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

3. 広域的な応援体制

知事は、町長の要請があった場合、また被害の規模に応じて特に必要と認めるときは、町を応援するよう他の市町村長に対し指示するものとする。

また、知事は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求めるほか、広域的な応援協定に基づく応援要請を行うものとする。

4. 消火活動

消防機関は、大規模火災が発生した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、必要に応じて、消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

また、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

5. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

(3) 避難収容活動

震災対策編に準ずる。

(4) 施設・設備の応急復旧活動

町、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の応急危険度判定等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動

震災対策編に準ずる他、次の対策を実施する。

県、町及び防災関係機関は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、SNS（LINE、X、フェイスブック）、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

(6) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、大規模火災の状況、被害情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(7) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。

また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2節 危険物等災害対策

町及び消防機関は、危険物等災害について、県及び関係機関と連携して次の対策を行うものとする。この節において、危険物等とは、消防法に定める危険物第1類～第6類のほか、各法令に定める高圧ガス、鉄砲・火薬類、毒物・劇物、サリン等を言う。

第1 危険物等災害予防

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図る。

1. 留意点

県、町は危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

(1) 次により危険物製造所等の整備改善を図る。

- ①危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
- ②立入検査を励行して災害防止の指導をする。

第2 危険物等災害応急対策

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1. 危険物取扱施設における応急対策

入間東部地区事務組合は、震災時には危険物取扱施設の実情に応じて、以下の応急措置を行うよう指導する。また、施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。

- ①危険物の流出及び拡散の防止
- ②流出した危険物の除去、中和等
- ③災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- ④その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置
- ⑤避難収容活動への備え

2. 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、行政連絡区（地域防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を促進するものとする。

第3 高圧ガス災害応急対策計画

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は、作業を速やかに中止する。あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

1. 応急措置

高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防、防災事業所その他の関連機関と協力して応急措置を実施する。

施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- ①製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- ②貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。
- ③①、②に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
- ④充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。

知事（権限移譲市の長）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には高圧ガス保安法により緊急措置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

第4 火薬類災害応急対策計画

- ①猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い、災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- ②県、警察等と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- ③埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産

を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講じさせるとともに、すみやかに警察官、消防職員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

また、施設の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ①保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- ②道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ③搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置を取り、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）等により対処する。

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- ①毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- ②警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- ③埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導に当たる。
- ④毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- ⑤災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- ⑥毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6 サリン等による人身被害対策計画

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関】

本計画は、町内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町、消防機関、警察及び防災関係機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災

害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するため定めるものとする。

〔資料 4-8 サリン等による人身被害の原因究明のための連絡体制〕

1. 活動体制

町は、町内で人身被害が発生した場合においては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努めるものとする。

2. 応急措置

(1) 原因解明

人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、通報を受けた防災関係機関は、迅速、確実な原因解明に努め、応急措置の速やかな実施に努めるものとする。

(2) 情報収集

町は、町内に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町がすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

(3) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

(4) 救出、救助

震災対策編に準ずる。

3. 医療救護

町内に人身被害が発生した場合、県その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、医薬品の確保等について万全を期する。

4. 汚染除去

町長は、町内に人身被害が発生した場合、県に依頼し自衛隊災害派遣要請計画により汚染除去を要請する。

5. 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、町は、大規模火災

発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、行政連絡区（地域防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制を整備するとともに、避難誘導訓練を促進するものとする。

なお、避難路の指定については、第2編 第2章「第8節 避難対策」に定める。

(2) 立入り禁止等の措置

警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、船舶その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

6. 救出、救助

(1) 町

消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。

(2) 警察機関

警察機関は、人身被害が発生した場合、消防機関等と協力して救出・救助活動にあたり、危険個所の監視警ら等を行う。

(3) 緊急消防援助隊

特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の求め又は指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）等により対処する。

(4) 医療救護

県は、県内に人身被害が発生した場合、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう町、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。有毒物質被害では、特に次の項について万全を期するものとする。

① 医薬品の確保

県（保健医療部）は、県内外の医療機関等の協力を得て、PAM、硫酸アトロピン等各種解毒剤を確保するものとする。

② 医薬品の緊急輸送

県は、人身被害の応急措置に際して必要な医薬品の緊急輸送のため、県防災ヘリコプターを活用するほか、必要に応じ自衛隊等に要請し、応急措置に支障をきたさぬよう努めるものとする。

(5) 救急搬送

県は、人身被害の応急措置に際して、傷病者の緊急搬送にヘリコプターを必要とする場合には、県防災ヘリコプターにより行うこととするほか、必要に応じ自衛隊に対し要請する。

(6) 医療機関の確保

震災対策編に準ずる。

(7) 汚染除去

知事は、県内に人身被害が発生した場合、震災対策編に準じて汚染除去を要請する。

(8) 避難誘導

町長、警察官等は、震災対策編に準じ、被害拡大のおそれがあると認められたときは、必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難の指示を行うものとする。

(9) 応援要請

県は、毒性ガス発生事件と推測される場合には、町長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請がなされるように対処するものとする。自衛隊又は他機関への応援要請は、震災対策編に準ずるものとする。

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 基本的な考え方

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民の生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

1. 現況

県内には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設がある。一方、県内には原子力災害特別措置法の規定する原子力事業所は存在しないが、町内の高速道路を核燃料物質輸送車両が通過しているため、輸送中の事故について、その対策を定める。また、埼玉県に比較的近い場所に、福島第一・第二原子力発電所（福島県）、柏崎刈羽原子力発電所（新潟県）、浜岡原子力発電所（静岡県）が立地していることから、これらの施設・発電所で放射線関係事故が発生した場合の対策を定める必要がある。

なお、事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び消防はその施設数を把握している。

2. 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、町はその動向に注視していく。

第2 予防対策

1. 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

(1) 核燃料物質使用施設に係る事故予防対策

【核燃料物質使用事業者】

①燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業者は、県地域防災計画及び各施設の所在する町地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

②放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。

③放射線防護に関する従業員教育及び情報公開

核燃料物質使用事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。また、核燃料物質使用事業者は、周辺住民に対し、放射線防護に関する知識の普及を図るとともに、放射線測定の結果などを定期的に施設周辺の住民等に報告するなど、当該施設での放射性物質に関する情報の公開に努めるものとする。

④防護資機材等の整備

核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故による被ばくの可能性がある環境下で活動する者が必要とする放射線防護のための資機材の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質の汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

⑤緊急時体制の整備

核燃料物質使用事業者は、何らかの要因により、放射線等の漏洩のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(2) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、町、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

(3) 放射性物質取扱施設の把握

町及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

①情報の収集・連絡体制の整備

町は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、休日・夜間の場合等においても対応できる体制とする。

②情報の分析・整理

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国その他関係機関との連携を図るものとする。

③通信手段の確保

町及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

(2) 災害応急体制の整備【危機管理防災部、町、道路管理者】

①職員の体制

県、町及び道路管理者は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

②防災関係機関の連携体制

町及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また県は、緊急消防援助隊に係る体制の強化に努める。

③広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定を締結するなど、広域応援体制を整備、充実するものとする。

3. 緊急被ばく医療体制の整備

【危機管理防災部、保健医療部、町】

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

町は県と連携して、あらかじめ放射線被ばくの専門的治療が可能な医療機関について把握するよう努めるものとする。また、必要に応じて、これらの医療機関と消防機関との連携体制の確立を図る。

(2) 被ばく検査体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した際に、住民及び外部からの避難住民に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、県を通じて、あらかじめ周辺保健所における検査体制や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

(3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、傷病者の救急搬送や県指定の災害拠点病院等への広域搬送等の体制整備に努めるものとする。

なお、出動に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

4. 防護資機材の整備

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関】

(1) 防護資機材の整備

町及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

(2) 放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に避難所となる施設をはじめとして町内各地点における空間放射線量等を測定し、広報する体制を整備するものとする。

(3) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

①避難住民の受け入れ及び避難所の指定

放射線関係事故に対する避難所は、及び大規模な避難住民の受け入れについては、震災対策編を準用し、広域一時滞在施設は中央公民館を指定する。

②住民の避難体制

住民の避難体制及び県外避難については、震災対策編を準用する。

③避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要援護者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、行政連絡区（自主防災組織）等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(4) 飲料水の供給体制の整備

震災対策編を準用する。特に、乳児に飲料水の供給を実施する場合は、備蓄飲料水（ペットボトル保存水）を優先的に活用するほか、県等と協議して対策を講ずるものとする。

(5) 広報体制の整備

震災対策編を準用する。

(6) 住民相談窓口の整備

【住民生活部、保健医療部、町】

町及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備するものとする。

(7) 防災教育・防災訓練の実施

【危機管理防災部、保健医療部、町】

町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施するものとする。

①放射線及び放射性物質の特性に関すること。

②放射線防護に関すること。

③放射線による健康への影響に関すること。

④放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。

⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

⑥防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。

⑦その他必要と認める事項

(8) 住民に対する知識の普及

町及び県は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行うものとする。

広報の主な内容については、以下のとおりとするものとする。

- ①放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ②放射線防護に関すること。
- ③放射線による健康への影響に関すること。
- ④放射線関係事故発生時に町及び県がとるべき措置に関すること。
- ⑤放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥その他必要と認める事項

(9) 訓練の実施と事後評価

町及び県は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施するものとする。また、訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 応急・復旧対策

本県における放射線関係事故発生現場としては、核燃料物質等の輸送中及び核燃料物質を使用している事業所が想定される。また、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設における火災等が想定される。

このうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく許可を受けた核燃料物質使用事業所においては、その許可及び使用数量等から勘案すると、事故発生の場合に放出される放射線による周辺環境への影響は、輸送中における事故のそれと比較して小さいものと考えられる。そのため、対策を定めるに当たっては、輸送中の事故によるものを中心とし、その他の場合にあってはこれを援用するものとする。

なお、放射性輸送物は、収納される放射性物質の放射エネルギーに応じて輸送容器が区分される。放射エネルギーの少ない順にL型、A型、B型等に区分される。本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

さらに、本県から比較的近い場所に立地している原子力発電所において放射能漏れ事故が発生した場合に備え、放射線量等の測定体制の整備、避難住民等の外部被ばくの簡易測定及び健康相談窓口を開設する体制をあらかじめ想定するものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

1. 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する

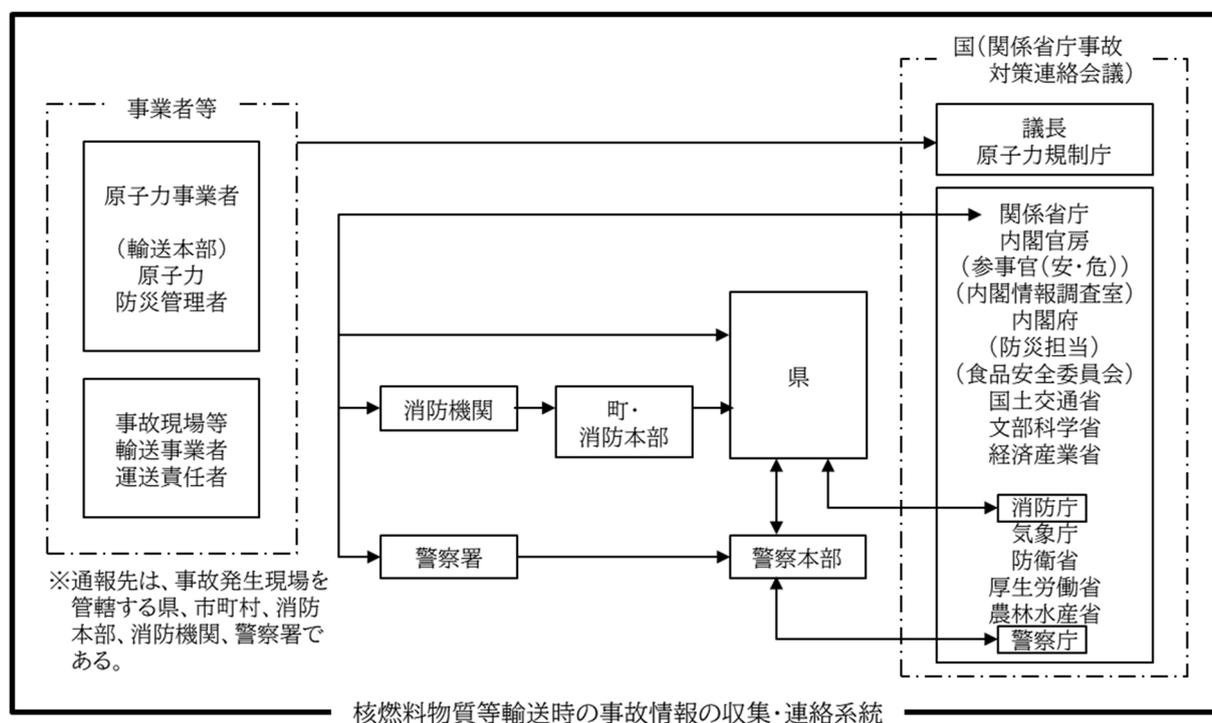
市町村及び関係省庁などに通報するものとする。

- ①特定事象発生 の場所及び時刻
- ②特定事象の種類
- ③検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- ④気象状況（風向・風速など）
- ⑤周辺環境への影響
- ⑥輸送容器の状態
- ⑦被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- ⑧応急措置
- ⑨その他必要と認める事項

県は、事業者などから受けた情報について、関係省庁等、町、道路管理者及び警察・消防など関係機関等との間で、情報の交換などを行うものとする。

(1) 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は以下のとおりとするものとする。



(2) 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

(3) 応急対策活動情報の連絡

事業者の原子力防災管理者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。
また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとするとともに、国などに、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

2. 通信手段の確保【県、町】

町及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

3. 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、以下のとおりとする。

①関係機関への通報・連絡

②異常事態発生に伴う緊急時モニタリング

③消火及び輸送物への延焼防止

④輸送物の移動

⑤立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）

⑥汚染の拡大防止及び除染

⑦放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出

⑧その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防機関の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた最寄の消防機関は、直ちにその旨を消防庁及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じるものとする。

※警戒区域の設定に係る留意事項

警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径15m以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね100mを確保する。

4. 県の活動体制

(1) 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

(2) 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

(3) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、第2編 第2章「第4節 応急対応力の強化」によるものとする。

5. 町の活動体制

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。また、町は、必要に応じて独自の放射線量等の測定体制や健康相談体制を整える。

6. 応援要請・自衛隊災害派遣要請

町は必要に応じて、県に応援を要請するとともに、他の市町村に対しても応援を求めるものとする。また、町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

7. 応援要請【県】

県は必要に応じて、被災市町村に対する応援を、他の市町村に対して指示するとともに、他の地方公共団体に対しても応援を求めるものとする。

8. 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

町及び消防機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、活動手順や資機材の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について職員への周知を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

町及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町及び消防機関は、他市町村との応援協定に基づき、迅速な広域応援協力が得られるよう準備しておくものとする。

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行うものとする。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定等に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。

9. 原子力緊急事態宣言発出時の対応【県、町】

(1) 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町及び県はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、10.以下の措置を講ずるものとする。

(2) 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

10. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動【県、町】

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(2) 交通の確保【警察本部、道路管理者】

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取るものとする。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

11. 退避・避難収容活動など

震災対策編及び風雪水害対策編に準ずる。

(1) 退避・避難等の基本方針

町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、県又は国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示等の措置を講ずるものとする。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他、要配慮者にも十分配慮する。

(2) 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

(3) 町長による屋内退避・避難等の指示

町長は、警戒区域等を設定した場合は、警戒区域の住民に対する立ち退き避難、屋内退避対象地域の住民に対する自宅等の屋内への退避など、必要な指示をするとともに、指定避難所を開設し、避難住民を受入れるものとする。

また、必要があれば、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認した上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

知事は、町の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第2項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示することとしている。

(4) 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(5) 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をするものとする。

また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する

安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設するものとする。

この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずるものとする。

(6) 避難所の運営管理

町は、避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図るものとする。

また町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努めるものとする。

(7) 要配慮者への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者の避難誘導や避難所生活に十分配慮するものとする。

特に高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努めるものとする。

12. 住民への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、被害情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。また、情報提供にあたっては、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、SNS（LINE、X、フェイスブック）、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要援護者に対して十分に配慮するものとする。

町は、必要に応じ、震災対策編を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(1) 住民への的確な情報の伝達

町及び県は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

13. 核燃料物質等の除去等

事業者は、町並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行うものとする。

14. 各種規制措置と解除

【県、町、消防機関、警察本部、原子力事業者】

(1) 飲料水・食物の摂取制限等

町及び県は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・食物の摂取制限等を行うものとする。

(2) 解除

町、県、原子力事業者等及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行うものとする。

15. 被害状況の調査等

(1) 被災住民の登録

町は、県の指示に基づき、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、震災対策編を準用し、避難所に収容した住民の登録を行うものとする（避難者情報カードに基づく避難者名簿の作成）。

(2) 被害調査

町は、県の指示に基づき、次に掲げる事項に起因して被災地区の住民が受けた被害を調査するものとする。

- ①退避・避難等の措置
- ②立入禁止措置
- ③飲料水、食物の制限措置
- ④その他必要と認める事項

(3) 汚染状況図の作成

町は、県が緊急時モニタリングの結果に基づき行う被災地域の汚染状況図の作成に協力するとともに、必要に応じて独自に放射線量等の測定を行うものとする。また、医療及び損害賠償請求等に必要な資料と記録を整備・保管するものとする。

16. 住民の健康調査等

町及び県は、退避・避難した地域住民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と精神の安定を図るものとする。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、あらかじめ把握されている医療機関と連携を図り、収容等を行うものとする。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施するものとする。

17. 放射性物質取扱施設事故対策に係る応急・復旧対策

核燃料物質及び放射性同位元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

(1) 事故情報の収集・連絡

①放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡【県、町、消防機関、取扱事業者】

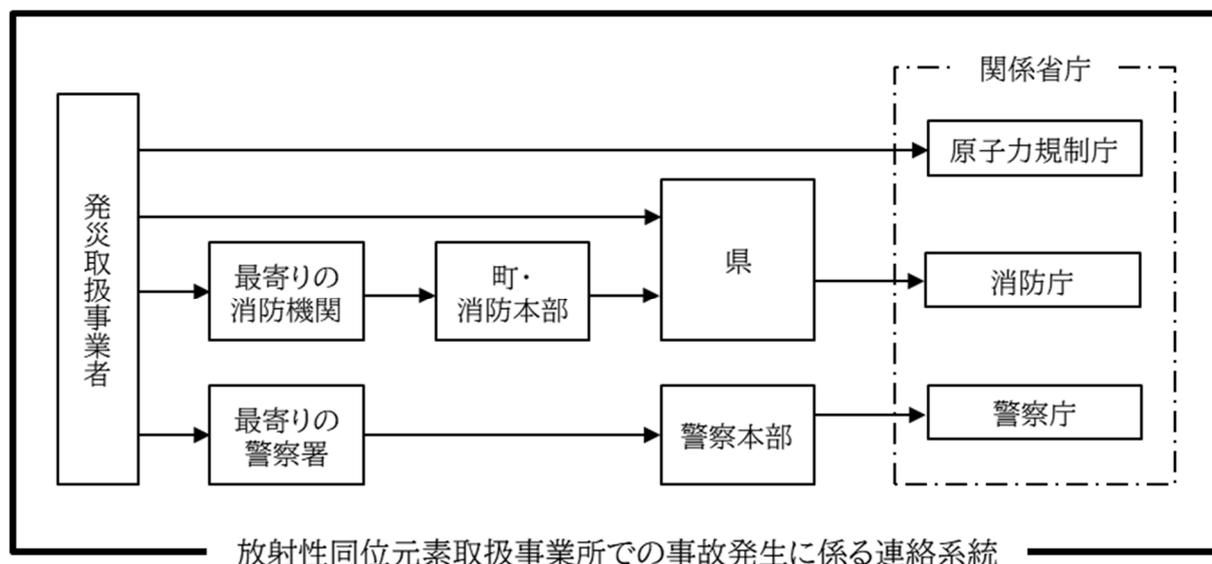
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

- 1) 事故発生の時刻
- 2) 事故発生の場所及び施設
- 3) 事故の状況
- 4) 気象状況（風向・風速）
- 5) 放射性物質の放出に関する情報
- 6) 予想される災害の範囲及び程度等
- 7) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに総務省消防庁及び市町村など関係機関等へ連絡するものとする。

②放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



③放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

④応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するものとするとともに、国に、応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保【県、町、関係機関】

町及び県等の防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための連絡体制を確保するものとする。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行うものとする。

(3) 活動体制の確立【県、町、取扱事業者】

町及び県は、活動体制の確立を図るものとする。

18. 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準

(出典：原子力規制委員会)

原子力災害においては、初期対応段階では、情報が限られた中でも、放射線被ばくによる確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、迅速な防護措置等の対応を行う必要がある

(2) 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故対策については、原子力緊急事態宣言発出時の対応を準用するものとする。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び町、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

(3) 放射線量等の測定及び対処体制

町は県等が行う放射線対策に協力するとともに、必要に応じて、「三芳町放射線量等に関する対応方針」に基づき、次のとおり、公共施設、公共用地及び道路側溝等の空間放射線量の測定、除染等の対応を行い、住民への情報提供を行う。尚、対応方針については、国等における最新の知見を踏まえて適宜見直しを図る。

- ①学校及び保育所の給食への放射性物質の影響について測定し、適切な措置をとるとともに、保護者等への情報提供を行う。
- ②飲料水（水道水・地下水）及び農産物等の安全性を確保するとともに、風評被害を防ぐため、国・県と緊密に連携を取りながら、飲料水及び農産物等の放射性物質の測定に協力し、若しくは自ら実施する。
- ③がれきや下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定し、適切な維持管理を図る。
- ④必要により、希望する住民に対し、消費する食品等の放射性物質のスクリーニング検査（簡易検査）を行う。
- ⑤住民及び他市町村からの避難住民に対し、要望に応じて外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。

(4) 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要

である。このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。ただし、これらの事態は、ここに示されている区分の順序のとおり発生するものでなく、事態の進展によっては全面緊急事態に至るまでの時間的間隔がない場合等があり得ることに留意すべきである。

これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状況等に基づき緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下「EAL」という。）を設定する。

各発電用原子炉の特性及び立地地域の状況に応じたEALの設定については、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子力事業者が行う。

①運用上の介入レベル（OIL）

全面緊急事態に至った場合には、住民等への被ばくの影響を回避する観点から、基本的には施設の状況に基づく判断により、避難等の予防的防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国、地方公共団体及び原子力事業者は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果を防護措置を実施すべき基準に照らして、必要な措置の判断を行い、これを実施することが必要となる。

放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じなければならない。また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間以内に一時移転等の早期防護措置を講じなければならない。これらの措置を講じる場合には、避難場所等でのスクリーニングの結果から除染等の措置を講じるようにしなければならない。さらに、経口摂取等による内部被ばくを回避する観点から、一時移転等を講じる地域では、地域生産物の摂取を制限しなければならない。また、飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始すべき範囲を数日以内に空間放射線量率に基づいて特定するとともに、当該範囲において飲食物中の放射性核種濃度の測定を開始し、その濃度に応じて飲食物摂取制限を継続的に講じなければならない。これらの防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下「OIL」という。）を設定する。

(5) 放射線量等の測定体制の整備

①住民及び他県からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

【保健医療部】

②県は、住民及び他県からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばく程度を確認するための簡易測定を実施すると

もに、保健所に健康相談の窓口を開設するものとする。

- ③空間放射線量の測定体制の整備【総務部、危機管理防災部、環境部、福祉部、保健医療部、教育局】
- ④県は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、住民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県内における放射線量の分布を把握するものとする
- ⑤飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備【農林部、企業局、町】
- ⑥県は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、住民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行うものとする。
- ⑦浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備【企業局、下水道局】県は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

19. 他市町村からの避難住民の受入れについて

他市町村において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、第2編 第2章「第12節 広域災害応援」を準用する。

第4節 農林水産災害対策計画

第1 凍霜害予防

【農林部、町、農業協同組合関係団体】

凍霜害による茶の減収を最小限に防止し、農家経営の安定に資するため、茶園の凍霜害の防除体制を整備し防除技術、被害調査方法及び被害後の技術対策等について定める。

1. 実施計画

(1) 凍霜害防除、被害調査及び技術対策体制

凍霜害防除対策は、次のとおり関係機関が一体となり密接に連携して行うものとする。

①生産振興課

凍霜害防除体制及び被害後の技術対策等について企画立案に当たる。

②茶業研究所

凍霜害防除技術及び被害後の技術対策の樹立及び指導に当たる。

③農林振興センター

管内の関係機関、町及び団体と連絡を密にし、凍霜害の防除体制、情報の伝達、被害後の技術対策等の指導、推進に当たる。

④町

管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

⑤農業協同組合等関係団体

町と一体となって次の事項を行う。

- 1) 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。
- 2) また、凍霜害の常習地帯においては、管内の地勢、地形等を把握して重点的な対策を行うように準備する。
- 3) 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように務めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

2. 霜注意報等の伝達

生産振興課及び茶業研究所は、凍霜害の発生が予想される期間中凍霜害担当者を定め、関係機関への霜注意報等の伝達に当たる。

3. 生産振興課

①霜注意報等の伝達を受けた場合は、直ちに茶業研究所に伝達する。なお、霜注意報が発表された場合、県（災害対策課）は、防災行政無線システムにより町にこれを伝達することとしている。

②土曜日、日曜日、祭日並びに平日の午前8時30分～午後5時15分以外の時間に霜注意報が発表された場合、生産振興課凍霜害担当者は、これを茶業研究所の凍霜害担当者に伝達する。

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、路面下空洞等による道路構造物の被害の予防、危険物を積載する車輛の転倒及び危険物の流出等の大規模事故が発生した場合等の災害の拡大防止等、道路災害の対策について定める。

県では、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時の通行規制区間及び特殊通行規制区間としてあらかじめ設定し、道路利用者等に広報をするとともに、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールを実施している。

1. 道路の安全確保

(1) 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者（以降、町道、県道、国道、高速道路等の道路管理者を含む）は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(2) 警察

警察は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

(3) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者へ広報するものとする。

〔資料 4-9 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準〕

〔資料 4-10 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準〕

(4) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努めるものとする。

- ①道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努める。
- ②道路における災害を予防するため、必要な施設の整備、維持補修及び長寿命化を図る。
- ③道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。
- ④安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

また、道路管理者は、災害が発生した際、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活

動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努めるものとする。

(5) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材を保有しておくものとする。

2. 情報の収集・連絡

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備【県、町、道路管理者】

県、町及び道路管理者は、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図るものとする。

(2) 通信手段の確保【県、町】

町及び県は、災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

3. 災害応急体制の整備

(1) 災害応急体制の整備

町及び道路管理者は、災害の状況に応じた職員出動体制（〇〇事故対策本部等の組織横断的体制を含む1次体制、2次体制等）を、予め計画するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制【県、町、消防機関】

町及び県は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

4. 緊急輸送活動体制の整備

(1) 県、町、道路管理者

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。

また、県、町及び道路管理者は、発災時の道路管理体制の整備に努めるものとする。

(2) 警察

警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、平素から支援関係機関との連帯強化を図るとともに、発生時における交通規制の広報体制を確保するものとする。

5. 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町及び県は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、町及び県は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。

第2 道路災害応急対策

発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1. 災害情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに関係市町村、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。町は、国（国土交通省）及び道路管理者から受けた情報を、県、関係市町村、警察及び各関係機関等へ連絡するものとする。

2. 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

(1) 道路管理者

道路管理者は、被害状況を県、町、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

(2) 県

県は、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影等による被害情報の収集を行うものとする。

また、市町村等から被害情報を収集するとともに、映像情報等の被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を道路管理者、市町村、関係都県、警察及び国（国土交通省・消防庁）に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡するものとする。

(3) 町

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡するものとする。

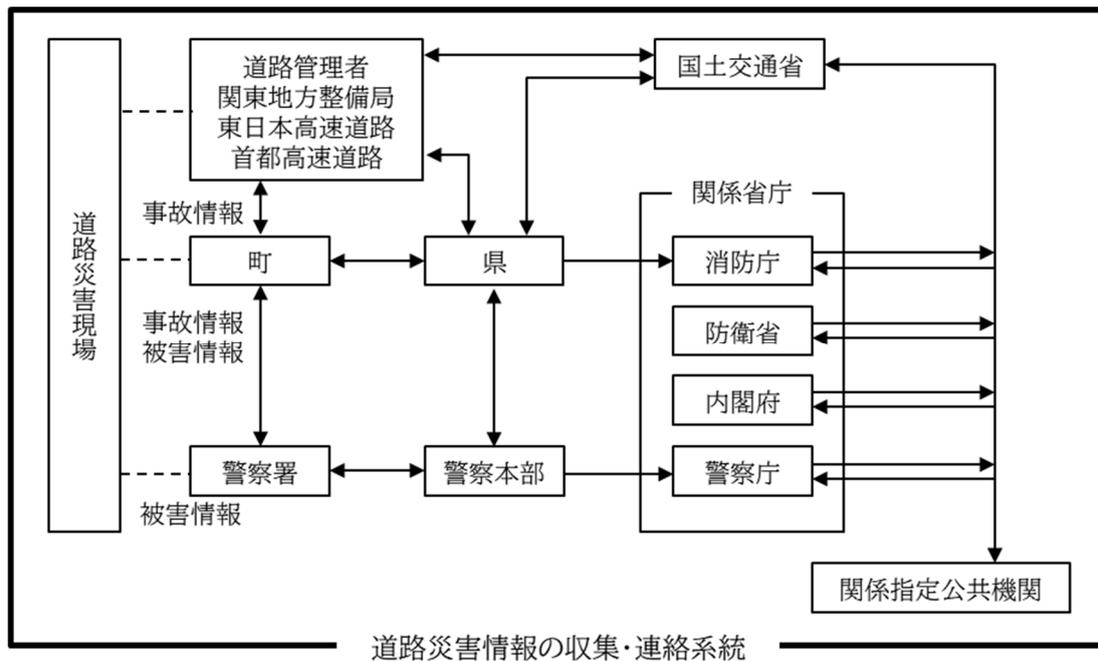
(4) 警察

警察は、現場情報を多角的に収集し、情勢を的確に判断して必要な措置をとるとともに、

関係機関に連絡するものとする。

3. 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



4. 応急対策活動情報の連絡

(1) 道路管理者

道路管理者は、国（国土交通省）に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

(2) 県

県は、自ら実施する応急対策活動の実施状況等を町に連絡するとともに、国（国土交通省・消防庁）に応急対策活動の実施状況等を随時連絡するものとする。

(3) 町

町は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡するものとする。

(4) 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

5. 町の活動体制

町は、発災後速やかに災害の状況に応じた職員の参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じるものとする。

また、町は、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整えるものとする。

(1) 応援要請

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し応援要請及び自衛隊の派遣要請を行うものとする。

6. 消火活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、県、警察及び町等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行うものとする。

(2) 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

警察は道路管理者と連携を保ち、緊急輸送を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

交通規制に当たっては、道路管理者及び警察は、相互に密接な連絡を取るものとする。

緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に行うものとする。

8. 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

(3) 警察

警察は、危険物の流出が認められた場合、直ちに警戒線を設定し、避難誘導活動を行うものとする。

9. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

(2) 警察

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずるものとする。また警察は、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど、必要な措置を講ずるものとする。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、被害情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、広報車、登録制メール（三芳町地域コミュニティメール）、SNS（LINE、X、フェイスブック）、掲示板等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

そのほか、情報提供の手段・方法については、震災対策編に準ずる。

町は、必要に応じ、第2編 第2章「第11節 住民生活の早期再建」を準用し、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(1) 住民への的確な情報の伝達【県、町】

町及び県は、住民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応【県、町】

町及び県は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

11. 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の

広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。道路管理者は、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

【企画財政部、危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、東武鉄道(株)】

本計画は、埼玉県の地域において列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策並びに復旧等の諸対策について定めるものとする。

〔資料 2-9 埼玉県鉄道網図〕

各鉄道事業者は、災害時のみならず日常においても、適切な情報収集及び旅客への情報提供など、適切な予防、応急対策が行われている。今後は、それぞれの事業者が持っている情報を相互に交換することにより、効果的な活動が行えるようにする必要がある。

第1 鉄道事故対策計画

1. 事業者等の活動体制【鉄道事業者】

事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じるものとする。警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施するものとする。

2. 町の活動体制

町は、鉄道事故が発生した場合においては、法令、町地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

3. 応急措置

【危機管理防災部、保健医療部、警察本部、町、消防機関、鉄道事業者】

鉄道事故発生時の応急措置は、震災対策編の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

① 県

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、市町村及び関係機関と緊密に連絡して応急対策に当たるものとする。

1) ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ電送システムにより県庁に送り、応急対策活動に活用する。

2) 現地調査班の派遣現地における的確な被害状況を把握するため、災害対策本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員、又は鉄道事故対策専門家からなる現地調査班を編成し、現地調査にあたらせるものとする。

また、事故災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、事故災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送

できるシステムを整備する。

②町

町は、域内に鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関して、すでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。その他の基本事項、情報の収集、報告等の責務は、震災対策編に準ずる。

③警察

震災対策編に準じた情報収集活動を行う。

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

①事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

②警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

(3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、震災対策編に準じ、避難の指示を行う。

(4) 救出、救助

震災対策編に準ずる。

①町

- 1) 事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。
- 2) 協力者の動員を行う。

②警察

- 1) 警察は、市町村長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により、市町村長の行う救出、救助活動に協力する。
- 2) 警察は、事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険に瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。

(5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行うものとする。

(6) 応援要請

鉄道事故発生時において、各地方公共団体及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施するものとする。自衛隊及び他機関への応援要請は、震災対策編に準ずるものとする。

(7) 医療救護

県は、県内に鉄道事故が発生した場合、震災対策編に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう町、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。